平成27年

島本町議会6月定例会議会議録

平 成 2 7 年 6 月 2 3 日 開 議 平 成 2 7 年 6 月 2 5 日 散 会

平成27年 6月23日(第1号)

平成27年 6月24日 (第2号)

平成27年 6月25日(第3号)

平成27年島本町議会6月定例会議会議録目次

第 1 号(6月23日)

○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○会議録署名議員の指名 4 ○諸般の報告 4 ○一般質問 5 · 関 議員 5 · 田中議員 16 · 平井議員 20 · 野村議員 26 · 戸田議員 32 · 外村議員 44 · 河野議員 55 · // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ // ・ //	○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○諸般の報告 4 ○議長の常任委員辞任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○議長の常任委員辞任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○一般質問 5 ・関議員 5 ・田中議員 16 ・平井議員 20 ・野村議員 32 ・外村議員 44 ・河野議員 55 ・川嶋議員 67 ・佐藤議員 76 ○延会の宣告 86 ・出席議員 89 ○議事日程 91 ○開議の宣告 92 ・村上議員 92 ・平野議員 97	○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
・関議員・ 16 ・ 田中議員・ 20 ・ 野村議員・ 26 ・ 戸田議員・ 32 ・ 外村議員・ 44 ・ 河野議員・ 55 ・ 川嶋議員・ 67 ・ 佐藤議員・ 76 ○延会の宣告・ 86 第 2 号 (6 月24日) ○出席議員・ 91 ○開議の宣告・ 92 ○一般質問・ 92 ・ 村上議員・ 92 ・ 平野議員・ 92	○議長の常任委員辞任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
・田中議員・ 16 ・平井議員・ 20 ・野村議員・ 26 ・戸田議員・ 32 ・外村議員・ 44 ・河野議員・ 55 ・川嶋議員・ 67 ・佐藤議員・ 76 ○延会の宣告・ 86 第 2 号 (6月24日) ○出席議員・ 91 ○開議の宣告・ 92 ○一般質問・ 92 ・村上議員・ 92 ・村上議員・ 97	○一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
・平井議員 20 ・野村議員 26 ・戸田議員 32 ・外村議員 44 ・河野議員 55 ・川嶋議員 67 ・佐藤議員 76 ○延会の宣告 86 第 2 号 (6月24日) ○出席議員 89 ○議事日程 91 ○開議の宣告 92 ○一般質問 92 ・村上議員 92 ・村上議員 92	・関 議員······	5
・野村議員・ 26 ・戸田議員・ 32 ・外村議員・ 44 ・河野議員・ 55 ・川嶋議員・ 67 ・佐藤議員・ 76 ○延会の宣告・ 86 第 2 号(6月24日) ○出席議員・ 91 ○開議の宣告・ 92 ・村上議員・ 92 ・村上議員・ 97	田中議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
・戸田議員・ 32 ・外村議員・ 44 ・河野議員・ 55 ・川嶋議員・ 67 ・佐藤議員・ 76 ○延会の宣告・ 86 第 2 号 (6 月24日) ○出席議員・ 91 ○開議の宣告・ 92 ・村上議員・ 92 ・村上議員・ 92 ・平野議員・ 97	・平井議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
・外村議員 44 ・河野議員 55 ・川嶋議員 67 ・佐藤議員 76 ○延会の宣告 86 第 2 号 (6月24日) ○出席議員・89 ○議事日程・91 ○開議の宣告 92 ○一般質問・92 ・村上議員 92 ・村上議員 92	野村議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
・河野議員・ 55 ・川嶋議員・ 67 ・佐藤議員・ 76 ○延会の宣告・ 86 第 2 号 (6月24日) ○出席議員・ 89 ○議事日程・ 91 ○開議の宣告・ 92 ○一般質問・ 92 ・村上議員・ 92 ・平野議員・ 97	・戸田議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
・川嶋議員・ 67 ・佐藤議員・ 76 ○延会の宣告・ 86 第 2 号 (6月24日) ○出席議員・ 89 ○議事日程・ 91 ○開議の宣告・ 92 ○一般質問・ 92 ・村上議員・ 92 ・平野議員・ 97	・外村議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
・佐藤議員・ 76 ○延会の宣告・ 86 第 2 号 (6月24日) ○出席議員・ 89 ○議事日程・ 91 ○開議の宣告・ 92 ○一般質問・ 92 ・村上議員・ 92 ・平野議員・ 97	· 河野議員······	5 5
 ○延会の宣告・ 86 第 2 号(6月24日) ○出席議員・ 89 ○議事日程・ 91 ○開議の宣告・ 92 ・村上議員・ 92 ・平野議員・ 97 	・川嶋議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
第 2 号(6月24日) 〇出席議員・・・ 89 ○議事日程・・ 91 ○開議の宣告・ 92 ・村上議員・・ 92 ・平野議員・ 97	· 佐藤議員······	7 6
 ○出席議員・・・村上議員・・・平野議員・・・ ○出席議員・・・ 9 1 9 2 9 2 9 3 9 4 9 5 9 7 	○延会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 6
 ○出席議員・・・村上議員・・・平野議員・・・ ○出席議員・・・ 9 1 9 2 9 2 9 3 9 4 9 5 9 7 		
 ○出席議員・・・村上議員・・・平野議員・・・ ○出席議員・・・ 9 1 9 2 9 2 9 3 9 4 9 5 9 7 	第 2 号(6月24日)	
○議事日程・・・ 91 ○開議の宣告・・・ 92 ・村上議員・・・ 92 ・平野議員・・・ 97		
○議事日程・・・ 91 ○開議の宣告・・・ 92 ・村上議員・・・ 92 ・平野議員・・・ 97	○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 9
○開議の宣告・・・ 9 2○一般質問・・・ 9 2・村上議員・・ 9 2・平野議員・ 9 7		
○一般質問・・・ 9 2 ・村上議員・・・ 9 2 ・平野議員・・・ 9 7		
・村上議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
・平野議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 7		
11417 19992 3	· 清水議員····································	

○第 2 号報告	平成26年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告に
	ついて・・・・・・・・・・・・119
○第43号議案	町道路線の認定について・・・・・・・・・・・140
○第44号議案	工事請負契約の締結について(桜井跨線橋補修・補強工事その3)・・154
○第45号議案	工事請負契約の締結について(町立第一小学校耐震補強工事)・・・・・1 6 1
○第46号議案	工事請負契約の締結について(町立第二小学校耐震補強等工事)・・・・161
○第47号議案	工事請負契約の締結について(町立第四小学校耐震補強等工事)・・・・161
○延会の宣告・・・	
	第 3 号(6 月25日)
○出席議員・・・・・	
○議事日程・・・・・	
○開議の宣告・・・	
○第45号議案	工事請負契約の締結について(町立第一小学校耐震補強工事)・・・・・176
○第46号議案	工事請負契約の締結について(町立第二小学校耐震補強等工事)・・・・176
○第47号議案	工事請負契約の締結について(町立第四小学校耐震補強等工事)・・・・176
○第48号議案	工事請負契約の締結について
	(町立第一中学校耐震補強等工事(第1期))・・・・・・・・・・195
○第49号議案	工事請負契約の締結について(町立第二中学校給食棟増築工事)・・・・205
○第50号議案	動産の買入れについて・・・・・・・・・・・・222
○第51号議案	島本町税条例の一部改正について・・・・・・・・・・226
○第52号議案	平成27年度島本町一般会計補正予算(第1号)230
○散会の宣告・・・	
※付議事件の議院	P.結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成 2 7 年

島本町議会6月定例会議会議録

第 1 号

平成27年 6月23日(火)

島本町議会6月定例会議 会議録(第1号)

年 月 日 平成27年6月23日(火)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

平井 1番 均 2番 関 重勝 3番 外村 敏 一 4番 田中 修 5番 村 上 毅 6番 清 水 貞 治 7番 岡田 初惠 8番 川嶋 玲 子 9番 戸田 靖 子 10番 平野 かおる 11番 伊集院 春美 12番 野村 行良 13番 河野 恵子 14番 佐 藤 和子

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 川口 裕 副町長 乾 知節 教 育 長 岡本 克己 健康福祉 総合政策 由岐 英 総務部長 則文 岡本 柴山 泰三 部 長 部 長 都市創造 上下水道 水木 正也 今中 良昌 消防長 近藤 治彦 部 長 部 長 総合政策部 教育こども 北河 浩 紀 会計管理者 妹藤 博美 政策企画 佐藤 成一 部 長

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 猪倉 悟 書 記 村田 健一 書 記 小東 義明

課

長

議事日程第1号

平成27年6月23日(火)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議長の常任委員辞任について

日程第4 一般質問

関 議員 1. AEDの設置、運用に対する町の考え方について

2. 税金の滞納状況とその取組みについて

田中議員 少子高齢化社会における島本町の取組みについて

平井議員「空き家」対策について

野村議員 1.「空き家対策」について

2.「住宅扶助」について

戸田議員 1. 自転車交通政策について問う ~人が主役のまちづくり~

> 2. 性的少数者 (LGBT) 理解への一歩 ~教育行政および学校現場の課題~

3. 組体操の危険性の認識を問う

4. イベントの見直しについての覚悟を問う

外 村 議 員 1.「空き家対策特別措置法」施行によりどう変わるのか 本町の空き家対策

2. 国保運営を町から大阪府に移すことが決定したが町の対応策はどうか

河野議員 1. ~第三小学校(第四保育所)整備基本構想~ 現場・保護者の意見を聞いて決定を

2. 知的・精神障がい者の雇用促進について 島本町での直接雇用の検討、実施を急げ

川 嶋 議 員 1.「18歳選挙権」について

2. 自転車安全利用について

佐藤議員 1.子ども達の放課後、夏休み等の生活を豊かにするために

2. 町道の安全について

3. 公務員の憲法順守義務について

村 上 議 員 1. 水無瀬駅前タクシー車庫跡地売却について

2. し尿中間処理施設の広域連携について

- 平野議員 1. 個人情報漏えいの危険性のあるマイナンバー制度の 延期を!
 - 2. 民間保育園について
 - 3. 「楠公680年祭」への補助金について

清水議員 1. 防犯灯について

2. 通学路について

日程第5 第 2 号報告 平成26年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算 書の報告について

日程第6 第43号議案 町道路線の認定について

日程第7 第44号議案 工事請負契約の締結について

(桜井跨線橋補修・補強工事その3)

日程第8 第45号議案 工事請負契約の締結について

(町立第一小学校耐震補強工事)

第46号議案 工事請負契約の締結について

(町立第二小学校耐震補強等工事)

第47号議案 工事請負契約の締結について

(町立第四小学校耐震補強等工事)

日程第9 第48号議案 工事請負契約の締結について

(町立第一中学校耐震補強等工事(第1期))

日程第10 第49号議案 工事請負契約の締結について

(町立第二中学校給食棟増築工事)

日程第11 第50号議案 動産の買入れについて

日程第12 第51号議案 島本町税条例の一部改正について

日程第13 第52号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第1号)

(午前10時00分 開議)

伊集院議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変お 疲れ様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、ただいまから平成27年島本町議会6月定例会議を開きます。

さて、本定例会議には学校の耐震工事の契約案件など、多くの議案が提出されております。特に学校の耐震工事については、これまでも議会で、多くの、ほとんどの議員が質疑等行ってまいりました。本町の最重要課題の一つでもあります。議案提出に至るまでには、今回、担当部におかれましていろいろとご苦労もあったとお聞きしておりますが、何とか当初予定していた案件が6月定例会議の上程に間に合ったということで、ホッとしております。今後とも住民の安全・安心を第一に、よろしくお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

議案等は、お手元に配付しておきましたので、ご了承いただいていると存じます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から6月25日までの3日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番 村上議員及び13番 河野議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

島本町監査委員から、平成 27 年4月分の例月出納検査結果が「地方自治法」第 235 条の2第3項の規定により、お手元に配付しておりますとおり本町議会に報告がありましたので、ここにご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

副議長と交代いたしますので、この際、暫時休憩いたします。

(午前10時02分~午前10時03分まで休憩)

川嶋副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

なお、「地方自治法」第117条の規定により、伊集院議長の退席を求めます。

(午前10時03分 伊集院議長退席)

お諮りいたします。

伊集院議長から、職務を行う都合上、総務建設水道常任委員を辞任したい旨、願い出 ておられますので、やむを得ないものと認め、特に同意いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋副議長 ご異議なしと認めます。

よって、伊集院議長の総務建設水道常任委員の辞任に同意することに決定いたしました。

議長と交代いたしますので、この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 04 分~午前 10 時 04 分まで休憩) (午前 10 時 04 分 伊集院議長出席)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、一般質問を行います。

通告の順によりまして、関議員、田中議員、平井議員、野村議員、戸田議員、外村議員、河野議員、川嶋議員、佐藤議員、村上議員、平野議員、清水議員の順で行います。 それでは、最初に関議員の発言を許します。

関 議員(質問者席へ) 改めまして、おはようございます。大阪維新の会・関重勝でございます。本議会から任期後半に入りますけども、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは一般質問に入りますが、私の都合で恐縮なんですが、通告しています一つ目と二つ目の順番を入れ替えて質問をしていきたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。それでは、質問に入ります。

平成27年度の当初予算において、町民税法人分で約1億5千万の減収、主な一般財源で約1億3千万円の減収を見込む中、学校の耐震化事業や社会保障関係経費の増大など、引き続き財政状況が厳しい状況下において、税の滞納圧縮は本町においても喫緊の課題であり、納税者の納税意識を低下させないためにも、厳正な滞納整理は必要不可欠であると考えます。

そのことを踏まえまして、本町における住民税・固定資産税などの地方税の滞納状況 と、その整理の取り組み状況について、お伺いいたします。

総務部長 皆さん、おはようございます。それでは、関議員の一般質問につきまして、順次、ご答弁申し上げます。

まず、「税金の滞納状況とその取り組みについて」でございます。

町税の平成 26 年度末現在の滞納状況につきましては、現在、決算書及び事務事業成果報告書の作成途中でございますので、概算でご答弁させていただきます。

税目別の滞納状況は、個人町民税が件数で 674 件で約 6,750 万円、法人町民税が 10 件で約 250 万円、固定資産税・都市計画税が 234 件で約 5,200 万円。軽自動車税が 147 件で約 100 万円、特別土地保有税が 1 件で約 1 億 7,600 万円でございます。町税全体の滞納額は、合計約 2 億 9,900 万円となっております。

「滞納整理の取り組み状況」につきましては、平成26年4月から毎月、徴収担当者会議を開き、その中で滞納事案に優先順位をつけて、個々の事案ごとに方針等を決めて滞

納整理を進めてまいりました。その結果、平成 25 年度末現在の滞納額が約3億 2,200 万円ありましたが、平成26 年度末では約2億9,900 万円まで圧縮できたものでございます。また、平成26 年度の町税の徴収率につきましても93.9%となっており、データとして残っております平成8年度以降、最も高い徴収率となったものでございます。以上でございます。

- **関 議員** 平成 26 年 4 月以降は、滞納整理の取り組みについては、滞納事案に優先順位をつけて滞納整理を進められたということですけども、どのようなことを考慮して、優先順位をつけられたのでしょうか。
- **総務部長** 優先順位につきましては、時効までの期間――時効は、税は5年でございますので、それまでの期間がどれぐらいあるかというのと、それから滞納額、それから納税者の納税の意思の確認等、これらを総合的に勘案し、優先順位をつけております。以上でございます。
- 関議員 確か、平成25年の総務建設水道常任委員会で、私はなかなか徴収率の上がらない滞納事案について、漫然と業務するのではなく、優先順位をつける方法で徴収すべきであるというふうに進言いたしました。その旨を理解されて、すぐさま取り入れられたことで、平成8年以降、最高に実績を向上されていることについては大いに評価いたしますけども、今後も同じような手法を引き続き取られていくんでしょうか。
- 総務部長 平成 26 年度の徴収率は平成 8 年以降、最も高い徴収率となっております。手法 につきましては、今後も引き続き、毎月の徴収担当者会議を開き、その中で滞納事案に 優先順位をつけ、個々の事案ごとに方針を決めて滞納整理を進めていきたいというふう に考えております。

以上でございます。

- **関 議員** しかし、今なお滞納総額が約3億円あるとの答弁でしたけども、納税の公平化 を担保するためにも、支払う能力や資産がありながら納税に応じない者に対しては、行 政として強制的な手続きもやむを得ない、との判断を下す必要があるときがあると思い ますけども、それはいかがでしょうか。
- **総務部長** 税の公平性の観点からも、支払う能力や資産がありながら、理由なく納税に応じない方に対しては、法律に則り、積極的に差し押さえを行い、滞納処分をするものでございます。

以上でございます。

- **関 議員** 法律に則り積極的に行うということですけども、具体的には滞納者の何を調査 して、どのようなものを差し押さえているんでしょうか。また、差し押さえの件数は、 どれぐらいになるんでしょうか。
- **総務部長** 滞納処分の具体的な内容でございますが、まず、滞納者の財産を調査をするという形でございます。具体的には、預金や給与などを差し押さえをしております。差し

押さえ件数につきましては、平成26年度は生命保険が2件、それから預金が16件、給与が1件、不動産が3件の、合計22件となっております。

以上でございます。

- **関 議員** わかりました。それでも回収できない、あるいは差し押さえるべきものがない 滞納分は、どのように処理されていくんでしょうか。
- **総務部長** 滞納者が無財産・居所不明等で滞納分が回収できない場合というのは、当然ございます。その場合は、「地方税法」の規定により滞納処分の執行停止を行い、不納欠損処分を行うものでございます。

以上です。

- **関 議員** 不納欠損処分に移行するとのことですけども、それでは、不納欠損額及び件数 の状況については、どのようになっているんでしょうか。
- **総務部長** 不納欠損額につきましては、平成 24 年度は件数で 152 件、金額にしまして 938 万円でございました。平成 25 年度では件数が 156 件、金額にしまして 509 万円でございました。平成 26 年度は、今現在の概算でございますが、件数が 113 件で約 450 万円となっております。

以上でございます。

関 議員 答弁によりますと、本町ではどうしても回収できずに放棄しなければならない 税金が、毎年 100 件以上あるというふうに確認できました。

地方税の収入未済額の圧縮は、大阪府及び他の市町村においても喫緊の課題であり、 積極的な徴収を行うために、平成27年4月1日に大阪府域地方税徴収機構というものが 設立されましたが、これはどのような機構になるんでしょうか。

総務部長 大阪府域地方税徴収機構につきましては、個人府民税と個人町民税の滞納額の 圧縮を目的に、大阪府と府内市町村がより一層連携した取り組みを実施するため設立さ れた任意組織でございます。本機構の設置効果といたしましては、滞納整理の集中化に よる徴収率の向上、市町村徴収業務のレベルアップが目的となっております。

以上でございます。

- **関 議員** それでは、当該機構には府内 43 市町村で、どれぐらいの団体が参加しているんでしょうか。また、本町はこの機構に参加しているんでしょうか。
- 総務部長 本機構は、平成27年4月より業務を開始しております。現在、府内43団体中27団体が参加しており、うち町村の参加は2団体となっております。また、北摂地域では10団体中3団体が参加しており、本町は参加はしておりません。

以上でございます。

- **関 議員** 北摂地域で3団体参加しているということですけども、それはどこの市町村になるんですか。
- 総務部長 北摂地域で参加している3団体は、吹田、豊中、箕面市でございます。

以上です。

- 関 議員 この機構は任意組織ではありますけども、大阪府と府内市町村がより一層連携 して滞納整理の集中化による徴収率の向上、市町村徴収業務のレベルアップの効果があ るとのことでしたけども、毎年、100 件を超す不納欠損を行う本町こそ、当該機構に参加 するべきであると考えますが、なぜ、本町はこの機構に参加してないんでしょうか。
- **総務部長** 機構の参加につきましては、本町の職員の経験年数等、参加できる体制が整っていないこと、それと、その他費用対効果等を総合的に勘案し、今回、参加を見送らさせていただきました。

具体的な理由は、4点ございます。まず1点といたしまして、機構に参加するには人的派遣が前提で、初年度には税務経験があり、実務のできる職員を派遣する必要がございます。本町におきましては、平成27年4月1日現在の徴収担当職員は4名おります。内訳は、大阪府税事務所OBの嘱託職員が1名、一般職が3名となっており、一般職のうち、経験年数の一番長い者で1年10ヵ月でございます。このような状況で、最も経験のある一般職員を1名派遣いたしますと、本町自体の滞納整理が進まなくなる実態がございます。

2点目といたしまして、機構では大阪府職員1名と市町村職員2名が一つの班を結成いたしまして、滞納整理を行うこととなっておりますが、原則、島本町の事案は島本町から派遣された職員が処理することとなっております。本町におきましては、徴収指導員として平成11年1月より税務署のOBを嘱託職員として雇用し、現在は大阪府税事務所OBを嘱託職員として1名雇用しております。仮に機構に参加した場合は、機構の府職員の指導のもと、島本町の事案を島本町の職員が処理することとなりますので、現在の状況とは大きく変わらないものと考えております。

3点目といたしまして、機構への参加には分担金が必要でございます。町の負担といたしまして、職員の派遣の他に別途分担金が、大体 52 万から 98 万必要であるというふうに聞き及んでおります。

4点目といたしまして、機構への滞納処理の引き継ぎ事案につきましては、1年を超える事案と財産が見つかりにくい事案は引き継げないということと、個人住民税は30万円以上であれば引き継げるが、固定資産税等は100万円以上でなければ引き継げないなどの細かい条件がございます。このような条件を現時点で当てはめますと、機構への引き継ぎ案件は少ないものとなっております。

以上のことから、費用対効果も含めて総合的に判断をし、今回、機構への参加は見送ったものでございます。

以上でございます。

関 議員 様々、機構に参加しない理由を述べられましたけども、結論として、この徴収 機構に参加しても、本町が単独で徴収する以上にプラス効果が得られないという理解で よろしいですか。

総務部長 本町の徴収担当の体制が整ってないことや、費用対効果を考えますと、現時点では、本町が単独で徴収する以上のプラス効果は見込めない、というふうには考えております。

以上です。

- 関議員 先ほどの参加しない理由の一つに、税務経験者職員の派遣ということがありました。本町の4名の徴収担当の職員のうち、経験年数が一番長い者で1年10ヵ月ということでしたけども、大阪府税事務所OBの方を除いた残りの職員の経験年数は、どれぐらいの方になるんですか。
- 総務部長 大阪府税事務所OBを除いた残りの一般職員3名の経験年数のお尋ねでございます。平成27年4月1日現在では、一番長い職員が1年10ヵ月が1名、次に経験年数1年の者が1名、もう1人は本年度採用職員でございます。
- 関 議員 一概に、その職務における経験年数だけで、職務に対する成果に直接影響があるとは思いませんけども、しかし、嘱託職員以外の全員の経験年数が新卒採用者を含む 2年未満ということで、税の徴収業務に支障を来しているということはありませんか。
- 総務部長 職務における経験年数だけで考えますと、徴収担当の育成には一定の時間を要するものと考えておりますが、平成26年4月から、毎月、課長を含めて徴収担当者会議を行うなど、徴収ノウハウを共有し、組織一丸となって滞納整理を進めているところでございまして、現在、支障を来しているということはございません。
- **関 議員** 今回、機構への参加を見送られたとのことですけども、職員が経験を積み、機構に参加することでプラス効果が得られる状況になれば、今後、当該機構に参加することがあり得るという理解でよろしいですか。
- **総務部長** 機構への参加につきましては、大阪府や他市町村との交流など、費用対効果以外にも得るものがあると認識しておるところでございます。従いまして、現在、経験の浅い徴収担当職員が一定経験を積み、職員の派遣が可能となったおりには、機構への参加も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

以上でございます。

関議員 現場の方は、少ない職員で経験も浅い中、創意工夫されながら実績を向上されていますので、相当苦労されていることだと思います。引き続き、税の公平性を担保し、住民の納税意識を低下させないためにも、ぜひとも頑張っていただきたいと思います。管理者におかれましては、そのためのサポートを最大限、よろしくお願いいたします。引き続き、2点目の質問に移ります。「AEDの設置・運用に対する町の考え方について」

命を守る、もしものときの対処法として、平成16年にAED、いわゆる自動体外式除

細動器の使用が一般市民にも認められるようになり、その急速な普及に伴って数多くの 命が助かっておりますが、本町における「AEDの設置、運用に対する考え方」につい て、伺います。

総務部長 続きまして、「AEDの設置、運用に対する町の考え方について」でございます。

自動体外式除細動器、いわゆるAEDにつきましては、平成16年7月1日付けの厚生 労働省医政局長通知により、非医療従事者である一般住民にも使用が認められて以降、 学校、駅、公共施設及び商業施設などを中心に急速に普及しており、本町におきまして も、多くの方が集まり利用される施設に順次設置してまいりました。

現在の具体的な設置状況でございますが、平成17年に役場本庁舎、ふれあいセンター及び体育館に設置したのをはじめ平成18年には各小中学校、人権文化センター、やまぶき園に、平成20年には上下水道部庁舎に、平成21年には各幼稚園、保育所、歴史文化資料館に、それぞれ設置してきたところでございます。

総計につきましては、消防本部の車両搭載4台分を含め18施設に設置しております。またイベント事業に対応すべく、平成22年には生涯学習課におきまして、持ち運びが可能なAEDを1台配置しております。その他、団体等が設置されたものといたしましては、平成26年に第二コミュニティセンター、平成20年には社会福祉協議会において、持ち運びが可能なAEDが配置され、イベント等で貸し出しするなど、有効に活用されている状況でございます。

以上です。

- 関 議員 未来のある子ども達の命を守るために、最優先で全学校にAEDを配置されている状況は理解できますし、評価いたします。しかし、平成21年を最後に、平成22年以降にはAEDの設置が全くなされておりませんが、これは、これ以上AEDが必要ないと判断されているんでしょうか。
- 総務部長 AEDの設置につきましては、多くの方が集まり利用される施設に順次設置してまいりました。平成22年以降は、町が施設に直接設置したものはございませんが、平成22年以降の取り組みにつきましては、平成22年にイベント事業に対応すべく持ち運び可能なAEDを生涯学習課に1台配置いたしました。平成24年には、小・中学校のAEDの更新時にあわせて、機械警備の付帯業務として24時間オンライン管理ができるAEDを全小・中学校の屋外に設置することとし、学校開放でスポーツ活動をされる皆さんにも有効に活用していただけるよう、効果的・効率的に工夫したものでございます。

今後につきましても、社会情勢等の変化に応じ対応していくことが必要であるという ふうに考えております。

以上でございます。

関 議員 答弁では、多くの人が集まり利用されている施設に順次設置しているとのこと

ですけども、私は、はたして本当に必要な事態を想定して設置しているのかを疑問に思いますが、いかがですか。

総務部長 これまでのAEDの普及は、まず、その設置数を増やすことに重点が置かれてまいりましたが、今後はより効果的・効率的なAED設置を進めていく必要があるとの研究機関の見解もございますことから、設置拡大につきましては、社会情勢等の変化も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

関 議員 それでは、消防にお訊きします。

心臓が停止すると、時間の経過とともに1分間におよそ7~10%ずつ、蘇生のチャンスが失われていき、4分を超えますと、例え蘇生できたとしても脳にダメージを受けており、社会復帰しても障害が残る可能性があると言われていますが、このことについては間違いないですか。

消防長 患者の状況にもよりますけども、議員ご指摘のとおり、一般的には、脳は心臓が 止まりますと 15 秒以内に意識がなくなりまして、3 分から 4 分以上、そのままの状態が 続きますと、回復することが困難となります。時間の経過とともに、救命率が低下をい たします。

以上でございます。

- **関 議員** 心肺停止後4分が、命を助けるボーダーラインであることを踏まえてお訊きいたしますけども、本町での119番通報の覚知から救急車の現場到着までのレスポンスタイムの平均は何分になりますか。
- 消 防 長 覚知から現場到着まで、地域によって異なりますけども、平成 26 年中の時間に つきましては、平均で 5 分 43 秒でございます。 以上です。
- **関 議員** 本町の救急車が到着するまでのレスポンスタイムは平均で5分 43 秒であるとのことがわかりました。それでは、本町では大沢地区が最も遠方になりますけども、救急車が現場到着までにどれぐらいかかるのか、また大沢地区以外で現場到着までに時間が必要な地区はどこになるんでしょうか。
- 消防長 平成26年中の統計で申し上げますと、大沢地区で平均16分00秒でございます。 それから、大沢地区以外で現着までに最も時間がかかります地区につきましては山崎五 丁目地区で、平均で7分17秒を要しております。

以上でございます。

- **関 議員** 答弁を聞く限り、いずれの地区も、例え蘇生できたとしても脳に障害が残るタイムリミットの4分に全く間に合わない状況ですけども、行政として、この現状をどういうふうに考えておられますか。
- 総務部長 119 番通報の覚知から救急車の現場到着までは、地域により異なりますが、平

均で5分43秒ということでございます。行政といたしましても、人命に関わることでございますので、できる限り改善すべきものと考えておりますが、別途施設整備や人員の配置などの対応は、町の財政状況からも困難であり、課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

- **関 議員** 本町では、これまでに普通教命講習や防災に関する様々な催しの際に、消防職員によりAEDなどの教急講習をされておりますけども、受講者数は総勢何人ぐらいになるんですか。
- 消防長 普通救命講習につきましては、平成7年の4月1日から実施をしております。また平成17年の6月11日からは、普通救命講習時にAEDの使用方法も追加して実施をしております。最近3ヵ年度でAEDに関する救急講習につきましては、延べで2,448人の方が受講されております。

以上でございます。

- **関 議員** 2,448 人、これだけ多くの住民の方々が、万が一の際に備えてAEDを使えるように危機意識を持っておられます。しかし、本町には、たった 18 台のAEDの設置しかなく、そのほとんどが学校への設置です。そのような現状では、万が一の際には、そこに助けようとする人がいても、AEDがないばっかりに命を助けられないということになりかねないと思いますが、いかがでしょうか。
- 消防長 消防本部といたしましては、心臓が止まった患者の方に対して、そこに居合わせた人が、より早く心肺蘇生法によりまして脳や心臓に血液を送り続けることが、AEDの効果を高めるとともに、心臓に動きが戻った後に後遺症を残さないというためにも重要であると、このように考えております。命が助かる可能性につきましては、時間とともに減ってまいりますけども、そばに居合わせた方が心肺蘇生を行った場合には、その減り方がゆっくりになってまいりますので、適切な応急措置ができるということが蘇生率の向上に繋がるものと、このように考えております。

心肺蘇生法などの応急措置の方法を広く住民の皆様に知っていただき、患者の症状によって、より効果を高めるAEDの取り扱いにつきましても、消防本部といたしましては引き続き指導してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

- **関 議員** それでは、実際に救急隊が除細動を使用したのは、どのような患者さんになる んですか。
- 消 防 長 救急隊につきましては、直近3ヵ年度で申し上げますと、合計11件の除細動を 実施をしております。年齢別では、20歳代の方が1件、それから50歳代の方が1件、 60歳代の方が2件、70歳代の方が3件、80歳代の方が3件、90歳代の方が1件。 以上でございます。

- **関 議員** 答弁では、本町において除細動を必要としたのは、そのほとんどが 50 代から 90 代の高齢者であることが確認できましたけども、この結果からしますと、高齢者こそ 命を守るためにAEDが必要であり、お年寄りが集まる集会所や、救急車が到着するまで に時間を要する場所こそ、AEDの設置を考えるべきであるというふうに思いますが、 いかがでしょうか。
- **総務部長** 救急隊の除細動実施件数実績では、高齢者の方が多い状況でございます。町といたしましても、解決していかなければならない課題であると認識しており、種々、ご指摘いただきました事柄を念頭に、効果的・効率的な手法や対応について鋭意検討してまいりたいと考えております。

以上です。

関 議員 これだけ救急車が間に合わない、あるいは高齢者こそAEDが必要であるという現状をお示ししているんですけども、未だ「検討」の段階なんでしょうか。

それでは健康福祉部にお訊きしますけども、本町では高齢者の介護予防促進のために「いきいき百歳体操」を実施しておりたくさんの高齢者の方々が参加しておられますが、この「いきいき百歳体操」はどのような場所でされているんでしょうか。

健康福祉部長 介護予防の一環として実施しております「いきいき百歳体操」の実施場所でございますが、現在では江川集会所、東大寺集会所や広瀬公民館、山崎公民館など、37ヵ所で実施いたしております。

以上でございます。

- **関 議員** 主に集会所や公民館を会場として使われているということですけども、総勢、 どれぐらいの高齢者の方が利用されているんですか。
- **健康福祉部長** 「いきいき百歳体操」は、町に登録して参加いただいているものではありませんし、日によって参加人数は異なってまいりますが、平成27年2月に各会場の参加者アンケートを実施しておりますので、その際の各会場の参加人数を合計いたしますと、523人になります。

以上でございます。

- **関 議員** 答弁のとおり、500 人以上の高齢者の方がそれぞれの集会所に集まっておられるんです。もう一度、お訊きしますけども、集会所にAEDの設置は必要でないというふうに考えておられますか。
- **総務部長** 先ほどからも答弁をさせていただきましたとおり、4分の壁というのは非常に 町にとっても課題でございます。先ほど申し上げましたように、必要性というのは十分 認識しております。あと手法とか効果、その辺の部分の総合的な検討をしないで、ただ 単に結論だけを町が下すということは基本的にはございませんので、まず検討して、そ の結果を出す、ということが大事であるというふうに考えております。

以上です。

- 関 議員 先ほど来の答弁では、設置拡大については「社会情勢の変化による想定も勘案 しながら検討してまいりたいと考えております」との答弁を繰り返されておりますけど も、これだけ急速に高齢化が進んでいるんですから、本町でもすでに「社会情勢の変化」 は始まっていると思いますけども、いかがですか。
- 総務部長 議員ご指摘のとおり、高齢化は、いわゆる 20%以上を超えているという部分で、 今後もますます高齢化率は上がっていくというふうには考えております。その中で、先 ほども申し上げましたように、その社会情勢という部分を十分勘案しながら鋭意検討し てまいりたいと思いますが、いわゆる手法という部分でも、いろんな手法はあると思い ます。町にとってはいろんな課題がございます。その中で、財政のパイというのは決ま っております。その中で選択をする、いわゆる選択と集中というものが町に求められてお りますので、そういった中で、より効率的なやり方というのを見出していって、実現で きるものは実現したいなというふうには考えております。

以上でございます。

- 関 議員 高槻市では、市庁舎、学校施設はもとより高齢者が集まることが多い文化センター、公民館、コミュニティセンター、さらには市営の葬儀場にまで、合計 184 ヵ所にAEDの設置をし、その設置場所を誰でもわかるようにホームページで公開されております。もちろん、予算が必要なことは理解しておりますけども、これが今の社会情勢に必要な対応だと私は思いますけども、いかがですか。
- 総務部長 AEDにつきましては、先ほど申し上げましたように台数を増やしていくというのが、まず先行しておりました。その中で、大阪府の研究機関、それから国の研究機関が、台数を増やすだけじゃなくて人の見えるところに置くように、いわゆる効果的な利用がされるようにというふうな考え方が出てきております。もちろん、その根底には台数があっての話でございますので、先ほどから議員のほうからご紹介いただいておる案件については、いわゆる台数の部分の設置拡大についても検討をさせていただいて、なおかつ効果的利用という部分のことも、あわせて考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

- **関 議員** AED一つで助けることができる命があるんであれば、行政として最大限努力 して欲しいと思います。先ほど、「効果的・効率的な手法や対応について鋭意検討して まいりたいと考えております」と答弁をいただきましたけども、命に関わることですの で、直ちに検討されるという意味で理解してよろしいでしょうか。
- **総務部長** 町といたしましても、速やかに検討に入って、一定の方向性というのを見出し たいというふうに考えております。

以上でございます。

関 議員 私は直ちにお願いしたいんですけども、「速やかに」ということでしたので、

「速やかに」という意味合いは、昨年12月の定例会議で総合政策部長が行政用語の使い分けを議会に説明された際には、合理的な一定理由がある場合は、一定の遅延が許容されるような場合という意味合いで説明されましたので、合理的な許容事由がない場合は、直ちに検討していただくという理解でよろしいですか。

総務部長 「速やかに」というのと「直ちに」という、いわゆる言語の区分でございますが、私といたしましては、財政を与っております。常に財政の数字を見ております。その中で、やはり費用と効果というのをあらかじめ検討すべきやというふうに思いますし、案は幾つかの案というのを出して、その中で、どういった形が未来永劫いいのかという部分で検討したうえで対応していくものというふうに常々思っておりますので、今回の案件につきましても、ある程度、案は二つ以上とか出して検討すべきやと思います。

これだけの案で進めるということは、やはり財政的にもいろんな部分で影響も帯びるでしょうし、効果も当然必要ですし。その辺は、やっぱり十分検討したうえで進めていく必要があるというふうには考えております。

以上です。

関 議員 行政の方は、よく検討、検討というふうに言われますけども、今、総務部長は 「速やかに検討します」というふうに答弁されたんですから、すぐさま実行していただ きたいと思います。

それでは最後に、町長にこれまでの質問・答弁のことを聞かれて、ご感想をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

川口町長 AEDにつきましてご質問いただきまして、私も定期的に救命救急講習は受けております。2年か3年に1回は必ず受けているようにしておりますし、その際にも、AEDの使い方については指導をいただいております。その救命救急講習会で、ドリンカーの生存曲線ですか、3分とか4分とか言われておりましたけども、それを過ぎると生存率は極端に落ちるというふうには聞いております。

AEDの設置につきましては、先ほど総務部長からご答弁申し上げましたように、4分の壁をどうやって乗り越えるか。地域のどこにあるかというふうなこと、それと救急車が覚知してからその地点にたどり着くまで、どれぐらいの時間がかかるかというような、そういうふうな二つの面から地上に落とし込みをしていく必要があるのではないかなと。それとあと、民間でも今、駅なんかにはAEDが設置されておりますので、そこら辺も含めて地図への落とし込みをしていく必要があるのではないかなと思っております。

それと、一般の住民の方に救命救急講習、その内容というのは、その考え方も年を経るごとに変わっていっておりますので、例えば心肺蘇生法の心臓を圧迫する回数も、1分間の回数も10年前に教えていただいたのと、直近で教えていただいたのは回数が違ったりしておりますので、1回受けたらそれでいいよじゃなくて、何度も救命救急講習を

受けていくように、そのあたりの広報はしっかりしていく必要があるだろうと思っております。

以上でございます。

(関議員、質問者席から「わかりました」と発言)

伊集院議長 以上で、関議員の一般質問を終わります。

引き続き、田中議員の発言を許します。

田中議員(質問者席へ) 無所属の田中です。それでは、一般質問をさせていただきます。 「少子高齢化社会における島本町の取り組みについて」であります。通告に従い、順次 質問いたします。

一つ目. 少子高齢化が急激に進行している中で、総務省による高齢者人口推計によると、平成25年10月現在、高齢化率は初めて25%を超えたと発表されました。また、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の発表では、世帯主が65歳以上の高齢世帯は、20年後には全世帯の4割を超えると言われています。特に高齢者が多い地域では、介護などの問題も含め、極めて深刻な状況です。

一方、最近、マスコミ等でも、人口減少により、将来、全国の自治体のうち896もの 自治体が消滅する可能性があると報じられており、全国の自治体では人口増加策をはじ めとする様々な取り組みがなされております。

島本町の発展を考えるうえで、今後、どのような効果ある取り組みが必要であるとお 考えでしょうか。お伺いいたします。

総合政策部長 それでは、「少子高齢化社会における本町の取り組み」について、ご答弁 を申し上げます。

総務省によると、平成 16 年をピークに、日本の人口減少はすでに始まっております。 今後数十年にわたり、全国的に急速な人口減少・少子高齢化が進むと予想されている中、 本町におきましても同様の傾向が見られるものと推測されます。このため生産年齢人口 が減少し、税収の確保が困難となる一方で、「2025 年問題」に象徴されます高齢化率の 上昇により扶助費等の経常経費が増加するとともに、施設の老朽化対策等に必要な臨時 的経費が増加するなど、ますます厳しい行財政運営を強いられるものと考えております。

これらの課題を解決するためには、定住促進のためのPRや子育て支援策の充実、安定した雇用の創出など、本町の地域性を踏まえた各施策の充実を図ることにより、地域の魅力を高め、人口減少に歯止めをかける積極的な取り組みが必要であるものと認識いたしております。

なお、人口の減少は、今後本町においても避けることができないものと考えておりますが、そのような状況の中で、特に公共施設のあり方につきましては、将来的な動向を、 その都度、慎重に見極めながら柔軟に対応していく必要があるものと考えております。 以上でございます。 田中議員 それでは、二つ目の質問に移ります。

また、大阪府の『人口減少社会白書』によると、大阪府の人口は平成 22 年度では約886 万5千人で高齢化率は22.4%、平成27年度では871万4千人で高齢化率は26.4%まで、急速に進行すると言われています。

少子化による労働人口は減少の一途をたどり、特に女性の労働力が低い状態になっています。今後も生産人口の減少を受けて、労働人口は減少すると予測されています。

障害者をはじめ高齢者、女性の皆さんの労働をはじめとした社会参加が求められていますが、島本町として、今後、どのような取り組みが必要とお考えでしょうか。お伺いいたします。

総合政策部長 それでは、ただいまのご質問のうち、総合政策部所管の「女性の社会参画」 に関する内容につきまして、ご答弁を申し上げます。

総務省の労働力調査や大阪府による労働力調査地方集計結果によりますと、女性の年齢階級別就業率は依然としてM字カーブを描いており、大阪府は全国平均よりも数値は低く、M字の谷が深くなっております。これは、依然として妊娠・出産を機に女性が離職していることを示しております。また、厚生労働省が発表した「第 10 回 21 世紀成年者縦断調査」によりますと、夫の家事・育児時間が長いほど妻の継続就業割合が高く、第 2 子以降の出生割合も高い傾向にあることから、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる環境整備が、今後の日本社会には必要であると考えております。

そのためには、国をはじめ地方自治体の共同による待機児童の解消などとともに、長時間労働の是正や柔軟な勤務形態の導入など、企業等の取り組みも欠かせないものと考えております。あわせまして、働く女性に対して妊娠・出産を理由に精神的・肉体的な嫌がらせを行うマタニティ・ハラスメントや、育児のために休暇や時短を申し出る男性に対する嫌がらせであるパタニティ・ハラスメントが増加していることから、意識啓発も粘り強く続けていくことが必要であると考えております。

本町といたしましては、今後とも男女共同参画の観点から、継続的に住民への啓発活動を行うとともに、島本町企業内人権啓発推進連絡会等を通じて、企業への啓発に取り組んでまいりたいと考えております。これらの取り組みを継続的に進めることにより、女性の社会参加を進める機会を増やすことで、女性をはじめとする労働人口の増加に結び付けられるものと考えており、今後、国への要望とともに、他市町村の先進的な手法等を調査研究しながら、施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 次に②のご質問のうち、健康福祉部所管の「高齢者等の社会参加」につきまして、ご答弁申し上げます。

本年4月1日現在の本町の高齢者人口は7,621人、高齢化率は24.86%と、年々上昇を続けております。本町といたしましては、本年4月からスタートいたしました「第6

期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」の基本理念である「超高齢化社会を迎えても、すべての住民が地域で明るく活力あるまち」の実現に向けて、各種施策を推進しているところでございます。

本計画の大きな柱の一つである、高齢者の皆様の生きがいづくりの推進につきましては、今後も年長者クラブへの支援、年長者福祉センターの運営、シルバー人材センターへの支援等を実施し、高齢者の皆様の生きがいづくりと社会参加の促進を図ってまいります。

本町の特徴的な介護予防事業である「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」につきましては、高齢者の皆様の閉じこもりを防止し、住み慣れた地域における社会参加の場として、大変有効な事業であると考えております。本年6月1日現在、「いきいき百歳体操」は町内37ヵ所、「かみかみ百歳体操」は町内34ヵ所で実施されており、年々広がりをみせておりますが、今後も本事業を住民の皆様と協働で取り組むことで、高齢者の皆様の介護予防と社会参加を進めてまいります。

また、障害者の皆様の労働をはじめとした社会参加につきましては、「島本町障害者福祉計画」に基づき、雇用促進・就労支援として、障害者を雇用した事業者への雇用奨励金や実習訓練を実施する事業者への助成金の支給を行うとともに、就労に対する相談支援、また町内事業所との連携の中で、工賃向上や製品PRのための販売イベントの開催、製品PRパンフレットの企画などの取り組みを進めております。また、生きがいづくりや社会参加の場の創出として、ふれあいスポーツ教室等の開催や障害者団体及びサークル等を対象とした施設利用料の減免に加え、本年度から新たに、町内の障害者やその家族の方が実施される自発的活動を対象とした「自発的活動支援補助金」を創設いたしました。

いずれにいたしましても、これまで同様、高齢者や障害者の皆様が、地域で、いきい きと暮らしていただけるような施策を講じてまいります。

以上でございます。

田中議員 それでは、三つ目の質問に移ります。

島本町においても、人口減少対策として保健・医療・福祉・防犯・防災などの地域の安心・安全のための取り組み、また農業振興や観光振興などの地域資源を積極的に活用した新たな需要を掘り起こすことが必要であると、私は考えます。また、地域自らが目標を設定し、その実現に向けて地域が主体性を持って活動していくことが、地域の活性化、ひいては島本町の活性化に繋がるものと考えています。

「地方創生」が言われている中で、財政状況との整合性を図り、島本町としての身の 丈に合った、特色ある施策を展開していく必要があると考えます。地方創生の目指すも のは、「人口減少の克服」と「成長力の確保」にあります。今後の取り組みをお伺いい たします。 **総合政策部長** それでは、地方創生にかかる「人口減少の克服」と「成長力の確保」に関する取り組みについて、ご答弁を申し上げます。

昨年末に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、「まち・ひと・しごと創生総合 戦略」が12月27日に閣議決定されたところでございます。本計画は、全国的な少子高 齢化・人口減少社会の進展に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、 活力ある社会を維持していくため、地域社会の形成と人材の確保、また就業の機会の創 出を一体的に推進するための計画として、新たに位置付けられたものでございます。

本町におきましても、人口増加や産業振興、子育て支援などを重点目標に掲げる地域の実情に応じた「地方版総合戦略」と、長期的な「地方人口ビジョン」を策定するため、現在作業を行っているところでございます。地方版総合戦略の中には、地域の安全・安心のための取り組みや、産業振興に関する取り組みについて記載をさせていただくことを検討いたしております。また、本年度は別途、定住促進・観光振興のための戦略を策定し、まちの魅力を創出する新たな観光資源等の掘り起しや、積極的な情報発信を行うことにより、定住人口の確保と観光振興の充実を図るための具体的な施策を展開してまいりたいと考えております。

なお、今後も厳しい行財政運営が続くことが予想される中、本町の行政規模や地域性を十分に踏まえ、島本らしい、地域の住民ニーズに即した事業を実施していく必要があるものと認識しておりますことから、本年度末にはこれらの計画等を策定したうえで、国の交付金を活用しながら、施策の充実を図ってまいりたいと考えております。 以上でございます。

田中議員 それでは、最後の四つ目の質問に移ります。

高齢者の多い地域では、お互いが助け合い、支え合い、またボランティアの支援・見守りで平穏な生活をすることができます。高齢者や障害者の方が、住み慣れた島本町でこれからも安心して生活ができるよう、積極的に福祉向上の施策に取り組んでいただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

健康福祉部長 「高齢者等への福祉施策について」でございます。

本町におきましては、これまでも高齢者や障害者の皆様が、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくための様々な施策を展開してまいりました。

本年4月からスタートいたしました「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」では、少子高齢社会に対応し、持続可能な社会保障制度の確保を図ることを基本的な考え方としたうえで、支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「介護」「医療」「住まい」「介護予防」「生活支援」の五つのサービスを一体的に提供するための「地域包括ケアシステムの構築」を目指しております。また、平成29年4月からは、新しい介護予防・日常生活支援事業の実施を予定しており、これらの事業の効率的・効果的な実施には、高齢者の皆様をはじめとした地域の団体の皆様と

の連携が不可欠であると考えております。

そのため、本年度中に、社会福祉協議会をはじめ町内の福祉関係団体などで構成する協議体を設置し、地域の社会資源の開発やネットワーク化について検討するとともに、 事業所やボランティア等、地域の多様な主体による生活支援・介護予防サービスが提供できる仕組みづくりの検討を進めていく予定でございます。

これまで以上に、高齢者や障害者の皆様をはじめとした島本町にお住まいのすべての 方が、「住んでよかった」と思えるまちづくりに向けた様々な施策を講じてまいりたい と考えております。

以上でございます。

伊集院議長 以上で、田中議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時03分~午前11時15分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平井議員の発言を許します。

平井議員(質問者席へ) それでは、一般質問を行います。項目は1点で、「空き家対策 について」でございます。

近年、少子高齢化の影響や核家族化、生活スタイルの変化等により、空き家が年々増加していると言われています。平成25年に総務省が実施した住宅土地統計調査の速報値によると、全国の空き家件数が約820万戸であり、全住宅総数に占める割合が約13.5%と言われており、5年後には1千万戸になると言われています。

このような空き家の中には、適切な管理が行われていない空き家も多く、結果として 安全性の低下や防犯面、公衆衛生の悪化等、様々な問題を生じさせ、地域住民の住環境 に深刻な影響を及ぼしている空き家もあり、このような状況から、昨年の11月に「空家 等対策の推進に関する特別措置法」が成立し、今年5月26日に全面施行されました。

そこで、お伺いをいたします。

まず、1点目。3年前の平成24年6月会議及び平成25年9月会議において、同じ空き家対策について、他の議員が一般質問をされています。その当時は今回のような法整備がされておらず、各地方自治体も条例等を制定し、対応してこられたと認識をしています。平成24年6月会議の担当部の答弁では、「市町村の状況も把握していないため、今後、撤去をどのようにするとか、費用の問題とか、わからない点が多くあるので、他市の状況等も勘案し検討してまいりたい」と答弁をされております。

そこで、「今日まで検討をしてきた内容」について、お示しをしていただきたいと思います。

都市創造部長 それでは、1の「空き家対策についての現在までの検討状況」について、 ご答弁申し上げます。 平成24年6月会議でご質問いただきました内容を踏まえ、近隣市を中心に、各市の空き家に対する対応状況についてヒアリング等を行いましたところ、各市とも空き家に関する特定の担当部署があるわけではなく、個々の事案に応じて、現在は各担当部署において対応をしている、とのことでございました。そうしたことから、本町におきましても、空き家に関し発生した事案に応じて、それぞれの担当部署が速やかに対応してきたところでございます。

昨年の11月には、「空家対策の推進に関する特別措置法」の成立にあわせて、大阪府より、本法律に関する説明会や全国の空き家の取り組み状況について情報提供や照会があり、本町としても今後どのように対応していくのか、関係部署と調整を進めているところでございます。

また、本年2月20日には、大阪府内の全市町村を会員とする大阪府空き家等対策市町村連携協議会が発足しており、第1回の北摂ブロック会議等についても5月20日に開催されております。今後は、それらの会議において他市町村の状況等も確認しながら、適切に対応してまいります。

以上でございます。

平井議員 ただいまの答弁では、他市の空き家に対する対応状況についてヒアリングをしたが、担当部署がなく、事案に応じて対応しているとのことで、本町も同様に事案ごとに担当部署が対応してきたとのことですが、そのような内容では、十分に検討してきたというふうなことにはならないと思っております。やっぱり検討したのであれば、島本町でできる内容は先行してしっかりと取り組んでいく、それで結果を出していくというのが本来の検討のあり方だというふうに思っております。

その辺について、どのようにお考えですか。

都市創造部長 「本町でできる取り組み」についてのご質問でございます。

空き家対策を進めるにあたっては、まず、空き家等実態調査に取り組むことが急務であると認識をいたしております。現在まで他市の状況等を調査したところでは、実態調査を家屋全数について実施している事例はほとんどないようでございます。そのため、本町でも費用対効果を勘案して、全域ではなく、特定地域を調査対象とするとか、マンションや長屋等の共同住宅は調査対象外とする、加えて一定の年数以上が経過している戸建て住宅の立地区域を調査対象とするなど、調査を簡素化する必要があると、現在認識をいたしております。そして、老朽化が顕著な危険性の高い空き家等を一定特定し、それら空き家等への除去に向けた速やかな措置が、所有者や管理者等により自主的に行われるような制度構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 それでは次、2点目に移ります。

「島本町における空き家の状況」について、お示しを願いたいというふうに思います。

都市創造部長 続きまして、2点目の「本町における空き家の戸数」でございます。

現在のところ、本町におきまして空き家の実態調査は実施しておりませんが、平成25年に実施した住宅・土地統計調査によりますと、平成25年10月1日時点の推計値では、別荘等の二次的住宅も含めた空き家総数は940戸、率にいたしまして7.2%となっております。

以上でございます。

平井議員 平成25年の10月1日現在で総務省が調査した住宅・土地統計調査だと思いますけども、それによりますと、本町の空き家件数が推計値で940戸、率にして7.2%ということでございますけども、そうすると、平成20年度に調査したときには1,420戸というふうな答弁を以前にいただいてますので、それからしますと、かなり減少しているということで、全国的に空き家件数が増加傾向にある中で、本町は減少しているということはいいことだというふうには思っておりますが、この調査は一定の調査エリアの数値から推計したものであって、実際の空き家戸数と必ずしも一致をしないものだというふうに思っております。

そこでお訊きをいたしますが、今後、空き家対策を進めるにあたっては、町内全域を しっかりと調査し、実態把握することが必要と考えてますが、この辺について――先ほ ども一定の答弁いただいてますけども、どのようにお考えなのか、お伺いをしておきた いというふうに思います。

もう一つ、実態把握するにあたり、調査の方法についてはどのように考えているか、 お伺いをいたします。

都市創造部長 実態調査についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、住宅・土地統計調査は、あくまでも、ある範囲だけの調査結果から推計したものでありまして、近隣市にお訊きしましたところ、実数と相当乖離があるとのお話を伺っております。

空き家実態の把握にあたりましては、先ほど少しご答弁をさせていただいたところで ございますが、費用対効果を勘案し、家屋の全数調査よりは、空き家が多く立地してい る可能性のある特定地域を抽出し、先行的に実態調査を実施し、本町の空き家の状況を 把握することが肝要であると考えております。

なお、調査方法につきましては、国土交通省が作成しました『地方公共団体における空家調査の手引き』によりますと、住宅地図やGIS、水道使用者情報及び住民票などのデータによる空き家候補の抽出、空き家に関する情報提供の反映、自治会への照会などの情報提供による空き家候補の抽出、外観調査などの現地調査による空き家の特定などがあげられます。

なお、調査方法について、大阪北摂9市町に確認いたしましたところ、一つには最初 に水道が閉栓されているか、または1ヵ月の水道使用量が1㎡以下となっている世帯の 住居表示情報を水道部より聴取し、その箇所を航空写真等で調査し、空き家候補を確定 したうえで現地調査を行う方法や、一つには固定資産税及び水道の閉栓情報をもとに調 査を行うなどの手法で、今年度、事業委託を予定しているとお聞きしております。

以上でございます。

平井議員 他市の取り組み状況も様々だというふうに思っておりますが、今後、他市としっかりと情報交換をしながら、他市の取り組みも参考にして、早急に、今、答弁されたようなことを対応していただくようにお願いをしておきたいというふうに思います。

また、空き家に関する苦情等におきましても、多岐にわたるため、各部署が連携し取り組む必要があるものというふうに思っていますが、その辺については、いかがでございましょうか。

それから、空き家の苦情等は多岐にわたりますが、やっぱり担当部署をしっかりと明確にしておくほうがいいというふうに思っております。その辺についての考え方を、お聞かせいただきたいと思います。

都市創造部長 空き家等の「苦情等に対する対応について」でございます。

先ほどご説明させていただきましたとおり、通常は内容により、それぞれの担当部署が 対応しておりますが、内容が複数の部署にまたがる場合には、その部所間で調整し、必 要に応じて連携し、対応を行っております。

また、今後につきましては、今回の新法の内容が防災・衛生・景観等、多岐にわたる 政策課題に横断的に応える必要があることから、総合政策部とも調整しながら、各部局 間で連絡調整を行い、連携していく必要があると考えております。

なお、空き家等に関わる相談窓口につきましては、相談内容に応じた担当窓口がどこなのかを庁内で十分調整し、明確化した後、ホームページ等で、住民の皆様にできるだけわかりやすく周知・公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 やっぱり、しっかりとその辺を、空き家対策の窓口を一本化して、各部署連携を して、しっかりと取り組んでいただくようにお願いをしておきたいというふうに思いま す。

それでは次、3点目でございますけども、今回の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の中に、「特定空き家等」の定義として、①「倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」、二つ目には「著しく衛生上有害となるおそれのある状態」、三つ目には「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」、四つ目には「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」にある空き家等を言う、このように定義をされております。

まさに、このような空き家を放置しておくことが問題だというふうに思っておりますが、今後、どのような方法で特定空き家等の調査を実施し、対策を講じていこうと考え

ているのか、お伺いをいたします。

都市創造部長 続きまして、3点目の「特定空き家等に対する調査及び対策について」で ございます。

ご質問のとおり、「特定空き家等」に該当する建築物等は、適切な管理が行われていない結果として地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているものであり、地域住民の生命、身体または財産の保護やその生活環境の保全の観点から、早急に必要な措置を講ずることが望ましいとされております。しかしながら、所有者等にとっては、立ち入り調査や行政代執行など、強い公権力の行使を伴う行為を含むものであり、「特定空き家等」に該当するか否かの判断につきましては、慎重に進めるべきであると考えております。

当面、国土交通省から示されている「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」を参考に、引き続き大阪府空き家等対策市町村連携協議会において、調査の方法や「特定空き家等」の判断基準等を議論する予定でございますので、それらを踏まえ、本町においても適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 一定、答弁いただきましたけども、「特定空き家」の件数の把握等については、 そのような協議会等を踏まえなくても、即時に調査することが独自で可能だというふう に思っておりますので、その辺をやっぱり、しっかりとまず調査をしていただくように、 この辺については要望しておきたいというふうに思います。

次、4点目ですけども、空き家対策に関連して、空き家の有効活用等、いろんな取り 組みを実施している自治体もあるというふうにお聞きをしておりますが、島本町では空 き家に対する取り組みについて、今後、どのようなことを考えておられるのか、お示し をいただきたいと思います。

都市創造部長 続きまして、4点目の「空き家対策の取り組み」につきましては、「空き家学対策計画」を策定すべきか否かなど、それぞれの市町村における地域性や特性により、空き家対策の取り組みの方向性については異なってくるものと認識をいたしております。

所有者等による適正な管理の徹底や、ご質問のように空き家の利活用として空き家の 情報を提供する「空き家バンク制度」や、除却・改修補助制度、空き家を借り上げ活用 する制度、家賃補助などに取り組んでおられるところもあると聞き及んでおります。

本町といたしましては、今後、大阪府空き家等対策市町村連携協議会における他市の 状況も勘案しながら、本町にあった新たな取り組みや展開について調査・研究してまい りたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 本町域内では、水無瀬駅前をはじめとした商店街の空き店舗も徐々に増えてい

るように感じておるところでございます。空き店舗も、今回の法施行に伴う空き家と同じ扱いとなり、規制を受けることになるのか否か、見解をお伺いをしておきたいというふうに思います。また、今回の法施行を契機として、空き店舗を活用した新たなにぎわいづくりを本町として推進することができないのか。

あわせて、その2点をお聞かせいただきたいというふうに思います。

都市創造部長 「空き家店舗」についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、商店街に空き家店舗が増加の傾向にあることは認識をいたしております。空き家店舗の取り扱いについてでございますが、一般の空き家と同様に、所有者等が放置し、適切な管理が行われていなければ、今後、「特定空き家等」の指定を受ける可能性もございます。

また、空き家店舗を活用したにぎわいづくりでございますが、本町においては「100円商店街」等の取り組みは行っておりますが、改善にまでは至っておりません。全国的には、空き家から始まる商店街のにぎわい創出プロジェクトを立ち上げ、意欲的に取り組まれている自治体があるようでございますが、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 今後、調査・研究してまいりたいということでございますので、その辺については地元商店街、また商工会等とも連携を図りながら進めていっていただきたいというふうにお願いしておきます。

最後、5点目ですけども、今回の法整備により、町長の権限も明確になっているというふうに理解をしておりますが、町長として、今後、空き家対策をどのように進めていこうと考えているのか。担当部長からでも結構でございますので、最後にお訊きをしておきたいというふうに思います。

都市創造部長 最後に、5点目についてでございます。

議員のご質問のとおり、今回の「空家対策の推進に関する特別措置法」の全面施行により、町長の権限として、空き家等への立入調査(法第9条)、空き家等の所有者等に関する情報の利用等(法第10条)、特定空き家等に対する措置(法第14条)が、規定されております。今後は町長の判断で、最終的には著しく適切な管理が行われていない「特定空き家等」を「行政代執行法」の手続きに従い、強制執行を行うことができることとなっております。

本町におきましては、近年、住宅開発等により人口はわずかに増加傾向にあるものの、 年々高齢化率は上昇しております。今後、少子高齢化の進行とともに管理不全の空き家 等が連動的に増加していく可能性が大きいと考えており、まずは先ほどの最終的な権限 行使まで至らないよう、先進的な他市町村の実施例を参考にしながら、庁内関係部局の 連携体制を構築、空き家等の実態把握に取り組み、空き家対策を推進してまいりたいと 考えております。

また、今回の法施行をきっかけとして、空き家等の利活用(リフォームの普及・促進、 他用途の施設への転用等)などの施策について、他市町村の事例も参考にしながら、調 査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 わかりました。

最後、ちょっと要望だけして終わりたいというふうに思いますけども、空き家対策については、今後、地域住民の住環境に様々な問題を引き起こしかねないというふうに思っております。今日も読売新聞の記者が取材に来ておりますけども、今日の読売新聞の朝刊の記事に、野村総合研究所が、「十分な空き家対策が行われなかった場合」というふうなことでございますけども、2033 年には、2013 年比で約 2.6 倍の約 2,150 万戸に急増すると発表をされております。これは総住宅数に占める空き家率で見ますと、2013 年の約 13.5%から、2033 年には約 30.2%まで上昇すると発表されました。これを島本町に置き換えてみますと、本町も 2013 年の調査では 7.2%ということで、30%までは行かなくても、約 19%近くの空き家が発生する計算になるというふうに思っております。

よって、今のうちに早急に調査を実施し、有効な対策を十分講じられるように求めま して、私の一般質問を終わりたいというふうに思います。

伊集院議長 以上で、平井議員の一般質問を終わります。

引き続き、野村議員の発言を許します。

野村議員(質問者席へ) 自由民主党クラブ・野村行良でございます。

1点目. 「空き家対策について」

今、話題の、注目されているテーマです。重なるところもございますが、よろしくお願いいたします。

25 年 9 月議会にて、空き家対策の件を質問させていただきました。あれから 2 年近くの期間が経過していて、町としての対策や状況を、改めて再度、一般質問させていただきます。

適切な管理が行われていない空き家等が、防災・衛生・景観等の地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対策が必要であります。

昨年7月に公表された総務省の統計では、平成25年、全国に存在する空き家は820万戸を突破し、平成26年10月では401の自治体が「空き家条例」を制定しており、空き家の中には、いわゆる廃屋になって倒壊のおそれがあり、ホームレスのたまり場になっていたりする住宅も少なくないとのことです。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成26年11月27日に公布され、施策の基本指針を策定、対策計画の策定や協議会の設置、また市町村長は空き家等の調査やデ

ータベースの整備を行うように努力するよう、定められております。

①点目です。本町の、まず「進捗状況」をお伺いいたします。

都市創造部長 それでは、①点目の「空き家対策についての現在までの検討状況」について、ご答弁申し上げます。

平成 25 年の住宅・土地統計調査の結果では、本町域内の空き家は 940 戸、率にして 7.2%あると推計されております。ほとんどの空き家につきましては適切に管理が行われ ているものと考えておりますが、年に数件程度、苦情や要望等もあり、内容に応じて各担当部署が対応をしております。

人口減少や高齢化など我が国の社会的状況を勘案すると、空き家等の戸数は今後増加の一途をたどるものと推測されます。本町といたしましては、本年5月26日付けで、国土交通省より示されている「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」で示されている基準や、他市町村の実施例を参考にしながら、まず、空き家等の実態調査に取り組むことが急務であると考えております。

また、今年の2月20日には、大阪府内の全市町村を会員とする大阪府空き家等対策市町村連携協議会が発足しており、第1回の北摂ブロック会議等についても5月20日に開催されておりますので、今後は、それらの会議において他市町村の状況等を確認しながら、事務の進め方等について調査・検討し、本町の地域性に十分配慮しつつ、最少の経費で最大の効果が得られるような空き家対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 野村議員 それでは次、②番目ですけれども、固定資産税等が軽減されないとのことです。 いわゆる建物が存在しても、更地評価の土地と見なし、固定資産税等が上昇する国の方 針とのことですが、本町の固定資産税等は現在、住宅用地と更地との評価は税率等、ど のようになっていますでしょうか。
- **総務部長** それでは、「特定空き家等にかかる固定資産税・都市計画税の評価額及び税率」 について、ご答弁申し上げます。

固定資産税の土地の評価額につきましては、住宅用地・更地を問わず、同じでございます。また税率につきましても、住宅用地・更地を問わず、固定資産税は 1.4%、都市計画税は 0.3%と、同じでございます。

具体的な課税事務にあたりましては、住宅用地の場合は特例がございます。更地の場合は特例がございません。住宅用地の場合は、1戸あたり200㎡以下の部分を小規模住宅用地、それから200㎡を超える部分を一般住宅用地と区分し、小規模住宅用地の場合は固定資産税の課税標準額は6分の1、都市計画税の課税標準額は3分の1の軽減となっております。一般住宅用地の場合は、固定資産税の課税標準額が3分の1、都市計画税の課税標準額は3分の2の軽減となっております。

今回の「空家等対策の推進に関する特別措置法」、いわゆる「空き家法」第14条第2

項の規定により、除却等の措置を勧告された特定空き家などの土地につきましては、住 宅用地に該当しないため、特例が適用されないというふうなこととなっております。 以上でございます。

野村議員はい、特例は適用されないと理解いたしました。

次、空き家ですけれども、空き家以外のマンションの空室等も考えますと、調査だけでも多大な時間を費やすと思いますけれども、本町としての多大な調査等々の覚悟をお示ししていただきたいと思います。

都市創造部長 「空き家等の実態調査について」でございます。

空き家対策を進めるにあたっては、空き家等実態調査を実施する必要があるものの、町内全域を対象とした空き家の全数調査を行うのは、相当な時間と労力が必要になるものと認識をいたしております。そのため、実態調査にあたりましては、住宅地図やGIS、水道使用者情報及び住民票などのデータを活用するなど、空き家候補をある程度抽出し、作業の省力化・効率化を図る必要があると考えております。

なお、共同住宅や長屋等の空き室につきましては、棟のうち1室でも使用されておりますと、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空き家等に該当いたしませんので、本町域内のマンション等は調査の対象外と考えて差し支えないものと思料いたしております。

今後は、本地域内の空き家等の立地状況をある程度絞り込み、すでに実態調査を実施 している他市町の状況等も確認しながら、事務の進め方等について調査・検討し、調査 の省力化・効率化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 野村議員 マンションのほうは調査の対象外というふうな形ではお伺いいたしましたけれ ども、もちろん賃貸のマンションもそうですけれども、分譲のマンションの中でも、特 に若山台等々でも空きマンションが増えているような感じでお聞きしておりますけれど も、そこら辺のほうは調査されますでしょうか。もう1点だけ、お伺いさせてください。
- 都市創造部長 先ほどもご答弁させていただきましたが、マンション等につきましては、 1室でも使用されておれば「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空き家等 には該当いたしませんということで、一定、規定がされてございます。そういうことも 踏まえながら、今後、実態調査をするにあたっての進め方については検討していきたい なというふうには考えております。

以上でございます。

野村議員 私の質問のほうは、例えば若山台のマンション等で1室じゃなしに、1棟の中で何ヵ所か空いているように伺っておるところがあります。分譲マンションの中、そういうような調査のほうは、この対象の中に含まれておられないかどうかを、ちょっとお伺いしたかったわけなんですけれども、いかがなものでしょうか。

都市創造部長 分譲マンションの取り扱いについてでございますが、一定、棟の1室でも 使用されておればということで、それは「空き家等」には該当しないということでござ いますので、その点については、一定調査は必要だというふうには認識をしております。 以上でございます。

野村議員 よろしくお願いいたします。

そういう形で、空き家等を把握された後の活用ですけれども、もちろん、その地権者 等々の同意も必要ですけれども、少子高齢化の社会にこれからますます拍車がかかる。 その活用について、行政の考え方をお伺いいたします。

都市創造部長 把握しました「空き家等の利活用について」のお尋ねでございます。

空き家等の利活用の取り組みにつきましては、それぞれの市町村における地域性により、方向性については異なってくるものと考えております。空き家・空き室の利活用としては、空き家の情報を提供する空き家バンク制度や、除却・改修補助制度、空き家を借り上げ活用する制度、家賃補助などに取り組んでおられる自治体もあると聞き及んでおります。

これら、他の自治体での実施事例を参照しながら、人口3万人の町にフィットする空き家・空き室の利活用についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 先ほど、1棟のうちの1室でも使用されておられれば「空き家等特別措置法」に基づく空き家には該当しません、という形であったんですけれども、本町には江川のほうに府営住宅ございます。府営住宅のほうも、1室でも利用されておられれば空き家等々云々で、この法律には対象外となると思われるんですけれども、特に、その府営住宅の空き家対策について、ちょっとお伺いしたいんですけれども、NPO法人、子ども・子育てひろば、見守り拠点、生活支援サービスひろば等が、その府営住宅の中で検討されているとのことですけれども、本町としてはどのように考えておられますか、伺います。

そしてまた、この27年の8月を目処に、府営住宅が大阪市に移管されるとのことですが、本町もどのようになるか、関わりがありますでしょうか。お伺いいたします。

総合政策部長 府営住宅の空き家対策と、大阪市への移管について、ご答弁をさせていた だきます。

大阪府では、大阪府と市町が連携して府営住宅の空き室を地域ニーズに適した様々なサービスの提供に活用することを目的として、各市町と意見交換を実施されております。本町におきましても、昨年12月に大阪府と府営住宅の空き室等の活用に関する意見交換会を実施いたし、町内の公営住宅の現況や、府内の他市町における空き室活用の事例に関して情報交換を行ったところでございます。

しかしながら、現在のところ、本町内の府営住宅におきましては居住を希望される住

民ニーズが高く、恒常的ストックとしての空き室は発生していないことなどから、具体 的な検討には至っていないところでございます。

また、大阪府内における府営住宅の市町への移管につきましては、体制面や管理運営上の課題も多く、大阪市を除いて基本的には進展が見られない状況となっております。 なお、大阪市におきましては、大阪府からの府営住宅移管を予定されておりますが、 本町への影響は特段発生しないものと考えております。

以上でございます。

野村議員 空き家対策ですけれども、施行されたばかりです。そしてまた、ますます増加 傾向にあろうと思います。これからの急務の課題でございます。安全・安心なまちづく りに、空き家対策のほう、十二分に発揮していただきますようよろしくお願いして、1 点目の質問、終わらせていただきます。

2点目の質問に移ります。「住宅扶助」について。

「生活保護法」による保護の基準に基づき、厚生労働省が別に定める住宅扶助(家賃等)の限度額の設定について、伺います。

本年7月1日から、住宅扶助の限度額が新基準に適用されるとのことですが、その内容、例えば本町の1人または複数人の家庭の月額扶助額等と、何人の家族、何人の家庭(世帯)が利用され、影響を受けられますか、伺います。

健康福祉部長 それでは、2点目の「住宅扶助」について、ご答弁申し上げます。

「生活保護法」では、世帯の人数に応じて住宅扶助の限度額が定められておりますが、本年4月14日付けで国から、当該限度額について変更する内容の通知があり、本年7月1日から新たな住宅扶助の基準額が適用されることとなっております。

本町の場合、生活保護の級地区分が「2級地の1」でございますので、現在の住宅扶助の限度額は、単身世帯の場合は4万2千円、2人から5人世帯の場合は5万5千円と定められております。本年7月1日からの新基準額では、単身世帯の場合は3万8千円、2人世帯の場合は4万6千円、3人から5人の世帯の場合は4万9千円と、いずれの世帯においても、減額されることとなります。

次に、7月からの限度額変更の影響を受ける生活保護受給世帯でございますが、本年6月1日時点で、単身世帯では36世帯、2人世帯では7世帯、3人から5人の世帯では2世帯でございまして、合計で45世帯でございます。

以上でございます。

野村議員 大幅な減額になることについて、扶助を受給されていられる家庭も影響を受けますけれども、賃貸人さんにも大きく影響が出てくると思われます。賃貸借契約は、賃貸人と賃借人との契約であり、お互いが了承すれば、新賃料の契約をすればいいわけですけれども、契約書には期間と賃料と、家賃増減の場合の事前通告が記載されています。 扶助を受給されている入居者に、突然、7月からお家賃のほうは何%カットします、大 家さんや管理会社等に連絡し、新たな金額での契約の更新をしてください、とのことで すけれども、どのように考えておられるか、お伺いいたします。

健康福祉部長 住宅扶助の新基準への改正に伴う対応についてのお尋ねでございます。

住宅扶助の新基準の適用は本年7月1日からでございますが、この制度改正にあわせて、本町といたしましては本年5月から、住宅扶助を受給している保護世帯に対しまして、改正内容について順次説明をさせていただいております。現在の家賃額が新たに定められた限度額を上回る場合につきましては、家賃の引き下げが可能かどうかを貸し主の方に確認し、協議していただくよう、お伝えをいたしております。

また、本町といたしましても、貸し主の方のご理解が得られるよう、生活保護受給者のプライバシーに十分配慮したうえで、可能な範囲で本改正の趣旨を説明するとともに、契約更新の際、当該家賃等を住宅扶助の限度額以下まで引き下げることが可能であるかどうかの確認や調整を、町としても行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、家賃等の引き下げについては、先ほど来出ておりますように貸し主と借り主の合意が前提となるわけでございますので、今回の制度改正についてご理解がいただけない場合も、当然出てくるものと思います。そのような場合は、原則、その新基準の範囲内で借りることができる住居へ転居をお願いすることとなりますが、本年6月30日現在、住宅扶助を受給されまして、7月1日以降も引き続き住宅扶助を受給される方につきましては、それまでの家賃が旧基準額の範囲内である場合、その更新月または平成28年6月までの間は旧基準額を適用する、いわゆる経過措置期間というのが設けられております。よって、7月1日の制度改正以降、直ちに住宅扶助の金額が引き下げられるというものではございません。

以上でございます。

野村議員 経過措置が設けられるという形のもので、一定、理解させていただきました。

また島本町、本町は2級地とのことで、家賃の合う住宅を探しなさいと受け止められかねないとも思いますけれども、実際、働けずにいられる方が――もちろん、働くことは最大の努力を進めていただき、一般の人と同じように生活していただくことが一番大事です。しかしながら、住環境の変化等により、ますます負担が増加し、精神的に、また生活していけなくなることを危惧しておりますけれども、精神的にご負担もかかろうかと思いますが、こういうようなことをどのように考えておられますでしょうか。町のほうのご意見、お伺いいたします。

健康福祉部長 住宅扶助にかかる「住環境の変化による被保護者の負担の増加」という点 のご質問でございます。

先ほどご答弁させていただきましたように、家賃の引き下げが困難である場合には、 次の更新月または平成28年6月までの間は旧基準額を適用する、いわゆる経過措置期間 が設けられておりますので、7月1日、直ちに引き下げられるものではございません。 その経過措置期間において、当該世帯の意思や生活状況等を十分確認したうえで、限度額の範囲内の家賃である適切な住宅への転居を検討することとなるんですが、これらの転居の検討に際しては、被保護者の生活状況を全く考慮しないような、無理な転居指導は行うことは考えておりません。個々の世帯の生活状況等を十分に勘案したうえで、慎重に進めてまいりたいと考えております。

また、転居を希望される場合には、住宅関係部局との連携のもと、限度額の範囲内で 入居可能な公営住宅の情報提供を行うことや、生活保護受給者の方の住まい確保のため に、本町として可能な限りの必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 野村議員 経過措置云々、この経過措置期間等々もありますけれども、他の市町村においてもいろいろと話が出ておると伺っております。来年、平成28年6月を経過した後は、どのように対処を取られる予定でしょうか。わかっている範囲で結構です、お示ししていただきたいと思います。
- 健康福祉部長 28年6月の経過措置期間終了後の対応についてのお尋ねでございます。

経過措置が適用されている世帯につきましては、世帯員の減少や増加があった場合を除いては、経過措置の延伸は行わないこととなっております。しかしながら、転居等により生活や通学に支障を来す場合や、高齢者、障害者などであって、日常生活において扶養義務者、地域の支援を受けている場合などで、転居によって自立阻害のおそれがある場合、経過措置期間である28年6月以降も、そういう場合は旧基準の適用を可能とする、いわゆる特例措置というのが設けられております。ここの特例措置の適用の可能性についても十分検討して、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 いろいろと、ご答弁いただきました。経過措置や特例措置、そしてまた、もちろん働く意欲による自立支援が大事だと私も考えております。どうか利用者にご理解をしていただき、ご不便をかけないように慎重な対応をお願いいたしまして、一般質問、終わらせていただきます。

伊集院議長 以上で、野村議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時05分~午後1時05分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員(質問者席へ) それでは、2015年6月会議一般質問を戸田より行います。大き く四つのテーマで、質問いたします。

I 点目. 「自転車交通政策について問う~人が主役のまちづくり~」

この6月1日から、「改正道路交通法」が施行され、自転車で危険走行をした人に安

全講習を義務づける制度がスタートしました。改正に至った背景には、自転車事故による被害の深刻化があります。自転車走行ルールの周知徹底と、時代に即した交通政策を求めて、質問します。

内閣府が決定している「自転車安全利用五則」とは、どのようなものですか。

都市創造部長 それでは戸田議員の一般質問のうち、1)点目の内閣府が決定しております「自転車安全利用五則について」でございますが、一つには「自転車は車道が原則、歩道は例外」、二つには「車道は左側を通行」、三つには「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」、また飲酒運転や二人乗りの禁止や、夜間はライトを点灯、交差点では信号遵守などの「安全ルールを守る」、五つには「子どもはヘルメットを着用」の、五則となっております。

以上でございます。

戸田議員 安全ルールについてはよく知られていることですが、ただ、守られていないだけです。意外に知られていないのは、自転車は「車道を走行するのが原則」ということです。歩道の走行が許される「例外」について、説明を求めます。どのような人、あるいはどのようなときに、歩道の走行が認められていますか。

また、例外的に歩道を走行する場合は、「歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行する」ことになっています。自転車の「徐行」とは、おおよそどのような速度を言うのでしょうか。

お願いします。

都市創造部長 それでは、2)点目、3)点目について、ご答弁申し上げます。

まず、2)点目の歩道の走行が許される「例外」について、ご答弁申し上げます。

歩道を通行できる場合でございますが、「自転車通行可」の道路標識がある場合や、「普通自転車通行指定部分」の道路標識がある場合、また運転者が 13 歳未満もしくは 70 歳以上、または身体に障害を負っている場合などが、「道路交通法」において規定されております。

続きまして、3)点目の「徐行の速度」についてのお尋ねでございます。

「道路交通法」におきまして定義されている徐行の目安となる速度につきましては、 時速 10 km以下であると示されております。しかしながら、歩道を通行する際の「徐行」 につきましては、直ちに停止ができる速度であることから、狭い歩道や通行の多い歩道 など、状況によって異なるものと認識をしております。

以上でございます。

戸田議員 実は、年齢の例外規定がほとんど知られていません。また、歩道を走る場合は 車道寄り、なおかつ直ちに止まれる速度とされていますが、周知されていないと思いま す。「改正道路交通法」が施行令で危険行為に指定している 14 項目には、歩道通行時の 通行方法違反、歩道通行時の徐行違反などが含まれています。 歩行者に対して、自転車が歩道上で加害者となった場合、民事上・刑事上、そして道 義的に 100 対 0 で、自転車を運転していた者が責任を負うことになるそうです。例え中 学生でも、高齢者や幼い子どもを重傷に至らせたり、世帯収入を支えている人が会社を 休まなければならなかったりした場合、自転車運転者の負うべき責任は相当に重くなり ます。

歩道の例外走行が認められなくなる年齢になる前、すなわち小学生への交通安全講習が鍵になるはずです。学校・教育現場における自転車交通安全対策の内容を、抜本的に 見直す必要があると思いますが、見解を問います。

教育こども部長 「学校現場における自転車交通安全対策」につきましては、保育所、幼稚園、小学校、中学校において、高槻警察署の協力を得て、児童生徒への交通安全指導を毎年実施しており、年齢や学年に応じた指導をいただいているところでございます。

また、本年6月1日施行の「改正道路交通法」を受けて、大阪府交通安全対策協議会事務局から、大阪府教育委員会を通じて、自転車運転者講習制度のリーフレットを活用した交通安全教育の推進について、本町教育委員会に依頼がございました。そのため、学校長等に対しましては、教職員も含め、適切に児童生徒等へ制度を周知するとともに、指導の徹底を指示したところでございます。

今後とも、自転車に対する交通安全対策につきましては、事故防止の指導はもちろん のこと、自転車に乗る際のマナーに対する指導が重要であると考えております。 以上でございます。

戸田議員 ぜひ、お願いしたいと思います。

また、何より学校で習ったことを、町の大人たちが守っているかどうかが重要です。 交通安全推進協議会における啓発や講習の内容を見直したり、過去10年で激変している 放置自転車の対策を、一部、自転車の安全走行の啓発リーフレットの配布に充てたり、 すぐにでもできることはあるかと思います。

都市創造部長にお伺いします。この点、いかがですか。

都市創造部長 今回の「改正道路交通法」によりまして、自転車の危険走行に対する措置ということが、一定、取り組みがされるということでございますし、本町におきましても、自転車を利用されている方、特に学童等を通じて、そういう事故の事例等、非常に高額な賠償も発生してくるということは、非常に加害者にとっても今後、ご負担になるところでございますし、そういうことについては十分周知する必要があるというふうには認識をしております。

以上でございます。

戸田議員 過去 10 年、放置自転車は大変減っています。シルバー人材センターに委託している放置自転車対策、これを自転車の安全走行の啓発リーフレットの配布等に充てていく必要があるかと思っているのですが、次の質問に移ります。

今回の「道路交通法」改正に至る背景を周知し、万が一の場合に備えて、高額な賠償・補償に対応できるよう、損害保険への加入を促す必要があると考えます。これについて、 見解を問います。

都市創造部長 続きまして、5)点目の「損害保険加入への啓発」について、ご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、自転車の事故につきましては全国的にも大阪府内でも、年々増加している状況となっておりますことから、損害保険加入への啓発につきましては必要であると認識をいたしております。自転車をご利用される皆様に対しまして啓発が強化できるよう、高槻警察署等とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

戸田議員 そもそも、交通事故が多発した時代、1970年の「道路交通法」改正によって、歩道も通行可能とした、極めて例外的なローカルルールによって、日本は歩道を自転車が堂々と走行する国となっております。ですが、2011年の「道路交通法」改正以降、この常識は覆されています。事故を起こした自転車を運転した者に対して、高額な賠償金を命ずる判決が増え、2013年には、当時、小学生だった児童の親に9,500万円という高額な賠償を命じる判決が、神戸地裁でされています。

以上でございます。

兵庫県議会は、自転車の購入者に保険の加入を義務づける条例案を可決しました。このことを認識しておられますでしょうか。

- **都市創造部長** 兵庫県におきまして、条例が制定されたということについては認識をして おります。その背景には、やはり事故によって、こういう高額な損害賠償が生じる可能 性があるということの中で、条例が制定されているということで認識をしております。 以上でございます。
- **戸田議員** 保険加入の義務化は、まず安全意識を高め、そして事故が起きたときの被害者、 そして加害者をも救済いたします。住民への周知、啓蒙に努め、大阪府の動向に注意していただきますよう要望しておきます。

さて、平成25年の「交通政策基本法」ができて以来、地域交通は、まちづくりの根幹をなす政策課題という認識が深まっています。これまで放置自転車の撤去など対策に止まりがちだった自治体の自転車施策を、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」——2012年に国交省と警察庁がまとめたものです——これに基づき、総合的交通政策に変えていく必要があります。自転車レーンなど走行空間整備や、路面標示の整備を進め、細街路においてはゾーン30を活用して交通鎮静化に努めていただきたいと思いますが、いかがですか。

都市創造部長 6)点目の「総合的な交通施策」について、ご答弁申し上げます。

現在、具体的な自転車専用レーンなどの走行空間や路面標示の整備計画はございませんが、本町といたしましても、総合的な交通政策については重要な課題であると認識を

いたしておりますので、今後、本町の地理的な条件や交通状況等の実態を踏まえつつ、 近隣自治体の動向にも注視しながら、取り組んでまいりたいと考えております。 以上でございます。

戸田議員 北摂では、もうすでに自転車レーンなど走行空間の整備や、路面標示の整備が 始まっています。ぜひとも、お願いしたいと思っています。

高槻市では、学識経験者、交通事業者、国、府、交通管理者、市民などで構成される総合交通戦略検討協議会を設置されています。茨木市は、すでに「総合交通戦略」を策定されています。こういった取り組みも、今後の課題と認識しておく必要があると思います。

Ⅱ点目の質問に移ります。「性的少数者(LGBT)理解への一歩~教育行政及び学校現場の課題~」

1) 4月30日、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長より各関係機関に出された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を踏まえ、今後、具体的にどのような取り組みを行う予定、計画ですか。

また、教育職員、とりわけ人権教育担当者、生徒指導担当者、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーと、この通知を共有しておく必要を感じますが、いかがでしょうか。 総括的に質問させていただきます。

2)です。LGBTの人の多くが、小学生から思春期の頃に、自分自身が多数派とは異なることを自覚しています。LGBTの自殺対策に取り組む「いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン」が2013年に行った「LGBTの学校生活に関する実態調査の結果報告書」——2014年4月にまとめられたもの——が、そのことを明白に示しています。

特に、性別違和のある男子の場合には、25%が小学校入学前に自覚があり、約半数が「小学校卒業までに自覚した」と回答しておられます。本来ならば、支援体制は小学校の時点から必要であることがわかります。ですが、実際には保護者や教師に相談するには至らず、多くの児童が医師の診断を受けられる環境や状況にはありません。

また同調査では、教師など周囲の大人に打ち明ける児童生徒はかなり少数、打ち明ける相手の多くが同級生であり、大人には見えないところで、受容や拒絶を体験していることもわかりました。すなわち、同級生がLGBTについてどのような情報やメッセージを受け取ってきたかにより、「受容のあり方」が大きく変化することになります。

教育行政及び学校現場は、教師に打ち明ける生徒が現れるのを待つのではなく、日頃から正しい情報や、肯定的なメッセージを発信する必要がありませんか。見解を問います。 3)同キャンペーンの共同代表をされている方が、ネット上に書き綴っておられる「セクシュアルマイノリティ・LGBT基礎知識編」を拝見すると、トランスジェンダーの子ども達は、男女別の制服の着用、ランドセルの色、水着の着用、男女別のトイレ、宿泊 を伴う行事での扱いに、引き裂かれるような苦痛を感じてきたと言います。不登校を経 験している人も少なくありません。

文部科学省が2014年に行った「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」には、特別な配慮をしている項目が、小学校低学年、中学年、高学年、中学校別に示されています。学校の中の「性」の取り扱いについては、必ずいるLGBT当事者の児童生徒がごく自然に過ごせる環境づくりについて、学校側があらかじめ認識・検討しておくことが、とても重要です。

なおかつ、「あえて配慮しない配慮」も重要であることから、学校用品の色分け、制服の着用などについては、ユニバーサルデザインの考え方を導入し、柔軟に対応してはどうかと考えますが、これについて見解を問います。

以上、よろしくお願いいたします。

教育こども部長 それでは、「性的少数者(LGBT)理解への一歩」について、ご答弁 申し上げます。

まず、1)点目の「国の通知を踏まえた具体的な取り組みについて」でございます。

本年4月30日付けで、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知がありました件につきましては、すでに各学校に対し通知するとともに、適切な対応を行うよう指示を行ったところでございます。

また、教育委員会が出席する学校担当者連絡会等や、社会福祉士等専門家が会する連絡会でも、性的少数者への適切な指導・支援のあり方について協議・交流をしているところでございます。

教育委員会では、これまでも、各種人権課題の解決や共生教育の推進については、人権教育や支援教育の研究団体とも連携しながら、専門家や学識研究者を講師とした研修会を開催するなどして、教職員の共通認識を図る取り組みを進めており、今後においても、子どもの性の多様性にどう向き合っていくのかといったことをテーマにした研修会等の実施について、研究団体とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、2)点目の「日頃からの正しい情報提供や、肯定的なメッセージの発信について」 でございます。

学校におきましては、不要な男女別の解消や授業の内容、毎日の子ども達とのやり取りなどで、すべての学校生活の中で、子ども達が「ありのままの自分でいいんだ」と安心して過ごせるよう、教職員自身が常に意識し、学校環境を整えることが、肯定的なメッセージの発信であると認識しております。また、当事者となる子どもや保護者が相談しやすい環境を整えることも重要であると考えております。相談を受けることで、より合理的な配慮も行えることから、臨床心理士等の専門家も活用した教育相談体制の充実にも、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3)点目の「ユニバーサルデザインの考え方を導入し、柔軟な対応を図ることに

ついて」でございます。

議員ご指摘のユニバーサルデザインの考え方につきましては、「公平な利用」あるいは「使用上の柔軟性」といった点においては、教育活動上、有益であると考えますので、 すべての子どもたちが、安心して学校生活が送れる環境整備に努めてまいる所存でございます。

なお、学校生活において不安や不都合について個別にご相談を受けた場合には、協議 のうえ、柔軟な対応を行っているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 若い人、そして子ども達は、まだ自らがそうであるのか、それを判断する力もない場合も多くございます。従いまして、もしかしたらいるかも知れない子ども達への配慮、必要だと思います。

そもそも性的少数者に関しましては、東京オリンピック開催国に求められている国際的な条件ということになっています。しかしながら、学校教育現場におかれましては、当事者一人ひとりに寄り添うことが求められ、何より、これこそが重要だと思っております。違いが攻撃や排除の対象にならない環境づくりと、困ったときに相談しやすい雰囲気づくり、引き続き教職員の人権意識の向上に努めていただきたいと思います。

Ⅲ点目の質問です。「組み体操の危険性の認識」を問います。

運動会の花形種目として親しまれてきた組み体操ですが、熊本県で中学3年生の男子が救急搬送され、全治1ヵ月の腰椎骨折と診断された事故を機に、組み体操の危険性が話題になっています。保護者から不安の声、疑問の声も私に寄せられています。

いったん事故が起これば、他の種目と比べて体の根幹部分、頸椎・頭部を負傷するリスクが高く、「障害」を負う大きな事故にもなりかねません。

まず、近年、組み体操の規模が巨大化する傾向にあると指摘されていますが、各小学校で行われているピラミッドの段数をお示しください。

私の住まいしている校区の小学校では、去年も今年も練習中に児童が骨折したと聞き 及びます。各小学校において、練習中・本番の怪我について、過去3年の状況、怪我の 内容等をお示しください。

お願いいたします。

教育こども部長 それでは、「組み体操の危険性の認識を問う」について、ご答弁申し上 げます。

まず、1)点目の「各小学校で行われている組み体操におけるピラミッドの段数」についてのお尋ねでございますが、本年度を含め、過去3年間で一番多い段数で7段、少ない段数では5段となっております。

次に、2)点目の「各小学校の運動会練習中や当日の怪我について」でございます。 擦り傷等軽微なものを除いて、通院を必要とするような怪我につきましては、平成25 年度は運動会練習中及び当日で、四つの小学校合計で2件、うち組み体操に関わっては1件。平成26年度は運動会練習中及び当日で7件、うち組み体操に関わっては4件でございます。具体的な怪我の内容は、骨折が2件、ねんざが2件でございます。平成27年度につきましては、すでに運動会を実施いたしました第一小学校及び第二小学校の2校において、運動会練習中及び当日で1件、うち組み体操に関わって1件で、骨折となっております。

以上でございます。

戸田議員 組み体操のピラミッドの段数は巨大化して、高層化しています。島本町でも、 第二小学校では7段、第三小学校では7段、第一小学校では、この間、拝見したら6段、 前年よりも1段大きくなっていると認識しています。7段と言いますと、およそ4mと も言われています。10年前は、こんな様子ではありませんでした。

名古屋大学大学院教育発達科学研究科・准教授の内田良先生が、緊急提言でおっしゃっています。賛否を争うことを目的とはせず、具体的に今、何が起きているのか、見つめる必要があります。学習指導要領にない組み体操がはたして必要なのか、運動会で成功させることが最大の目的になっていないか、規模の縮小は可能か。教師の声を聞き、校長会や教育委員会で検討することを求めますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 それでは、名古屋大学大学院の内田良准教授の緊急提言に関わってのお 尋ねでございます。

学習指導要領に「組み体操を行う」という記述はございませんが、小学校の運動会における組体操は、技を成功させることだけを目的にしたものではなく、練習等を通じて、協力する気持ちや思いやりの気持ちを育てるとともに、みんなで一つのものを作り上げたという達成感を感じることができ、学級・学年の「集団づくり」においても大きな効果があるものと考えております。

各小学校では、運動会練習が始まる以前より、個々の児童へ基本的な技の指導も丁寧に行っておりますし、全員での練習においては、児童にとって無理なく取り組めるように、安全面・体力面等への配慮や言葉かけを十分行い、一人ひとりの児童が達成感等を感じることができるように、事前に綿密に練習計画を立てて行っております。また、難易度の高い技を行う時は、当日だけではなく、練習時より教職員を配置するなどの対応を行っております。

教育委員会といたしましても、怪我が起こらないよう、学校現場の意見を聞きながら、 今後とも必要な助言・指導を行い、安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。 以上でございます。

戸田議員 組み体操の危険性を報道したテレビのニュースを見た保護者、生徒の中では、 大変緊張が高まりました。学校の先生が、「がんばれない子は手をあげていいよ」とい うような問いかけがあって、実際に重要な役割から退いた生徒さんもいらっしゃるとい うふうに聞き及んでいます。先生方の当日の緊張度も今までは全く違ったもので、その ことは私も感じましたし、保護者の方々も驚いておられました。

ニュースを見た保護者と、そうでない保護者の温度差、あります。もう一度問いたいのですが、学習指導要領にない組み体操は、はたして必要でしょうか。7段というものがなければ、教育的効果は得られないのか。校長会や教育委員会でしっかり検討することを求めたいと思いますが、教育長に、ご見解、ご答弁をお願いしたいと思います。

岡本教育長 学習指導要領につきましては、主に教科指導の面について国としてのガイド ラインを示しているもので、体育の授業に関しては、組み体操の指示は特に記述されて おりません。

ただ、運動会というものは、中学校での体育祭にしましても、学校行事の中の体育的行事ということで、学校長が、一応、教員との協議もありますけども、最終的にどう行うかは決めていくもので、教科と違いまして、学習指導要領に強く拘束されるというものではございませんので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

例えば、小学校の生活発表会のときに、6年生が英語の簡単な劇をしたとしますと、 これは学習指導要領にはありませんけども、学習発表会という学校行事の一つの盛り上 がりということで学校長が認めれば、それは実施できるということと同じでございます。

組み体操につきましては、賛否両論いろいろございますけども、どちらの側にしましても、基本的に安全の問題でありますので、島本の学校の場合は一斉に、言い方は変ですけども、ビシャッと潰すような方法は取ってなくて、後ろから1段ずつ下ろすという手法を取っておりますので、そこの部分につきましても、学校で配慮いたしております。

段数の問題が出てきましたけども、保護者、児童ともに、ある意味、この組み体操につきましては非常に達成感ということで言いますと、コミュニケーションのやりとりも含めまして高い評価を受けているところがございますので、学校長とも慎重に審議をしたうえで、教育委員会として何段という形で示すのではなく、学校現場の実態をしっかり踏まえて適切な、例えば5段なら5段という、そういうようなピラミッドの段数の結論が出てくれば、それを尊重してまいりたい。安全につきましては、繰り返し繰り返し、学校のほうに指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 保護者の中には感動して涙を流していらっしゃる方も少なくありませんでしたが、保護者に見せる運動会ではなく、生徒の安全、生徒を重視した運動会であるべきだと私は思っています。段数を減らすこと、難しいことではありません。なぜならば 10 年前、もしかしたら5年前に戻せば、それで済むことと考えるからです。

愛知県長久手市のように、巨大化・高層化の大流行を見直すと決められている自治体 もございます。鋭意検討をお願いして、次の質問に移ります。

IV点目、「イベントの見直しについての覚悟を問う」

総括的に質問いたします。

- 1)町長の施政方針にあるイベントのスクラップ・アンド・ビルドについて、目標、方針、具体的な手法等は定まっていますか。
- 2)イベントにおける危機管理対策について、主催が実行委員会である場合、万一、事故が起こった場合、その責任をどこが、どのように負うことになるのでしょうか。町に責任がないと言えますか。住民主体のイベントに移行していくうえでは、この問題は避けて通れない課題です。
- 3) 4月 16 日の定例課長会議の資料、「イベント一覧表」を拝見いたしました。そして 思うことは、都市創造部における配置職員数の多さです。代休の消化が、結果的に超過 勤務に繋がっている可能性が否定できません。また、教育こども部生涯学習課における 委託料・賃借料の多さに、改善の必要性を感じます。

YYワールドの参加者は低年齢化し、安全対策を根本的に見直す必要があると思います。あるいは福祉大会、文化祭、スポーツ祭・スポーツレクリエーション祭の委託料や補助金の精査を行い、その妥当性を明らかにすることなく、他のイベントの廃止・統合に着手することは許されないでしょう。

山積するこれらの課題を思うと、イベントのスクラップ・アンド・ビルドには町の明確な意思を示す必要があるのではないでしょうか。町長の見解と、覚悟をお示しいただきたいと思います。

以上です。

総合政策部長 それでは、IV点目の1)点目と3)点目について、ご答弁申し上げます。

まず、1)点目の「イベントのスクラップ・アンド・ビルドの目標、方針及び具体的な 手法等について」でございます。

本町で実施しております各種イベントにつきましては、限られた財源と人員の中で、より実効性の高い事業とする必要があるものと認識しております。そのため、事業本来の目的と費用対効果を分析し、全庁的なスクラップ・アンド・ビルドを行うこととして本年度の施政方針におきましてもお示しさせていただいており、見直しにつきましては、本町が主催・共催または実行委員会形式で設置した団体が主催する、すべてのイベントを対象といたします。

厳しい行財政運営を余儀なくされている現状において、町が長年にわたり実施しているイベントの本来の趣旨・目的を住民の皆様にご理解いただいたうえで、まちづくりの課題解決に的確に繋げながら、より魅力的なイベントを実施し、効率的な行政運営を図ることが、最終的な目標であると考えております。

見直しにあたっての方針といたしましては、時代錯誤、マンネリ化、行政課題とマッチしていない、実施すること自体が目的になっている、目的が達成できているかわからない、同じようなイベントが他にもあるなど、イベントの目的や効果が行政コストに見

合わないイベントにつきましては、スクラップも含めて、聖域なく、大胆に見直しをしていくことといたします。それらのイベントを一旦ゼロベースで検討し、実施が不可欠であるイベント、魅力的で効果的なイベントのみを、改めてビルドし、必要に応じて、町が担っている役割を団体等へゆだね、住民主体によるイベントづくりを目指してまいります。

具体的な手法につきましては、詳細は現時点で決定いたしておりませんが、町が考える方針につきまして、全庁的な議論を踏まえながら関係団体とも協議をさせていただく必要がありますことから、イベントの評価シートを作成し、客観的なデータ等に基づき分析を行ったうえで、団体等のご意見もいただきながら、事業の評価を行ってまいりたいと考えております。また評価にあたりましては、行政経営分野の学識経験者のご意見等も踏まえながら、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、3)点目の「スクラップ・アンド・ビルドに向けた町としての意思」について、 ご答弁申し上げます。

これまで長年にわたり実施してまいりました町内の各種イベントにおきましては、町 主催で実施するものや、実行委員会形式で実施するものなど、実施にあたっての手法が 異なり、職員の動員や補助金の交付についても、イベントの内容や町の関与の仕方によ って様々でございます。そのため、今回のイベントの見直しにあたりましては、これら の職員の動員や補助金交付のあり方につきましても、客観的なデータを踏まえ、より効 率的かつ効果的な手法で実施できるよう、検証してまいりたいと考えております。

これまで蓄積してきた参加者それぞれの思いや、人と人との繋がりがある中で、抜本的な見直しを行うことは、職員だけではなく、住民の皆様にとっても大きな決断になるものでございます。しかしながら、限られた財源と人員の中で、本町のような小規模自治体が存続し、継続的に行財政運営を行っていくためには、また、より魅力的で、「今の島本らしい」まちづくりを実現するためには、このような議論を避けて通ることはできないものと考えております。

本年度の施政方針の中でも、今後、「これまで以上に行財政運営が厳しくなる中で、 今、直面している課題に真正面から向き合い、変革を恐れず、前へ踏み出す勇気を持って取り組む必要」があると、お示しさせていただいております。今回のイベントのスクラップ・アンド・ビルドはその取り組みの一つであり、議員の皆様をはじめ多くの住民の皆様と改革の目的を共有させていただいて、はじめて実現するものであると確信しておりますことから、何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

総務部長 それでは、2)点目の「イベントにおける危機管理対策」について、ご答弁申し上げます。

現在、町が主催するイベントにつきましては、万が一事故等が発生した場合、その事

故の内容にもよりますが、町に過失があり町の責任となる事態も想定し、各種傷害保険、 補償保険、賠償責任保険に加入しているところでございます。

一方、実行委員会等が主催するイベントにつきましても、町が企画等に携わるような イベントにつきましては、町主催と同様、町においても事故内容に応じて責任を負うこ とになるものと考えております。

以上です。

戸田議員 総合政策部長のご答弁をお聞きしまして、覚悟を持って臨んでいらっしゃるということは、私は理解しました。同じ思いで、共感できる部分がたくさんあります。

しかしながら、例え今は見失っているとしても、本来、すべてのイベントには意義があり、住民に親しまれてきた歴史があります。そしてもう一方で、ボランティアと呼ばれながら、実は住民のほうも動員によるものと言わざるを得ないボランティア活動が見受けられます。そして、ボランティアの皆さんも高齢化しています。

そのような状況を踏まえて、改革は必要ですが、住民並びに関係機関、ボランティアの皆さんの理解を得るには、各部署が共有の認識を持って、町の方針と覚悟に基づいた説明責任を果たさなければならないと思います。この点について、各課において、こういった認識が持てていますか、確認します。

(午後1時43分 外村議員退席)

総合政策部長 イベント見直しにあたりましての、各課が責任を持って取り組むべきであるとのご意見、ご質問でございますが、イベントの見直しにあたりましては、町として一定の基本的な方針を定めたいと考えております。それを定めたうえで、全庁的な取り組みの中で進めていくこととなり、各部局におきましても、その方針に基づいて各イベントの今後のあり方について、各関係団体との協議を行いながら見直しを行っていくことを、現時点では想定いたしております。

また、過日の庁議、あるいは課長会議におきましても、このイベント見直しの思いについて、ご説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

(午後1時44分 外村議員出席)

戸田議員 住民さんと一番間近に向き合っている各課の課長が、いや、町の方針なんで、 とお茶を濁して、例えば総合政策部が決めたことを町の方針なのでというふうにして、 誰かに責任をゆだねたりするような姿勢で町民に向き合うということを、私はこれだけ は避けていただきたいなと思っています。誰かを悪者にしたり、誰かをかばったりして、 前に進める問題ではないと思っています。

1点、問います。YYワールドで、小さなお子さんが滑り台から落下されて、怪我を されました。これについては、町の瑕疵があったと判断しておられますか。

教育こども部長 YYワールドの事故につきましては、実行委員会の主催というものの、

当然、町には責任はございますし、事故が起きた原因については、やはり安全対策が万全ではなかったという点は否定できないというふうに考えておりますので、その点については教育委員会としても、やはり今後の対策も含めて改善は必要であろうと思っておりますし、責任も感じております。

以上でございます。

伊集院議長 残り少しです。

戸田議員 はい。実行委員会にゆだねた場合、その主体性を尊重するあまり、責任の所在 が明確にならなかったり、安全対策が打てなかったりすることがないよう、この見直し に中には、「安全対策の見直し」も入れていただきたいなと思っています。

長く続く、それぞれのイベントの歴史を尊重しつつ、本来の目的を見失ったもの、飲食の提供でにぎわいを見込んでいるもの、この際、抜本的に見直していただき、現状の職員数、人口数、財政規模に見合ったイベントに賢く縮小していけるよう……(質問時間終了のベル音)……、忌憚のない議論を継続していただきたいと思います。

以上で、終わります。

伊集院議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

引き続き、外村議員の発言を許します。

外村議員(質問者席へ) それでは通告書に従いまして、2点、質問します。

1点目.「空き家対策特別措置法施行により、どう変わるのか、本町の空き家対策」というタイトルです。

総務省の調べでは、現在、空き家は全国で約820万戸を超え、各自治体でも地震や災害による倒壊のおそれや、老朽化による景観・住環境の悪化、不法侵入による放火等、様々な心配事に頭を悩ませておられます。そういった背景により、地域住民の生活環境を守るために、本年5月26日全面施行されたのが、「空き家対策特別措置法」であると認識しています。

本町においても、新築住宅が増える一方で、町のあちこちで空き家を見かけます。今回の法令が施行されることにより、本町の空き家対策がどう変わり、住民生活にどのような具体的な影響が出るのかなどについて、以下、質問します。

①点目. 現在、本町における空き家は何軒ぐらいあると把握されているのか。数値があれば、お示しください。また、本町において「空き家」と判定する基準はどんなものか、一定の基準はあるのか、確認したい。本町の空き家率は幾らぐらいでしょうか。

都市創造部長 それでは、1点目の「空き家対策」に関するご質問のうちの、①の「本町における空き家の戸数」でございます。

現在のところ、本町におきまして空き家の実態調査は実施いたしておりませんが、平成 25 年に実施した住宅・土地統計調査によりますと、平成 25 年 10 月 1 日時点の推計値では、別荘等の二次的住宅も含めた空き家総数は 940 戸となっております。

次に、「空き家と判定する基準」でございます。

本年5月26日付けで、国土交通省より「特定空家等に対する措置」に関してガイドラインが示されており、その指針に従い、今後、各自治体が対応していくものと認識しております。

次に、「本町の空き家率」でございます。

平成25年に実施した住宅・土地統計調査によりますと、本町の空き家率は7.2%でございます。この数値は、大阪府全体の空き家率14.8%より大幅に下回っており、三島地域(5市町)において比較しても最も低い数値となっているものの、今後、注視していく必要があると認識をいたしております。

以上でございます。

外村議員 ご答弁、ありがとうございました。

先ほど、午前中もありましたけど、空き家が940戸ですか、これはマンションも入っているとすれば、一戸建てではどれぐらいあるのか、掴んでおられますか。

- **都市創造部長** 現在、まだ具体的に、その戸数については把握できておりません。 以上でございます。
- **外村議員** そうすると、次の質問です。空き家の持ち主や現住所などは、大体把握できているんでしょうか。
- **都市創造部長** 先ほどもご答弁させていただきましたが、空き家の実態調査はまだ実施できておりませんので、今、ご質問の点についても、まだ現状では把握できておりません。 以上でございます。
- **外村議員** 午前中、他の議員の質問・答弁で、平成25年度で固定資産税の滞納は234件で、約5,200万だったという話、答弁がありましたけども、この滞納の中に、当然、空き家で徴収できてないというのがどれぐらいあるのか、わかったら、教えてください。
- **総務部長** 滞納でございますが、滞納にはいろいろ要件がございますが、空き家で、という部分では把握はしておりません。

以上でございます。

外村議員 わかりました。いずれにしても、法がすでに施行されているわけですから、悠 長なことを言わないで、早急に空き家を調査していただきたいというお願いします。

私も年間4回、私の議会報告を全戸、1人で配布してますから、特に一戸建てについては、そんなに時間かからなくて、どこが空き家で、どこが空き家でないかぐらいはわかると思いますので、ぜひ、よろしくお願いします。

続いて、②点目の質問行きます。

本町におきます、日頃からの空き家に対する苦情や相談事というのは、年間、どれぐらいありますでしょうか。

都市創造部長 続きまして、②の「本町における空き家に関わる日常的な苦情や相談等に

ついて」でございます。

相談内容といたしましては、「管理不全の建築物による景観への悪影響」「樹木等の 繁茂による景観の影響」「ごみの不法投棄等による衛生面での悪化・悪臭の発生」など、 年に数件あるか否かの程度でございます。現在のところ、大きな問題とは至っておりま せん。

以上でございます。

外村議員 わかりました。

今回の法令施行で、その苦情がどれだけ解消できるとお考えなのか、もしわかりましたら、教えてください。

都市創造部長 今回の「特別措置法」の施行によりまして、まず、空き家の実態調査が必要というふうには認識しております。その中で、空き家の状態についても把握ができるものと認識をしており、一定の調査の段階で管理者等への周知等の中で、今後は苦情等が減るものと認識をしておりますが、所有者等の意識の問題もあろうかと思いますので、今後、実態調査の結果を受けて、その点については取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 ③点目に、じゃ、移ります。

今回、従来からの空き家に対する税制優遇措置が撤廃され、空き家のまま放置すれば 固定資産税が約6倍、6分の1の軽減がなくなるということですが、実際、いつから、 どのような手続きを経てそうなるのか。本町の事例に例えて、お答えください。

総務部長 「優遇税制の撤廃について」のお尋ねでございます。

宅地における固定資産税の土地の評価額につきましては、住宅用地・更地を問わず、 同じでございます。具体的には、課税の部分で変わってまいりまして、住宅用地の場合 は、先ほど申し上げましたように特例措置があるということでございます。また、更地 の場合につきましては、その特例措置がないということでございます。

今回の「空家等対策の推進に関する特別措置法」、いわゆる「空き家法」第 14 条第 2 項の規定により、除却等の措置を勧告された特定空き家等の土地につきましては、住宅用地に該当しないため、「地方税法」第 349 条の 3 の 2 の規定により、この住宅用地の特例は適用されないものでございます。

それから、「いつから、どのような手続きをするか」というご質問でございますが、 税につきましては、納税者の方から特に手続きをいただくことは必要ございません。固 定資産税・都市計画税につきましては、課税庁が賦課期日である毎年1月1日現在の状 況で判断をするものでございます。従いまして、平成28年1月1日現在、特定空き家等 に対する措置を勧告されていれば、平成28年度課税分から住宅用地の特例の適用はされ ないものとなります。 なお、特定空き家等に対する本町における具体的な手続きにつきましては、現時点で 決定しておりません。

以上でございます。

外村議員 ありがとうございました。

いずれにしましても、「特定空き家」というふうに認定しなければ、この軽減措置を 解除することができないとなれば、特定空き家というふうに早くする、そういう家が対 象であれば、する必要があると思うんですけども。これは、この法令が施行されたこと によって、本町独自に条例や規則を何か定める必要があるのではないかと思うんですが、 それは必要ないんでしょうか。

都市創造部長 「特定空き家等」の定義につきましては、「特別措置法」で規定をされて ございますので、改めて条例等で規定する必要はございません。

以上でございます。

外村議員 わかりました。

いずれにしても、今年の5月に施行されたわけですから、来年の1月1日に課税ができるように、特定空き家に近いものというのはぜひ、私自身も回ってましたら、少なくとも1軒か2軒はそういうのがあると認識しておりますので、ぜひ、その調査にすぐにかかっていただきたい。そんなにたくさんはないと思いますので、よろしくお願いします。一つ、私、日頃から見てて、東大寺の、地番でいくと〇〇〇番になってますけども、〇〇〇〇さんという札が立ってます。もう家は半分ぐらい、崩れてます。これは、町としてはご存じ、認識されてますでしょうか。

(「個人情報は」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後1時59分~午後1時59分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

外村議員 たまたま私が見に行きましたら、番地が書いてましたので申し上げましたけど、 名前は伏せまして、東大寺の柳谷幹線沿いの右側にある、もう、ほんまに崩れかけてい る、立ち入り禁止という看板は大きなのを貼ってますけども、これはご認識されてます か。

都市創造部長 住民の方からも、東大寺一丁目とか二丁目に空き家等がある中で、一定の 苦情・要望等はお聞きをしております。ちょっと、具体的な場所について、今、議員の ご指摘の場所に該当するかは確認できておりません。

以上でございます。

外村議員 ぜひ、それは私、ご案内しますので、後日、一緒に行きましょう。

続きまして、④番目.今回の法令施行で、自治体が「特定空き家」と認定すれば、指導・勧告・命令が可能となり、解体や撤去など強制執行が可能になるとのことですが、

実態はどうなのか。「特定空き家」という定義は書いてますけども、実際、本町でそういうことを執行するとなればどういう手順を踏むのか。もし、ありましたら、教えてください。

都市創造部長 続きまして、④の「特定空き家等」についてのご質問でございます。

「特定空き家等」につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項において、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められている空家等をいう。」と定義されております。

議員ご指摘のとおり、今回の「空家対策等の推進に関する特別措置法」の全面施行に伴い、市町村長が法律に基づき、自ら空き家等に対して立ち入り調査を行い、管理不全な空き家等に指導、勧告、命令、代執行と、順に行うことができます。しかしながら、外観上管理不全に見える建物等であっても、年に数回でも利用されておれば「空き家等」には該当せず、「特定空き家等」に指定するためには、建物の危険性や衛生上有害かどうか、また景観を損なっているかどうかなどの、非常に難しい判断をしていく必要がございます。また、「特定空き家」に指定すれば、所有者等に対して除却・修繕・立木竹の伐採等の措置の助言または指導、勧告、命令をしていくこととなり、また、それらの措置とあわせて固定資産税等の住宅用地特例から除外されることから、所有者等における税負担が増加することになります。

このようなことから、「特定空き家」の指定にあたっては、先ほどご説明いたしました「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」で示されている基準を参考にしながら、慎重に判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

- **外村議員** ありがとうございました。先ほど、ちょっと聞き忘れましたのでお訊きしますけど、今回のこの「特別措置法」施行により、市町村が空き家の所有者を迅速に把握できるようにするために、「固定資産税の情報を利用することができるようになりました」というネットの情報なんかがあるんですけども、具体的に今まで何ができなかったのが、何がどういうふうにできるようになったのか。もう一度、このことの意味を教えてください。
- **総務部長** もともと、「地方税法」の第22条に税の守秘義務がございます。今回の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の第10条のほうに、いわゆる法律で明記されていますので、そちらの法の適用を受けて、情報を特定された利用の目的以外の目的のため、内部で使用することが、「利用することができる」というふうに明記がありますので、こ

ちらのほうが適用というふうになります。

以上でございます。

- **外村議員** ということは、役場の中で税務課が掴んでいる情報を、都市創造部が利用できるということの理解でよろしいんでしょうか。
- **総務部長** あくまでも限定的ではございますが、空き家の所有者等に関する情報に限られまして、所有する方の氏名、それから住所部分などでございますが、そちらのほうは一応提供できると。今は「地方税法」の 22 条がございますので提供できない、という形になっています。

以上です。

- **外村議員** いずれにしましても、我々の生活に密着しているという法令でございますので、 すでに5月26日施行されたとなれば、広報等で、こういうことになりましたよという告 知が必要だと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。
- 都市創造部長 今、議員ご指摘の住民さんへの周知等についてでございます。

今後、この空き家対策等につきましては、町のほうからも積極的に情報については提供していく必要があるかなというふうに認識しております。

以上でございます。

外村議員 適切に対応をお願いします。

⑤番目. 私は以前にも委員会の席か何かで申し上げたことがございますが、本町でも空き家バンクを開設して、空き家に若い世代の人に入居してもらい、うまくいけば永住していただくというような仕組みを導入して、町の活性化に繋がる方策を推進してはどうかと考えていますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 続きまして、⑤の「空き家バンク」についてのご質問でございます。

空き家バンクにつきましては、「空家対策等の推進に関する特別措置法」の施行前から、近年、子育て世帯をはじめとする移住希望者を誘致するための施策として、全国的に提唱されており、特に過疎地域において普及しております。

今回の法施行を受けて、空き家バンクの利活用についてニーズが高まることも予想されますことから、すでに実施されている他市町村の事例も参照しつつ、調査・検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

外村議員 空き家バンクについては、過疎ではなかなか住んでもらうことは難しいでしょうけど、うちは、島本町は非常に交通至便な恵まれた土地でございますので、それこそ不動産会社などと連携すれば、ほんとに空き家バンクが生きたものになると思いますので、ぜひ、過疎地対策の一環でやるものであるという認識を改めていただいて、積極的な空き家バンクになるように策を練っていただきたいということをお願いしまして、1点目の「空き家対策」につきましては、終わります。

続きまして、2点目. 「国保運営を町から大阪府に移すことが決定しましたが、町の 対応策はどうか」ということにつきまして、お伺いします。

先月、参議院で可決された「医療保険制度改革法」により、いよいよ 2018 年度から国保の運営の主体が、従来の市町村から都道府県に移管されることが決まりました。そのことは、比較的健全な国民健康保険財政を運営してきた本町、ひいては本町の被保険者にとっては、大きな転換点になると考えます。

特に、大阪市はじめ大阪府下の多くの自治体の国民健康保険財政は赤字の団体が多く、 一体運営となれば、少なからず本町被保険者にもそのしわ寄せが来るものと想定し、大変 心配しています。

そこで、以下、質問します。

①点目.運営主体移行まで、あと2年余りですが、決まった以上は開始年度に向かって、これから種々の難解な調整が必要です。具体的には、どのようなスケジュールで、どういう課題を調整していくのかなどについて、自治体間ですでに話し合いは始めておられるのでしょうか。

健康福祉部長 それでは、2点目の「国民健康保険制度改革」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、①の「今後のスケジュールについて」でございます。

財政の安定的な運営や事業の効率化を図ることを目的とした国民健康保険制度の改正 法案が先般可決成立し、5月29日に施行されました。

本制度改正の主な内容といたしましては、まず制度運営におきまして、平成30年度から都道府県が市町村とともに共同で行う、いわゆる「都道府県化」が図られるものでございます。今後、都道府県が統一的な「運営方針」を策定することとされており、市町村事務の共同処理や広域化が図られるというものでございます。

もう一つの柱といたしましては、財政支援の拡充による財政基盤の強化でございます。 平成29年度から毎年約3,400億円の公費を投入いたしまして、財政基盤強化が図られる 予定となっております。

平成30年度の制度改革に向けた今後のスケジュールでございますが、大阪府及び府内 市町村は、平成30年度の制度改革時に遅滞なく制度移行が図れるよう、本年5月に大阪 府において「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」を設置し、国民健康保険運 営方針に盛り込む内容や、標準保険料率などについて検討することとなっております。

また、これらの調整会議における検討内容を受けまして、平成28年度には被保険者や 医療関係の代表の方などを構成員とした「(仮称)大阪府国民健康保険運営審議会」を 設置し、国民健康保険運営指針及び保険料率等、運営に関する重要事項について審議す る予定となっております。

いずれにいたしましても、今般成立した改正法では、現時点における制度改革の大枠

を定めたものでございまして、詳細につきましては、今後示される予定でございます。 以上でございます。

外村議員 ご答弁、ありがとうございました。

あと2年半あるということで、まだ大方針が決まったばかりですから、確かに具体的なスケジュールはないと思うんですけども、先ほどおっしゃった国保広域調整会議やとか、もう一つの審議会ですか、これには本町は常に出席できるような仕組みになっているんでしょうか。

健康福祉部長 広域調整会議等のご質問でございます。広域調整会議につきましては、府内の市町村の中で、大阪府のほうから選任された市町村が委員として参画をいたしておりまして、私も町村の代表として、委員として入らせていただいております。

また大阪府の国民健康保険運営審議会につきましては、先ほど申しましたように、本町で言う国保の運営審議会と同じように大阪府での議論の審議会でございますので、大阪府が選任した、被保険者や医療関係の代表の方などを構成員とした会議でございます。 以上でございます。

- **外村議員** ありがとうございました。今、広域調整会議には健康福祉部長が出席されるように選任されたということですけども、これは移行までずっと選任され続けるんでしょうか。
- 健康福祉部長 再度の広域調整会議の委員のお尋ねでございますが、大阪府・市町村国民 健康保険広域化調整会議設置要綱というのが定められておりまして、その中で任期として、委員の任期は3年とされておりますので、その間、島本町として、その会議の中に は参画する予定でございます。

以上でございます。

- **外村議員** しつこいようですけども、市町村から選ばれて、今、調整会議に出ているのは 何人でしょうか。
- **健康福祉部長** 市町村すべての委員としては、府内市町村で9団体、そして大阪府国民健康 保険団体連合会、また大阪府が、委員として参画されております。 以上でございます。
- **外村議員** ありがとうございました。私の質問が、ちょっと間違ってました。町村として 代表は何名かというのを訊きたかったんです、すいません。
- **健康福祉部長** 町村といたしましては、3町が委員として選任され、広域調整会議のメン バーとして参画をいたしております。

以上でございます。

- **外村議員** ありがとうございました。ぜひ、本町の財政、ずっと黒字を継続してきた町の 代表として、代弁者として頑張っていただきたいと思います。
 - ②点目に移ります。この制度改革により、2017年度以降、毎年、国から3,400億円の

公費が新たに投入されると聞いています。そして、本年度と来年度は1,700億円の財政 支援があるとの新聞報道がありますが、本町の国保財政にとって、どういう具体的財政 効果をもたらすのか。特に、移行までの3年間について、お伺いしたい。

健康福祉部長 次に、「移行までの3年間の財政効果について」でございます。

今回の法改正により、平成29年度から毎年約3,400億円の公費が投入され、国保財政の基盤強化が図られる予定でございますが、それに先立ち、本年度から低所得者対策として1,700億円の財政支援の拡充等を行うことが決まりました。財政安定化基金の創設など、本町におきましても、年々増加いたしております医療給付費の財政負担の軽減対策等を図ることが期待できるものといたしております。

いずれにいたしましても、これらの公費のうち、本町にどの程度の交付がなされるのかも含めまして、現時点では未定でございますので、本町の財政効果については現時点では言及することはできません。

以上でございます。

外村議員 ご答弁、ありがとうございました。

実はここに……、大阪社会保障推進協議会だったと思うんですが、正式名は。そこの団体がいろいろ調査、今回の広域化にあたりまして、いろいろな調査活動もされてまして、その中にかなり具体的に調査されている資料があります。これが、この正当性がどこまでかわかりませんけども、いずれにしても、ここまで調査されているんですから、ほぼ正しいと思いますが、今回の1,700億円、今年度、2015年度1,700億円の配分として、大阪府は約150億円というふうに、「約」となってますけども。それで、すでにもう各自治体で本年度予算に計上しているところもいっぱいありまして、本町は、この調査に対して回答がされてないのか知りませんけども、何も載っておりません。ちなみに、高槻市では3億5,900万余りの予算計上をされてます。

このことについて、本町にはどういうヒアリングがあったのか。本町はどういう予定をされているのか、改めてお伺いします。

健康福祉部長 1,700 億円の配分等、他団体で当初予算が計上されているんではないか、というご質問でございますが、27 年 2 月の 20 日に、社会保障審議会医療保険部会の中でも、一定の目安として 1,700 億円という、27 年度以降の財政支援というのは見込みとして示されておりました。また、そのときに配分の方法案として、一定のルール化されたものは示されておりました。その中で、おそらく予算計上されておられる団体については計算されて、予算を計上されたのではないかなというふうに考えております。

本町といたしましては、その時点でまだ 1,700 億円投入も明らかではございませんでしたし、この広域化については 29 年度から 3,400 億円が投入されるとお話しさせていただきましたが、これも一時、話が 30 年からということがありましたし、広域化のスタートも、例えば 30 年4月からと法案で決まりましたが、29 年4月からという話もありま

した。そのぐらい、まだ不確かな情報がかなり多かったものですから、この 1,700 億円 も正式に決定した段階で補正予算等で計上させていただくのが適当ということで、当初 予算は見送らせていただいたところでございます。

以上でございます。

- **外村議員** 大変慎重にやられているというのはわかるんですけども、かなりの自治体がすでに予算計上して、保険料まですでに下げているというところも幾つかあるわけです。 それにしては島本町は、未だにわからないというふうに回答されるというのは、ちょっと不思議なんですけども、島本町は一体幾らぐらい配分があるとお考えなんですか。わからないのか、わかってるけど、正確じゃないから答えられないのか。ちょっと、その辺、教えてください。
- **健康福祉部長** 1,700 億円の配分についてでございますが、1,700 億円につきましては、正式に決まりました。その配分につきましては、まだ正式に国、大阪府からは報告がございませんが、一定、2月頃に示されている案でいきますと、本町としては2,600 万程度の歳入があるであろうというように考えております。

保険料が直ちに下げられているということでございますが、当然、本町も今後、今仮 算定で現在通知して、今後、本算定で正式に保険料を決定いたしていきますが、その際 には当然、これらの数値というのは、その分の数値を保険料軽減等には見込んでいくべ きであろうというふうに考えております。

以上でございます。

- **外村議員** もう7月に本算定が始まりますので、当然、大阪府に訊くなりして数字を確定していただきたいというのと、この1,700億円は特に「低所得者対策として」というふうになっているそうですけども、本町の2,600万円は国保会計に繰り入れるだけなのか、繰り入れて、さらに低所得者に特別に配分するようなことを考えておられるのか。その辺については、いかがですか。
- 健康福祉部長 再度のお尋ねでございますが、2,600 万円余りということが、今の見込みでは考えられるというのは、あくまでも、今、現時点の示された案からの計算でございますが、低所得者対策というのは、低所得者のためだけに利用するというものではなくて、この財政支援の算定の中で、これまで現行の7割軽減・5割軽減の対象者数に応じて財政支援の補助率が決められておったわけでございますが、7割の軽減に対して、これまで保険者支援としては12%だったものが、今回は15%見込まれる。また、5割軽減の分については6%保険者支援で見込まれていたものが14%見込まれる。また、2割軽減の部分については、これまで財政支援の対象外でございましたが、今回はその分が13%見込まれて、各市町村に配分されるという、今の現時点の案が示されております。

その分で、2,600 万円余りが本町に交付されるのではないかというような見込みを立てておる。その分については、先ほど来出ておりますように保険料軽減でありますとか、

医療費給付費の充当に充てるとか、そのような対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 外村議員 わかりました。いずれにしましても、この 2,600 万円というのは、もう一度、しつこいようですけど、150 億円大阪府に入るとしたら、これはやっぱり豊かな国保財政しているところには薄く、厳しいところに厚くみたいな力学が働いているような配分なんでしょうか。その辺は、公平なのか。その辺、ちょっと掴んでおられたら教えてください。
- 健康福祉部長 再度のお尋ねでございますが、ただいまご説明させていただきましたように、保険者支援制度ということで、7割軽減・5割軽減・2割軽減がどのぐらいおられるかということによって、おそらく配分額が変わってくると思いますので、島本町の場合は7割軽減の12%から15%、5割軽減が6%から14%、2割軽減が財政支援の対象外であったものが13%というところの部分で、島本町がどの程度の方がおられるかによって、配分が変わってくるものと思います。

以上でございます。

外村議員 わかりました、ありがとうございました。

次、③点目行きます。運営主体が大阪府に移ることによって、想定されるメリット・ デメリット――これは本町にとってのデメリット・メリットです――は、どんなものが 考えられますでしょうか。

健康福祉部長 次に、③点目の「運営主体が大阪府に移るメリット及びデメリット」でご ざいます。

現時点では、詳細な制度設計が示されていないことからも、メリット及びデメリットを明確にお示しする段階ではございません。しかしながら、平成30年度以降、これまで市町村が担ってきた役割のうち、財政運営の責任主体としての役割を大阪府が担うことから言えば、本町を含めた市町村としては安定的な財政運営が図れるという点では、制度改革に伴うメリットであるものと考えております。

以上でございます。

- **外村議員** メリットだけをお答えいただきました。デメリットはない、ということでしょうか。
- **健康福祉部長** ただいまご答弁させていただきましたように、現時点で詳細な内容が示されておりませんので、メリット・デメリット、明確にお答えする段階にないと、お答えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

外村議員 次は、④点目に行きます。

これも、今から答えろと言ったって難しいんでしょうけども、移行することによりま

して、本町の国保担当事務や人員がどれぐらい軽減できて、どれぐらい人員削減ができるというふうになるのであろうかと期待するわけですけども、この点についてはいかがでしょうか。

健康福祉部長 「国保担当者の人員削減等について」でございます。

平成 30 年度以降、大阪府が財政運営の責任主体としての役割を担うこととなるものの、その他の事務についてはこれまでどおり市町村が担うことから、今般の制度改革において、事務量が大幅に減少するものとは考えにくい状況でございます。

いずれにいたしましても、今後、大阪府において国民健康保険の運営方針が策定され、 また国からも詳細な制度設計が示された段階で、市町村における事務量の増減が、初め て明らかになるものと考えております。

以上でございます。

外村議員 いろいろご答弁、ありがとうございました。

いずれにしましても、ほんとにこの広域化というのは、やむにやまれぬ国策だと思うんですけども、これだけ財政の状況にバラツキのあるものを広域化するって、非常に難易度の高い広域化ということで、いっぱい問題が出てくると思います。ぜひ、本町の利益代弁者として、その辺については主張していただきたい。

特に、大阪府下は43市町村の国保会計の累積赤字が25年度では249億円もあるというふうに試算されたデータがございます。ほんとに、こんな中で赤字の押し付け合いみたいなことになるんではないかと心配してますけども、それを補うのが国の財政支援であろうと思うんですけども、いずれにしましても、この国保の広域化につきましては、私はずっと以前から、慎重にやってもらいたいということを申し上げてきました。

ぜひ、本町の財政、あるいは本町の被保険者にとって、少しでも不利になることが少なくなるように頑張っていただきたいとお願いしまして、私の質問を終わります。 以上です。

伊集院議長 以上で、外村議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時29分~午後2時45分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員(質問者席へ) 日本共産党・河野恵子です。一般質問を行います。

私のほうも、すいません、質問の流れの都合上、通告の2番「知的・精神障がい者の 雇用促進について」を先に行わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたしま す。続いて、「第三小学校(第四保育所)整備基本構想、現場・保護者の意見を聞いて決 定を」ということで行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目です。「知的・精神障がい者の雇用促進について、島本町での直接雇用の検討、

実施を急いでください」

かねてから、島本町役場での障がい者雇用において、知的及び精神障がい者雇用促進に向け研究・検討を求めてまいりました。

①点目です。雇用率達成の点から、島本町役場において知的・精神・身体障がい者雇用の2015年4月1日の実績と検討経過を伺います。

参考までに、指定管理者などの実態はいかがでしょうか。答弁を求めます。

総合政策部長 それでは、2点目の「知的・精神障がい者の雇用促進」について、ご答弁申し上げます。

まず、①の「障がい者雇用の状況について」でございます。

平成 27 年4月1日現在の本町における障害者の実雇用率は 2.60%となっており、これにつきましては法定雇用率 2.3%を上回るものでございますが、知的障害者や精神障害者に特化した形での採用実績はございません。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正に伴い、平成30年4月1日から障害者法定雇用率の設定基準の算定対象となる障害者に、精神障害者が含まれることとなります。都道府県では、農業試験場での栽培管理、飼育管理の補助というような業務に知的障害者の方を採用した事例もあると聞き及んでおりますが、本町のような小規模自治体では業務の種類にも限りがあること、限られた職員数では十分に障害者をサポートできない可能性があることを考慮いたしますと、知的障害者や精神障害者の方々の障害特性を踏まえた業務を見出すことは容易ではありませんが、改正の趣旨を踏まえまして、慎重に検討していく必要があると認識いたしております。

なお、指定管理者制度を導入しております、ふれあいセンターにおきましては、現時点では、障害者の方の雇用はございません。ふれあいセンターの指定管理につきましてはDST・SDH共同事業体が請け負っており、平成27年4月30日現在の共同事業体での障害者雇用率につきましては、2.0%となっております。また、やまぶき園指定管理者につきましては、障害者の方の雇用はございませんが、四天王寺福祉事業団におきましては、平成27年4月30日現在で2.02%であると聞き及んでおります。

以上でございます。

河野議員 今、指定管理者としての町立やまぶき園の名前が出ましたが、次の質問に移らせていただきます。

町立やまぶき園をはじめ町内障がい者支援事業所からの、島本町役場としての直接雇用についての要望はいかがですか。

健康福祉部長 それでは、「町内障がい者支援事業所からの、役場での直接雇用の要望」 について、ご答弁申し上げます。

本町の職員採用において、町立やまぶき園をはじめとした町内にある障害福祉サービス提供事業者から直接雇用を求める要望については、これまでお聞きいたしておりませ

ん。しかしながら、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において一定割合の障害者の雇用が義務付けられており、中でも国や地方公共団体という公務職場に対しては最も高い法定雇用率が規定されていることに見られるように、障害者の方が、普通に地域で暮らし、地域の一員として、共に生活できる社会を実現するためには、行政が積極的に障害者雇用に取り組んでいかなければならないものと理解をいたしております。以上でございます。

河野議員 まずは現場実習、以前の質疑の中、他の議員の質疑でも、そういう言葉が出て きたと思います。

現場実習での受け入れに向けて、町内で事業所の実習実績、施設長の意見聴取などを 踏まえて、実習内容の職域選定へと進めることはできませんか。答弁を求めます。

健康福祉部長 「現場実習の受け入れに向けた町内事業所の実習実績、施設長の意見聴取 について」でございます。

庁内における職場体験につきましては、近隣の高槻市や茨木市において先進的に実施されていることは承知いたしております。本町におきましても、実施団体の取り組み方法について情報収集するとともに、人事課との情報共有を図りながら、実施の有無も含めて検討を進めているところでございます。

受け入れ先の部署や実施する作業の選定や調整、指導スタッフの確保、派遣する側の 事業所との調整など、様々な課題がございますが、近隣自治体をはじめ町内事業所との 意見交換や先進的な取り組みについて、引き続き研究を行ってまいりたいと思います。 以上でございます。

- **河野議員** 研究・検討ということが続いておりますが、ちょっと質問の方向を変えます。 この4月に、町内に新たなグループホームが開設されています。「障害者計画」に沿っ た利用の進展は見られていますか。答弁を求めます。
- **健康福祉部長** 「町内に新たに開設されたグループホーム利用状況について」でございます。

本年4月に、町内に新たな障害者グループホームが開設されたことを受け、本町では 障害福祉サービス提供事業者、障害者団体及びグループホーム利用の対象者となり得る 障害者の方やそのご家族等に対しまして、見学案内や体験利用の呼びかけを行っており ます。現時点では、町内にお住まいの6名の方が体験利用をされ、うち一部の方はその 後、正式に利用の申し込みをされたと聞き及んでおります。

同グループホームは、定員は9名でありますが、現時点ではまだ定員にも余裕があり、 体験利用が可能であるとの報告を受けておりますので、今後も引き続き、対象者への周 知や利用案内等を行ってまいります。

本年3月に策定いたしました「第4期島本町障害福祉計画」におきましては、平成27年度から29年度にかけて、グループホームの利用者を毎年6名ずつ、3年間で18名増

加させる目標を設定しており、今回の1ヵ所の開設は、計画実現に向けた大きな一歩であると考えております。今後も「障害者グループホーム開設支援事業補助金」を活用し、障害福祉事業所に対して、町内でのグループホームの設置等を働きかけるとともに、対象者となる障害者の方やそのご家族への情報提供を行って、「第4期島本町障害福祉計画」の最終年度の目標達成に向けて、取り組みを進めてまいる所存でございます。以上でございます。

河野議員 引き続いて、お隣の高槻市が先例を持っておられますので、ご紹介させていた だきます。

高槻市の事務事業評価表、私が見ましたのは2013年度の実績分で、これはホームページからでも容易に検索できる範囲です。美化清掃作業員の実施要綱というものを持っておられ、現在は都市創造部公園課として、福祉職員をジョブコーチ、指導員のような形で配置をされて、障がい者雇用を先駆けて取り組んでおられます。昭和57年(から)というふうに聞いております。障がい者の側としては、雇用の保障があり、収入を得るということで、グループホームなどで自立して暮らせることが可能となっております。

私たち島本町も、みどりの多い地域として、一級河川の水無瀬川、今、アドプト・リバー活動などで河川公園を美化・清掃されていただいております。また、島本駅前活性化により史跡公園の管理の必要性などが高まり、利用などが盛んになりつつある中で、知的や精神障がい者の実習や就労の職域として検討する意義は大いにあると考えますが、いかがですか。これは町長に答弁を求めます。

総合政策部長 それでは、⑤の「障がい者の実習や就労の職域について」でございます。 ①でも申しあげましたとおり、大規模自治体では、規模の大きさに比例し多種多様な 業務がございますが、本町のような小規模自治体では、業務の種類にも限りがあるとい うのが現状でございます。

一方で、他市におきまして作業所や支援学校に在籍している障害者のうち、同施設が 勤務可能であると判断し、推薦のあった方について、障害福祉担当課が窓口となり、そ の方に適した封入作業、書類のコピー等の庁内での実習を3日から5日間程度、受け入 れている事例があると聞き及んでおります。本町におきましても同様の施策が実施でき ないか、障害福祉の所管部局と連携し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川口町長 障害を持っていらっしゃる方にとりまして、就労というのは最も大きな課題であると思っております。障害者の保護者の方にとりましても、それが一番、大きな不安でございまして、行政といたしましては積極的に就労の機会の提供に努めていくべきだろうと、そのように考えておりますが、先ほど来部長が答弁しておりますように、小さい自治体でございますので、業務に限りがございます。

ただ、小さい自治体だからこそできる、そういった障害者への就労の機会の提供とい

うのは、全部局がそれぞれの立場、それぞれの所管する仕事、業務の中で、それはしっかりと検討していく必要がある、そのように思っております。

以上でございます。

河野議員 町長のほうから、小さい自治体だからこそ、という言葉をいただいております。 非常に心強いことだと思っておりますし、島本町としても公立保育所の障がい児保育が ほんとに全国的にも先駆けた実践と、経験と歴史を持っているということを鑑みますと、 島本町の職員の中に、そういう障がいの特性であるとか、就労されたときの配慮のあり 方であるとか、そういったことを熟知されている職員もたくさんおられるという中では、 やはり職員の皆さんの経験からわかる様々な実習や就労のポストなどについては、職員 全体で議論を進めていただきたい。これは要望に止めます。

ただ、先ほどグループホームのことを訊きましたけれども、なぜかと言いますと、私にとってはかなり急な情報ではあったのですが、4月に開所をされて、私たち日本共産党議員団も非常に短い時間ではありましたが、見学に行かせていただきました。その後、見学に行かれた保護者の方やご本人の意見を聞いておりますと、一見して、例えば障害基礎年金、年間で約月額7万円から8万円ぐらいの幅ですね。そういった年金を受給されたとしても、その金額だけでは継続的に利用ができるような利用料であるとか――利用料だけではありませんので、自分のいろんな生活費や小遣いや、それはまた別になりますので、そういったことを考えると二の足を踏むというふうにおっしゃっていた保護者の方が少なくなかったというふうに記憶しております。

そういうことを考えると、就労されている方の中では、逆に今度は能力が高いというか、能力があるということで障害基礎年金がもらえない、一般就労の賃金でしか収入を得られないという方と、二通りあるというふうに思われます。重度の方であれば、通所して、工賃を月1万数千円もらったとしても、例えば町外であったら定期代でなくなっているという方も聞いております。

そういうことを考えますと、本来の障がいのある方が、自分が一人の人間として、親や兄弟の一定の見守りはあったとしても、自立をするということを考えたときに、やはり町内での、島本町役場を中心とした雇用の場所の確保というのは、公共の役場として模範を示す、そういうことが求められているというふうに思いまして、グループホームの実情をお聞かせいただきました。

最後にですけどね、通告はしておりませんが、島本町の人権文化センターがあります。 本年度、ようやく障がい者用のトイレが初めて正式に整備されるという、今までほんと に前近代的な施設であったわけですが、トイレも整備されますし、そういう意味で言っ たら人権文化センターのスペースの中での雇用、やはり島本町の中ではそういったこと に理解があるというところであると思いますので。そういうところで、例えば就労支援 事業をやっておられるわけですね、地域人権協会への委託という形ではありますが、就 労支援ワーカーもいる、人権ケースワーカーもいる、そして町の職員で言えば正規雇用の配置の率が高い部署だと私は考えております。そういうところだからこそ実現が可能ではないかというふうに思い当たるわけですが、担当部長におかれては、いかがでしょうか。

総合政策部長 具体的に、人権文化センターで、というご提案でございます。まず1点、 人権文化センターのトイレの改修につきましては、本年度は実施設計でございまして、 工事は来年度に実施したいというふうに考えております。

人権文化センターで障害者雇用を推進していけば、ということでございますが、先ほど来、ご答弁申し上げておりますように、まずは実習、他市でされているような実習から始めまして、それを経て、短期の臨時職員であるとか、徐々に雇用を拡大していく、こういった方向で進めていけばどうかというふうに現時点では考えているところでございます。ご提案の趣旨も踏まえまして、内部で検討を進めたいと思います。

以上でございます。

河野議員 私がかねてから申し上げている、人権文化センターにおける地域人権協会委託 の就労支援事業、人権ケースワーク事業は、あくまで町直営で行えという、そういう考 えについては第一義ではありますが、今、現時点でのできる努力は、やはり手がけていた だきたい。そのことを重ねて申し上げまして、次の質問に移ります。

「第三小学校(第四保育所)整備基本構想」、これについて「現場・保護者の意見を 聞いて決定を」と求めます。

2015 年 6 月 1 日午後 2 時から開催されました島本町議会議員全員協議会において、第 三小学校(第四保育所)耐震化のための「整備基本構想案」が示されました。この点に ついて、伺います。

①点目は、複数案を示され、島本町としてはA及びE案が望ましいと考えておられますが、その根拠は、児童生徒の安全を考え急がれる工事であるということ、また工期及び工事費用の点で選択されたと思いますが、間違いはありませんか。

教育こども部長 それでは、第三小学校の整備基本構想につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、「A案またはE案が望ましいと考える根拠について」でございます。

議員全員協議会でもご説明をさせていただきましたように、基本構想を検討するうえでは、仮設校舎の必要性の有無や、特に学校運営面で懸念される事項、そして工事費用の概算を比較検討いたしました。その結果、町財政への影響などを考慮し、総合的に判断いたしますと、A案またはE案での整備が最も現実的なプランであるとお示ししたものでございます。

以上でございます。

河野議員 傍聴されている方には、AとEとかいうふうなことでは、なかなかわかりづら

いことがあろうかと思いますが、質問を進めさせていただきます。

島本町が示している案について、伺います。これは私の私見であり、専門的知見をも らったものではありません。そのことは、先に申し上げます。

A案では小学校のグラウンドについて、E案では保育所の園庭が相当な制約を受けているものと感じております。今後、島本町として、このA案では保育・教育への悪影響が免れない。そして、島本町としての保育・教育の責任を果たすものかどうか。さらに、児童生徒の成長・発達にも良い環境とは言えない、これは私の考えです。

この二つの案は、第三小学校の校長はじめ教職員、PTAへの説明のうえで、島本町として推奨案として示されたのかどうか、答弁を求めます。

教育こども部長 それでは、②点目の「A案及びE案の保育・教育への影響やPTA、学校への説明のうえで推奨と示されたものなのか」というお尋ねでございます。

基本構想は、グラウンドの確保や保育・教育への影響に配慮しつつ、保育所や学童保育も含めたそれぞれの課題をいかに解決していくかが、大きな柱でございます。検討を進めるうえでは、学校と協議をしながら進めてきましたが、その中でもグラウンドの確保が最大の課題でございました。

今回お示しした案につきましても、さらにグラウンドの確保について検討し、今後、 PTA等の保護者のご意見もお聞きしたうえで、最終判断をしていきたいというふうに 考えております。

以上でございます。

河野議員 続いて、B案について、ご質問させていただきます。

示された五つの案の中で、B案だけが第四保育所建設を除外している。第三小学校だけの整備方針である、というふうに説明されています。本案において、第四保育所耐震化も同時進行させ、そして同校敷地内を借用し、あるいは他の替え地を借りて保育所の仮設建設を行い、現地で建て替えるという併行案も添える必要があったのではないでしょうか。答弁を求めます。

教育こども部長 それでは、③点目の「B案の第四保育所を現地で建て替える案が必要で はないか」とのお尋ねでございます。

町財政的にゆとりがあり、仮設園舎を建設したうえで第四保育所を建て替えることが可能であれば、そのような案も検討の余地がございますが、今回の基本構想の基本的な考え方は、学校、保育所、学童保育室、それぞれの課題につきまして、安全で安心な学校及び保育所施設等の確保を目的としております。

そのため、学校や保育所運営に配慮しつつ、町財政への影響や費用対効果についても 考慮したうえで、町立第三小学校の耐震工事にあわせて、保育所・学童保育室を含めた 一体的な整備について検討することとして、これまで検討を進めてきたものでございま す。従いまして、第四保育所の現地での建て替えにつきましては、基本構想の中では考 えておりません。

以上でございます。

河野議員 続いて、通告している質問を先に行きます。

第三小学校や第四保育所の教職員や保育士、PTA、保護者、保育士全員に――この構想案が1冊、作られています。構想案とともに、教育委員会の名前で出されている構想案に添えて、工事の工期と概算事業費、各プランの比較検討表をあわせたものを配布すること。そのうえで意見を募って、最終的にこの議会で決めていくという手立てを取るべきだと私は考えておりますが、いかがですか。

教育こども部長 それでは、④点目の「基本構想を教職員、保育士、PTA、保護者に資料を配布し、意見を募り、最終的に議会で決める手立てを取るべき」とのご質問でございます。

基本構想を具体的に進めるにあたりましては、関係者等から意見を聞くことにつきましては、今後、順次進めてまいりたいと考えております。そのうえで議員の皆様にも最終的な計画をお示しし、予算を含めたご審議を議会において行っていただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町立第三小学校をはじめ第四保育所の耐震化、学童保育室 の確保は喫緊の課題でありますことから、早期にこれらの課題を解決できるよう取り組 んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 ちょっと前後しますけれども、私は今、手元に小学校の「施設整備指針」というものを持っております。これは平成26年7月、文部科学省大臣官房文教施設企画部というところが出されています。この部署は、その時々で名前は変わっておりますが、1992年、平成4年ですね、策定をされて、2001年、平成13年に大幅改定をされたというふうに聞いておりまして、私自身もこの指針をもとに、当時1期目の、1年目の議員として第一小学校の屋内運動場大規模修繕の工事契約で、男女別のトイレのことで相当、ここで質疑をやったという記憶があります。

今回、この「小学校施設整備指針」に基づいて、当然、事務を進められたものと考えていますが、間違いはありませんか。

教育こども部長 学校施設の整備につきましては、今、議員がご紹介いただきました「整備指針」に基づいて、当然、整備していくものでございます。

ただ、今回、耐震の工事をどのように進めていくかという大きな構想をお示ししたものでありまして、詳細な整備の内容につきましては、まだ、これから形が決まりましたら設計をしていくという段階になりますので、その段階におきましては、当然、あらゆる、今、ご紹介がございました学校施設の「整備指針」、また保育所でありましたら保育所に関連するそういった整備に関する国から示されているもの、あるいは大阪府の「福

祉のまちづくり条例」、そういったものに沿った形での整備を進めていくことになりますので、現時点では、まだそのあたりの詳細の部分の設計まではできていないということで、ご理解をいただきたいと思います。

河野議員 今の答弁を聞いておりますと、「整備指針」一つひとつ照らして、ここまでの構想案に至ったものとはまだ言えない状態でもあり、これはまた設計に至る段階で、再度、「整備指針」に照らすものであるというようなふうに聞こえましたが、やはり、そういったことは教育こども部、教育委員会においては、この「施設整備基準」を基準としてものを考えるということが大切だと思います。

そういう意味で、この教育委員会の名前で出された第三小学校の整備基本構想の3ページには、第四保育所のことを書かれているわけですが、長々と「就学前の子どもの教育・保育環境の整備」についてのいろんな解釈が乗せられているんですよ。そういうことに1ページ、何行も割くのであれば、やはり「小学校施設整備指針」というものがあるということを、しっかりとここで踏まえられる必要があったと思います。それは強く、厳しく指摘しておきます。

それから、この「整備指針」と、この基本構想案の中で、ちょっと気になる点を2点ほど、お聞かせいただきます。

保健室が、1階が望ましいと。職員室は、いろんな校内に入校する人たちや、グラウンドが視認できる場所、確認ができる場所が望ましいということが、検討報告書に示されております。であれば、このA案からE案の間の案は、すべて保健室は1階に配置するという前提に立っておられるのか。答弁を求めます。

- **教育こども部長** 第三小学校の基本構想検討報告書という形で、お示しをしております。 その中で、一定建物の配置というのも、この中でお示しをさせていただいております。 ただ、あくまで教室の配置については案でございますので、その点については、今後、 変更も可能ではございます。そういった意味では、今、ご指摘ございました保健室が1 階、あるいは職員室は現状でも2階にあるわけですけども、そういった形での整備とい うのは、今後、設計の段階で十分踏まえて考えていきたいというふうに考えております。
- **河野議員** 一つひとつ、ちょっと細かい話になりますけども、今、私が申し上げたのは業者、委託会社が平成27年3月に株式会社阿波設計事務所が描かれた、この6ページのところで課題として洗い出しておられます。「保健室が2階配置のため、グラウンドや屋外での怪我への迅速な対応が難しい。緊急車両の寄りつきが不可能である」と。この中で、業者のまとめられた提案の中では「保健室は1階に配置し、グラウンドに面する位置とする。また緊急車両の寄りつきのできる位置が望ましい」と示されています。

これはね、コンサルタントの専門性ということもあるかも知れませんが、この小学校の「整備指針」に書かれているんですよ。「保健室」というページがあります。保健室 で他にもたくさんありますが、「救急車、レントゲン車などが容易に近接することがで きる位置に計画することが重要である」と書かれています。この「重要である」という 表現は、なかば、そうしなさい、というような指摘なわけですね。

今の教育こども部長のご答弁を聞いていると、コンサルタント会社はたぶん、「施設整備指針」に従って課題の洗い出しと提案をされていると。しかし、肝心の教育委員会が、こういった「整備指針」に照らして再確認をされている作業が、ちょっと十分ではない。この議場での答弁におかれては十分ではない、そのように思いますので、その点については再点検が必要であろうと思われます。ここは、厳しく指摘しておきます。

また、別の細部の点ですが、細部でありますけども、今後、またそういったことが大きな問題になってはいけませんので、お尋ねいたします。

業者の出されたほうの基本構想検討報告書の13ページですけども、この三小の整備に関わって一番悩ましいのが、浄化槽の位置だと聞いております。ここが中心部にあるがために、いろいろな施設や建造物の配置が大変だと言われていますが、この13ページのところには、浄化槽があるべき場所のところに「浄化槽」という記述がありません。これは業者の間違いなのか、あくまで浄化槽なのか、ということについて確認をさせていただきます。急な質問で、13ページです。

- **教育こども部長** 確かに、今、ご指摘いただきました箇所につきましては、現状、浄化槽がある部分でございますので、このB案で浄化槽をなくすということではございませんので、これについては漏れがあったということで、また訂正をさせていただきたいというふうに思います。
- **河野議員** すでに私は通告において、住民や、特に小学校や保育所の保護者に早くこの内容をお知らせしたいということでお願いをしておりまして、本日付けで島本町のホームページには、この構想案、あと基本構想が掲載されているということでは、それはそれで良かったと思っています。

ただ、先ほどの通告でも言いました、A案が体育授業などにおいてグラウンドとして課題が大きいと申し上げましたが、実は残る4案のうちのCからE案も相当、運動会をするとき、あるいは体育の授業をするとき、50m走を計るとき、そういうときに非常に制約があるということがわかっております。そのことについても、やはり50mの競争をしたり計ったりするときに、こどもがスタートして50mのゴールを切った後に、一定、減速をする距離が必要なんですね。それを考えたときに、不十分な計画がたくさんあります。

そういうことを考えて、私は先ほどB案のことを申し上げましたけれども、やはり小学校のまずは耐震化ということですから、第四保育所を一緒に造るということに集中するあまり、結果として小学校の施設として不十分であるということでは、やはり許されないというふうに思っております。その点について、現在での検討内容、いかがでしょうか。

教育こども部長 この構想を検討するうえでは、学校現場も含めて、やはりグラウンドの 確保というのが一番の課題でございました。今回、お示しをさせていただいている案の 中では、A案については、今、言われました50m走の部分については、一定解消はでき ているかというふうに思いますが、他の案では厳しい状況にはございます。

そういった中で、保育所の設置場所についてはもう少し検討の余地があるというふうに思っておりますので、その点につきましては引き続き検討させていただくとともに、 今後、いろんな保護者等のご意見も伺う中で、さらなる案をお示しができたらなという ふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 私、いろいろ申し上げておりますけど、そのとおりにしなさいというよりは、 やはり早くこれを第三小学校のPTAの皆さん、第四保育所の保護者の皆さん、もちろ ん教職員、保育士の皆さんと、もう一度図面をしっかり見て議論をされる機会を設けて いただきたいと思っております。その点については、今後の取り扱い作業手順のスケジ ュールが大きく関わってくると思っています。意見聴取をされた後、修正を加えたり、 そのうえでさらに合意形成を図られて、どの案にするかの方向を決定される。それまで の作業手順について、お聞かせいただきます。

6月1日の全員協議会で、私はその場でお尋ねをさせていただきました。今年秋から 冬にかけて、島本町の全体の公共施設を大きく見直す「公共施設等総合管理計画」に、こ の第三小学校の整備方針・基本構想は項目として入るのか、ということを訊いておりま すが、当日、その場での回答では、秋から冬にかけてパブリックコメントを行うけれど も、それは待てない、待てないという状況にあるというふうなお答えをいただいており ます。

ということであれば、9月かあるいは12月頃に設計予算を出さなければいけない。そのようなスケジュールで考えておられるのかどうか、答弁を求めます。

教育こども部長 この第三小学校の基本構想については、第三小学校の耐震化を第一に考えて、今まで進めてきております。一日も早く耐震化を進める必要がありますので、できるだけ早く決定をしていきたいというふうに思っておりますが、今の時点で、いつの時点ということは明確にはご答弁できませんけども、早急に決めていきたいというふうに思っております。

今後の手順につきましては、当然、この案につきましては現場のほうには下ろしております。今後、現場の意見も吸い上げつつ、保護者等への説明、あるいは意見聴取ということを行いまして、早い段階で形を決めて、まずは議員全員協議会のときにもご説明をいたしましたけども、保育所の建設と第三小学校の耐震工事を一気に進めるというのは難しい問題がありますので、大きな絵を描いたうえで、第三小学校の耐震工事をまずは優先して進めていきたいというふうに考えておりますので、今の思いとしましては、9

月議会にでも設計予算が計上できれば望ましい形かなというふうに考えております。 以上でございます。

河野議員 私自身は、その全員協議会の場所で、この際だから、この五つの案を十分に説明されて、「公共施設等総合管理計画」の住民に案に対して意見を募るときの対象に入れたらどうかと申し上げましたが、先ほどのような答弁だったわけで。今また、さらに9月に設計予算をというようなご答弁がありました。そういうことになるかも知れないと思って、今回、一般質問しておりますが、今回、私しか一般質問しておりません。

そういう意味で、9月に設計予算を出すということになると、次の議会までの間に教育委員会として皆さんに説明会、保護者に、住民に説明会をされて意見を聴取される。そういったことが具体的にプランとしてあげていただかなければ、スケジュールは机の上の計画ということになります。その点はどうなんですか、いかがですか。

教育こども部長 先ほど議員からもございましたように、このプランにつきましては、昨日の段階でホームページにアップをしまして、住民の皆様をはじめ誰でも閲覧をしていただけるような形は取っております。ただ、個別に説明をしたわけではございませんが、今後、どういった形でその意見集約をしていくかということについては、早急に詰めていきたいというふうに思っておりますが、まずは現場のほうの意見を集約をしていきたい。その次の段階として、保護者のほうのご意見も聞いていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 伊集院議長 残りわずかです。
- 河野議員 はい。その点では、9月までの間に保護者、第四保育所保護者、第三小学校PTAには必ず説明会を開催されるというふうに、今のご答弁で理解をいたしましたが、間違いはありませんか。
- **教育こども部長** 「説明」というのは、説明会を必ず開催するということかどうかにつきましては、手法については十分検討したいと思っておりますけども、意見が聞けるような状況で対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 河野議員 今、ちょっとこれ、教育委員会ですけども、やはり公共施設で関わることで言えば、町長のほうの見解をお聞かせいただきます。教育委員会がおっしゃっているような説明会、やはり具体的に説明会を開催して、直接意見を聞く場を持って合意形成をするということが不可欠であります。いかがですか……(質問時間終了のベル音)……、答弁を求めます。
- **川口町長** 公共施設全体と、第三小学校の耐震補強工事を一緒にご質問いただいているようでございますが、第三小学校の基本構想については教育委員会の判断にゆだねたいと思っております。

以上でございます。

伊集院議長 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時26分~午後4時00分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、川嶋議員の発言を許します。

川嶋議員(質問者席へ) それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目. 「18歳選挙権について」

国において 18 歳から投票ができるようにするための「公選法」改正案が 6月4日衆議院を通過し、今月中にも成立することが確実となっております。来年夏の参院選から適用される見込みであり、新たに有権者になる 18・19 歳の未成年者は約240万人で、1945年に25歳以上から20歳以上に引き下げられて以来、70年ぶりの改正となり、若者の政治参加や投票率の向上に繋がると期待されています。中でも重要なのは、学校現場における「主権者教育」の充実と言われております。

このような経過の中での、本町としてのお考えをお聞かせください。

総務部長 それでは、川嶋議員の一般質問について、順次ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「18歳選挙権について」のご質問のうち、総務部所管分についてでございます。

来年夏の参議院議員選挙から適用される見込みとなっております 18 歳選挙権につきましては、近年、少子高齢化が進み、特に社会保障について将来を担う世代の給付や負担が政治の大きな課題となる中、若い世代の政治参加を定着させる意味でも、非常に重要な政策であると認識しております。

選挙にあたっての啓発活動につきましては、これまで島本町選挙管理委員会並びに島本町明るい選挙推進協議会とも協議しながら、広報しまもとに通常の選挙関連記事のほか、新成人向けに選挙記事を掲載するなど、啓発を行ってきたところでございます。

来年予定されております参議院議員選挙に向けて、新たに選挙権を得ることとなる 18 歳・19 歳の若者に対する啓発につきましても、島本町選挙管理委員会並びに島本町明る い選挙推進協議会とも協議しながら、対応させていただきたく考えております。

以上でございます。

教育こども部長 続きまして、教育委員会の考え方について、ご答弁申し上げます。

選挙に関しましては、義務教育段階では、小学6年生の社会科で「わたしたちのくら しと政治」の中で学習し、中学校3年生の公民で「わたしたちのくらしと民主政治」の 中で、選挙制度や国会の仕組みなどについて学習する単元がございます。

今回の「改正公職選挙法」につきましては、中学生に選挙権が与えられるわけではご ざいませんが、将来を担う児童生徒が選挙制度を十分理解し、投票することが重要であ ると考えております。そのためにも、これまで以上に社会問題に関心を持って、主体的 に関わる知識や態度を身につける教育が必要です。

教育現場におきましては、これまでも授業研究はもちろんのこと、様々な手法で児童 生徒が社会問題に関心を持ち、自己判断できる力を身につけられるよう、日々授業研究 に取り組んでおりますが、さらに児童生徒が関心を持って取り組めるよう、授業研究に 努めてまいります。

以上でございます。

川嶋議員 先ほど冒頭に申しましたけれども、内容につきましては、通告時がその内容でございまして、この法案におきましては、17日の参院本会議で、全会一致でもう可決成立をいたしておりまして、来年夏の参議院選挙から18歳選挙権が実現をされるということになっておりますので、改めまして、訂正も兼ねて言わせていただきます。

それと2問目に、来年の参議院選挙から適用されるということなんですけれども、やはり法改正の中で、導入までの課題というのは、国におきましては、この「主権者教育」においては高校生を対象にということでうたわれておりますが、その中で、例えば18歳以上になったからといって、若者の政治への関心が高まるとは限らない、かえって無責任な投票をするとの懸念もあるということで、若者が政治に関心を持ち、国や地域の問題を主体的に考え、行動するようにするのが、この主権者教育であるということであります。

諸外国におきましては、もうすでに 18 歳とか、16 歳とかいうところもあったかとは 思うんですけれども、そのように未成年の子たちが投票権を持っている。諸外国という のはそのようになっているということでもありまして、早くから、そういう主権者教育 に取り組まれているということもありまして、例えば本町におきましても、高校生はも ちろん国のほうからの方針で、様々カリキュラムなどおりてくるかとは思うんですけれ ども、中学生というのも、将来的には自分も 18 歳になる時期を迎える。その意味を込め ましての意識づくりですね、授業の内容の中で政治学習を、政治についての授業を取り 組む中で、自分自身も主権者としてなるんだという意味の意識付けということでありま したら、中学生も主権者教育の範囲内にあるんではないかと考えているんですけれども、 その点についての本町のお考えをお聞かせください。

教育こども部長 「主権者教育について」でございます。

議員が今、ございましたように、総務省・文部科学省の両省が、昨年度末から高校生用の主権者教育の副読本の作成に着手されておるというふうに聞いております。従いまして、国のほうでは高校生を対象にということで力を入れておられるわけですけども、先ほどご答弁を申し上げましたように、やはり中学生、小学生の高学年の段階から、選挙への関心といいますか、政治への関心というのを持っていく必要があるというふうに思っております。

学習する内容は、小学校、中学校、中身は若干異なってまいりますけども、やはり年齢に応じた形で、現在、選挙制度であったり政治の問題について学習がなされております。その中で、今回の改正を受けまして、当然、年齢が18歳に引き下がったということについては、小学生レベルでも当然わかることでございますので、そういったことについては、順次、授業の中で子ども達に周知をしていくということになろうかと思います。また中学生につきましては、さらに踏み込んだ形で、より政治に関心を持つといったこととか、1票の大切さというものを、さらに学習していくことになろうかと思います。

特に、今回、中学生に対して、そういった副読本が示されるという情報はございませんので、その辺は学校現場のほうでも手探りの状況で進めていくことになると思いますが、現在、第二中学校のほうではいろんな、政治も含めて、同好会というようなものもできておりまして、先日の議会も第二中学校の生徒が傍聴にも来ましたけども、ああいった形で町議会、どういうことをやっているのかというようなことを実際に目で見るような機会を作ったり、そういったことも手探りの中でやりつつ、島本町の第二中学校のほうでは今、進んできてますので、そういったことも今後積み重ねながら、さらに子ども達が政治に関心を持てるように、また選挙制度の大切さというものを学習できるように、学校現場のほうとも、今後協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(午後4時08分 田中議員退席 同4時10分 田中議員出席)

川嶋議員 そういう意味でありましては、先ほどおっしゃったように二中が同好会があって、傍聴にも来られているということで。これは、そういう専門の先生がおられて、そういう同好会ができているんですかね。例えば一中に関しましては、その辺のバランスを取るためには、一中ではどのようなことができるとお考えになっているのか。

その点においてもお聞かせ願いたいのと、あと、各地では様々な模擬投票、そういうようなことも取り入れられている学校もあります。中には、小学校でもそういうことを取り入れたりとか、中学校でも、そういうようなのを取り入れていらっしゃるところもあったり、新聞の報道では高校の学校でのそのような模様が載っている記事もございましたけれども、そういう意味で、ある例を出しますと、これは単純なんですけれども、年齢が低ければ低いほど、やはり簡単に簡潔にしていくために、例えば給食でデザートをどうしたいかということで、それをみんなに、クラスの中で投票していく。どれがいいかということを、子ども達が選んで投票していくという中で、それをまた集計をして、そういう模擬的な、年齢の小さい子ども達にはそういう形でとか。中学校でも、そういう意味合いの模擬投票、ちゃんとした箱を作り、投票箱も作り、また投票集計もし、という形で行っていらっしゃるところもありました。

そういう意味合いにおきますと、先ほど総務部長のほうからもございましたように、

選挙管理委員会の方々や島本町明るい選挙推進協議会、その方々の協力を得ながらやらないといけないことも多々あるかと思うんですけれども、そういう面において、こうやって 18 歳選挙権が実施されるという運びになっている中で、島本町として、島本町独自での、他でもやっていない部分で協議をしたり、その辺でいろんな提案をしていただき、協議もしていただき、その点において考えていってもらわなければならないと私は思っているんですけれども、その点について、各部局に関しまして、総務部長、そして教育こども部長、お聞かせください。

教育こども部長 まず、第二中学校の取り組みを、第一中学校でどのようなことができるかということでございますが、当然、第一中学校でも、議会の見学には来てませんけども、社会の先生、専門の先生もいてるわけですから、それは内容的には学習指導要領によって学習は進めていっております。今後、より島本町として一中、二中、それぞれいろんな情報を交換しながら、同じような取り組みができていったらいいんではないかなというふうに思っておりますので、その辺はまた学校のほうにもお伝えはしていきたいというふうに思っております。

また、模擬投票につきましては、これまでも生徒会とか児童会とか、選挙ということはやっております。やり方として、本当の選挙制度に則ったような形にはなってないかと思うんですけども、先進的にやられているような学校もあるというのは私も聞いたことがございますので、そういった取り組みも今後重要であろうというふうに思っております。

そういった意味では、先ほど議員からもございましたように、島本町の選挙管理委員会であったり明るい選挙推進協議会、そういったところと一緒になって、どういう取り組みができるかということについては、また今後、考えていきたいというふうに考えております。

ただ、それをすることによって学校での授業への影響とか、そういったこともいろいろ出てこようかと思いますので、細部については学校と協議をしていく必要がありますので、今すぐに、どういったことができるということは、ちょっとご答弁できませんけども、協議はしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

総務部長 選挙管理委員会といたしましては、事務局といたしましては、学校現場の取り 組みについて具体的な提案とか、そういうものがいただければ、十分協力はさせていた だきたいというふうに考えております。その辺は先ほど申し上げましたように、協力体 制、学校現場での取り組み、それの具体的な部分で、選挙管理委員会及び島本町明るい 選挙推進協議会がどのように対応できるかという部分も十分勘案しながら、協議してま いりたいというふうに考えております。

以上です。

川嶋議員 ぜひ、この主権者教育、18 歳選挙というのもまだまだ、いつも今までは成人式で、ほんとにやっと選挙権がという中で、皆さん、明るい選挙運動推進協議会でしたっけ、そこの方々がティッシュを配って、やっと、そこで自覚を芽生えさせるというような状況で、今までも運動していただいておりましたけども、今回からは成人式を待たずして、この18歳選挙ということになりますので、その点においてしっかりと選管、また学校関係、学校の部局、教育委員会とも連携を取っていただきながら知恵を出していただいて、しっかりと導入に向けてスムーズにいけるようしていただきたく、強く要望をいたしておきます。

続きまして、2問目に行かせていただきます。「自転車安全利用について」

本年6月1日から、自転車運転に対する「改正道交法」が施行され、悪質・危険な運転者に安全講習の受講が義務づけられています。講習の対象となるのは、3年以内に2回以上、改正法が定める危険行為で摘発された14歳以上の運転者となっています。

安全運転の呼びかけや、新制度の啓発活動、また周知徹底はどのようにされているのか、お聞かせください。

都市創造部長 それでは、2点目の「自転車運転に関する新制度の周知徹底や啓発活動」 のご質問のうち、都市創造部所管分に関する内容について、ご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、今回の改正内容では、主に信号無視や一時不停止、また酒酔い運転など、自転車運転者講習の対象となる危険行為が示されております。本町といたしましても「道路交通法」改正を受け、自転車をご利用される皆様に対しまして啓発が強化できるよう、高槻警察署をはじめ各関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長 続きまして、教育委員会所管分について、ご答弁を申し上げます。

本年6月1日施行の「改正道路交通法」に関しましては、大阪府交通対策協議会事務局から大阪府教育委員会を通じて、「自転車運転者講習制度のリーフレットを活用した交通安全教育の推進」について、本町教育委員会に依頼がございました。そのため、学校長等に対しましては、教職員も含め適切に児童生徒等に制度を周知するとともに、指導の徹底を指示したところでございます。

ご指摘のように、今回の「道路交通法」の改正では、自転車運転中の危険行為が3年以内に2回以上あった場合、刑事罰の対象となる14歳以上が講習を義務付けられることになりました。このことは中学生でも例外ではなく、14歳以上はすべてその対象になりますことから、学校現場におきまして、制度の周知と指導の徹底について繰り返し行うとともに、違反行為をしないよう、児童生徒への指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 川嶋議員 まず最初にお聞かせ願いたいのが、本町の自転車における事故件数は、どのような状況になっているのか、お聞かせ願いたいのと、参考までに高槻市ではどのようになっているか。また、本町の事故件数で年齢別ではどのようになっているのか。わかる範囲で結構ですので、お示しください。
- **都市創造部長** それでは、まず「島本町での自転車の事故件数について」でございます。 大阪府警本部から情報提供いただいております資料では、平成 26 年 12 月時点における本町での自転車事故発生件数といたしましては、26 件となっております。同様に高槻市における事故発生件数でございますが、平成 26 年 12 月時点では 471 件となってございます。

続きまして、「年齢別の自転車事故発生件数について」でございますが、年齢別での発生件数としては情報提供いただいておりませんが、自転車事故における死傷者数が最も多い年齢層は30歳から49歳となっており、次に多い年齢層は、65歳から74歳までが多い状況となってございます。

以上でございます。

川嶋議員 ありがとうございます。高槻市と比べましても、主要道路とか土地、面積、そういう面においてはかなり違いがありますので、この件数も大幅には差が出ているのは当然なんですけれども、この26年度——でよかったですかね、もう1回、すみません——その26件というのは、大体年間平均的に通して、この辺、20件前後を推移しているんでしょうかね。どれぐらい、平均的には起こっているのか。その点、わかればお願いします。

それと、この死傷者数ですかね、30歳から40歳、それから65歳から74歳、これは島本町に限りの年齢別でよかったですか。もう1回、すみません、お願いします。

都市創造部長 先ほどご答弁申し上げたのは、平成26年12月時点でということで、大阪 府警本部から情報提供いただいている件数が26件ということでございます。島本町での 事故発生件数でございますが、20件以上、毎年、発生している状況にあるというふうに 認識をしてございます。

それとあと、先ほど年齢層ということでご答弁申し上げたのは、島本町における状況と いうことでございます。

以上でございます。

川嶋議員 一応、この結果を踏まえまして、島本町といたしまして、この事故件数における分析または対策とかは何か講じられてこられたのか、これまでですね。それと、やっぱり表に出てきている数ではなく、わからない部分で小さな事故というのも多々あるとは思うんですけれども、そういう点においては把握はできないと思うんですけれども、今回のこの「道交法」改正に伴いましてね、やはり、そういう部分もしっかりと周知徹底をしておかないと、もっともっと、この件数が、ある意味増えていくんではないかと

懸念するんですけれども。

それと周知徹底においてですけれども、先ほど教育委員会では学校の交通安全教室で、いろんな生徒たちに周知をされていると。いろんな年齢別に考えますと、やはり30~40歳ですね、65歳から74歳が多いという部分を考えますと、世代別にいろんな工夫をして、今回の「道交法」改正においても周知徹底が必要じゃないかと私は考えているんですけれども、そういう意味におきましては、本町としてはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

都市創造部長 6月1日の「道路交通法」の改正に伴いまして、本町での今後の取り組み 等ということでございますけども、現時点では具体的な取り組みは実施できておりませ んが、本町といたしましても、「道路交通法」改正を受け、さらなる対策の強化が必要 であると認識をいたしております。

地域の方々への改正内容の啓発をはじめ、主要幹線道路や駅周辺などの自転車の通行が多い箇所については、自転車左側通行や逆走禁止等の看板を設置するなど、現地での 啓発を含めて取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

川嶋議員 そういうところも大切だと思うんですけれども、その前に、この「道交法」の ちゃんとした啓発ですね。そういう意味では、これは本町としては警察からでないと、 これは都道府県警察ということで、これは警察庁から出ているパンフレットのコピーも らっているんですけれども (コピーを示して)、例えば、こういうのが各戸配布で島本 町全体に入るとか、そういうことっていうのはないんですかね。そういう幅広く徹底が できるような形というのはないんですかね。

そういう点において、もう1回ご答弁願いたいのと、それと、先ほどおっしゃっておりましたいろんな印というか掲示、私たち公明党が昨年度、自転車安全利用に関するアンケートというのを取らしていただきました。これは「道交法」改正を見据えた、その中でのアンケートでした。その中に、やはり要望の中に、自転車の安全利用に関するルールの路面標示や看板設置で周知徹底をして欲しいとか、また学校での教育や講習、また島本町では難しいかもしれないんですけれども、車道の幅を減らしてでも自転車レーンや歩道を確保するとか、こういう部分でアンケートの中ではいろんなご要望がございましたけれども、そういう中で、高槻市も今回のこの「道交法」を見据えまして、昨年度から計画を立てておられます、「向上計画」というのを立てておられました。その中にも、確かに各主要幹線、そういうところには路面標示、そして先ほど部長がおっしゃいました電柱に左側通行、左側から行くときは、こちらは左側通行で、向こうから、反対から来るときは通行禁止であるということが明確に住民の皆様にわかるような対策の表示をされるというのも、「向上計画」の中でお伺いしております。

そういう点において、島本町は、高槻市に比べまして主要幹線の多さからいうと、そこ

まではないんですけれども、せめて島本町の主要幹線において、そういう道路標示とか、 住民の皆様に一目瞭然でわかっていただくような標示ができるような形っていうのは取 られるお気持ちはございますか。それを再度、お尋ねいたします。

都市創造部長 今回の自転車運転の啓発につきましては、今後も高槻警察署と連携しながら取り組んでいく必要があるかというふうにも考えておりますし、年に2回、春と秋には運転者安全講習会も開催されております。そういう中でも啓発というのは行っていただいているところかと思いますし、先ほどご紹介いただきました大阪府警等が作成されてますパンフレット等につきましても、町広報紙とかホームページを活用しながら、住民の皆様にも情報提供ができるものかなというふうには考えてございます。

それから、先ほどちょっとご答弁させていただいたところもございますけども、高槻 市での取り組みも参考にということの中で、特に幹線道路とか駅周辺につきましては自 転車の通行も多い箇所になってございますので、本町といたしましても、自転車の左側 通行や逆走禁止等の看板の設置については取り組んでいきたいなというふうには考えて おります。

以上でございます。

川嶋議員 ぜひ、皆さんにわかるように、幅広い年齢層の方にわかるように、しっかりと周 知徹底できるように、そしてまた理解をしていただけるように、その辺の対策を徹底し ていただけたらなと思っておりますので、その点について、具体に計画を立てていっていただきたいと思っております。

それとあと、学校に関する交通安全教室ですけれども、その中で、もちろん、道路の通行の仕方とか、いろんな気をつけなければならない危険行為とか、様々そういうことも周知されているとは思うんですけれども、その中でもやはりスマホとか携帯を見ながらとか、今、10代の子たちは特に手に絶対持って歩いてもいますし、自転車にも乗っていますし、音楽を聴きながらもやっておりますので。交通安全教室で学んだときはいいけれども、それが持続しなかったら、何か事故にあってしまったりとか誰かに危害を与えてしまうことも、これから、その分あるかとは思うんですけれども。

そういう意味では「14歳以上」となっておりますので、そういう点においては、もう一度しっかり、再度、日々の中で親子共々に、その辺がしっかり意識として植えつけられていくような形を、学校側としても取っていただきたいなと思っているんですけれども、その辺の子ども達への指導、そういう点においては、その安全教室の中で取り組まれているのか、また違うところで取り組まれているのか、その点においては、どのようになっているんでしょうか。

教育こども部長 学校現場におきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、高槻警察署のほうにもご指導いただいて安全教室をやっておりますけども、機会あるごとに学校長なり担任のほうから、特に長期休暇に入る前でありますとか、そういった時期には交

通安全のことも含めて生活指導を行っておりますので、そこでの指導というのは繰り返しやっていきたいというふうに思っておりますし、特に今回の改正によりまして、14歳以上、違反をすれば講習も受けなければならない、そういうこともございますので、その点については繰り返し、機会あるごとに周知をしていく、指導していくということで進めていきたいというふうに考えております。

川嶋議員 そのように徹底、しっかりとお願いをいたします。

先ほどの他の議員からの同じ自転車安全利用の中にも、高額賠償の話もございました。 そういう点においては、ほんとに加害者にもなり被害者にもなるという部分を捉えて言 えば、いつ、どのような形になるかというのはほんとにわかりませんので、しっかりと して意識付けというのも、これも子ども達も、先ほど保育所、幼稚園、小学校、中学校 と、交通安全教室はされているとおっしゃっておりましたけれども、その子ども達も、い ずれは大きくなっていきますので、そういう意味ではしっかりと、その点において親子 共々に周知徹底が小さいときからしていけるような形を、幅広く年齢別にできる、そう いう安全教室の中で取り組んでいっていただきたいなと思っているんですけれども。

特にまた、小学校のときでは小学校、これから中学校になるにあたりというのもありますし、そういう意味では、今も携帯とかスマホの普及もだんだん、だんだん若年化してきておる状況にもありますので、そういう点においての注意事項もしっかりとやっていっていただきたいなと思っております。

あとは、保護者の方ですね。交通安全教室というのは、保護者の方も参加ができるんでしょうか。その点において、お聞かせください。

教育こども部長 交通安全教室につきましては、生徒対象の部分もございますけども、保護者、PTAが主催されてやられるようなこともございますので、ケース・バイ・ケースではございますが、保護者の方も参加される場合がございます。

以上でございます。

- 川嶋議員 こうやって「道交法」改正というときでは、しっかりと保護者の方も交えて一緒になってやっていただけるような教室をできたらなと思っているんですけれども、その点について、随時、毎回毎回、そういうことはなかなか大変だと思うんですけれども、この「道交法」改正された、今年というこのときは、それをしっかりと保護者の方とともにやっていくという形というのは、その辺は変化とかはつけておられるんでしょうか。例えば、お手紙、呼びかけをするとか、保護者の方も参加していただけるように、PTAの役員の方以外に一般の保護者の方も来てもらえるような形というのは、その辺はできているんでしょうか。
- **教育こども部長** この制度、6月1日に改正されたところですので、まだ、そこまでは対応といいますか、できてないのが現状です。今後、せっかくやる教室ですから、より多くの人が参加できたらいいのかなというふうに思いますけども、その年齢に応じてであ

ったり、また高槻警察のほうで指導の内容を、小学生であれば、小学生と大人が混じるわけですから、その指導方法も変わってくると思いますので、その講師で来ていただく高槻警察のほうとも協議をして、今後、保護者も一緒にできる内容なのかどうかも含めて、検討はしていきたいというふうに考えております。

伊集院議長 残り、わずかです。

れる結果でありました。

川嶋議員 はい。取りあえず、この「道交法」、こうやって大きく改正となっている、このときでありますので、幅広い方々が本当にしっかりと理解をし、気をつけていただく。 ほんとに事故が起こるのは絶対避けていきたいと思っておりますので、その点について、しっかり周知徹底、教育委員会も、そして都市創造部も、そちらのほう……(質問時間終了のベル音)……でも、しっかりとその点、よろしくお願いしたいと思っております。 終わります。

伊集院議長 以上で、川嶋議員の一般質問を終わります。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。 引き続き、佐藤議員の発言を許します。

佐藤議員(質問者席へ) 日本共産党の佐藤です。一般質問をさせていただきます。 まず、「子ども達の放課後、夏休み等の生活を豊かにするために」ということで。 町立プールがなくなって、第一小学校・第四小学校の保護者が取り組まれたアンケー トでは、子ども達が水に親しむ場所として、水無瀬川で遊んだ、また町主催の水泳指導 教室にはたくさんの子ども達が参加した、という回答がされております。これらは、い かに子ども達の夏の過ごし方に町営プールが大きな存在であったか、改めて考えさせら

そこで、お訊きをいたします。「今後の取り組み」は、どのように考えておられますか。

町として、一つは「水無瀬川で遊べる対策」を取られる考えはないでしょうか。例えば一定の場所を決めて、その範囲で監視員も立てて水遊びが自由にできるようにする。 二つ目としては、町のマイクロバスは今でも様々な行事の送り迎えなどに活用されております。夏の間、その使用規定の解釈の幅を拡げて、子ども達を高槻市の、例えば前島のプールまで送り迎えをする。あるいは土日に、文化祭やスポーツ祭のときのように循環バスなどの運行を行う。このようなことは考えられませんでしょうか。

教育こども部長 それでは、佐藤議員の一般質問の1点目の「町立プール」に関わるご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、「水無瀬川で遊べる対策」につきましては、夏場に水辺で遊び、水生生物に触れる機会を持つことは、情操教育の観点からも有意義であるものと認識しておりますが、自由な水遊びには多くの危険を伴います。また監視員の管理のもとであっても、その配置人員は参加者数に対して充分なものである必要がございます。

教育委員会主催の青少年人権教育事業「自然体験」におきましても、川遊び等をする場合には、ヘルメット、ライフジャケット及びウォーターシューズを着用するなど徹底した安全管理のもとで行っており、河川における事業にあたって安全対策に万全を期するためには、相応の準備と人員が必要です。また保護者を伴わずに、子どもだけで水無瀬川や淀川などで遊ぶことを助長する恐れがあることからも、実現は困難であると考えております。

次に、「マイクロバスを活用した高槻市のプールの利用について」でございます。

町立プール廃止に伴いまして、昨年6月の議会でも様々なご意見をいただきましたが、 廃止に至るまでの間、教育委員会といたしましても、るる検討をさせていただきました。 その中には、近隣の自治体も含めたプール利用につきましても検討させていただきましたが、 事務の煩雑さや費用対効果も含め実施は困難であると判断し、昨年度より、子ど もの「夏休みの居場所づくり」の充実に取り組んできたところでございます。

今年度におきましても、すでにご案内のとおり、昨年以上に充実した内容で実施する 予定でございますので、ご理解をいただきたく存じます。

以上でございます。

佐藤議員 今年の夏休みの取り組みについての教育委員会の努力は、非常に高く買うものです。非常に充実した内容、私たちも計画をいただきました。たくさんの計画をしていただいているということは、十分承知をいたしております。ただ、子ども達がやはり「水に触れたい」という気持ちというのは、強いものがあるというふうにも思います。

マイクロバスの利用については、親がいなくて、子どもだけで乗せるというのは非常に難しいこともあるかと思いますけれども、例えば、子ども会だとか、あるいは学童保育だとかという団体単位だとか、そういうふうな、何とか実施ができるような方法というのを探っていただくというふうなことは、やっぱり考えられないものでしょうか。お訊きをいたします。

教育こども部長 近隣の自治体、高槻市の例を出してのご質問、いただきましたけども、 当然、高槻市民以外の方も利用できるプールにはなっておりますけども、団体でそういった利用を島本町が行っていくということについては、やはり高槻市のほうの事情もあると思います。

その辺についても、当然、協議が必要になってこようかというふうに思いますので、 隣の町だからバスで乗り付けて利用するという、一方的なこともできないかというふう にも思いますし。そういったことも含めて、先ほどご答弁を申し上げましたけども、廃 止のときに他の施設の利用についても検討をさせていただいたんですけども、例えば、 利用助成をする、個人で行かれたときに。そういったことも検討させていただいたんで すが、どの範囲までを認めるとか、料金も様々でございまして、そういったことも総合的 に考えて、事務的には非常に煩雑であるということで、現行の学校のプールを何とか活 用できないかということで、プール指導という形であれば実施が可能ということでございましたので、昨年は町内にあります水泳連盟の協力をいただいてやりましたけども、今年度については業者のほうに委託をしまして、回数も増やした形で、より多くの子ども達が参加できるような体制を整えておりますので、毎日入れるわけではありませんけども、限られた期間ではありますけども、それで対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

佐藤議員 非常に難しいというお話ですけれども、何とか、この先町立プールがないという状況の中で、毎年毎年の教育委員会のご努力というのは、ほんとに職員の方が夏休みが取れるのかしらと、そんな心配をしたくなるくらいの大変な努力が要るというふうにも思いますし、この先のことを思えば、もう少し何か対策がないかというふうにも思います。その点、もう少し検討を、これからもよろしくお願いをいたします。

次の質問に移ります。

人権文化センターは、今、夜間・休日が原則として貸出がされておりません。今、ふれあいセンターの空調は温度で管理ではなく、月で管理がされており、早くから暑いときなど、柔軟な対応ができておりません。子ども達や若者が安心して集える場所の確保のためにも、このような町の施設の柔軟な対応、利用条件の拡充、これが必要ではないでしょうか。

総合政策部長 それでは、2点目のご質問のうち総合政策部所管分について、ご答弁申し上げます。

人権文化センターは本庁と同様に、年末年始を除く月曜日から金曜日までの平日、午前9時から午後5時30分まで開館しており、原則として夜間・休日の貸館はいたしておりません。ただし、例外として町や官公署が行政目的で使用する場合や、町と連携し、人権問題の課題解決に取り組む団体が使用する場合など、「人権文化センター条例施行規則」第8条各号の規定に該当するもののうち、使用料の全額免除団体に貸し出ししております。通常業務として夜間・休日の開館を行うことは、職員態勢を含めて勘案すべき点がありますことから、今後、検討してまいりたいと考えております。

今後とも人権文化センターに多くの住民の皆様が訪れていただけるよう、魅力あるセンターづくりに取り組んでまいる所存でございます。よろしくお願いいたします。

総務部長 続きまして、2点目の総務部所管分の「ふれあいセンター」に関するご質問に ついて、ご答弁申し上げます。

ふれあいセンターの空調機の使用期間につきましては、冷房が6月から9月まで、暖 房が11月から翌年の3月までとなっております。

なお、冷暖房の切替え作業につきましては、5月と10月にそれぞれ冷暖房の切替え作業を行っております。切替え作業にあたりましては、エコアイスシステムを操作できる専門の業者が作業を行う必要がございます。従いまして、容易に冷暖房の切り替えがで

きるものではなく、その日の判断で空調機を稼働することは困難でありますことから、 一定の区切りを設け、月単位で対応させていただいておるものでございます。

よろしくご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

佐藤議員 ぜひとも、その人権文化センターの貸出期間につきましては、検討をよろしく お願いをしたいと思います。

それから、ふれあいセンターの空調は、今、5月、最近は特にすごく暑い日が5月中にもあるというふうなこともありまして、5月にはなかなか、ふれあいセンターで借りても空調が入らないから気分が悪くなるというふうなこともあって、むしろ5月にふれあいセンターのケリヤホールを借りるのを控えるというふうな話を聞いたこともございますので、そういう点から言っても、もったいない話ですので、せっかくある施設ですので、何とか使えるように検討を、お願いをしたいと思います。

次の質問に移りますが、緑地公園内にプールの建設予定地がございます。この土地の 利用の「今後の見通し」はいかがでしょうか。

教育こども部長 それでは、「水無瀬川緑地公園の土地活用」につきまして、ご答弁申し 上げます。

当該地の現状といたしましては、水無瀬川緑地公園の一部として適切に維持管理を行っており、「はらっぱ広場」として公園利用者の方々に親しまれております。

土地活用につきましては、教育委員会の所管する町立体育館、東大寺公園テニスコート、旧町立プールの今後の方向性について議論するうえで、重要な場所でございます。 各施設の適正配置を総合的に検討するにあたりましては、まずは、喫緊の課題である学校・幼稚園及び保育所等の耐震補強工事を終えることが重要でありますことから、現時点で、水無瀬川緑地公園の土地活用について、具体的な計画をお示しできる状況にはございません。

以上でございます。

佐藤議員 現時点では見通しはない、というお話ですけれども、公共施設の見直しの中でも、今、その時点でない施設については対象に入らないというふうにも聞いておりますし、島本町としてプールを持つのか持たないのかということは、町の将来計画の中でも非常に大きな問題だというふうにも思います。先ほども、将来の計画の中で検討というふうなお話ございましたけれども、ぜひとも、この点については、たくさんの方の意見を聞いて検討を進めていっていただきたいというふうに考えます。よろしくお願いをいたします。

そうしましたら、次の「町道の安全について」の質問に移らせていただきます。

この「町道の安全について」のところで番号を打ち間違いまして、№3がございませんでした。申しわけありません。順次、番号をあげていただいて、お答えいただいたら結構かというふうに思います。

最近、町道の傷みが目につきます。道路のひび割れ、へこみ、マンホールが沈んでへこんでる。あるいは回りの道路が沈んで、マンホールの端が飛び出している。暗渠などにはめた金属の蓋ががたついて、上を通ると大きな音が出るというような、そういうことがあちこちで目にするところです。「町道のパトロール」などは、どういうようになっているでしょうか。

都市創造部長 それでは、2点目の「町道の安全について」のご質問のうち、1点目の「町 道のパトロール」について、ご答弁申し上げます。

町道のパトロールにつきましては、町内を六つのエリアに区分けを行い、毎月1回実施しております。ご指摘の、車道に設置しているマンホールや暗渠の蓋の周辺は、劣化しやすい個所であり、パトロール実施の際には特に注視して行い、破損等を確認した場合には応急処置や、順次修繕を実施するなどの対応を行っております。また、占用物件に伴う場合は、各占用者に対し、必要な応急処置や改善をお願いしているケースもございます。

今後も引き続き定期的なパトロールを実施し、道路施設の破損等については早期に修繕を行うよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 佐藤議員 定期的に回っていただくということであるんですが、ひび割れだとか、あるいはへこみだとか、そういうものがなかなか修理がされないというふうな声も、よく聞くんです。パトロール後の基準ですね、破損箇所のどこからやっていくのかみたいな、そういうものはあるんでしょうか。
- **都市創造部長** 「定期パトロールを実施した後の対応について」ということでございますが、パトロールを実施するにあたりましては、安全点検表に基づきまして実施をいたしてございます。その項目ごとに現地でチェックを行い、あわせて写真撮影を行っております。点検実施後は、緊急的に補修が必要な箇所や、経過観察を行う箇所など、写真をあわせてわかりやすく明記いたし、点検資料として整理をいたしておりまして、優先順位をつけて、補修のほうは実施をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

佐藤議員 なかなか直らない箇所があるというのは、やっぱり、あまりにもたくさんのところが傷んでいるということなのかとも思いますが、できるだけ早く点検されて、必要だと言われるところは修理をよろしくお願いをしたいと思います。

今、特に工事車両、たくさん町内を走っている。あるいは、これから先も走ることになるわけですけれども、大型車両の多く通る道路の対策というのは取られているんでしょうか。道路の長寿命化計画のような対策が必要だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 続きまして、2点目の「大型車両の多く通る道路の対策及び道路の長寿命

化対策」について、ご答弁申し上げます。

大型車両が多く通行するような幹線道路につきましては、一般的な生活道路と呼ばれる町道よりも舗装の厚さを厚く設計するなど、交通の状況に応じた設計を行っております。また、大型のバスが頻繁に発着するバス停や交差点など、特に舗装の傷みが早くなると予測される箇所につきましては、必要に応じて使用する材料を高性能なものにするなど、交通状況に応じ、対応いたしてございます。

また、「道路の長寿命化」についてのお尋ねでございますが、平成 26 年度には「道路ストック総点検業務」を実施しております。本町が管理する幹線道路など重要な路線については、路面性状調査や道路施設点検を行ってございます。今後は、その点検結果や、職員が実施するパトロール結果に基づきまして、計画的な維持管理を行い、快適な道路環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 佐藤議員 この大型車両ですが、幹線道路についてはそういう対策が取られているんだというお話ですが、幹線道から入った道路、いわゆる生活道路と言われるところだと思うんですが、そこを通って、結局、目的地に行くという、その入ったところの傷みというのはどういうふうに考えたらよいのか。現に、大型車両が通行したがためにこれが傷んだと考えられる場合は、どういうことになるのか。その点は、どうなるでしょうか。
- **都市創造部長** 大型車両が生活道路内を通行した場合のケースということでございますが、原因者が特定できる場合は、協議のうえ補修等の対応は可能かというふうに考えてございますが、なかなか特定まで至らない場合もあろうかと思います。そういう際には、管理責任で維持補修をする必要があるのではないかなというふうに考えてございます。以上でございます。
- 佐藤議員 原因者が特定できる場合は協議というお話ですので、今、特に工事車両などは、 それこそ行き先がはっきりしておりますし、通り道も大体決まっておりますので、今、 そういう道路、特にしっかりとパトロールしていただいて、傷んだ場合はしっかり協議 していただいて、相手方にすぐにも補修してもらうという、そういう対策を取っていた だきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- **都市創造部長** 先ほどもご答弁させていただきましたが、原因者がはっきりしている場合は、協議のうえ補修等の対応は可能ということでございますので、その点については、現状把握に努める中で対応してまいりたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

佐藤議員 今、特に工事をしている場所というのははっきりしておりますので、その点、 頑張って、よろしくお願いをしたいと思います。

次ですが、生活道路はへこみ、凸凹ですね、傷みのない状態、それが当たり前である、 そういうものだというふうに考えます。補修は傷んでから、ドンとお金をかけて補修する ということではなく、一定の予算もきちんとつけて、常に傷みのない状態が維持できるように取り組まれる、そのことを求めてまいります。どういうふうにお考えでしょうか。

都市創造部長 それでは、3点目の「生活道路の管理」について、ご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、町道につきましては、快適にご利用いただけることを目標として維持管理に努めているところでございますが、町道の管理延長は、現在 71.173 kmに及んでおり、すべての路線を補修するとなると、莫大な予算が必要となります。そのため、職員が実施するパトロールの結果や、住民の皆様方からのご意見・ご要望の内容を踏まえ、可能な限り、補修や応急処置が行えるよう努めておるところでございます。

今後につきましても、道路の損傷などについては早期発見に努め、適切な補修が行えるよう努めたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 頑張って、できるだけ早期に修理ができるようによろしくお願いをしたい、そ う言わざるを得ないお答えでしたが、では、次の質問に移らせていただきます。

町道水無瀬山崎幹線について、お訊きをいたします。

2013年に暫定工事で一定のバリアフリー化、安全対策が取られました。勾配を緩やかにして、滑り止め加工などがされましたが、車いすや手押し車、ベビーカー等使用される住民から、振動や勾配があって通行困難な状態が、未だ、まだ解消されないという声が聞かれております。やむを得ず車道を歩行する、そういう姿も見られます。

歩道のフラット化、水路への転落防止などの安全対策が必要と考えます。「抜本的な 改修見通し」について、お伺いをいたします。

都市創造部長 続きまして、4点目の「町道水無瀬山崎幹線の歩道の改修の見通し」について、ご答弁申し上げます。

現在、暫定的なバリアフリー化をいたしまして、当該路線における歩道の縦断勾配及び横断勾配を、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に準じて改善をおこなったものでございます。水路の暗渠化や、歩道をセミフラット化するなどの抜本的な対策につきましては今後の検討課題であると認識しており、町域内の主要水路がすべて雨水幹線に接続された後、「水路計画」の見直し及び当該水路の改修計画とあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- **佐藤議員** 雨水幹線に接続の後にお考えいただくというお話ですが、それの見通しはいつ ぐらいになるか、わかりますでしょうか。
- **上下水道部長** 雨水幹線の接続というのは、今、都市創造部長のほうでご答弁させていただきましたのは、流域幹線との接続は現在完了はしておりますが、それ以外にも、今、進めております五反田雨水幹線、この整備がまず一定完成しないことには、2-9の接続する、この水無瀬の水路の改修というのは実施できませんので、それ以後の計画という

ことになってまいります。具体的に実施時期につきましては、現在、まだ未定でございます。

以上でございます。

佐藤議員 わかりました。ちょっと、まだ見通しが立たないというお話でした。

あそこは、お年寄りの方なんかが車道に下りて通っていらっしゃったりして、非常に 見ていても何か痛々しいというか、車もまた自転車の後ろからゆっくりゆっくり走って いるというような状況もあったりして、非常にしんどい道路だというふうにも思います。 これからさせていただく5番・6番も、みな関連をしておりますが、まずは5番、6 番と質問行かせていただきます。

「広瀬の四丁目・三丁目境界との5叉路」について、ここ数年の事故発生件数の推移 や、横断歩道の設置、一旦停止の明示等、可能な安全対策について、伺います。

都市創造部長 続きまして、5点目の「広瀬三丁目と四丁目の境界付近の5叉路の安全対策」について、ご答弁申し上げます。

当該交差点における交通事故発生件数の推移につきましては把握はいたしておりませんが、過去に交通事故が発生している交差点であることは認識をいたしております。当該箇所については、過去から関係機関と協議のうえ、優先道路を明確にするための路面標示の設置や、自動車運転者への注意喚起を目的に、交差点の中心付近に自発光式の道路鋲を設置するなどの安全対策を講じてまいりました。

また、横断歩道や一時停止などの交通規制の整備につきましては、本町を所轄しております高槻警察署へ申し入れを行い、交差点の安全性の向上ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 ぜひ、高槻の警察とも協議をしていただきまして、その点はよろしくお願いを いたします。

次ですが、阪急電鉄ののり面使用で水路への蓋をし、「歩道の確保の可能性」を追求できませんか。高槻市の上牧駅周辺に事例があります。町内でも検討して、自転車・自動車の安全通行が実現できるよう求めます。ということですが、いかがでしょうか。

都市創造部長 続きまして、6点目の「町道水無瀬山崎幹線での自転車・自動車の安全通行について」でございますが、当該水路につきましては道路区域外であり、本町が管理を行っていないことから、溝蓋を設置するなどの対策につきましては当該土地管理者と協議を行う必要があります。

近年の「道路交通法」の改正などにより、自転車が車道を通行する機会が増え、当該 水路に車両等が転落する可能性が増加していることにつきましては、本町といたしまし ても認識をしておりますので、溝蓋の設置以外の方法も含め、検討を行いたいと考えて おります。 以上でございます。

- 佐藤議員 高槻市の上牧駅のところは、たぶんJRだと思うのですが、金属で蓋をして、 そこを歩道にして、道路が少し広くなって、ゆったりとしている、そういう箇所がございます。それと同じように、あそこはたぶん阪急だと思うのですが、阪急のほうに、そういうことを申し入れていただいて、もし、あそこが歩けるようになれば、ずいぶんとあの道路も、車も自転車も、歩く人も楽になると思うのですが、阪急に対する申し入れなどはしていただくことはできないでしょうか。
- **都市創造部長** 今、佐藤議員のほうから上牧での事例等もご紹介いただいたところでございます。阪急電鉄さんとの協議が可能であれば、それは行いたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

佐藤議員 ぜひとも、その点、よろしくお願いをいたします。

2015年6月1日、「道路交通法」改正による「自転車の安全講習、歩道・車道の安全通行への啓発など対策」を求めます。よろしくお願いします。

都市創造部長 続きまして、7点目の「自転車についての安全通行に関する啓発について」でございますが、現在、広報しまもとやホームページ、また運転者安全講習会などを通じて、啓発活動に努めております。今後につきましても、去る6月1日に改正された「道路交通法」の内容を踏まえ、高槻警察署と連携しながら、啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 ありがとうございます。私の前に2人の方も、この問題については十分に質疑をしていらっしゃいましたので、この点はもう、これで置きたいと思います。

次の質問事項に移らせていただきます。「公務員の憲法順守義務について」でございます。

現行憲法では、99条において「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」となっています。当町の職員は、 入庁に際して、あるいは日々、この点については、どのように徹底をされていますか。

総合政策部長 それでは、「公務員の憲法順守義務」につきまして、ご答弁申し上げます。 1点目でございます。「地方公務員法」におきまして、職員は服務の宣誓をしなけれ ばならないことが規定されていることから、本町では新規採用の辞令を交付する際に、 新規採用職員全員で「日本国憲法を尊重し、かつ擁護する。全体の奉仕者として、誠実 かつ公正に職務を執行する」旨の宣誓を行っているところでございます。また、「地方 公務員法」第32条には、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公 共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令 に忠実に従わなければならない。」と規定されていることから、職員は憲法のみならず、 すべての法令等に従い、職務を遂行していると認識いたしております。 以上でございます。

- 佐藤議員 そのような仕事をなさっているということで、過日、ある団体が町の掲示板に 貼るために町に申請に行ったところ、掲示物の中の「守ろう九条」という文言が不適切 との理由で、不許可になったとお聞きをしました。このことは事実でしょうか。この措 置は妥当でしょうか。町長に、お訊きをいたします。
- 総合政策部長 それでは、2点目について、ご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、日本国憲法は国の最高法規であり、国民は憲法により、基本的人権をはじめとする権利が保障されております。同じく法令に沿って事務を行う立場にある行政職員にとりましては、憲法を遵守する立場であることは当然のことと認識しております。

一方で、行政職員は政治上中立な立場でいなければならないことも、憲法が要請しているところでございます。一般の方々の政治活動は原則自由であり、それ自体を規制するものではありませんが、公共のものである広報板の使用につきましては、政治的に中立でなければならないと考えております。

議員ご指摘の通り、先日、広報板の使用許可申請があった際に、文言の修正をお願い した事例がございましたが、これは政治性の観点から、現在の政治情勢をも踏まえ総合 的に判断したものであり、憲法に定める集会・結社及び言論の自由、その他一切の表現 の自由をいささかでも侵害するものではないことを、ご理解賜りたく存じます。

佐藤議員 この点につきましては、憲法を変えるべきだ、あるいは変えるべきでない、そういう対立している意見があるということ、このことについては私も承知をしております。世の中に様々な意見、対立すること、様々あります。そういう事象はあるわけですけども、今回の件については、現行憲法を守ろうという、そういう言葉を捉えて、公平の観点から問題という判断をなさっているわけで、公務員が現行憲法を守るべきだ、先ほどおっしゃった、そういう宣誓をしている、その中で起こったこととしては、非常に心外であると言わざるを得ない。

そういうことを言わせていただいて、もう一度、99条「天皇又は摂政及び国務大臣、 国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」、このこと を読み上げて、私の質問を終わらせていただきます。

伊集院議長 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

以上でございます。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日6月24日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日 6 月 24 日午前 10 時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変お疲れ様でございました。

(午後5時19分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一般質問

関 議員 1. AEDの設置、運用に対する町の考え方について

2. 税金の滞納状況とその取組みについて

田中議員 少子高齢化社会における島本町の取組みについて

平井議員「空き家」対策について

野村議員 1.「空き家対策」について

2.「住宅扶助」について

戸田議員 1. 自転車交通政策について問う ~人が主役のまちづくり~

> 2. 性的少数者 (LGBT) 理解への一歩 ~教育行政および学校現場の課題~

3. 組体操の危険性の認識を問う

4. イベントの見直しについての覚悟を問う

外 村 議 員 1.「空き家対策特別措置法」施行によりどう変わるのか本町の空き家対策

2. 国保運営を町から大阪府に移すことが決定したが町の対応策はどうか

河野議員 1. ~第三小学校(第四保育所)整備基本構想~ 現場・保護者の意見を聞いて決定を

> 2. 知的・精神障がい者の雇用促進について 島本町での直接雇用の検討、実施を急げ

川 嶋 議 員 1. 「18歳選挙権」について

2. 自転車安全利用について

佐藤議員 1.子ども達の放課後、夏休み等の生活を豊かにするために

2. 町道の安全について

3. 公務員の憲法順守義務について

-	88	-
---	----	---

平成 2 7 年

島本町議会6月定例会議会議録

第 2 号

平成27年 6月24日(水)

島本町議会6月定例会議 会議録(第2号)

年 月 日 平成27年6月24日(水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平 井	均	2番	関	重 勝	3番	外村	敏 一
4番	田中	修	5番	村 上	毅	6番	清 水	貞 治
7番	岡 田 初	」惠	8番	川嶋	玲 子	9番	戸田	靖 子
10番	平野 かま	さる	11番	伊集院	春美	12番	野 村	行 良
13番	河 野 恵	(子	14番	佐 藤	和 子			

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川口	裕	副町長	乾	知 範	教 育 長	岡本	克己
総合政策 長	由 岐	英	総務部長	柴山	則文	健 康 福 祉 部 長	岡本	泰三
都市創造部 長	水木	正也	上下水道部 長	今中	良昌	消防長	近藤	治彦
教育こども 部 長	北河	浩紀	会計管理者	妹藤	博美	都市創造部 次 長	安藤	鎌吾
教育こども部次 長	川畑	幸也	総合政策部 政 策 企 画 課 長	佐藤	成一	都市創造部 都 市 計 画 課 長	西谷	輝男
都市創造部 都 市 整 備 課 長	橋本	祐一	教育こども部 教 育 総 務 課 長	島村	博之			

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 猪倉 悟 書 記 村田 健一 書 記 小東 義明

議事日程第2号

平成27年6月24日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

村上議員 1. 水無瀬駅前タクシー車庫跡地売却について

2. し尿中間処理施設の広域連携について

平野議員 1. 個人情報漏えいの危険性のあるマイナンバー制度の 延期を!

2. 民間保育園について

3. 「楠公680年祭」への補助金について

清水議員 1. 防犯灯について

2. 通学路について

日程第2 第 2 号報告 平成26年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算 書の報告について

日程第3 第43号議案 町道路線の認定について

日程第4 第44号議案 工事請負契約の締結について

(桜井跨線橋補修・補強工事その3)

日程第5 第45号議案 工事請負契約の締結について

(町立第一小学校耐震補強工事)

第46号議案 工事請負契約の締結について

(町立第二小学校耐震補強等工事)

第47号議案 工事請負契約の締結について

(町立第四小学校耐震補強等工事)

日程第6 第48号議案 工事請負契約の締結について

(町立第一中学校耐震補強等工事(第1期))

日程第7 第49号議案 工事請負契約の締結について

(町立第二中学校給食棟増築工事)

日程第8 第50号議案 動産の買入れについて

日程第9 第51号議案 島本町税条例の一部改正について

日程第10 第52号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第1号)

(午前10時00分 開議)

伊集院議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、村上議員の発言を許します。

村上議員(質問者席へ) 皆さん、おはようございます。それでは自民無所属の会・村上 毅より、一般質問をさせていただきます。

これまで一般質問をしてきた中で、あまり進展のないと思われる二つの案件について、 再度、質問していきたいと思います。

1点目. 「水無瀬駅前タクシー車庫跡地売却」について、お伺いします。

本件については、平成26年3月6日の施政方針に対する質問で、スケジュールの変更について、「公共的機能の検討を行うとともに、民間活力により、本町の玄関口にふさわしいにぎわいを創出するため、売却に向けて事務を進めているところでございます」、また「これまでの目標として平成25年度中の売却に必要な手続きを進めてまいりました。しかしながら、公共的機能の具体的な内容や、売却の際の条件設定などの課題につきましては、より慎重な検討が必要であると判断し、現時点では事業者の募集には至らず、具体的な売却時期については確定しておりません」、また「景観上、また治安の面などを考慮いたしますと、速やかに建物の取り壊しを行うことが望ましいと判断したところでございます」ということで、昨年に更地にしてから10ヵ月近くが経ちました。

昨年の12月議会での今後のスケジュールを伺った際には、「最終的な町としての結論を決定した後、できるだけ早急に売却できるよう事務を進めているところです」との答弁であり、26年度中に売却されるものと期待しておりましたが、実施されませんでした。「その後の動向」について、お伺いしたいと思います。

総合政策部長 それでは、1) 点目の「阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地売却について」の1点目、「昨年12月議会後の動向」について、ご答弁申し上げます。

阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地の売却につきましては、住民の皆様の利便性の向上を図るため、公共的機能の検討を行うとともに、民間活力の活用により、本町の玄関口にふさわしいにぎわいを創出するため、売却条件などの検討を行ってまいりました。

当該町有地への公共的機能の導入につきましては、これまで新たな行政サービスコーナーの設置など、様々な手法について検討してまいりましたが、現在、国において整備を進められているマイナンバー制度の導入に伴い、多くの自治体が住民票の写しなどのコンビニ交付の実施を予定していると聞き及んでおります。

このような社会情勢の変化に伴い、本年度の施政方針でもお示しさせていただいておりますとおり、阪急水無瀬駅前のまちづくりにつきましては、将来にわたる島本町の玄関口として長期的な視点に立ち、これまで検討を重ねてまいりましたタクシー車庫跡地の民間への売却等について、現状及び将来のことも含めまして、悔いを残すことのないよう、今後のあり方について慎重に検討させていただいている状況でございます。以上でございます。

村上議員はい、状況は理解いたしました。

2点目. 「当該町有地への公共的機能の導入」については、行政サービスコーナーの設置などを検討してきたが、国において整備を進められているマイナンバー制度の導入に伴い、「多くの自治体が住民票等のコンビニ交付の実施を予定していると聞き及んでいることから、より効果的なサービスのあり方について、改めて検討する」ことに至ったということでありますが、その後、検討された「売却条件等」について、どのような変更があったのか、またなかったのか、お伺いします。

総合政策部長 それでは、2点目の「売却条件等の検討」について、ご答弁申し上げます。 阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地の売却条件につきましては、これまで行政サービス コーナーの設置をはじめ公共的機能の導入について方向性を検討するとともに、これまでお示ししておりました、コンペによる事業者選定による売却を想定した検討を進めてまいりました。

しかしながら、府内自治体では、コンビニ交付の実施に伴い行政サービスコーナーを 廃止する自治体も増えてきており、現在でも府内の約4割にあたる15団体が、自動交付 機を含め廃止の検討が進められております。また、昨年策定いたしました「島本町公共 施設適正化基本方針」におきまして、公共施設総量の圧縮を基本方針の一つとして掲げ、 原則として新たな建物は建設しないことを、お示しさせていただいているところでござ います。

以上のような理由から、当初想定しておりました行政サービスコーナーの設置をはじめ他の手法による、より効果的なサービスのあり方などを含め、今後の方針について、 改めて検討している状況でございます。

以上でございます。

村上議員 次に3点目に、最後に、念のために「地域住民の要望」は何であったか、確認をするとともに、平成27年度の施政方針で「将来にわたる島本町の玄関口として、長期的な視点に立ち、これまで検討を重ねてまいりました」と、タクシー車庫跡地の民間への売却」を含め「今後のあり方について事務を進めてまいります」とのことですが、これまでの流れを見ますと、当初は売却することで事務を進められていましたが、今回の、平成27年度の施政方針では、「タクシー車庫跡地の民間への売却を含め、今後のあり方について」事務を進めているとのことで、これまでと少し意味合いが違うように思いま

すので、確認のために、お訊きしておきたいと思います。

民間に売却するのか、また売却しないのであれば、どういった考え方をしておられる のか、お伺いします。

総合政策部長 それでは、3点目の「民間への売却」について、ご答弁申し上げます。

阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地につきましては、これまでも地元自治会の皆様との話し合いの場を持ち、自治会が集うコミュニティの場の創設や、行政サービスコーナーの設置など、地域住民サービスの充実に関するご要望をいただいております。

このようなご要望を受け、本町といたしましては、水無瀬自治会集会所の代替地として、第一中学校のコミュニティルームを当該自治会の皆様が集える場とさせていただいているところでございます。また、行政サービスコーナーの設置につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、府内自治体ではコンビニ交付の実施に伴い、行政サービスコーナーを廃止する自治体も増えてきている状況も踏まえ、対応を検討しているところでございます。

当該跡地の今後の方針につきましては、本年3月の総務建設水道常任委員会でご答弁 させていただきましたとおり、本町の玄関口としてふさわしい活用を検討するため、改 めてお時間をいただきたいと考えております。従いまして、引き続き検討を行い、方向 性を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員わかりました。

それでは改めまして、また平成27年度の施政方針でも、具体的に売却の内容や、いつ 売却して、いつオープンするのかといった具体的な文言が入っていなかったかと思いま す。「遅れている理由と、今後の見通し」について、お伺いしたいと思います。

総合政策部長 「遅れている理由」というご質問でございます。

当該町有地の活用につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、これまで新たな行政サービスコーナーの設置など様々な手法について検討してまいりましたが、多くの自治体が住民票の写しなどのコンビニ交付の実施に伴い、行政サービスコーナーの廃止を検討されているなど、調査・検討を進めている中で、様々な課題が出てまいりました。他市町村での動きがある中で、本町といたしましても、そのような状況を見極めながら方針を決定せざるを得ず、現時点におきましては、具体的な予定についてお示しできる状況ではございません。

今後のあり方について慎重に検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解 賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

村上議員 現状では、この件については特に進展もなく、今後検討していくというような ことだと思いますので、十分検討していただいて、地域住民の喜ばれるような形のもの を建設していただきたいと思います。

それでは、2) 点目に「し尿中間処理施設の広域連携」について、お伺いします。その後の、「高槻市と桜井自治会との動向」について、お伺いしていきたいと思います。

今年の2月議会において、他の議員からもいろいろと質問されましたが、本件は当初検討された3案について、一つ目は淀川水防用緊急備蓄土砂置き場、二つ目は水無瀬川緑地公園、三つ目は住民ホール跡地の一部とその隣接地の候補のうち、評価が高かった三つ目の住民ホール跡地の一部とその隣接地になったことから、平成26年6月29日に桜井自治会に候補地及び選定の方法について説明会が行われ、また7月17日には桜井自治会役員に説明がされております。31日には四條畷市環境センターを近隣住民の方、自治会役員の方、そして担当職員で、視察を実施されております。また、再度8月31日には、桜井自治会員に候補地及び選定方法について説明を持たれております。

その後、12月1日付けで桜井自治会長及び役員一同から、町長及び議長宛てに要望書が提出されており、その主な内容は、以前に高槻市との広域行政の中で、「高槻市のほうから受け入れについては困難であると回答がなされてきましたが、本町の将来の町財政状況並びに人口減少社会の到来、建設予定地の今後の土地活用を考えたとき、再度、高槻市にお願いをして欲しい」とのことであり、その結果をもって、最終的に決断をしたいという桜井自治会の意思表示の要望書が提出されました。

このことについては、これまでも桜井自治会の要望書を純粋に受けとめ、早急に高槻市とまず会うことが必要ではないかと言ってきましたが、その後、高槻市に対して何らかの動きをされたのでしょうか。お伺いします。

都市創造部長 それでは、2)点目の1「その後の高槻市と桜井自治会との動向」について、ご答弁申し上げます。

平成27年2月定例会議以降についてでございますが、平成27年3月18日に桜井自治会役員の皆様に対し、3回目の説明会を行いました。その内容については、平成26年12月1日付けで提出された要望書に対し、町が平成27年2月20日付けで回答した内容を踏まえ、過去の経緯や現状について説明を行ったものです。

また高槻市については、平成27年4月26日に高槻市長選挙並びに高槻市議会議員選挙も執行されましたことから、高槻市の現状、今後の予定等を踏まえたうえで、慎重に 事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- **村上議員** 「今後の予定を踏まえたうえで、慎重に事務を進めていく」ということですが、 選挙後、2ヵ月近く経過していますが、その間、具体的に現時点では何も言うことはな いのでしょうか。何か、進展したことがありますでしょうか。お伺いします。
- **都市創造部長** 高槻市に対しての「現時点で」ということでございますが、現時点でお答 えできる具体的な内容は特にございません。本町といたしましてはお願いをする立場で

あり、高槻市の現状、今後の予定等を踏まえたうえで、慎重に事務を進めてまいりたい と考えております。ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

- **村上議員** 今回のし尿中間処理施設の広域が実現しなければ、「島本町におけるデメリット」について、具体的にお伺いします。
- **都市創造部長** 2) 点目の2「し尿中間処理施設の広域連携が実現できなかった際の本町におけるデメリットについて」でございます。

広域連携が実現できなかった際のデメリットについては、町内にし尿中間処理施設を 建設する際の建設費やランニングコスト等の費用を、本町単独で賄う必要があります。 以上でございます。

- **村上議員** 今のは当然、当たり前のことなんですが、建設費やランニングコスト等の費用 を本町で単独で賄う必要があるのは、当然だと思います。反面、広域化ができれば、ど れくらいの経費削減が可能か、お伺いします。
- **都市創造部長** 広域連携が実現すれば、どれぐらい経費削減が可能か、ということでのお 尋ねでございますが、仮に広域連携が実現いたしましても、応分の負担が生じることと なります。また負担対象経費等、具体的な負担内容等につきましては、双方協議のうえ 決定することとなりますことから、現時点で、具体的にどれだけ経費削減が可能なのか をお示しすることは困難な状況でございます。ご理解賜りたく存じます。

なお、現時点における、町内にし尿中間処理施設を建設する際の建設費相当分といた しましては、概算工事費で約5億3千万円、ランニングコスト・維持管理費相当分とし て、年間で約3千万円を見込んでおります。

以上でございます。

村上議員 ありがとうございました。

それでは3点目に、「本町が広域連携を実現させるために必要な諸条件」について、 お伺いします。

本件で、広域連携を早期に実現させるためには全面的に協力していきたいと思いますが、そのための諸条件、要望等があれば、お伺いしたいと思います。

都市創造部長 2) 点目の3「本町において広域連携を実現させるための諸条件について」 でございます。

広域連携については、連携する相手側の立場や状況を十分理解したうえで、相互の信頼関係のもと、双方の利益を生み出すものでなければなりません。このことから、相手の行政及び議会や、施設設置の地元のご理解が必要不可欠でございます。

以上でございます。

村上議員 本件の広域連携で、双方が利益を生み出すものでなければならないということですが、二つのものが一つになるのであるから、当然、双方にとって利益は出てくるも

のであると期待しておりますが、大切なことは、まず、地元の皆さんのご理解が得られるかどうかだと思っていますが、そのために、どういったことを考えておられるのか、お伺いします。

都市創造部長 広域処理をする際には、議員ご指摘のとおり、受け入れる地元の皆様のご 理解が非常に重要となってまいります。高槻市との協議はもちろんのこと、地元の皆様 のご理解を得るために、十分配慮し、検討する必要があるものと認識をいたしておりま す。

以上でございます。

村上議員 以上で、終わります。

伊集院議長 以上で、村上議員の一般質問を終わります。

引き続き、平野議員の発言を許します。

平野議員(質問者席へ) 一般質問いたします。

1点目です。「個人情報漏洩の危険性のあるマイナンバー制度の延期を!」

年金加入者の個人情報約125万件が、外部に流出しました。6月1日に日本年金機構が公表し、明らかになったものです。ウイルスメールが原因としていますが、全容は解明されていません。情報漏洩、プライバシー侵害を懸念する不安の声が、国民の中で日増しに高まっています。

今年10月から、全国民に付番が始まる共通番号制(マイナンバー制)も、標的にならないか、不安がさらに募っているところです。国民一人ひとりに生涯不変の個人番号を付け、納税実績や社会保障分野などの情報を結びつける、個人の銀行口座にマイナンバーを付けることも進められる。将来的には、健康保険証などにも利用する構想もあります。プライバシー侵害、なりすまし被害などを受ければ、リスクが大きすぎます。

年金情報漏洩問題を受けて、参議院内閣委員会は6月9日、共通番号制度(マイナンバー制度)の利用範囲を預貯金の口座、予防接種履歴、特定健診情報などに拡げる、いわゆる「マイナンバー法」改正案の採決を、当面、先送りすることに決めました。来年の1月のマイナンバー制度の導入の延期を検討するべきだという国会議員の意見も出ています。

そこで、2点、お尋ねいたします。

年金情報漏洩事件を受けて、住民の個人情報を守る立場にある町長として、マイナン バー制度についての見解をお聞かせください。

今回の事件に関わり、マイナンバー制度への具体的な対応をしているのか、お聞かせください。

総合政策部長 それでは、1点目の①「年金情報漏洩事件を受けてのマイナンバー制度に 対する見解」について、ご答弁申し上げます。

マイナンバー制度は、国民生活にとって重要な基盤となる制度であり、その根拠法で

ある、いわゆる「番号法」が 10 月 5 日に施行され、本格的な付番が始まることとなります。 先日発表がございました日本年金機構における個人情報の流出事件につきましては、 関連してマイナンバー制度に対する懸念が拡がっていることも承知いたしております。

本町といたしましては、国において進められている流出事件の原因の究明や再発防止 策の検討結果を注視してまいりますが、お預かりしている住民の皆様の大切な個人情報 が流出してしまうなどの事故がないよう、適切な安全管理措置に努めながら、制度導入 に向け、計画的に事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

総務部長 次に、②点目の「日本年金機構による情報漏洩に関わるマイナンバー制度への 具体的な対応について」でございます。

先般の日本年金機構における個人情報の流出事案の発生を受け、平成 27 年 6 月 12 日付けで総務省自治行政局住民制度課長及び総務省大臣官房企画課個人番号企画室長の連名で、「社会保障・税番号制度の準備に伴う既存住基システム及び団体内統合宛名システムにおける個人情報の標的型攻撃対策の徹底について」という通知がございました。

通知の具体的な内容につきましては、既存住基システムに接続された基幹系ネットワークとインターネットに接続された情報系ネットワークを物理的に切断し、通信不可能な状態にすること。既存住基システムに保存されている個人情報は、その基幹系ネットワークでのみ使用し、また情報系ネットワークから遮断された環境で使用すること。また、業務に利用している端末を両ネットワークの共用端末にしないこと。これらの対策を徹底する旨の通知でございました。

一方、本町のネットワーク構成といたしましては、基幹系ネットワークとインターネットの情報系ネットワークとは、もともと物理的に分離した構成となっております。また端末につきましても、ネットワークごとに別々の端末を使用しておりますことから、すでに今回の通知に則った運用となっております。

以上でございます。

平野議員 今回の事件に関わって、6月に総務省から通知が出たということでね。

このシステムについて、今、ご説明のあった、本町ではインターネットと基幹ネットが分離している、別々の端末で使用することになっているので、セキュリティについては大丈夫だというようなご答弁だというふうに私は思いましたが、しかしながら、こういったシステムというのは 100%安全ではないということは、もうすでに今というか、参議院の内閣委員会などで、この件に関わって審議されている委員会などでも、はっきりと 100%の万全の措置はあり得ないと、不正流出とかいうのはあり得ることだということは、おっしゃっているわけです。

具体的には、野村総研のIT専門家の城田真琴さんという方が――この方は、もちろんマイナンバー制度を活用しようという立場で参考人として発言されておりますが、そ

ういった専門家の中でも、そのことはおっしゃっていることですから、どのような仕組 みであろうとも、不正利用ということとか、流出をすべて防ぐということは非常に難し いというふうに、私はその委員会質疑の中で把握いたしました。

それで今、本来は年金機構からの年金データ流出については、未だ全貌が明らかになっていないということとか、今後の対処も明確になっていない。そんな中でね、やっぱり10月5日の施行というのは時期尚早だ、全貌把握と今後の防止策を示すということなくしてね、施行すべきではないですし、安易に番号の利用拡大をするような改正法案を成立させるということは、危険性を拡散するということになると思うのですけれども、その点、どのようにお考えでしょうか。

総合政策部長 そういった情報漏洩の危険性につきましては、非常に多くの方が懸念されているということは、先ほどもご答弁申し上げましたとおり承知をいたしております。

先ほどご答弁申し上げましたように、法に定める安全管理措置、そういったものも十分に努めていく必要があると考えておりますし、本日、国のほうから情報がありましたが、政府では、制度を監視するためセキュリティ対策部門を設置する、それと同時に自治体間ネットワークを集中管理する組織(SOC)、こういったものも新設するというようなことの情報もございましたので、そういった安全管理に十分配慮しながら、この制度を進めていく、このように考えております。

以上でございます。

平野議員 このマイナンバー制度を導入するにあたって、個人情報の漏洩対策というのの自己点検というんですが、これは法律に基づいて特定個人情報保護評価というのをするんですけど、島本町もやっております。厚生労働省は、この年金業務についてマイナンバーを利用するにあたり、この特定個人保護評価もしておりますし、その中で十分な措置を講じているというふうに評価していたんですね。ところが、こういった情報流出が起きているということから考えますと、点検の妥当性が問われるということだけでなく、マイナンバー制度の信頼性も揺らぐという可能性があります。

市町村がやっている特定個人情報保護評価の中身についても、これは信頼性はどうなのかというふうに私は心配していますけど、それはいかがでしょうかという点と、もう1点ですけど、インターネットと接続してないから大丈夫というようなこと、答弁がありましたけれど、自己情報を確認できるマイポータル制度というのがありますね。これはインターネットを使って、自分の情報がどのように情報利用、提供されているかということを知ることができるんですけれども、そのインターネットを使うということですから、セキュリティの脆弱性というのがあるということで指摘されています。その点については、どうですか。

総合政策部長 特定個人情報保護評価の件について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、その安全性を万全であるというようなことは、絶対安全である

というようなことは、なかなか申し上げにくいところでございますけれども、国の法律に基づきまして、市町村としては、住民の利便性の向上を図るためマイナンバー制度を 進めていく必要があると思っております。

現在、特定個人情報保護評価につきましては、基礎項目評価6件について評価を行っておりまして、これは現在、町のホームページで公表させていただいております。今後、基礎項目評価が必要になってくる事務につきましては、法改正等で変動する可能性がございますが、現時点であと8事務と見込んでおり、これらについては適切な時期に、随時評価を行っていく予定としております。合計で、現時点で14の事務評価を予定しております。

以上でございます。

総務部長 マイポータルの件でございますが、確かに、マイポータルを利用しようと思えば、インターネットの環境が必要となってまいります。ただ、現時点では、その内容、いわゆるシステム系の内容というのは示されておりませんので、お答えすることができません。

以上でございます。

- 平野議員 マイナンバーは行政だけが使うわけではなくて、民間を含めて、たくさんの場面で使用されるということですのでね。多くの人の目にとまるということになりますので、いろいろな仕組みを作った、セキュリティの仕組みを作ったといっても、やはりどこからか漏れる。保有する行政機関かも知れない、民間事業者からも知れない。再委託とか委託、そういう業者からかも知れませんけど、漏洩が起きるということは確実だというふうに思いますし、そこで集められたマイナンバーを悪用した詐欺やなりすましの被害、プライバシーの侵害というのが起きるおそれはあるというふうに思っております。③点目にお尋ねしますが、プライバシー侵害を回避しようとすれば、個人情報を集中させないこと、情報の分散管理が適切であるはずです。政府も島本町も、番号制度は大丈夫とする大きな根拠は、番号制度は個人情報は分散管理されるので大量の情報漏洩はない、としてきました。しかし、情報漏洩のために最新の住民情報のコピーを記録・保管する自治体の中間サーバーについては、情報漏洩の危険性が今回の事件によって、より高まっていますが、安全性を確認していますか。
- **総務部長** 続きまして、③点目の「中間サーバーの安全性」についてのお尋ねでございます。

まず、中間サーバーの役割といたしましては、社会保障・税番号制度における情報連携の対象となる個人情報の副本を保有・管理し、情報提供ネットワークシステムと地方公共団体の既存システムとの情報の授受の仲介をする役目となっております。具体的には、符号とともに所得情報・世帯情報・各福祉分野情報・更新日時等を保管・管理するものとなっておりますが、セキュリティの観点から個人番号、基本4情報——基本4情

報といいますのは、氏名・住所・生年月日・性別でございます。この基本4情報は持たないシステムとなっております。

また、地方公共団体と中間サーバーとの通信につきましては、総合行政ネットワークであるLGWAN回線を使用することとなっておりますが、あわせてVPN――これはバーチャル・プライベート・ネットワークという略でございますが、その装置を用いた暗号化通信で接続する想定となっております。VPNとは、不特定多数が使用する共有ネットワーク上に、あたかも専用線があるようなネットワークを構築する技術であり、さらなる安全性の確保が図られているものとなっております。

なお、現在、システムが構築中となっておりますことから、詳細については示されて おりませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- **平野議員** 中間サーバーについては、まだ構築されていないし、詳細もわからないということですけどね。ですが、島本町はこの中間サーバーについて、この特定個人情報保護評価をしておりますよね。それはなぜ、OKとしているのですか。
- **政策企画課長** 特定個人情報保護評価というのは、本町が担当する事務のそれぞれにおきまして、その事務が中間サーバーに接続するまでの事務の流れについて評価するものでございますので、中間サーバーそのものを評価するというものではございません。 以上でございます。
- **平野議員** 各種地方税システムとかの中に、保護評価の中に、中間サーバーというのが入っていますのでね、そのことをお伝えしたということです。これについては、ちょっと継続して、また質疑します。

次に、④点目、⑤点目の質問をします。

10月5日施行の条件は満たしているのですか。住民が、この番号制度について全員が理解していると思いますか。理解しないままの施行には、多くの混乱や危険が伴うのではありませんか。

また、制度について町広報やホームページで広報していますが、政府ホームページを リンクしているだけです。住民への広報では、利便性だけではなく、危険性を伝えるべ きですが、いかがですか。

総合政策部長 それでは、④点目の「10月5日施行のマイナンバー通知に向けた本町の対応状況」について、ご答弁申し上げます。

他市町村と同様、本町におきましても制度実施に向け、現在、遅滞なく事務を進めているところでございます。

具体的な取り組みといたしまして、特定個人情報保護評価につきましては、順次、事務に応じて評価を行うとともに、評価結果につきましては町ホームページで公表しております。また、番号法施行に伴う「個人情報保護条例」の改正につきましては、現在パ

ブリックコメントを実施しており、本年9月議会での上程に向け、作業を進めております。職員への研修につきましても、昨年度全職員向けの研修を実施しておりますが、必要に応じ関係各課と打ち合わせ等も行うなど、情報共有を図っており、引き続き、遅滞なく準備を進めてまいります。庁内の情報連携に関する条例につきましても、今般新たに制定する必要がありますことから、本年12月議会への上程に向け準備を進めているところでございます。

なお、導入にあたりましては、個人情報保護の対策が最も重要であると認識しておりますことから、本町におきましても、より一層のセキュリティ対策の徹底、安全管理措置を講じるよう、作業を進めております。議員ご指摘の住民の皆様への周知につきましては、今後もわかりやすく、丁寧な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、⑤点目の「住民の皆様への広報」につきまして、ご答弁申し上げます。

マイナンバー制度の導入にあたりましては、制度・システムの両面から様々な安全策を講じております。加えまして「番号法」では、なりすまし被害を防止することを目的として、マイナンバーの提供を本人から受け、本人確認を行う場合は、顔写真付きの個人番号カードの提示が求められております。また、顔写真のない通知カードを本人確認の手段として用いる場合には、通知カードとあわせて、運転免許証やパスポートなどの写真付きの身分証明書などの書類提示を必要としております。また、犯罪等の不正な取得を行った場合につきましても、法律で罰則規定が設けられております。このように、導入にあたりましては、国においても様々な対策を講じておられるところでございます。

なお、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、制度の内容につきましては、正確に、わかりやすくお伝えする必要があるものと考えております。住民の皆様への広報につきましても、以前から広報やホームページ等で、マイナンバーの取り扱いの重要性については、ご自身の管理の必要性も含めて周知させていただいているところでございます。今後も住民の皆様に対して、個人番号の取り扱いを含め、本制度に関する情報提供を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 DV被害者にとっては、加害者に通知カードを入手される危険性があります。 その対応について2月会議でも問いましたけど、その点はいかがですか。

それから、広報についてですけど、個人番号カードがなくても行政サービスは受けられますが、申請は義務づけではないということを広報すべきではないですか。また、住民説明会や、議員にも説明すべきと思いますけど、いかがですか。

健康福祉部長 平野議員からのお尋ねのうち、DV被害者へのカード通知、そして広報等 について、ご答弁させていただきます。

DV被害者の方々へのカードの、まず10月5日の通知につきましては、本来はカード と通知というのは住民票を置いておられる住所地に行きます。そういう形になるんです が、ただDV被害者の方々で、現在、住所地ではなく、居所を移しておられる方がおられると思います。そういう方々につきましては、その住所地に対して居所の変更をしていることをお伝えをいただくことによって、その場所に送らせていただくような形の措置を講じることが可能となっていますので、そのような周知をしていきたいと考えております。

居所情報の登録の周知については7月以降に予定されておりますが、支援措置先等の十分な連携も必要でありますことから、具体的な送付のフローが確定され次第、慎重かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

また、先ほど来出ておりますように、通知を行った後、1月に、希望される方は番号カードを交付することになりますが、先ほど来出ております、番号カードが手元にないと行政サービスを受けられないということはございませんので、その辺の広報のあり方につきましては、今後、制度の担当の総合政策部とも調整して、住民の皆様に、この制度がわかりやすく伝わるようにやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

以上でございます。

総合政策部長 次に、説明会の実施について、ご答弁申し上げます。

住民の皆さんに対する説明につきましては、他市町村同様、主に広報やホームページなどを中心に説明することを想定いたしております。できるだけ幅広い住民の皆様に関心を持っていただけるよう、わかりやすく、丁寧に、周知してまいりたいと考えております。

次に、議員の皆様へは説明会を開催させていただきたいと思っております。その説明 会の手法につきましては、今後、検討させていただきたいと考えております。

- 平野議員 10月5日施行が目前に迫りましてね、こんな年金情報漏洩事件などが起こっているわけですから、皆さんのご心配やご不安が多いわけですからね。7割の方が、この制度については知らない、というような国の調査結果がありましたので、やはり住民説明会は私は開くべきだと思いますし、そもそも、この制度、事業者や自治体でも準備が遅れているということですし、やはり開始時期、共通番号利用時期を見直すだけでなくて、その番号制度がもたらす様々な問題を徹底して検討するという必要がありますので、私は国に対して、マイナンバー制度の導入の延期の声をあげるべきだというふうに思います。それが、個人情報保護の責任を持つ自治体としての役割だと思いますけど、いかがですか。
- **総合政策部長** それでは、⑥点目の「マイナンバー制度の導入時期」について、ご答弁申し上げます。

国会において、マイナンバー制度の導入延期を検討すべきだという意見も出ていることは承知しておりますが、総務省をはじめ国の各省庁や地方自治体におかれましても、

個人情報保護にも万全を尽くしつつ、準備を進めているものと認識いたしております。

本町といたしましても、全国一斉にスタートする番号制度導入に間に合うよう、適切に準備事務を進めてまいります。また、個人情報保護のためのセキュリティ対策につきましても、適切に対応してまいります。あわせまして、番号制度のスケジュール等にかかる国の動向につきましても、十分注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 この制度については、また引き続き質疑いたしますので、次の質問にまいります。

「民間保育園について」

子ども達の育ち、保護者の就労を保障し、安心できる保育所として、町立保育所2ヵ所、 民間保育所2ヵ所があります。公立、民間に関わらず、「児童福祉法」の市町村の保育 の実施義務があり、町に保育の責任があることは言うまでもありません。

山崎保育園につきましては、長年、保育所運営の実績があり、本年2月開園の社会福祉法人博乃会高浜学園については、島本町の保育の大きな問題であります待機児童と、それから過密化の解決に寄与していただいているところです。

本年度からの子ども・子育て制度の施行において、すべての施設・事業において質の高い教育・保育が保障されるよう求められているところですし、「児童福祉法」第 24 条 1 項に基づき、町が保育実施の責任を果たすということについては変わりありません。 保育園の監査・指導をする立場にある町にお尋ねします。 4 点、すべて質問します。

- ①点目. 山崎保育園の運営法人である社会福祉法人水上隣保館が高槻市で運営する民間保育園において、園長による補助金の私的な不正流用という問題が起きています。この件に関して、島本町は法人から報告を受けていますか。
- ②点目.高浜学園について、職員体制に変更があり、町の保育士配置基準を満たさない状況が生じていると、議案説明の際に報告がありましたが、詳細を報告してください。「児童福祉法施行規則」に基づく認可保育所としての変更届は受理されていますか。受理されているならば、日時も含めてお聞かせください。
- ③点目.高浜学園について、保護者または住民からの苦情や不満、不安などの声をお聞きしていますが、町は、その声をどう受けとめていますか。また、園にそのことをお伝えされていますか。どのような苦情を聞いているか、具体的にお示しください。
- ④点目. 「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の第31条の「苦情解決」に、「特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない」とありますが、公益的取り組みとして、苦情解決制度はあるのでしょうか。確認させていただきます。

教育こども部長 それでは、「民間保育園」について、順次ご答弁を申し上げます。

まず、①点目の「社会福祉法人水上隣保館が高槻市で運営する民間保育園における園 長による補助金の私的な不正流用」について、ご答弁を申し上げます。

事案発覚後、社会福祉法人におきまして状況確認や内部調査、当該法人・保育園の指導監督権限を持つ大阪府・高槻市の指導監査などを経て、法人職員から、報道発表資料をもとに、本町教育委員会に対して経過の説明がございました。

現在、外部の第三者による調査委員会において、実態の解明とあわせ再発防止策等について検討を進められていると同時に、法人内各施設の実情、会計処理の調査、改善点の見直しなどがされていると聞いており、目途が付き次第、本町に説明があるものと考えております。

続きまして、②点目の「高浜学園における町保育士配置基準を満たさない状況にかかる詳細等について」でございます。

近年、社会経済情勢の変化等により、保育ニーズが高まりを見せ、ハード面としての保育所の不足とともに、ソフト面である保育士確保が全国的な課題となっております。就労・産前産後休暇、育児休業明けなど、各家庭の事情に応じて年度内で随時保育所入所希望がありますが、本町保育所では、個々家庭のニーズを満たしたうえで受け入れすべく、その時期に応じて保育士を確保するようにしております。本町の広報紙・ホームページ・フェイスブックへの掲載や、ハローワークとの連携、民間広告媒体を用いての求人を行っておりますが、十分な応募が期待できない状況となっており、保育士確保の問題は年々厳しいものとなっております。

民間保育園においても人員不足は深刻な課題となっており、年度当初に、すでに入園 内諾通知を行った児童の受け入れであっても、入所時期にあわせての必要な保育士の確 保が困難な事態に直面しているのが現状でございます。

高浜学園では、4月において急遽保育士2名が退職したことから、町配置基準を下回る状態が発生いたしました。入園内諾通知を行っている児童の受け入れに関しまして、現有の保育士数で国基準ならば7月前半分入園までは満たしていることから、受け入れを行うこととされております。職員の採用につきましては厳しい状況にはありますが、引き続き職員確保に努力し、早期に町基準に戻すよう要請しております。

なお、園長につきましても、前園長が4月30日付けで退職し、5月1日付けで新たな園長が選任されており、「児童福祉法施行規則」に基づく施設長変更届が平成27年5月27日付けで島本町長宛てに提出されております。

続きまして、③点目の「保護者等からの苦情や不満などの声を聞いているか」についてでございます。

東日本大震災の復興や、東京オリンピックの開催へ向けた全国的な建設工事への需要 増を背景として、当初予定していたよりも保育園建設工事の工期が遅れ、ようやく本年 1月に完成したところであり、法人では、入園をお待ちいただいている待機児家庭を少しでも早く受け入るべく、年度途中ではありますが、3月に開園されました。

当該法人にとりましては、人員の確保や様々な事務手続きなど、時間のない中、相当 苦慮され、事業を進めてこられましたが、高浜学園を希望されたご家庭に対しましては、 法人・町ともに、事前により丁寧な情報提供が必要であったものと認識をしております。

保護者から町に寄せられました苦情等につきましては、逐次、高浜学園に伝え、ともに対応方法などについて協議し、連携を密に取り組んでまいりました。具体的な内容につきましては、事前の説明が不足していること、保護者実費負担に関すること、児童の玄関送迎に関すること、などがございました。

一方で、園としても、福祉・安全面などの観点を踏まえた方針を示されたうえで、町も関与しながら、実施の可否について調整を行ったものでございます。引き続き高浜学園と連携を密にし、保護者の皆様が安心して保育所を利用できるよう、きめ細かく対応を心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、④点目の「公益的取り組みとして苦情解決制度があるか」についてでございます。

「社会福祉法」では、保育所も含め、すべての社会福祉施設に対して苦情解決に取り組むことを義務付けております。高浜学園におかれましても、相談や苦情への窓口を設置されており、第三者委員を選任されておりますので、保育所の相談窓口で解決できない問題についても、中立・公平な立場から、苦情解決に向け調整されることとなります。保護者の一人ひとりに対しましては、運営方針や実費負担額とともに、要望や苦情への相談窓口、第三者委員の氏名や連絡先などが掲載された文書を配付し、周知されております。

その他の制度としては、「社会福祉法」第83条に、都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会を置くことが定められており、これは都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するための組織となっております。

当該委員会は、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要がある と認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して、必要な助言または 勧告をすることができることになっております。

以上でございます。

平野議員 水上隣保館に関しましてはね、同じ運営する保育園が島本町にありますので、 やはり法人としての信頼回復を求めるのは当然のことだと思いますので、説明をしてい ただくということなので、その点は早期にお願いしたいというふうに思っております。

②点目ですけれど、高浜学園に関しまして、保育士の確保ができていないということですね。ほんとにその点については、よく存じております。しかしながら、この2名不

足しているということになりますとね、7月以降、新たに入所内諾をしている方の受け 入れができないということも生じるのかどうか。国基準の保育士配置も満たせないとい う状況が生じるのかどうか、ということをお聞かせいただきたい。

それから、園長先生が4月末で辞められて、1日から新たな方が就任されているということですが、私たち、5月12日に会派で高浜学園に伺いました。その際に、園長先生は日吉台保育園の遠足に行っているとおっしゃったんですけれど、実はそのときには、園長は不在というか、就任されていないというんですが、空白の状態があったのではないかということですけれど、その辺は確認しておられますか。園長を辞められたことも、この5月12日時点で、教育こども部の次長も課長も、知らなかったと言っているんですね、5月12日の段階で。ですから、その日も園長はおられなかった、つまり空白の状態であったんではないですか、確認します。

それから、その園長の退職とか保育士の退職について、保護者は一切知らないんですね。そのこと自体が、やはり不信とか不満になっていくので、そういうことも保護者と園との信頼関係に関わりますから、指導をきちんとしていただきたい。園から保護者には伝える、職員の変更などがある場合は情報提供するということを、指導していただきたいと思います。いかがですか。

教育こども部長 まず、水上隣保館の件に関しましては、直接関係がないと言え、山崎保育園を運営されておりますので、報道発表する前に、情報としてお知らせするということでの説明がございます。会計処理の方法であったり、園長のすべて権限があったというようなこと、そういったことも含めて内部調査をして、実施をされているということでございますので、特に山崎保育園に何かそういう不正があるかないかというようなことについても、改めて、すべての法人内の施設の管理については調査をするということでございましたので、また報告があるもの、というふうに考えております。

それから、高浜学園の「保育士の確保について」でございます。先ほどご答弁を申し上げましたとおり、保育士2名が急遽退職をしたということで、現在、国基準は上回って運営をしておりますが、現状のままでいきますと、7月の前半部分の入園承諾をしている方にまでは対応はできるということですが、現状のまま続きますと、それ以降の入園承諾をしている方は入園してもらえないという状況になりますので、その対応については、町立保育所での受け入れも含めて調整を進めていきたいと思っておりますし、保護者の方々は、もう予定が決まっておられますので、その辺、十分考慮して対応していきたいというふうに考えております。

それから、「園長の選任について」でございます。先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、4月30日付けで退職をされ、5月1日付けで選任されているという報告が、5月の27日付けでありました。本来ですと、もうちょっと早く報告が正式に提出されておればという部分はございますが、5月13日に園から報告が町のほうに、口頭ではござ

いました。議員が視察に行かれた際におられなかったという時点で空白であったのどうかということについては、報告をいただいている限り、5月1日付けで選任されておりますので、おられたものというふうに考えております。

それから、職員の退職に関しまして保護者が知らない、ということでございます。その辺についても、今後、園のほうには適切に保護者のほうには情報を提供するように指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

平野議員 7月前半までは何とか受け入れられるけど、後半は受け入れられない状況が続くということなので、非常に深刻だと私は思います。せっかく新しい保育園ができ、入所を待っている方々がおられるのに、高浜学園を希望して待っておられる方もおられると思いますのでね、その方々が入れないという状況があるということ。それは、もちろん全国的な保育士不足ということもありますが、そもそも4月の当初、年度初めの4月の当初に2名、保育士がお辞めになったという、ちょっと異例だと思うんですね、園長先生までお辞めになったということは。非常に異例の状況が私は続いていると思いますので、この高浜学園の運営のあり方ということについても、あんまり言及したくはありませんけど、ちょっと言及したくなるというふうに思って、私は今日、質問させていただきました。

それで、いろいろ苦情があったということを具体的に言ってくださいましたよね、事前の説明が不足していたということとか、実費負担が多いとか玄関送迎のこととかいうことですけれど、私も、こういった意見は聞いておりますが、玄関送迎のためにね、結局、園長がお辞めになるとか保育士が退職されるとか、そういったことが一切見えないわけですね。やっぱり保育室で送迎すれば、そういうことはわかるんです。玄関送迎というのは非常に問題が多いと思いますけど、お迎えだけでもお願いするということはできないのかということ、最後にお訊きします。

教育こども部長 玄関送迎に関しましては、高槻市でも長く運営をされている中で、法人の方針として、そういう運営をされてきているということでございます。いろんなお声がある中で、法人として今後どうされていくのかということについては、町のほうで一方的に指導といいますか、指示できるものではないというふうに考えておりますので、これまでの声も含めて、法人のほうでは、やり方というのは考えていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

平野議員 時間もありませんので、3点目に移ります。

「楠公680年祭」への補助金について。

5月10日、町立歴史資料館及び史跡桜井駅跡公園にて、楠公680年祭が、島本町楠公 父子の会という住民団体主催で開催されました。この催しに対し、町はにぎわい創造補 助金 20 万円を補助しました。2014 年度一般会計補正予算(第 11 号)に計上された、国 の地方創生交付金を財源とするものです。

2月定例会議の審議の際に、「地方自治法」第232条の2の「普通地方公共団体はその公益上必要がある場合において、寄附又は補助をすることができる」という規定の「公益的」かどうか、補助対象事業は公募とすると規定した補助金要綱素案に沿ったものか、政治性・宗教性はないのか、と質しました。

特に、「楠公父子訣別之所」という桜井駅跡は、戦前、戦争を遂行するために忠君愛国、滅私奉公、七生報国といういわゆる楠公精神、お国のために、天皇のために、尊い命を捧げるという、その精神がもてはやされ、1935年、「六百年記念大祭」が開かれました。そのことは、島本町史に記録されているということで、ご紹介したところです。戦争の負の歴史を持つところであったと指摘しました。しかしながら、町の答弁としては、忠君愛国精神を鼓舞するために行われた「六百年祭」と、今回の「680年祭」の趣旨とは違う、全く違うものであり、にぎわい創造、知名度向上に資するということで、楠公680年事業への補助金は公益性があるというふうに判断されました。

この補助金を含む補正予算は、私以外の議員の賛成で可決し、事業が実施されました。 そこで、お尋ねいたします。通告の4点、すべて質問します。

「楠公 680 年祭」への補助金について、根拠となる要綱の見直しはされましたか。

- ②点目.5月10日実施された「楠公680年祭」について、住民からも疑問の声があがっていました。具体的に、どのような意見がありましたか。
- ③点目.公金支出に適した内容の催しであったのか、確認しましたか。セレモニーのあり方、楠公さんを讃える講演会、自衛隊の参加について、具体的にお答えください。特に講演会内容は、憲法に定める国民主権に沿わない、天皇制賛美の趣旨でありませんでしたか。
- ④点目.2月定例会議の審議にて、町は、「負の歴史」を歴史資料館でPRすることも考えるとの趣旨の答弁をされています。「平和と人権のまち」にふさわしい必要な事業ですので、実現を求めますが、検討されてはいかがですか。

以上、よろしくお願いします。

都市創造部長 それでは、3点目の「楠公 680 年祭」について、ご答弁申し上げます。 まず、①の「要綱の見直しについて」でございます。

本年2月にご審議いただきました平成26年度一般会計補正予算(第11号)にかかる 資料といたしまして、このたびの「楠公680年祭」にかかる補助要綱案となる、島本町 にぎわい創造事業補助金交付要綱(素案)を提供させていただいていたところでござい ます。当該審議の中でも、新たな要綱を制定させていただく旨をご答弁申し上げていた ところであり、本年4月22日付けで「楠公680年祭事業補助金交付要綱」を制定してい るところでございます。 次に、②の「住民の皆様からのご意見について」でございます。

「楠公 680 年祭」に関しまして、町では、事業の後援や補助金の支出に関する質問書を1通、お受けいたしております。

次に、③の「事業内容について」でございます。

町としては、すべての内容を漏れなく確認したわけではございませんが、内容といた しましては、町内外から多くの方が来場され、遠方からの出演者もお見えになるなど、 成功裡に終わったイベントであったと認識いたしております。

なお、ご指摘の講演内容でございますが、楠木正成という武将の生い立ちや生涯について、理解を深める内容であったと認識しております。

以上でございます。

総合政策部長 続きまして、④点目につきまして、ご答弁申し上げます。

前の2月議会において、平野議員のご質問に対し、「桜井駅跡及び楠公父子訣別之所が天皇に対する忠誠の象徴として、戦前・戦中の国家主義的な忠君愛国の精神鼓舞に活用された負の歴史について、歴史文化資料館の中で適宜PRすることも考えられるのではないか」という趣旨のご答弁をさせていただきました。

人の命を奪う戦争は、最大の人権侵害と言われております。戦後 70 年を迎え、戦争を 経験された方々が年々少なくなっていく中で、日本が経験した戦争の悲惨さと、二度と このような惨劇を繰り返してはならないという思いを次の世代へと継承していくこと は、大変重要なことであると考えております。

現在、本町では戦後70年という節目の年の事業といたしまして、7月にふれあいセンターや人権文化センターにおきまして、大阪の空襲を題材に、当時の空襲による被害や世相を捉えた写真と文書による平和パネル展を、また12月にはケリヤホールで開催予定の「人権のつどい」におきまして、被爆ピアノコンサートを計画いたしております。

今後、平和施策の実施につきましては、関係部局とも十分調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 戦後70年という節目の取り組み、非常に評価したいと思いますが、その中で、 私が要望しましたのは、この「負の歴史」のある、いわゆる楠木正成、正行の親子に関 わる、戦争のときに戦意高揚の場所として使われたということを、事実をきちんと伝える 展示会が、私は必要だというふうに思います。ここには東条英機も来られています。そ のことは記録に残っております。そのことを考えましてもね、この場所を示すことが、 おわかりだと思いますけど、そういった場所について、やはり……。

伊集院議長 10 秒、切りました。

平野議員 わかりました。また補正予算の中でも質疑したいと思いますので、住民からの 異議はあったということを、お伝えしておきます……(質問時間終了のベル音)……。 伊集院議長 以上で、平野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 12 分~午前 11 時 25 分まで休憩) (午前 11 時 25 分 平井議員退席)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、清水議員の発言を許します。

清水議員(質問者席へ) それでは、自民無所属の会の清水です。一般質問を行います。

今後の日本は、少子高齢化、人口減少となる見込みです。当町においても、人口はここ数年微増と見込まれていますが、いずれは国と同様に人口減少となる見込みです。次代を担う子ども達や住民が、日々、安全・安心に暮らせることを担保することが行政の大切なサービスの一端であり、安全・安心なまちづくりを推進することで、定住促進にも繋がるものと考えます。

そこで、「安全・安心に関わる施策」について、質問を行います。

1点目. 「防犯灯について」

①として防犯灯の設置状況について、②点検・維持管理の状況について、伺います。 (午前11時26分 平井議員出席)

総務部長 それでは、清水議員の一般質問のうち、1点目の「防犯灯」について、順次ご 答弁申し上げます。

まず、①「防犯灯の設置状況について」でございます。

平成26年度末現在の防犯灯の設置状況でございますが、照明器具の総数は2,001基で、 平成25年度末と比較し、3基の減となっております。

要因といたしましては、増加分では、地域からのご要望により新規に設置したものが 1 基、宅地開発に伴い開発業者が設置を行い、その後、町に移管されたものが 1 基の、合計 2 基でございます。また減少分は、町営鶴ヶ池住宅跡地内に設置しておりました 5 基の撤去に伴うものでございます。

続きまして、「照明器具の内訳について」でございます。平成 26 年度末現在では、蛍光灯が 1,687 基、水銀灯が 170 基、LED灯が 144 基となっており、平成 25 年度末と比較いたしまして、蛍光灯は 62 基の減、水銀灯が 1 基の減、LED灯が 60 基の増となっております。

なお、器具による増減の主な理由といたしまして、新規設置及び機器故障による取り 換え時には、原則的にLED灯への転換を図っていることによるものが大きな要因でご ざいます。

続きまして、②「防犯灯の点検・維持管理の状況について」でございます。

まず初めに、「防犯灯の点検状況について」でございます。

不具合等の点検につきましては、防犯灯が町内の広範囲にわたって設置されておりますことから、住民の方などからの連絡を受けた後に対応するというのが現状でございま

す。

続きまして、「防犯灯の維持について」でございます。

機器そのものの故障や、球切れによる消灯・点滅など、いわゆる修繕が必要なものにつきましては、入札により業者と年間単価契約を締結しており、住民の方々などからの連絡を受けた後に、速やかに業者に対し発注を行い、対応しているところでございます。修繕に要する期間といたしましては、必要となる機材の在庫状況や天候に左右される場合もございますが、概ね1週間以内に完了しております。

また、撤去を含む修繕件数及び金額につきましては、平成26年度では修繕が650件、金額にいたしまして約395万5千円となっております。平成25年度と比較いたしますと、修繕件数は61件の増、金額にいたしまして約105万8千円の増となっております。

なお、電気代につきましては、平成 26 年度の実績額は約 991 万 5 千円となっておりますが、料金の見直しにより、平成 25 年度と比較して約 89 万 3 千円の増加となっております。

最後に、「防犯灯の管理状況について」でございます。

防犯灯につきましては、1基ごと紙ベースの管理台帳で管理をしておるところでございますが、町全体の防犯灯の修理履歴の把握などが困難となってきておりますことから、今後、費用対効果を勘案しながら、効率的な管理ができますよう、管理方法の見直しについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 防犯灯の設置状況と点検・維持管理について、概ね理解できましたが、近年、特に家庭ではLED証明器具が安価となり、急速に普及していると認識しています。

先ほどの答弁で、防犯灯についても蛍光灯や水銀灯がLED灯に交換され、増加傾向にあるとのことですが、もう少し具体的に普及の状況、全防犯灯に占める割合について、推移を説明してください。

総務部長 それでは、本町における「防犯灯のLED化の推移」でございます。

過去 3 π 年の推移でございますが、まず、平成 24 年度末では防犯灯の総数が 1,992 基ございまして、LED灯はそのうち 38 基でございます。LED灯が占める割合としては、約 1.9%でございます。平成 25 年度末では、防犯灯の総数が 2,004 基ございまして、そのうちLED灯は 84 基でございます。LED灯が占める割合といたしましては、約 4.2%でございます。平成 26 年度末では、防犯灯の総数が 2,001 基でございまして、LED灯は 144 基でございます。LED灯が占める割合としては約 7.2%となっており、年々、上昇してきておる状況でございます。

以上です。

清水議員 LED化の推移は、一定、理解しました。

次の質問に移ります。当町においては、少なくとも新設もしくは故障時による機器の

交換についてはLED化を推進しているとのことですが、LEDに換える具体的なメリットについて、どのように認識しているか、お示しください。

また、現在の蛍光灯すべてをLEDに交換すれば、どの程度の費用が必要で、交換による電気代や維持管理費が毎年、どの程度削減できるか、伺います。

総務部長 LED化についての「具体的なメリット」でございます。

蛍光灯や水銀灯と比べ、LED灯は電気代が安価である他、交換サイクルも飛躍的に長く、ランニングコストのうえで大変有益であると認識しております。具体的に申しますと、同じ照度であった場合、蛍光灯や水銀灯と比べLED灯につきましては消費電力が少ないため、電気料金が安価となります。

また、光源の寿命につきましては、一般的な蛍光灯の 8,500 時間に比べ、LED灯は 6万時間と言われており、約7倍の光源寿命となっております。さらに付け加えますと、蛍光灯ではグロー球を必要とするところ、LED灯には必要がないため、故障の原因となるリスクも軽減されるものと認識しております。電気代、環境面及び維持管理の容易さにおきまして、優位性があるものと認識しております。

続きまして、現在の防犯灯をすべてLED灯に交換する費用でございますが、まず、すべてをLED灯に交換をする場合は、LED灯の交換にかかる費用が1基当たり約3万8千円でございますので、現在、蛍光灯・水銀灯の総数が1,857基ありますので、概算で約7千万円の予算が必要となってまいります。

次に、電気代の削減見込みでございますが、LED灯に換えますと、単純計算でございますが、約 200 万ぐらいの削減ができるものと考えております。

最後に、維持管理費の削減見込み額でございますが、平成26年度の防犯灯の撤去費を除く修繕の実績額としましては、年間約393万円ございまして、LED灯に換えることによって、これが長期的に減額をしていくものと考えております。

以上でございます。

清水議員 説明、わかりました。すべてをLEDに切り替えるには、先ほども言われたように概算で7千万円はかかるものの、いずれは多分すべてがLED灯になると思います。電気代と維持費、維持管理で年間 600 万円の削減が見込めることもわかりました。現在はLED灯への切り替えについて、そのペースは別にして推進している姿勢も窺え、また町自身も多くのメリットがあることを認識していることも理解できました。

しかしながら、答弁にもありましたように、現時点では不具合については事後の対応となっており、計画的な対応が困難であること。また管理についても、紙ベースの台帳はあるもののシステム化されていないため、修理履歴等の把握が一元化されていないことは課題であると考えています。

今後においては、費用対効果も勘案し、課題の解決に向け一定の検討を行うとのことですので、早期にLED灯への切り替えをお願いしておきます。

なお最後に、防犯灯については、まさにその名が示すように、闇を照らし、犯罪を抑止する、防犯の基幹となるものです。今回は防犯灯に特化して質問しましたが、今後においてもハード面・ソフト面を問わず、防犯に関する様々な施策を効率的に推進し、安全・安心な島本のまちづくりに一層努力していただくことを要望し、この質問を終わります。

それでは、通告の2点目、「通学路について」ということで、①「通学路の安全施策の状況」について、②「通学路の点検・維持」について、伺います。

都市創造部長 それでは、2点目の「通学路」についてのご質問に対しまして、都市創造 部所管分について、順次ご答弁申し上げます。

まず、2点目の①の「通学路の安全施策の状況について」でございます。

通学路の安全対策につきましては、速度抑制などの路面標示や、自動車運転者への視認性を確保するためのグリーンベルトの設置、また反射鏡やガードレールなど、様々な交通安全施設の補修や新設など、各地域におきまして、過去から安全対策を実施いたしております。

今後も引き続き、定期パトロールなどに基づき、安全対策を講じてまいりたいと考え ております。

続きまして、2点目の②の「通学路の点検及び維持管理について」でございます。

「通学路の点検」につきましては、職員による定期パトロールをはじめ、毎年、高槻警察署や大阪府、学校関係者などによる、各小学校区の交通安全総点検を実施いたしております。その点検の中でいただきましたご要望やご指摘のあった箇所について、緊急性などを考慮し、随時、維持管理に努めております。

通学路を含む歩行空間の確保や、各種安全対策につきましては、本町の重要な課題の一つであると認識いたしておりますので、今後も引き続き、適切な維持管理を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長 続きまして、教育委員会所管分について、ご答弁を申し上げます。

まず、「通学路の安全施策の状況について」でございます。

教育委員会では、小学校の下校時にメロディパトロールとして公用車2台を運行し、 小学生の下校時の見守りを行っているほか、毎年、交通上の危険箇所や防犯上の危険箇 所を示した「島本町子ども安全マップ」を作成し、関係機関や関係者に配布し、情報共 有に努めております。

また、保育所・幼稚園・小学校・中学校では、高槻警察署の協力を得て、児童生徒への交通安全指導を毎年実施しているほか、校長先生や担任等から、機会あるごとに交通 安全指導に努めているところでございます。

さらに、子どもたちの通園・通学時の安全確保をするため、地域住民やPTAの方々

のご協力を得て、安全ボランティアの方々に通学時に見守っていただいておりますとと もに、地域によって異なりますが、地域住民やPTAの方々が児童に付き添って登校さ れるなど、地域の実情に応じて活動いただいております。

このように、地域も含め、様々な取り組みを行っておりますが、通学路に限らず、日常生活ではあらゆる危険が潜んでおります。ハード面での整備も必要ですが、大人が子どもたちの手本となる行動をとることが大切です。今後とも、地域住民やPTAの方々をはじめ住民の皆様のご理解とご協力を得て、子どもたちが安全で安心して通園・通学できるよう、関係機関や関係者と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②点目の「通学路の点検、維持管理」に関するご質問についてでございます。

「通学路の点検」につきましては、毎年、関係機関と協働して実施している交通安全 総点検に教育委員会も同行し、危険箇所の確認を行い、道路を管理する担当部署等へ改 善を依頼し、維持管理については道路管理者で行っております。

また、各学校でも、地域住民やPTAの方々とともに通学路の点検を行い、先ほどご答弁申しあげました「島本町子ども安全マップ」として教育委員会で取りまとめを行い、関係機関や関係者と情報共有しているところでございます。今後とも、関係機関や関係者と連携し、通学路の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

清水議員 「通学路の安全対策、点検維持について」の現状というのは、ソフト面・ハード面とも一定理解しました。

そうしたら、ソフト面で教育委員会に、安全について、ちょっと再質問をします。

登校時・下校時に子どもの安全を見守っていただいている安全ボランティアが減って きていると聞き及んでいます。現状と、確保に向けての取り組みについて、伺います。

教育こども部長 安全ボランティアの皆様方の確保につきましては、大変苦慮をしております。現在、教育委員会に登録をいただいている方は 36 人でございます。昨年、38 人でございましたので、比較いたしますと2名の減となっております。減少の原因につきましては、高齢により続けることが困難になったというようなことを、よくお聞きをいたします。安全ボランティアには登録せずに、時間の許す範囲で、子ども達を見守っていただいている方も多くいらっしゃいます。

教育委員会といたしましては、できるだけ登録をしていただくよう広報等でもお願いをしておりますが、今年度につきましては自治会長連絡協議会の総会や、年長者クラブの理事会にも出向きまして、協力をお願いをしてきたところでございます。今後とも、住民の皆様のご理解とご協力をいただけるように、引き続き安全ボランティアの活動の周知とともに、登録をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 それでは、安全ボランティアがボランティアをしているときに、事故等が発生

した場合の連絡先等については、どのように、今、なっていますか。

教育こども部長 現在、事故等が起きたときの連絡先ということで、統一というのはしておりません。事故や怪我人が出た場合には、警察、あるいは消防への救急要請ということが第一でございます。その後、学校、教育委員会へ連絡をいただくということになりますが、今後は、その連絡体制につきましても、ボランティアの方々に学校や教育委員会の電話番号も含め周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。事故というのは、交通事故等も含めて1分1秒を争うこともあるので、そういう連絡を周知してもらうことは、ありがたいことだと思います。

次の質問に移ります。今年の5月20日に、豊中市で登校中の児童を含む6人が重軽傷を負う事故が発生しました。以前にも、亀岡市での登校時の事故が大きく取り上げられ、それぞれ自治体で取り組みを強化されてきただけに、残念な事故です。

教育委員会として、このような事故についてどのような認識を持っているか、お伺い します。

教育こども部長 豊中市で発生した事故につきましては、多くの方々が子ども達の通学の 見守りをされていただけに、そのショックは非常に大きいという報道がされておりまし た。幾ら見守りや、歩道等のハード整備をしても、飲酒や居眠り運転など、危険な運転 をする大人がなくならない限り、常に危険と隣り合わせであることは言うまでもござい ません。

教育委員会といたしましては、事故の危険性が予測できる場所については事前の対策が不可欠であると考えておりますが、現実的には、すべての道路や通学路に対策を講じることは困難でございます。優先順位をつけて、計画的に整備していくことが、少しでも危険を回避できる手段であると考えておりますので、引き続き関係機関や関係者が連携して、通学路の安全対策に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

清水議員 わかりました。

それでは見守りという観点から、「子ども 110 番の家の登録」について、現状の登録 件数と、最近、あった事例等があれば、ご説明願います。

教育こども部長 「子ども 110 番の家の登録について」でございますが、本年 6 月 19 日現 在で 371 軒の登録をいただいております。

最近の事例では、平成25年度に2件、いずれも露出事案に遭遇し、駆け込まれたという事案でございましたが、大事には至りませんでした。その後、事案としてはございませんが、声かけ事案等の不審者情報が島本町でも増加傾向にございます。そのため、旗の交換時にマニュアルとともに、不審者情報を一覧表にまとめまして周知を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、身近な場所に、逃げ込むことのできる家があることは、安 心にも繋がりますし、犯罪の抑止力にもなるものと考えておりますので、登録していた だけるご家庭へのお願いを継続して行ってまいりたいというふうに考えております。 以上でございます。

清水議員 それでは次、「子ども 110 番の家」に、万一、子どもが駆け込んだ場合、家の 人はどのような対応し、どこへ連絡するようになっていますか。

教育こども部長 対応につきましては、「子ども 110 番の家」の登録をしていただいている方には、マニュアルを配布をしております。助けを求められた場合には保護をするとともに、怪我の状況等を確認するとともに、扉に鍵を掛けるなど、安全な場所に移動すること。そして、身の安全を確保していただくということが第一になってまいります。同時に、警察へ通報したり、怪我人がある場合には救急車の要請をするといったことで、マニュアル化しております。その後、学校や教育委員会にも連絡をいただくということで、こちらのほうについては電話番号も含めマニュアルに掲載をして、お配りをしております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。

今後は、安全ボランティアが無理なく見守りができるような体制を構築することで、安 全ボランティアの増員が見込めるものと、私は考えます。今後も、通学指導も含め、通 学路の安全を確保していただくよう、お願いしておきます。

次に、ハード面ということで、都市創造部に関する質問をさせていただきます。

交通安全総点検で危険箇所の確認を行っているとのことですが、「具体的な改善内容」 で、主なものとしてどのような内容があるか、また「進捗状況」はどうなっていますか。

都市創造部長 各小学校区での「交通安全総点検に伴う改善内容」でございますが、主なものといたしまして、安全歩行空間の確保と、車両通行の速度を抑制するための安全対策などが多くあげられております。具体的な内容といたしまして、歩道のない区間におけるグリーンベルトの設置や、通行車両の速度を抑制する路面標示、また見通しの悪い箇所へのカーブミラーの設置などの対策を実施いたしております。

以上でございます。

清水議員 それでは、次の質問に移ります。

通学路の安全、町全体の安全ということで、島本町には交通安全に関する協議会として、島本町交通安全推進協議会があると思いますが、「目的と役割」は、どのようなものでしょうか。

都市創造部長 「島本町交通安全推進協議会の目的と役割」でございますが、交通安全運動に伴う街頭啓発や、効果的な交通安全対策を実施し、交通事故防止の取り組みを実施いたしております。

以上でございます。

清水議員 それでは、その協議会の今年度の事業計画や予算は、どうなっていますか。

都市創造部長 今年度の事業計画といたしましては、春・秋の全国交通安全運動に先駆け、 運転者安全講習会、また阪急水無瀬駅前やJR島本駅前におきまして街頭PRを実施い たします。また、小学校の始業日には通学路の主な路線におきまして、PTAの方々と 児童の安全登校の指導を行ってまいります。

本協議会の平成27年度予算でございますが、会議費や事業費などで31万1千円を計上いたしております。

以上でございます。

- 清水議員 その協議会では、交通事故の防止の取り組みとかも行なわれていると思うんですが、交通安全総点検の結果や対応について協議会で話されていることはあるのですか。
- 都市創造部長 島本町交通安全推進協議会の中では、春・秋の全国交通安全運動に伴う運転者安全講習会や街頭 P R、また各小学校の通学指導等については、実施状況などの報告を行っており、交通安全総点検の内容につきましては、高槻警察署をはじめ大阪府や各小学校の P T A の方々、また本町教育委員会並びに道路管理者である都市創造部において、現地で点検実施した後、協議の場を設け、意見交換会を実施いたしております。以上でございます。

清水議員 わかりました。

それでは、次の質問に移ります。歩道やガードレール、防護柵のないところでは、路側を緑色で塗るグリーンベルトの設置が、通行する車両に注意喚起できるものと考えます。「グリーンベルトの設置状況と、今後の計画」について、伺います。

都市創造部長 現在、本町が管理しております町道での設置状況につきましては、第一小学校の前の町道広瀬4号線におきまして、正面から府道西京高槻線までの区間に設置いたしております。また第四小学校区につきましても、町道高浜幹線におきまして、国道171号から高浜学園前まで区間設置をいたしております。また今年度におきましても、第二小学校区である東大寺三丁目地内におきまして一部設置を予定いたしており、その他の地域につきましても、順次計画的に整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

清水議員 わかりました。

それでは、次の質問です。先ほども述べましたが、亀岡市での事故後、安全対策として、亀岡市では全市を対象に、ゾーン30として通学路を含めた安全対策を実施しているんですが、本町の「ゾーン30に対する考え方」を伺います。

都市創造部長 本町におきましては、昨年、高槻警察署と地元自治会との間で協議・調整 が図られ、東大寺一丁目から三丁目地内がゾーン30として設定されております。今後、他の地区につきましても、高槻警察署から情報提供いただき、ゾーン30における交通安

全対策についても、具体的な整備を含め取り組んでまいりたいと考えております。 以上でございます。

清水議員 わかりました。ハード面で、「通学路の安全対策、点検・維持管理」については、財政が厳しい中で、よく対応されていることがわかりました。

今後は関係部署が足並みを揃え、連携し、他市で起こった登校時での交通事故等が起こる前に、グリーンベルトやゾーン30等、安全対策を計画的に、スピードを速めて対応してもらうことを強く要望しておきます。

最後に、通学路を含めた交通安全対策、防犯灯の整備についての考えを、島本町交通 安全推進協議会の会長でもある町長に伺います。また、冒頭でも述べましたが、安全・ 安心なまちづくりを進めることが定住促進に繋がるものと私は考えますが、町長のお考 えを伺います。

川口町長 島本町は犯罪件数が少ない町でございまして、1千人当たりの犯罪の発生件数というのは、府内でも2番目か3番目に低かったと、以前にお聞きしたことがございます。「安全で安心なまち」というのは住みやすい町でございますので、その町のブランドでもございます。そういう意味からも、今後ともハード・ソフトの両面から「安全・安心なまちづくり」に推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

清水議員 以上で、質問を終わります。

伊集院議長 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時01分~午後1時05分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第2号報告 平成26年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告 についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第2号報告 平成26年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

それでは、議案書の2の3ページをお開き願います。

今回、ご報告させていただきます、平成 26 年度の島本町一般会計予算繰越明許費繰越 計算書につきましては、合計 6 件の事業でございます。これらの事業は、平成 26 年度内 に完了することができないことから、平成 26 年度の一般会計補正予算におきまして、翌 年度に繰り越して使用することができる経費として「繰越明許費」の設定を、それぞれ ご可決いただいたところでございます。

今般、繰り越しさせていただきました各事業につきまして、繰越額が確定いたしまし

たので、ご報告させていただくものでございます。

なお、内容につきましては、平成 26 年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の とおりでございますが、詳細につきましては、別途、議案書の次に添付させていただい ております第 2 号報告参考資料に基づき、順次ご説明させていただきます。

まず、1ページの上段の予算科目・款 総務費、項 総務管理費、下段の予算科目・ 款 民生費、項 児童福祉費、2ページの上段の予算科目・款 商工費、項 商工費、 3ページの下段の予算科目・款 教育費、項 社会教育費、以上の「地域住民生活等緊 急支援交付金事業」につきましては、平成26年12月27日に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、国の平成26年度補正予算(第1号)におきまして 措置されました「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、地域の消費喚起 及び「まち・ひと・しごと創生」に向けた地域の実情に応じた事業を実施するものでご ざいます。

具体的には、人口ビジョン及び総合戦略の策定、子育て支援、プレミアム付き商品券の発行、定住・観光プロモーションなどの事業について、平成27年度に事業実施することとなったため、全額を繰り越しさせていただいたものでございます。

次に、2ページ下段の「町道桜井50号線整備事業」でございます。本事業につきましては、平成26年度一般会計補正予算(第9号)におきまして、未買収部分の道路用地の取得費用や借地料等につきましてご可決いただき、事務を進めてまいりましたが、所有権移転登記にかかる事務に時間を要したことから、年度内に登記にかかる委託料及び土地購入費のみ予算執行が完了しなかったため、繰り越しさせていただいたものでございます。

なお、すでに所有権移転登記も完了し、地権者の方に対しましては5月15日に土地代金の支払いが完了しております。

次に、3ページ上段の「第一中学校耐震補強工事設計等業務」につきましては、平成26年度一般会計補正予算(第6号)におきまして予算措置させていただき、建築単価の上昇に伴う設計単価の入れ替え、仮設校舎等の建築確認申請など、学校側との調整や、改修についての大阪府との協議を進めてまいりましたが、年度内に事業が完了できなかったため、全額を繰り越しさせていただいたものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 26 年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書 の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしく、お願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

外村議員 地域活性のプレミアム商品券の件について、お伺いします。

これは2月会議で可決されたんですけども、この6月15日号の広報で、7月1日販売という案内が入ってます。それと同時に、プレミアム商品券が使える店の一覧表みたいなのがあるんですけども、私は、確かにこれは町の主催の事業でありながら商工会に委

託するということで、商工会が実務をやるのはいいですけども、あくまでも、これは税金を使うんだから、商工会のメンバーでないといかん、というような括りはしてはいけませんよっていうのは何回も申し上げました。現に、事業の実施計画では商工会になっていたものですけども、それについては、私は商工会に限らないというふうに理解しておりました。

しかしながら、実際蓋を開けて、この店を見ますと非常に少ない、109 軒、建設業も入ってますけども。いずれにしても、この案内、こういう事業を開始するということについて、商工会のメンバーさんには商工会から案内が行ったようですけども、商工会に入ってないところがどれだけあるかわからないんで、広報でやるしかないと思うんですけど、この6月15日号までに何回か広報するチャンスがあったと思うんですが、何回か、されましたか、ご案内を。

都市創造部長 プレミアム商品券についてのお尋ねでございます。

今回のプレミアム商品券の発行につきましては、商工会へ委託をさせていただいて、 事務を進めておるところでございます。その中で、対象店舗の選定にあたりましてとい うことで、商工会の会員さんへの募集と、それから非会員さんへの募集ということの中 で、議員のご指摘もありました非会員さんへの募集につきましては、6月15日号の広報 と、同時宅配のチラシのほうで呼びかけをさせていただいたところでございます。 以上でございます。

外村議員 その6月15日号の広報で呼びかけをしたというのは、これは「取り扱い店も随時募集しています」ということをもって、それをしたとおっしゃっているんですか。

都市創造部長 ご指摘のとおりでございます。

外村議員 今から言っても仕様がないですけど、いずれにしても、7月1日発売であれば、当然、どの店で使えるかが、「随時募集」なんて書かれたって、じゃ、その店がどうなのか。第2弾、第3弾のプレミアム商品券のチラシを発行されるのか、ということですよ。いずれにしても、7月1日以降も、それはすぐに売り切れるとは思いませんので、その次の号でもいいという考え方もあるでしょうけども、やっぱり7月1日までに、ほんとは、すべてのエントリーはこの店ですよと。だから、本来は7月1日にこういう広報をするまでに、広く募集して、もう締め切ったと。締め切った結果、この店でしたというふうにしないと、今後、随時募集したやつも、じゃ、一体、募集してエントリーした店は、随時どういうような案内をされるんでしょうか。

それが1点と、ほんとに私はこの件、すぐににぎわい創造課の三浦課長にも申し上げましたし、商工会の事務局長さんにも、このやり方はまずい、とにかく7月1日、もう時間ないけども、今からでも随時募集して、これだけの店が追加でエントリーになりました、というのは発行してくれというようなお願いまでしました。ほんとにこれ、今後、随時募集のやつを、いつまで随時募集するのか、その結果、募集して応募されたところは

どういうような告知をされるんでしょうか。

都市創造部長 今回の対象店舗の選定の中で、商工会を通じて、商工会の会員さんと非会員さんの募集という中で事務を進めさせていただいたところでございますが、まずは、今回、先ほどもご紹介ありましたが、チラシを作成するということで、このチラシを作成するのに時間がかかったという部分と、このチラシの裏面のほうに取り扱い店ということで、今回、提示をさせていただいております。ここら辺の集計についても、一定の期間が必要であったということで、それが作成ができた時期ということで、広報等の掲載の時期との兼ね合いから、この6月15日号の広報にて周知をさせていただいたというような経過がございます。

その中でも、随時店舗については募集するということで、商工会のほうでも取り扱っておるところでございますが、新たに追加になったところについては、「もっとしまもっと!」ということで、一定、ステッカーというか、その取り扱い店については貼っていただく予定をしておりますので、改めて、チラシの中でお示しをするということはございませんけども、一定、取り扱い店につきましては、このステッカーを貼っているお店が取り扱い店であるということで、一定、住民の方にご利用していただくことになるというふうに認識をしております。

以上でございます。

戸田議員 繰越明許について、質問いたします。

まず初めに、地域総合戦略について、問います。1点目、「総合計画」との関連性を問います。「総合計画」との整合性も必要、しかしながら、それに止まらない戦略が、今、求められているとも考えられます。これに関する国の方針と、他市町村の動向を含めて、「総合計画」との関連性をお示しください。

伊集院議長 繰越明許の計算書ですので、よろしくお願いいたします。

戸田議員 『地方版総合戦略策定のための手引き』というのを、拝見いたしました。平成 27年1月に内閣府地方創生推進室が出されています。ここに策定のプロセスというのが ありまして、住民、産・官・学・金・労・言の参画と推進組織で方向性や具体案につい て審議・検討するなど、広く関係者の意見を反映させることが重要、という記述があり ます。市民に開かれた意見聴取の場は持たれるのでしょうか。市民参画の議論の場を設けますか。これに関する検討の内容を、お示しください。

それから、今、アンケートを取っておられると思います。その内容は、議員にも、議会にもお示しいただきました。この結果を踏まえて、今後、何をどのように分析して、どう活用していくのか。事務スケジュールをお示しください……(「繰越の話だ」と呼ぶ者あり)……。

そもそも島本町らしさ、島本町の現状を把握するにあたりましてマーケティングの手法として知られる……。

(議場内私語多し)

伊集院議長 皆様、ご静粛に。繰越明許の議案でありますので、その点を踏まえて質疑を、 よろしくお願いいたします。

戸田議員 はい。繰越明許ということは予算に関わることですので、その予算執行の……。 **伊集院議長** 予算は一応、2月、3月で決定しておりますので、その部分の繰越の部分で 踏み込んでいただきますように、よろしくお願いいたします。

戸田議員 はい。マーケティングの手法として、よく知られるSWOT分析をきっちり行っておられますか。

それから、定住・観光プロモーション事業、これについての進捗状況をお示しください。

それから、子育て支援事業についてです。保育士、幼稚園教諭、学童保育指導員などに、地域の課題に応じた研修会、意見交換会を開催するというふうにお示しいただいて、繰越明許を認めたわけですけれども、その内容、その後、どのように進捗しておられるでしょうか。これらの研修会、意見交換会、「地域に合ったもの」とはどのようなものか、検討の内容をお示しください。また、これらの研修は正職員だけではなく、非正規雇用の方にも開かれたものでしょうか。その場合、超過勤務手当の対象となるか、確認しておきます……(「関係があるのか」と呼ぶ者あり)……。

あともう一つ……、楠公父子の680年祭、これについて補助金、モデル事業ということでにぎわい創造課の補助金が新たに創造されています。これについて、お尋ねいたします……(「関係あるのか」と呼ぶ者あり)……。政治活動、宗教活動を……。

伊集院議長 皆様から疑義が出ておりますので、繰越明許の中での質疑をよろしくお願いいたします。

戸田議員 休憩、入れてもらっていいですか。

伊集院議長 暫時休憩いたします。

(午後1時17分~午後1時18分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

戸田議員 楠公父子680年祭について、問います。

政治活動・宗教活動を目的とする事業であるかないか、これについては大いに議論があったところですけれども、承認の際、どのように判断されたのか。主催者がそうではないと、政治活動・宗教活動ではないと言ったからそうなのだ、という姿勢が見受けられるとしたら、それは問題だと思います。例えば、後援の承認条件には「申請後、申請内容に変更が生じた場合、速やかに届け出ること。それが行われない場合は、名義の使用承認を取り消すもの」というような記述もございます。

この補助金事業について、もうすでに事業報告書は出されていますか。補助金は、も う支給されていますか。議論になっている自衛隊の参画が当初の申請の折りには明らか にされていなかった。それから講演の内容も、非常に、私が聞いた中では楠公精神を讃える、帝を讃えるというような内容だったと記憶しておりますので、その点について、確認しておきたいと思います。

以上です。

総合政策部長 それでは、人口ビジョンと総合戦略について、ご答弁申し上げます。

まず、「総合計画」との関係についてでございますが、地方版総合戦略は人口減少克服、地方創生を目的といたしておりますが、「総合計画」は町の総合的な振興発展、これらを目的としたものであり、両方の計画の目的に含まれる政策の範囲、これは必ずしも同じものではないため、基本的には、それぞれ別の計画として位置づけるよう求められております。

他団体におかれましても、本町と同様に策定に向けて進められているところでございます。その策定の内容について、「総合計画」の内容についても反映させるという部分については、お聞きをいたしております。

続きまして、外部の専門的な有識者についてのお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、産・官・学・金・労・言、これは産業界、行政、教育機関、金融機関、労働界、メディア、これらの六つの分野などから幅広く意見を聞くことが望ましい、と示されております。本町においても、こういった有識者の組織を設定することを考えております。現時点では、委員の構成について検討しているところでございます。

それから、今後のスケジュールについてでございますが、まずは内部の検討会議の立ち上げを予定をいたしております。それから、現在、アンケート結果を集約しているところでございまして、先ほど申し上げました外部の専門的な組織、これの立ち上げも想定をいたしております。その後、パブリックコメント等を実施いたしまして、本年度末までに策定することといたしております。

それから、4点目のSWOT分析についてのお尋ねでございますが、これにつきましては明確にSWOT分析という、そういった呼び方はしておりませんが、本町の強み・弱み、そういったものを含めて様々な角度から分析するとともに、様々な外的要因も想定した戦略を策定する必要があることは、十分認識をいたしておるところでございます。以上でございます。

都市創造部長 それでは、定住・観光プロモーション事業についての、進捗状況について でございます。

現在、業者選定につきましては7月上旬頃、その後、7月の中旬頃に契約を締結したいなというふうに考えてございます。ただし、業者選定にあたりましては、プロポーザルによる審査を行って、業者については選定をしたいというふうに考えてございます。

それから、楠公680年祭についてのお尋ねでございます。

今回のイベントというのは、住民団体が主催されたイベントでございましたが、一定

の内容といたしましては、特に楠木正成という武将の生い立ちや生涯などについて、理解を深める内容であったというふうに認識をしております。

以上でございます。

教育こども部長 それでは、子育て支援に関わりますご質問でございます。

この事業では、保育士、あるいは幼稚園教諭、学童保育室の指導員の資質向上ということで、研修会を開くにあたっての講師謝礼ということで45万円、予算計上させていただいて、繰り越したものでございます。

すべてが、まだ内容が確定をしたわけではございませんが、一例をあげますと、幼稚園では絵画の指導方法について、大阪国際大学の教授の先生をお呼びしたいという企画を立てております。これの研修に対する対象者でございますけども、幼稚園教諭を中心に、保育所の職員にも呼びかけて対象にしております。ただ、時間帯の設定等で、すべての職員が参加することは難しいと思いますので、その辺は、今、申し上げましたのは幼稚園教諭を中心とした研修ではございますけども、保育士も何人か参加をしていただいて、また現場へ持ち帰っていただくというようなことで考えております。

時間外に実施する場合につきましては、これまでも保育士の研修会なんかは夜に研修をやっております。それと同様に、手当としては時間外勤務手当が発生しますので、それについては支給をしていくということでございます。

以上でございます。

都市創造部長 申しわけございません。楠公 680 年祭のご質問の中で、補助金の支出についてでございますが、補助金につきましては、すでに支出をさせていただいております。 それと事業報告書については、一定 2 ヵ月という中で、まだ報告書としては提出はいただいてざいません。

以上でございます。

河野議員 質問させていただきます。それほど多くはございませんけれども、第2号報告 参考資料の、ちょっと前後しますが、まず、消費喚起プレミアム商品券発行事業のある2 ページの上の段の分ですね。これについては複数の議員から様々な要望や、提案といいますか、予算議会の段階では細部にわたるものは決まっていなかったと思いますので、 あったと思います。実際に、もう手元には広報と、あと折り込みチラシによって詳しい 内容はすでに説明済みということでわかっておりますが、1万円という単位に、ワンパターンに落とし込まれたこと。

これについては私たちの会派は、このプレミアム商品券が一時的なものであって、本来の地域経済、地域雇用創出には繋がらないのではないかということは申しておりますが、これを受けて実施することまでは否定はしておりませんが、やるにあたっては、やはり島本の地域の経済、あるいは幅広い層の方が、この恩恵といいますか、消費の効果が上がるようなやり方をということでは、例えば3千円、5千円単位の販売ということ

ができないのかということを、公式、非公式を問わず申し上げた経緯はあります。

1万円ということになりますと、やっぱり6月15日号の広報によって知られて、7月1日のときに1万円を手元に持っていくということに対して、準備が相当必要とされる住民もたくさんおられると思います。それと、使用使途が限定されている。500円単位ですけども、釣り銭が返ってこないということで言うとね、一定の条件がなければ買えない、というふうに私は思っております。その点で、1万円単位に落とし込まれたことについて、どのような議論があったのかということを、まず、お答えください。

それから、残念ながら4月、この予算が成立して、一定、町長の決めた内容が広報に示され、街頭には様々政党のポスターなどによって、この名称が広報されました。もらえると思っていた住民の方が結構おられまして、そういう人たちに対する説明に苦慮したという経緯があります。そういったことはありませんでしたか。答弁を求めます。臨時給付金、あれと混同されてた方が、いつもらえるのか、ということですね、おられたということを申し上げます。それについて、お答えください。

あと、チラシで世帯で5万円までというふうに書かれていましたけれども、これの確認作業はどのようにされるのか、答弁を求めます。

それから、大山崎商工会のチラシが、私、ちょっと京都に関わる新聞を取っていて折り込まれておりまして、これに関わって、商工会として1人、臨時職員の雇用をされ、募集をされているというチラシを拝見しました。島本町の商工会としては、この交付金を受けて、一定、臨時的な雇用がいいとは思いませんが、そういったものに繋がっているのか、ということをお尋ねいたします。

あと、すでに先行された自治体があるというふうに聞いております。先行して販売を された自治体があると。その点については、承知されておられますか。

都市創造部長 それでは、プレミアム商品券についてのお尋ねでございます。数点、いただいてございます。順次、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回1万円ということで設定をさせていただきました。それにあたりましては 府内の市町村の対応、それから今回、発行事業につきましては商工会へ委託をするとい う中で、商工会とも協議をさせていただいた結果、1万円ということで設定をさせてい ただいたものでございます。

それから、5万円までという点につきましても、他市の状況等勘案させていただいて、5万円ということで設定をさせていただいたところでございます。ただ、その確認につきましては、今回、そこまで対応はしないということで、逆にできないということで考えてございます。

それから、大山崎町のほうで今回のプレミアム商品券の発行にあたりまして、臨時職員の雇用ということでご紹介がございましたが、本町におきましても商工会のほうで、 臨時職員ということで、お二人を雇っておられるというふうに報告を受けてございます。 以上でございます……。申しわけございません。

他市での先行事例ということで、近隣では向日市さんがもう実施されておるということで、2時間程度で、約2万冊完売されたというふうに記憶しております。

以上でございます。

河野議員 わかりました。一定、「雇用」と言っていいのかわかりませんが、そういった ことにも拡がっているということは、よくわかりました。

あと、世帯 5 万円の制限というのはあくまで啓発であって、確認の仕様がないというのはわかりますし、そのために様々な書類や身分証を出せなんて言われると、たぶん大変なトラブルになりますので。ただ、そういうことを考えたときに、1 万円という単位になると、買える人と買えない人の層が、それと世帯で5万円買えるところ、あるいは世帯の確認ができないということでは、まとめ買いができるという可能性も考えますと、その買える層には自ずと限りがあるという意味では、正直申し上げまして、本来必要とされている方への恩恵はないものというふうに感じております。それはもう意見ですので、これ以上、申し上げません。

先行して実施された自治体に関して、そういうことで、また不安の声も寄せられていますが、早くから並んでいたのに、結局、最後は抽選とかいろんなことがあったようなところもあったと聞いております。そういうことで、十分に広汎には行き渡らないというような結果が、もうすでに出ているということも聞いておりますので、そういったことについてはできるだけないように、「お願いしたい」としか言いようがありませんが、その点、先ほど他の議員もおっしゃったように、活用できる店舗の拡大があったとき、あるいは当日の販売のときのルールなどについては、十分な広報と、当日の対応が必要であろうと思います。

ただ、島本町は3回に分けて、日にちを分けて販売をされるというふうなことが書かれていました。その点で、分散して販売をするということに手立てを取られたというふうに感じておりますが、その点、間違いはないでしょうか。

それから、もらえると思っていたというのは私の周りの人だけなのかも知れませんが、 4月当初はそういったメールなどの問い合わせが来ました。いつになるのですかと訊かれて、これは買うものですよと再三申し上げましたが、そういったことはなかったのですね。再度、答弁を求めます。

都市創造部長 まず、訂正をお願いいたします。先ほど、先行事例ということでご答弁させていただきましたが、向日市ではなくて長岡京市ですので、向日市については、まだ来週に販売予定ということでお聞きをしてございます。申しわけございませんでした。

それから、今回の商品券の販売にあたりましては、一定、7月1日に島本センター内と、それからJA高槻島本支店ということで実施をさせていただくのと、それから7月4日には商工会でということで、特別販売も予定させていただく予定をしております。

以上でございます…… (河野議員・自席から「もらえるという話は」と発言) ……。 伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後1時35分~午後1時35分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

都市創造部長 大変申しわけございませんでした。今回のプレミアム商品券の発行に当たりまして、住民の方から、今、河野議員からあったご質問のような問い合わせは、特にございませんでした。

以上でございます。

戸田議員 地方版総合戦略策定のための組織・構成員については、現在検討中ということでした。

「総合計画」との関連性を訊きました。「総合計画」の対象期間と、この戦略の対象期間はずれてくると思うんですが、間違いないですか。そうすると、今回、PDCAサイクルで実行していくというふうに言われてますが、このずれをどのように埋めていくのか、疑問を持っています。それがしっかりできない限り、「総合計画」も、この戦略策定も、机上のものとなってしまうのではないかと危惧しておりますので、そこのところを問います。

先ほど私、聞きそびれたのかも知れませんが、「総合計画」と今回の総合戦略策定について、国が一定の方針を見せているかと思うんですね。他の市町村は、このことに関してどのように対応されているのでしょうか。認識しておられる点があれば、ご説明いただきたいと思います。

SWOT分析については特にされていないということですけれども、島本町の強み、これはやはり水、交通の利便性、緑豊かということだと思いますが、これは努力しないと保っていけないものです。里山の整備、大きな課題になっております。水とみどりに関わることです。水質保全にも欠かせない、災害にも欠かせない。これはある意味弱みにも繋がる、つまり弱み、課題にも繋がることなんですけれども、産・学の参画につきまして、この部分を補うために農林業に精通していらっしゃる例えば大学の先生とか、そういった方に加わっていただくことによって、島本町の施策がより戦略的なものになっていく。そのように思っていますが、農林関係者、農林業に精通しておられる学識経験者の参画を求めたいと思いますが、この点について、お考えをお聞かせください。

また、SWOT分析の「機会」にあたる部分なんですけれども、ここには関西電力のグラウンド、あるいはテニスコート跡、そしてサントリーの研究所、こういったところが今後どのようになっていくか。このことが、この戦略の中身に大きく影響すると思います。JR西側の農地保全、あるいは開発、この課題もございます。町の姿が大きく変わっていく要因が、今、島本町にはございます。これは戦略にどのように影響するとお考えですか。ご答弁をお願いいたします。

今回の戦略には、目標や基本的方向の他にも、具体的施策についても整理して規定する、と書かれています。言うまでもなく予算措置がないと実現しないものですが、このところ、議会に対しては、この戦略をどのようにお示しいただくのでしょうか。いつの時点で、どういう形でお示しいただけますか。パブリックコメントの前に、議会にご説明いただきたいと思い、確認します。

680 年祭でございます、楠公の。これについて、先ほどご答弁で事業報告書はまだ出されていないと、はっきりおっしゃったと思います。人びとの新しい歩みでは、資料請求をさせていただきました。その中に、幾ら探しても事業報告書はございません。にもかかわらず、もう補助金は払っているとご答弁があったと思います。私、これ、許しがたいと思います。当日のイベント、拝見いたしました、すべてではありません。しかしながら、講演会、それから自衛隊の参画、それだけではございません、ペットボトルの大砲、子ども達が喜んで大砲を飛ばしてはりました。しかし、そのバックミュージックに流れていたのは「宮さん 宮さん」という、日本初めての軍歌と言われているトンヤレ節でした……(「ええやないか」と呼ぶ者あり)……。その中には、朝敵を征伐せよ、帝に手向かうやつを「狙い外さずドンドン撃ち出す、薩長士、トコトントン」という感じで、ずっと音楽が流れていたんです。

こういったものが教育委員会の後援がある、そして補助金申請がされて、補助金が出されている事業として望ましいのか……(「そこまで言ったら」「議長、整理」他、議場内私語多し)……。これは、モデル事業なんです。このモデル事業のあり方としてどのように考えておられるか、確認いたします……。

伊集院議長 申しわけありませんが、ちょっと整理するように言われておりますので、よろしくお願いいたします。

繰越明許で、一定の繰り越しされた理由、またその進捗状況をお訊きされるのはわかるんですが、ちょっと拡げすぎないように、よろしくお願いいたします。

- **戸田議員** はい。補助金申請があって、補助金が出されている事業の内容として、しかも、これがモデル事業であったということに関して、相当に疑義があり、質問しております。 **伊集院議長** 決算もありますからね、繰越明許ですから。
- **戸田議員** 事業報告書が出されていない段階で、補助金をもう支給されていると、間違い ございませんか。そして、その補助金はいつ、どのような形で出されたのでしょうか、 支払われたのでしょうか。確認いたします。これは今後、町のにぎわいを創造するうえ で、様々な団体がこの補助金を使われるにあたり、非常に鍵となるところだと思います。 そして、お答えいただきたいのは教育委員会です。これは教育委員会の後援がついて おります。そのことに関しまして、先ほど大砲を飛ばして、「宮さん 宮さん」、朝敵 をやっつけろという音楽がずっと流れていた。教育委員会が後援されるにつき、望まし かったかどうか、お答えをいただきたいと思います。

以上です。

(「こんな運営をしていたらあかん」「繰越明許は予算だから」他、議場内私語多し) **総合政策部長** それでは、総合戦略に関わるご質問に、ご答弁申し上げます。

「総計」との時期的なことでございますが、総合戦略につきましては今後5年間と言うことになっておりまして、31年までの計画でございます。「総計」と両方とも、同じ期間になっております。

それから、他市の状況でございます。先ほどもご答弁申し上げましたように、国からは、「総合計画」とこの総合戦略については基本的に別の計画として位置づけるように求められております。他団体におかれましても、本町と同様に作業を進められているというふうに聞いておりますけれども、その内容について、「総合計画」の内容も一部反映をさせる、その程度はお聞きをいたしております。

それから、農林業の専門家を外部の有識者のメンバーにというふうなことでございますが、農林業に関する内容につきまして、非常に重要性は一定理解をいたしておりますが、それをどこまで戦略に盛り込むかについては、現時点では未定でございます。そしてまた、どのような方にご意見をお聞きするか、そういったことについても、現時点では未定でございます。

それから、議会への説明についてでございますが、議員の皆様に対しましても策定段階、それから効果検証、この段階において情報提供させていただいて、ご意見をお聞きする場を設けていきたい、このように考えております。

以上でございます。

都市創造部長 楠公 680 年祭の、補助金の支出についてのお尋ねでございます。

補助金の支出にあたりましては、楠公父子の会から補助金交付申請ということで平成27年4月に提出をされてございます。その内容を審査させていただきまして、補助金についてはすでに支出をさせていただいておるところでございます。

それと、この事業につきましては楠公 680 年祭の事業補助金交付要綱の中でも規定をさせていただいておりますが、実績報告書とともに楠公 680 年祭事業報告書の提出を求めております。それにつきましては、一応、事業完了後 2 ヵ月以内という中でございますので、現在はまだ提出がされていないという状況にあるものでございます。それと、事業そのものについて精算ということもさせていただくことになってございますので、一定、事業報告書等が提出された後、再度精査をさせていただくということで考えております。

以上でございます。

総合政策部長 すいません、1点、答弁漏れがございました。

関西電力のグラウンドなど、そういったものをどう戦略に落とし込んでいくかという ご質問でございますが、個々具体にそういった開発に関しては、その戦略に落とし込む ことは、現時点では考えておりません。

以上でございます。

岡本教育長 議員ご指摘の、後援の件でございます。

楠公父子の会、主催者のほうからいただいていますポスターを見まして、前にもご答 弁申し上げたと思うんですけども、特段の政治性や宗教性を有するイベントでもないし、 まちづくりを盛り上げる一つのイベントということで、後援を承諾いたしました。

なお、「宮さん 宮さん」の歌だということですけども、別にこれは、いわゆる戊辰戦争以降、朝廷に政権が還るということを、今で言う全国民に知らせるために作られて歌われたものであって、小学校・中学校の歴史でも、この歌そのものは扱いますし、そういう意味では、別に子ども達が知ってどうこうというものでもございません。どういうことはないというふうに考えております。

それから、ペットボトル大砲。別に子どもが遊ぶのに「大砲」という言葉が使われたから、それがすぐ戦争がどうだという問題でもないと思ってますので、一つの子ども達の楽しむイベントとして行われたというふうに判断しておりますので、別に後援を私どもが認めたということについて、特段の政治性や宗教性を判断して云々のことでございませんので、ご理解賜りたいと思います。

(「了解」と呼ぶ者あり)

戸田議員 今、教育長からご答弁いただきましたけれども、小・中学校の教科書で、この「宮さん 宮さん」という曲が扱われているというのは、私、全く認識していなくて驚いたんですが、作曲者、作詞者ともに靖国神社に銅像が建てられているとのことで、非常に、歌詞も驚きましたけれども、そういう曲だったのだなと思っています。

一番、ここで問題にしたいのは、やはり事業報告書がないままに補助金を出している というところですね。

伊集院議長 決算もございますので。

戸田議員 今後、モデル事業のあり方として、これはこのようにされるのですか。そこを 確認しておきたいと思います。

そして……。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後1時48分~午後1時49分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

そのまま続行を、どうぞ。

戸田議員 保育に関しましては、研修の対象は非正規雇用にも開かれていると、そして超 過勤務の対象になるということです。非正規雇用の方の頑張りで現場が保っているとい う部分、大いにあるのですけれども、逆に言うと、正規職員の方が、非正規の方がコロ コロ代わるということに大変な負担があり、また研修等に行く人が少ないということを 聞き及んでおりまして、その大変さを保護者の方が見て、大変そうだと思っていらっしゃるという事実もございます。保護者の目は節穴ではない。雇用の際、あるいは採用の際に、きっちりと研修も受けていただきたい。そして、それは超過勤務の対象になるということを伝えて、積極的な保育士・幼稚園教諭等の育成に努めていただきたいと思います。

総合戦略についてでございます。「総合計画」との時期について、私、ちょっと認識を 間違っていたみたいで、その範囲内であるということ、わかりました。

大きく思うことは、もう最後になりますけれども、今回、急ぎ戦略を立てる。それは 非常に不安に思っています。しかも、作られる組織が産・官・学、そして金融まで入って きて、メディアも入ってくる。これについては一定学ぶことは多いと思いますけれども、 住民が置き去りにされるのではないかと。この戦略の中には、アウトカムという表現が 使ってあったと思うんですけれども、住民の満足度、そういったものをKPIという手 法に基づいてきっちりと検証しておく、というのが明記されていました。

つまり、何が言いたいかというと、住民の満足度と経済は一致しません。しかも、長い間、野心的な目標を設定して開発等を行った結果、幾つかは失敗に終わり――本町の場合はうまくいっているとは思いますが、結果的には大きな公共事業が次世代に重い負担を強いていく。そして、身の丈に合った取り組みが今こそ求められているのに、私たち大人の願望で、いろいろな施策を施して人口減を止められたとしても、結局、対応するのは次世代の皆さん。このリアリズムに欠けている計画、戦略を立てたら、大変なことになると危惧しています。

スマートシュリンクというらしいんですけど、賢く縮小していく。それが自治体の目指すべき姿だと私は思うわけなんですが、そこで問います。この戦略の中に、次世代を担う 10 代から 40 代の若者の意見をいかに取り込まれますか。ここのところが成否のポイントになると思いますので、確認しておきます。

以上で私の質問……、もう一個あります。SWOT分析の機会、これは非常に重要だと私は思っております。

伊集院議長 皆様からの声も出ておりますので、お一人の議場じゃないので、できるだけ 範疇を拡げないで、よろしくお願いいたします。

戸田議員 はい。ちょっと休憩取ってもらっていいですか。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後1時53分~午後1時54分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

戸田議員 質疑を続けたいと思います。最後になります。SWOT分析の機会のところに、 やはり必ずやってくる現状、大きく町の姿が変わるサントリー研究所の後、それから関 電グラウンド、テニスコート跡地、そしてJR西側の開発のことを、しっかりと抑え込ん で戦略を立てていく必要があると思います。これで人口が大きく変わる、あるいは変わらない。そうすると町の大きな、特に教育施設と関わっていくわけです。ここのところをしっかり捉えない戦略というのは、あり得るのでしょうか。お尋ねいたします。

総合政策部長 まず、住民が置き去りにされているんじゃないか、ということでございますけども、現時点で総合戦略・人口ビジョンの策定にあたってアンケートを実施をいたしておりまして、これにつきましては、一定 20 歳以上の方で行っておりますけれども、そういった方々のご意見もいただいておりますし、策定にあたりましてはパブリックコメントを実施する予定でございます。パブリックコメントについては特に年齢制限も何もございませんので、幅広い方々から意見がいただければというふうに考えております。また、先ほどの議会にご説明させていただくという部分ですけども、策定の前に議会の議員の皆様方にも内容をご説明して、ご意見をいただく、こういうことを考えており

それから、SWOT分析についての再度のお尋ねでございますが、先ほどご答弁申し上げましたように、明確にSWOT分析という言い方ができるかどうかはわかりませんけども、本町の強み、弱み、脅威ですとか、そういった部分ですね。そういった部分も様々な角度から分析をする必要があると考えております。ただし、ご指摘の関西電力の跡地に何がどうしてというような仮定、そういった部分でということについては、戦略に落とし込む予定はいたしておりません。

ますので、特にご心配の点は現時点で私どもは考えていないということでございます。

以上でございます。

平野議員 まず、プレミアム商品券について、お尋ねします。

先ほど、先行自治体の長岡京市の状況を担当部長からご説明いただきました。約2時間で、計2万セットが完売したというふうにおっしゃったと思います。私もそのようにインターネットで知りました。窓口を二つだったのを三つに急遽増やして対応されたということですけれど、そうなると、ほんとにお年寄りだったりお休みでない方、お仕事の人なんかは、この1日に来られるのかなと思ったりもしますし、少し、そういう意味では、本来必要とされる方が買えるような方法を考えるべきではなかったかなと、今になって私も、この広報を見て、思いました。

例えば、他の自治体ではハガキとかインターネットで申し込みとか、往復ハガキでの申し込みというようなことをされているし、優先的に70歳以上の方とか、障がいを持っている方とか、中学3年までのお子さんがいる世帯とか、そういう形で何冊までとかいう形で申し込み、事前予約販売という方法も取っておられるようですので、そういうふうにしたほうが、もっと広範囲の方がこれを購入できたのではないかなと思いますので、その点についてはどうだったでしょうか、そういう検討はなさいましたでしょうか。

2点目ですけれど、地方版総合戦略と地方人口ビジョンについてです。これについては2月会議のときに、コンサルタントに委託しないで島本町の職員、もしくは島本町を

よく知る方々が参画して、自前で作るほうが重要だというふうに私は申し上げました。アンケートの項目などを見せてもらいましたけれども、島本らしさというのは、どこにどういうように現れているのかということ。島本らしさがどんなふうに現れているのかというか、このアンケートの中でね、特筆した点があればお示しいただきたいというのと、もう1点は、公共施設のアンケートについて含められましたよね。これはどのような意味があるのかということについて、お示しいただきたいと思います。

それから、楠公 680 年祭事業について。これは私は、先ほど一般質問でも問いましたけれども、補助金を支出するに妥当性があるのかということを問いましたので、改めて事業を執行された後、このモデル事業がどうだったのかという検証は必ずする必要もあるし、行政もする必要がありますよね、当然。私たちもする必要がありますので、問います。

先ほど都市創造部長が、この事業に関して、住民からの疑問はあがってないとおっしゃったと思うんです。そうではないということを、私は最後に申し上げたんですけれど、質問書が出てますよね。この質問書は、まさにこの事業への疑義だったと思います。ぜひ、議会で取り上げて欲しいとおっしゃいましたので、前文だけ読み上げますけどね。

島本町後援の楠公父子桜井の駅別れの 680 年祭についての質問書。「私たちは、楠公 680 年祭に関わる 5 月 1 日発行の町広報、ホームページ、そして全戸配布されたらしい チラシを見て、大変な驚きと疑問の念にとらわれています。楠公父子訣別之所、桜井駅 跡は 70 年前まで行われた日本人、アジアの人々も含め大きな犠牲をもたらした軍国日本 の戦争遂行のための戦意高揚に大きく関与したところです。楠公父子を讃え、自衛隊も参加させることに、住民として、島本町の姿勢を問いたいと思います」という前文があって、6 点の質問があるわけですよ。ということは、はっきりとこの補助金事業に対して疑問の声が出てたわけですよ。そこをきっちりと私は、部長は言っていただかないと、事実と違うというふうに思います。こういう疑問の声があったのですね。そこだけ、確認させてください。

それから、補助金事業ということで要綱を示された、にぎわい創造事業補助金交付要綱素案というのを示されましたけど、この要綱の公募に関する規定と沿わないということで、見直しをされました。ということは、正式には「にぎわい創造事業補助金」じゃない、ということです。楠公 680 年祭補助金事業ということで、特定の事業に対する補助金ということになった、ということですね。

そうなるとね、これは国の交付金事業でしたから、にぎわい創造の補助金という名称が使われなかったということになりますので、2月会議での、そのような名称というのは、それそのものも訂正しないといけなくなるのではないかということを、お訊きしたいと思います。

以上です。

総合政策部長 それでは、総合戦略に関わるご質問に、ご答弁申し上げます。

委託しないで自前でというようなことでございますけれども、現在、コンサルに委託をいたしまして事務を進めておりますが、コンサルまかせということでは決してございませんで、アンケートにいたしましても、コンサルから提案のあったものに職員がいろいろ意見を言って変えてきておりますし、コンサルに任せることなく、島本らしい総合戦略を策定すべく、現在、事務を進めておるところでございます。

私からは、以上でございます。

政策企画課長 「島本らしさ」をどういった形で出すか、ということですけども、今回のアンケート調査につきましては、その島本町の特徴、強み・弱みというのを分析するための作業、調査であるというふうに考えております。特に、公共施設のあり方については国の総合戦略の中にも書いておりますが、将来の島本町の特に重要な課題の一つであるということで、アンケートの項目に、本町として追加をさせていただいております。 あとはメディアのあり方ということで、全後の広報戦略のあり方という部分も、非常

あとはメディアのあり方ということで、今後の広報戦略のあり方という部分も、非常 に町の戦略において重要であるというふうに考えましたので、この部分についても追加 をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、楠公 680 年祭についてのお尋ねでございます。

今回、楠公 680 年祭につきまして、住民の皆様からご意見ということで、前の一般質問でも質問書を1通、お受けしたということはご答弁させていただきました。その質問書の中でということで、先ほど、議員のほうからもご指摘がございましたけども、当該事業に補助金を支出することになった経緯と根拠ということでのご質問がございました。それに対しての回答といたしまして、「実施団体からの後援や補助を含めた支援依頼を受けましたことから、庁内で検討し、町内の歴史的資源を活用していることや、町外団体への周知など、本町の知名度向上が見込まれることから、今後の町内のにぎわいづくりや知名度向上に繋がる民間主導のイベントを支援する、新たな補助制度創設のモデル事業として補助金を支出することとなったもの」として、ご回答させていただいてございます。

それから、楠公 680 年祭事業補助金交付要綱につきましては、今回、改めて楠公 680 年祭事業補助金交付要綱として定めさせていただいたところでございます。この要綱を定めるにあたりましては、町の活性化及びにぎわい創造に寄与することを目的とした住民団体等の創意工夫による自発性のあるイベント事業のモデル事業として、楠公 680 年祭にかかる費用の一部を補助し、当該事業を通じて住民団体等の創意工夫による自発的なイベント事業の推進を図ることを目的として、要綱を定めさせていただいたものでございます。

以上でございます…… (平野議員・自席から「プレミアム商品券のことは」と発言)

……、申しわけございません。プレミアム商品券の件でございます。

以上でございます。

今回、本町といたしましては商工会への補助事業として、事業を実施させていただいておりまして、他の自治体の内容等も情報としては収集をさせていただきましたが、今回は商工会と協議のうえ、事業の実施をということで進めさせていただいたものでございます。商工会との協議によって、事務を進めておるということでございます。

平野議員 商品券に関しましてはね、このような形で、1日と4日ということで、実質は 3ヵ所で行われるということですけど、長岡京市においてはそういう状況であったこと から考えますと、島本町でも、もしかしたら1日で完売するということもあり得るのかな というふうに思って、少し心配して、お尋ねしたところです。少し工夫が、もしかした ら当日までに何らかの工夫が要るのではないかなというふうに思います。また、それは ご検討いただけたらと思います。

楠公 680 年祭のことに関しましてね、補助金要綱を見直して、あくまでも、この特定の事業として補助金を出されたということですね。資料にもいろいろ、この事業を行うにあたって、補助金を出すということは、これほど特定の団体を優遇することなのかなと思いました。なぜならば、例えば道路占用の許可とか、屋外広告物、クスノキに幟を設置する、そういうことも大阪府の――屋外広告物になりますので手続きが必要なわけですけど、そういうことも含めて島本町が申請を関係団体にしておられるということなんですけども、通常は、そういうことは主催者が行うべきことであって、何か、何もかも島本町がやってあげているんじゃないかなというふうに、このいろいろな一連の資料を見ますと、たくさんのところで島本町が配慮をしているというふうに私は思いました。

これだけ、一つの任意の団体の事業に、幾ら補助金事業だからといってね、してもよいのか、ということを考えると、他の補助金の事業との公平性に欠けるんではないかというふうに私は思いましたけど、いかがですか。昨日、佐藤議員からも、任意の団体が広報の掲示板に貼ることになっていた掲示物の不許可決定をしましたよね。それも政治的だということで、不許可になっているわけです。一方では、非常に特段の配慮をする、優遇するという扱いをし、一方ではどう考えても憲法の表現の自由に抵触するような判断を、処分をしてしまうというね。その不公平さはどこにあるんでしょうかね。町長、ぜひとも、この点についてお答えください。

都市創造部長 楠公 680 年祭の支援についてのご質問でございます。

一例で、道路占用の許可申請とか、屋外広告物に関する手続き等ということでのご質問がございました。今回、実施にあたりましては、先ほどもご答弁申し上げましたけども、本事業がモデル事業であって、前例のない中で実施されたことから、町としても全面的なバックアップにつきましては行わさせていただいたところでございます。ただし、今後の事業の構築に際しましては、これらの支援に関する検証も行ったうえで実施して

いく必要があるというふうには認識をしております。 以上でございます。

川口町長 680 年祭の事業と、掲示板への掲載の仕方、これは差別しているんじゃないか、 区別しているんじゃないか、そういうふうなご意見だろうと思いますが、それぞれの事 案によりまして、適正に対応しております。

以上でございます。

平野議員 町長ね、もちろん全く別々の事業ですし、別々の根拠、理由によって、そういう判断をされたというのはわかりますけどね。一般の住民の立場から言えばね、なんで、あそこの団体だけが優遇されて、どうしてこちらの団体は不公平な扱いをするのかというように取られるんですよ。私が関与している団体でも、そういうことはたくさんありましたからね。ですから、公平性に欠けているんじゃないか、中立性に欠けているんじゃないかということです。それは意見として申し上げますけど、この680年祭そのものがね、やっぱり政治的な催しであったというふうに私は思います。セレモニーでしたけれども、ここに出席された方は、やっぱり特定の政党の議員さんであったり、来賓の方はそうであったし、そうでない方に案内は来ておりませんし、そういう意味ではね、やっぱり特定の政党に関与した事業ではなかったかなというふうに私は思っておりますし……(「そうだ」と呼ぶ者あり)……、自民党さんの関係者の方が多く関与されているわけです。

それは自由なんですけれどね、参加は自由ですけれど……(「参加したらええやん」と呼ぶ者あり)……、補助金事業という意味ではね、やっぱり公平性・中立性というのは担保してもらわなくちゃいけない。客観的に見ても、やはり偏った判断だったのではないかというふうに思っております。

その点について、はやり政治的にも中立だった、宗教性もない、また公平にしているということであれば、最後、乾副町長にお答えいただきたい。というのは、2月会議でそのことをはっきりと答弁されていましたので、事業実施後、検証されてどうだったかということだけ、お聞かせください。

乾副町長 逆にお訊きしたいんですが、やめときます……(「反問権か」と呼ぶ者あり) ……。これは一般質問でもございましたが、特に講演会内容は憲法に定める国民主権に 沿わない、天皇制賛美の趣旨でありませんでしたか。これは、今の現日本憲法は、国民主 権をうたっております。この680年祭、これは約800年前の出来事でございますので、 この憲法と、直接関係はないというふうに思っております。

それと、たぶん平野議員は大日本帝国憲法、これは明治 20 数年から昭和 22 年 5 月 2 日まで大日本帝国憲法、日本の最高法規としてあったわけです。そういう状況下と、現憲法との違い、そういう点で相違点を混同されて、意図的に主張されているような感じがいたしております。

以上でございます。

河野議員 先ほどの繰越明許で、プレミアム商品券は、もう一定させていただいたんですけれども、今、質疑にありました楠公 680 年祭において、新たに交付要綱を作られたうえでのモデル事業ということで聞いておりますが、当然、これは精算においては領収書や収支報告書も伴うということで間違いはないのか、ということを確認させていただきます。

それと、今、平野議員のほうから指摘のあった内容について、様々な、例えば条例や法令や規則、道路の占用の許可においてね、一定、必要な情報や相談に乗るということは、情報提供したり相談に乗るということは島本町としての役割であると思いますし、それが一定の、一部の団体だけをやって、それ以外の団体にはしないということになれば、全く公正・中立でない、ということになりかねません。ただし、そういった手続きの類は、すべて当事者の方が自分たちの手でおやりになったということは間違いがないのか、ということをお訊きします。そういった手続きの代行まではしていませんね、ということですね。その点については、再度、確認をさせてください。

とは言いますものの、三つ目ですが、先ほど教育長がおっしゃったように、今回の補助金の交付申請などが手続き、書類を見ている中で、政治的・宗教的なものではないということをおっしゃって後援名義も出された。島本町が後援名義も出し、そしてにぎわい創造課から補助金の交付もしているという、このモデル事業なんですけどね。昨日、佐藤議員も一般質問させていただきました。生涯学習団体というのは何種類も島本町に存在しています。そういった団体に対して、島本町教育委員会や執行部のほうで常にそういった目線で、公正・中立な事務処理をしてきたのかということは、この際、よく町長、教育長においては確認をしていただきたい。やっぱり現場において、それにそぐわないようなやりとりがあるのではないかと、私は昨今、大変心配しております。そういう意味で、結果として日本国憲法を遵守し擁護するという立場と、公正・中立という両方の立場が損なわれているということが起こっていないのか。それはやはり全事業において、よくよく確認をしていただきたいと思います。

本来、私も実施報告書を十分に拝見させていただきたいと思っておりますが、こういったモデル事業や後援名義のあり方、補助金支出のあり方がモデルなのだ、模範なのだと言えるようなやり方でなければ、住民からは相当な指摘を受ける、私たち議員も受けるということになると思います。

かねてから私は、島本町の補助金支出と委託料の収支報告精算のあり方は、他の市町村と比べて非常におかしいということは言ってまいりました。特定の団体には収支報告を出させなくてもいい、補助金団体が収支報告、領収書を出している。そのようないびつなやり方を、ずいぶん以前からやってこられていますので、その点、抜かりはなかったのか、ということですね。それは先ほど言われた関係諸機関に対する文書の提出、提

出だけじゃないですよ、作成、すべて補助金団体の自らの手でやっていただいているのかということですね。その点は厳しくお尋ねいたしますので、正確にお答えください。すべて書類の作成などは、当然、団体のメンバーがおやりになることだと思っていますので、お答えください。その点ですね。

それから、先ほどの地方創生とか、公共施設総合管理計画の関連の質疑ですけれども、コンサル任せとか、いろいろ議論ありました。私たち議員にプランの段階で示していただけるということは当然のことだと思っておりますが、やはり議論の経過を、透明性を図るということは当然のことだと思います。一般の方が議論に加われない中での計画策定ということになりますので、その点、議論の経過の透明性を図るということは必須条件だと思われますが、いかがですか。これからいよいよ執行に入られるということですので、その点は言わせていただきますが、いかがですか。

都市創造部長 それでは、楠公680年祭についてのお尋ねでございます。

事業報告書等の提出につきましては、島本町補助金交付規則のほうの第8条に規定をされてございまして、今回の楠公680年祭事業補助金交付要綱におきましても、第5条におきまして事業報告書の提出ということで求めてございます。「補助金の交付を受けた実施団体は規則第8条の規定による実績報告書等の提出時に、楠公680年祭事業報告書を合わせて提出するもの」ということで規定をさせていただいておりますので、提出された内容については、今後、精査をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、今回、補助金交付等にあたりまして事業計画書等が提出をされてございますけども、作成にあたっては実施団体のほうで作成をされたものでございます。

以上でございます…… (河野議員・自席から「関係諸機関への申請、道路占用許可を 訊いてます」と発言) ……、今回、道路占用の許可申請を行いました。これは本町のモ デル事業ということで実施をした段階ということの中で、申請にあたっては、本町のに ぎわい創造課のほうで申請をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

総合政策部長 総合戦略に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

議論の透明性ということでございますけれども、先ほどからご答弁させていただいておりますとおり、まず、案の段階でパブリックコメントを実施させていただくということが一つございますし、先ほど他の議員にご答弁いたしました外部の専門的な有識者の組織、産・官・学・金・労・言というふうに申し上げましたけれども、その組織も、現時点でございますけども、附属機関として設置することを想定しております。当然、附属機関の会議でございますので、傍聴についても一定していただけるのではないかというふうに考えておりますし。

また、議会の議員の皆様にご説明させていただく段階につきましても、その説明の手法については検討中でございますが、例えば全員協議会という中でご説明をさせていた

だくとすれば、それについても一定、内容によるんでしょうけども、傍聴が可能である、 このように考えておりますので、住民の皆さんに議論の内容をお示しする場は、一定あ るんではないかと、このように考えております。

以上です。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第2号報告については、報告を承ったものといたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時23分~午後2時35分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、第43号議案 町道路線の認定についてを議題といたします。 執行部の説明を求めます。

都市創造部長(登壇) それでは、第43号議案 町道路線の認定につきまして、ご説明申 し上げます。

道路を新設するにあたり、「道路法」第8条第2項の規定によりまして、町道路線の 認定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

路線の認定につきましては、住民の生活に直結した新設の道路を、道路管理者である 本町が適切に維持管理し、住民福祉の増進を図るための行政行為でございます。

それでは、島本町道認定路線調書及び議案参考資料として添付させていただいております路線認定図に基づきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案書43の5ページをお開き願います。

今回、認定いたします1路線の路線番号でございますが、3062、路線名百山12号線。 起終点の地番、起点でございますが、百山930番地先、終点は百山794番5地先でございます。

主な経過地は、町道広瀬東大寺幹線交点から、町道広瀬桜井幹線に至るまででございます。

次に、1 枚おめくりいただきまして、第 43 号議案参考資料の路線認定図でございます。 位置につきましては、図面中央辺りに表記しております箇所でございます。

今回、新設を予定しております路線番号 3062・百山 12 号線につきましては、JR島本駅や公共施設、体育館、役場への歩行者・自転車利用者の移動円滑化の向上を目標としている道路でございます。また、新設道路内には本町の雨水計画による五反田雨水幹線の整備も予定しており、浸水対策としても大変効果があるものと考えております。

新設道路の機能といたしましては、自転車・歩行者道で、計画幅員 4.5m、計画延長約350mとして予定をしており、「島本町道路の構造の技術的基準を定める条例」や「島

本町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」の基準に合致 した道路整備を行うことによりまして、地域住民の利便性向上と、社会福祉の増進に寄与 していきたいと考えております。

なお、認定予定日は平成27年7月31日でございます。

以上、簡単ではございますが、第43号議案のご説明を終わらさせていただきます。よ ろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員 町道路線の認定ですので、簡潔にというところではありますけれども、資料を要求させていただきました。この点については、議案概要説明をいただいたり丁寧な説明には努めていただいたというふうに思っております。なので、本来であれば多くの質問を必要としないというところなんですが、ただ、資料要求させていただいた中で、数点、ちょっと気になる点がありました。

そもそも、この「公有地の拡大の推進に関する法律」ということにおいて手続きを取って、このような事案に至ったということが、私自身は最近、あまりお見受けしなかったと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。答弁を求めます。年間、相当、こういった申請行為があって、協議がされているというものなのかどうか、お尋ねをいたします。

あと、この認定に至るまでの協議、やはり今までの開発行為においての町道路線の認定とかいうようなのとは、またちょっと違う種類というふうにお見受けしましたので、協議経過をいただきました。その中で、4月3日分の記録内容、最終的なページですけども、この記録内容には間違いはないのか。答弁を求めます。

あともう1点は、やはり過去の開発とか道路の拡張とか、そういったことについての、 その後、やっぱり都市計画などに関わる町道認定ですね。その点で、私たち会派がかね てから、いつも心配をしているのが、今回、こういった図面を出されるにあたって、こ の図面に関わって民有地や、他の個人の財産との重複している部分はないのか。その点 についての答弁をお願いいたします。

都市創造部長 それでは、河野議員のご質問に、ご答弁申し上げます。

1点目につきましては、後ほど都市計画課長のほうからご答弁させていただきます。 2点目のご質問で、今回、資料請求ということに基づきます資料を提出させていただいております。関西電力さんとの「関電用地の利用計画について」という協議の要点録ということで、ご質問のありました平成27年4月3日付けの要点録の内容については、この内容のとおりということでございます。

それから、個人財産との重複ということにつきましては、今回、認定をさせていただく用地につきましては、町有地と、それと民間企業の用地ということで、これは関電用地ということで協議をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

都市計画課長 「公有地の拡大の推進に関する法律」、いわゆる「公拡法」の件でございますが、この事務につきましては、平成22年から島本町のほうに大阪府からの事務移譲ということで、平成22年以降、この事務についてはまだ本町で扱ったことはございません。

以上です。

河野議員 「公拡法」については、わかりました。

そしたら、今の協議計画の中において、2点目のお尋ねをさせていただきます。

4月3日だけではなく、いただいた要点録の中には平成26年10月28日、26年12月25日、27年2月3日、27年4月3日で締められているものをいただいたというふうに、私は確認しております。その中で、当初、この「公拡法」の届出書類を受領に来庁されたということで、先方の民間企業の売却等の予定ということを町が把握されて、その後の協議に至っておられるということですが、この10月28日、12月25日、平成26年ですね。平成27年2月3日までは一定の法令、条例、そして島本町でいう都市計画マスタープランというものを根拠にしながら、いろいろと島本町の不利益にならないようにということでは相当苦慮されて、苦慮されながらも交渉などをされているということですね。それは双方の利益に立って交渉されているということは、一切批判するものではありません。

ただし、4月3日になって事態がちょっと変化がありました。初めのほう、ちょっと読み上げますと、協議内容・関西電力用地、グラウンド、テニスコートの利用計画について。協議日時・平成27年4月3日午前10時から。協議場所は、関西電力株式会社5階会議室。この「島本町」というところですね、冒頭、島本町がお話をされています。「貴社所有地に係る道路計画について3月末を期限として報告する予定であったが、議員に事前説明をしていく中で、自・歩道ではなく車・歩道として整備すべきとの意見があり、車・歩道整備についても一定検討を行った。しかし、車道を整備する場合は交差点から視認距離等一定確保するため、用地取得範囲を拡げる必要が生じ、事業費の増大が懸案事項となる」ということで、その後、「貴社にはご迷惑はかからないよう、早期に正式な結論をお伝えすべきと思っているが」というような文章に繋がっていくんですが、私が記憶しておりますのは、この町道認定、用地交換に関わって、議員に事前説明するということは、明らかに平成27年5月以降のことであったと、私たち会派では記憶と記録をしております。

その点で、ここに公に書かれておりますので、「議員に事前説明」していく。その時期が、ちょっと私の記憶とはずれているということですね。この点、大事なことですので、確認のご答弁を求めます。

それから、それだけならまだしも、その説明した対象の議員から要望が出て、その前 の2月3日の会議では相当まとめに入っておられたことが、また車・歩道にせよという ことで、再度交渉を余儀なくされておられます。その点でちょっと事前のね、いろんな政策、交通政策ありますから、私たちも道路問題、日常的にいろいろと申し入れすることはありますけども、こういった議員の関与を許していいのかなと、正直なところ思っておりますし、対外的にも――最終的には関西電力、先方のほうから、そういった申し出も含めて、他の条件も含めて、4月の20日、「車・歩道とする場合については野球場まで及ぶ道路計画となり、影響が大きいため、お受けすることはできない」ということですね。

これは、その前の会議の段階でも、すでに双方で議論がなされていたことについて、 再度押し戻しをするということについて、正直申し上げて、5月以降しか私たちは聞い ておりませんよ、ということを申し上げたいんですが、その点、これは当該の部長がご 答弁であろうと思われますが、そういったことがあったということを町長はご存じでし たか。答弁を求めます。

都市創造部長 河野議員からのご質問で、要点録ということで、平成27年4月3日付けの 要点録の内容について、ご質問があったところでございます。

この中で、本町として今回の道路計画についてということで、議員の皆さんにも事前説明をする必要があるということで実施をさせていただいたところでございます。ただ、全員の皆様に説明が至るまでには相当時間が必要であったということも事実でございます。記載があるように、一部説明をする中で、車・歩道ということでのお話もありましたことから、その点については再度概略的な検討をさせていただいて、関西電力さんとも協議に臨む中で、実際に車・歩道として整備するにあたりましては、新たな用地ということで、関電グラウンドの用地の町としては買収が必要になることも予想されますことから、その点については事前に、関西電力さんのほうに意向として確認をさせていただきながら、最終的に今回の自・歩道ということでの道路計画で今後進めるということで、一定の意思決定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

河野議員 3問目ですけれども、今の部長の答弁でね、良しとする議員の方がおられると すれば、それはちょっと由々しき事態だと思っております。

5月以降と申し上げましたので、3月末までの間と5月以降とは、相当、時間に開きがあります。日本共産党議員団としては5月以降、概ね、この6月議会の議案概要説明として改めて聞かせていただきましたし、それはそれで一定、考える時間もいただけているというふうに認識はしておりましたけども、ただ対外的にも、こういった話を協議の場に持ちだしておられるということでね。その点で、それも全体にまだ説明が終わっていない中で、この「議員に事前説明をしていく中で」という、その「議員」というのは島本町会議員のことなのか、答弁を求めます。

それから、何人の議員に事前説明が終わられた段階で、そういう判断をされて、先方

にこういう公式な交渉をされているのかということですね。こういう仕事をしているということが対外的に見られるということは、非常に島本町というところは大変なとこですね、ということ、思われると思いますし、日頃私たちは必要以上の負担を職員にかけるなということを、よく言われる場合があります。こういうことこそがね……(「そうだ」と呼ぶ者あり)……、仕事を長引かせたりとか、町が一定の方針を決めたときに、方向を決めたり先方との合意を得られたときに、それをまた180度とか、スタートラインに戻すとか。ここで本来は全協を開くとか、そういったことを踏まえて、先方に持っていくというのが当然のやり方であったと私は思いますけれども、町長、ご存じだったかということ、答弁いただいておりません。議長も、ちょっとすみません、その点で3間目に行ってしまったので、それは答弁漏れですから。本来は、その答弁を聞いて私は質問させていただきたいと思っておりましたので、内容によっては、4間目をお願いしたいと思っております……(「そんなことは」他、議場内私語多し)……。そこはちょっと答弁漏れですよ。町長は知っていたのかという事実は私の2間目ですので、よろしくお願いします。

やっぱり、不適切であったというふうに思います、この経過は。結論や町道認定そのものには概ね異論は、あまり述べるつもりはありませんでしたが、こういったやりとりが日常化されているのであれば、由々しき事態であるというふうに言わざるを得ません。その点について、これは町長に求めます。町長はご存じのうえで、議員の意見を聞いて、いったん、まとまりかけたものを、まして都市計画マスタープランとも違うやり方を示唆されて、それをまた再度、公の場所で、交渉の場で差し戻しをするというようなやり方で。やはり、これは考えていただきたいし、事実関係について、つまびらかにお答えいただきたい。その辺は、時系列もはっきりしておられたら、お答えください。

そのうえで、こういったやり方を日常化されているということであれば、やはり正していただきたいですし、先ほど教育長、町長にも申し上げました。公正・中立ということを著しく欠くということを言わざるを得ません。私たちは日本共産党町会議員団という住民から選ばれた14人の議員のうちの2人の議員で、会派も組んでおります。しかし、私たちは5月以降、6月議会の直前まで、この説明を受けておりません。答弁を求めます。必要によっては、4問目をお認めください。

川口町長 先ほど河野議員からご質問いただいたんですが、何を知っているのかというふうなことが不鮮明だったものですから、少し答弁に戸惑っておりました。

関西電力と交渉しているというふうなことは、逐次、報告を受けております。それと、 議員の皆さんにご説明に行っているという話も当然聞いておりまして、一部の議員の方 から、車も走れるような道路にしたらいいのではないかというふうなご意見もあった、 というようなことも聞いております。

それと、都市計画マスタープランに反するものではない、そのように考えております。

以上でございます。

都市創造部長 再度のお尋ねでございますが、要点録で記載をさせていただいています、 この「議員」につきましては、町会議員の皆様すべてに対して事前の説明をする必要が あるということで、説明に回ろうということで考えておったところでございます。

当初から、一定、自・歩道で整備をしたいというのは私たち担当としての意向であったところでございますが、町長、副町長にもご説明する中と、それから一定、議員の皆様に説明にあたる中で、ここにあります「車・歩道」として整備ができないのかというようなご要望もありましたので、再度、それを受けて検討させていただいたところでございます。それをもって関電さんとももう一度協議をさせていただく中で、関電さんとして受けていただけるのかどうかの確認をする必要があったことから、再度、4月3日以降にも回答として、4月20日に電話でということとでございますが、「車・歩道とする場合については野球場まで及ぶ道路計画となり、影響が大きいため、お受けすることができない」ということで最終回答をいただきましたことから、最終的に自・歩道としての整備ということで方針が固まりましたことから、再度、議員の皆さん全員に対して、改めて事前の説明にお伺いをしたという経過でございます。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(河野議員・自席から「議長、4問目を」と発言)

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後2時56分~午後2時58分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

佐藤議員 日本共産党は、私たちの会派は、「事前に議員に説明をする必要がある」と都 市創造部長がおっしゃった、その説明は聞いておりません。私たちは正当に選ばれた議員 だと思っておりますが、なぜ、この場合は外されたのでしょうか。その他の方たちは、 みんな聞かれたのでしょうか。この点について、お答えをお願いいたします。

都市創造部長 議員の皆様への事前説明、ということでのお尋ねでございます。

今回の経過につきましては、事前にすべての議員の皆様にご説明が必要ということで考えておりましたし、そういうことで事務を進めてまいりました。ただ、一定、何人かの議員の皆様にご説明する中で、先ほどありました車・歩道としての整備ができないのか、ということでのご意見がございましたので、それ以後は、一定の検討が必要ということで、再度、関電さんとも協議が必要ということもございましたので、一定の事前説明は、そこでいったん打ち切りをさせていただいてございます。その後、最終的に自・歩道ということでの計画が取りまとまりましたものですから、再度、改めて全員の議員の皆様に説明ということで回らさせていただいたものでございます。何人の方にご説明をした

かというのは、ちょっと記憶をしてございません。 以上でございます。

- 佐藤議員 それは非常に不公平な取り扱いをなさったというふうに言わざるを得ません…… (「そうだ」他、議場内私語多し)……。今後、そういうふうなことが起こるというのは非常に、やはり重大な問題だというふうに思います。今後、そういう取り扱いについては一切やめていただきたい。強く申し上げます。町長にも、お願いをいたしておきます。この点についての見解、お聞きいたしたいと思います。よろしくお願いします。
- **都市創造部長** 今回の事前説明のあり方につきましては、すべての議員の皆様にいったん情報をすべて提供できればよかったんですが、その点が、私として至らなかった点につきましては反省をしております。今後、このようなことがないように事務を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

(「町長、答弁」と呼ぶ者あり)

川口町長 私、議員の皆さんにご説明するという、担当部長からバクッとしたスケジュールで聞いておりまして、いついつ、どなたに、どういう順番でというのは、私は全く承知しておりません。担当は、当然、この議案は可決をいただかなければならないので、そのために議員の皆様に説明したものだと、そのように考えております。

以上でございます。

戸田議員 同じく引き続き、河野議員がおっしゃった、この資料に基づき質問させていた だきます。

私自身も説明を受けたのは、6月議会に先駆けてというふうに記憶しておりまして、「3月末を期限として報告する予定で議員に事前説明をした」という中には、私自身は含まれていなかったと認識しています。

ここで、事前説明の途中で、車・歩道という意見が出てきて、そこで中断をして、私への説明には及ばなかったというふうに理解すると、この4月3日の資料は、最後に、関西電力側さんが、「この件につきましては、お受けすることができない」とおっしゃっているわけです。もし、これが仮にお受けくださった場合、そうなりますとね、これは車・歩道となっていた可能性はあるのですか、と、まず1点目、問いたいです。その場合は、車・歩道として今回、提案されたのでしょうか。確認します。

そうすると、大きな予算措置を伴うことになるわけです。そのような財政に大きく関わる道路のあり方が、このように「議員に事前説明をしていく中で」と対外的におっしゃってるが、少なくとも私は含まれていない、意見も聞いていただいていない。それは、前の共産党のお二人もそうおっしゃっている。このようなあり方は、本当に問題があると思います。今、質問したことについて、きっちりとお答えいただきたいと思います。

それとも関わりますけれども、この道路の実現性についてでございます。

まず、お示しいただきました(仮称)町道百山12号線整備事業工程表案、この中に整

備工事(下水)というのがありまして、その前に実施設計業務(下水)、この部分がございます、27年度の、ちょうど7月ぐらいからですか。これが国の財源の関係上、未だ実施設計が実現していないと聞き及びます。そのことについて上下水道部から事情を総括的に、丁寧に説明していただきたいと思います。まず、下水道整備ができなければ、道路が敷設できないというふうに認識していますので、お願いいたします。

もう一つは、財源に関わることです。車・歩道になる・ならないというのはちょっとおいておきまして、今回、自転車と歩行者が通行できる、幅員が4mのものとご説明です。しかしながら、ここはJRの線路に隣接している地域でございます。そうしますと、通常の道路よりも道路の整備にかかる費用が膨大になるというのは過去の経験上、想定できるわけなんですけれども、財源というか、この予算。この道路整備の大まかな概算、予想ではどれくらいかかると思っていらっしゃいますか。そのことをお訊きしてから、判断しなければならないかと思います。さらに、国費の確保等、見通しがあるのでしょうか。

1点は、財源の問題、もう一つは技術的な問題です。大変大きな雨水管を埋め込むことになると思います。そうすると、JRに隣接しているということが非常に技術的に難しくなるのではないかと。上下水道部におかれまして、この点、ご説明していただきたいと思います。

上下水道部長 今回の百山 12 号線の路線認定に伴います内容としまして、この五反田雨水 幹線の整備が一つの要件になっております。

これにつきましては、先ほど議員からもございましたように、工程表の案の中で、五 反田雨水幹線整備の事業として、本年度は実施設計業務を予定させていただいているところでございます。これにつきましては平成 26 年度に基本設計を実施いたしまして、今 年度に、先ほど申し上げましたように実施設計を予定させていただくわけですが、この実施設計業務につきましては平成 27 年度の社会資本整備総合交付金の事業として実施する予定で、予算措置もさせていただいているものでございます。この社会資本整備総合交付金の現在の内示の状況でございますけども、まず、通常分として――これは汚水の未普及解消でございますが、要望額は 3,900 万円、これは予算と一致しております。この内示額につきましては 3,900 万ということで、100%、内示いただいているところでございます。

今回の五反田雨水幹線の整備に対しましては、防災・安全分というところで実施することになっております。これの要望額につきましては1億3,660万円でございますが、内示いただけましたのが1億260万円ということで、内示率で申し上げますと75.1%でございます。

なお、大阪府の要望額に対する内示の状況でございますけども、通常分の内示率は81%でございます。また防災・安全分の内示率につきましては71%で、本町は高い内示率

でいただいているような状況ではございます。

今回いただきました内示額1億260万円につきましては、ただいま債務負担行為の設定をさせていただいております山崎ポンプ場施設機器等延命更新工事委託の平成26年度から平成27年度に実施する事業として、平成26年6月24日に協定を締結しております分の平成27年度分として内示をいただいたものでございまして、これは義務額ということで、この分については予算とともに、執行する先が決まっておるという状況でございます。当然ながら、要望額と内示額の差がございまして、4,400万円がまだ、今回、内示いただけてないというふうな状況でございまして、これにつきましても、今回、5月20日付けで内示変更の要望をさせていただいております。

この 4,400 万円の内容につきましては三つございまして、一つは先ほど申しました山崎ポンプ場施設機器等延命更新工事委託の、これも平成 27 年度から 28 年度の債務負担を設定させていただいているものでございまして、内容につきましては、粗目スクリーンの更新を予定させていただいているものがございます。これにつきましては、交付金ベースでは 1,800 万円を今年度事業として予定させていただいてます。次に、関戸裏 1 号水路改良工事として交付金ベースで 850 万円、それと今回の対象となります五反田雨水幹線の整備に伴う実施設計業務として、国費ベースで 1,750 万円、事業費ベースで 3,500 万円を予定させていただいておるわけでございますが、内示額が現在不足しているような状況でございますので、この実施につきましては、今後の要望額が増額になれば実施する方向で検討させていただきたいというふうな状況でございます。

以上でございます……。ちょっと、答弁漏れがございました。

この道路整備を行うとして、今回の工事区間がJR東海道本線の横に雨水管の敷設工事ということでございますので、当然ながら、JR西日本との協議が伴ってまいります。これについては、今のところまだ具体的な協議は行ってはおりませんけども、これまでの協議の経過から申し上げますと、非常に困難を伴う部分もございますので、この実施設計を発注する段階におきまして、十分に協議を進めていく必要がございますので、この辺が一つの課題になってくるという具合に理解しております。

以上でございます。

都市創造部長 今回の関電さんとの協議結果によって、車・歩道としての整備の実現性についてのお尋ねでございますが、一定、車・歩道として整備するにあたりましては、JR島本駅までのということで、担当としても概略的な検討をさせていただいたところでございます。その間に、やはり用地の取得なり補償、それから工事費等々、非常に財政的な負担がかかるということでは、一つの課題があります。

また、交通対策ということで、今回の特に議案参考資料ということで認定路線図をお示しさせていただいておりますが、今回の百山 12 号線の起終点でご説明申し上げますと、特に起点につきましては5叉路であるということと、百山踏切ということで、踏切

も非常に近い位置関係にございます。また終点につきましては、樋ノ尻のアンダーパスの部分ということで、ここも非常に交通対策については課題が多いという状況があります。それと、関電さんのグラウンドの用地を一部利用するということでございますが、JR島本駅までの区間につきましても、一定の用地の確保が必要になるということで、私有地等の買収も必要になってくるということで、非常に課題が多いということにつきましては、一定、判断させていただいております。

こういう課題を解決する中で、車・歩道として整備の実現性があるのかというと、担当としても非常にハードルは高いものだというふうに認識をしておりますし、財政部局にもご相談させていただきましたが、非常に財政的には負担が大きい中で整備は難しいという、一定のご判断もいただいております。結果といたしましては、やはり車・歩道として整備することは非常に課題が多いということは認識しておりますので、今回、ご提案させていただいております自・歩道ということでの整備ということが、町としては望ましいということで判断をさせていただいているものでございます。

以上でございます……(戸田議員・自席から「財源の見通し、概算で」と発言)……。 **伊集院議長** 町道認定についての議案であります。よろしくお願いいたします。

都市創造部長 申しわけございません。今回、自・歩道として整備をした場合の特定財源でございますが、社会資本整備総合交付金が活用できるということで、補助率が55%ということでございますので、補助基本額として4千万程度を見込んでございますので、その55%ということで、約2,200万程度が特定財源として確保できるのではないかと見込んでございます。

以上でございます。

戸田議員 車・歩道としては財源の関係上厳しいと判断された、と説明してくださったんですけれどね。私がこのことを問うたのは、そこに至るまで、その判断をされるまでに、私には説明がなく、意見を聞いていただいてないということをお伝えしたかったんですね。そこが、そういう議論が全くないわけです。

今回は、たまたま関電側が「お受けすることはできない」とおっしゃっているわけです。それで結論が出ているというふうに思いますけれども、それ以前に、繰り返しになりますけれども、「3月末を期限として報告する予定であったが、議員に事前説明をしていく中で」という、ここの「議員」の中に、私も参考意見をなぜ聞いていただけなかったのかなと。途中で、どなたが車・歩道という意見を出されたら、そこでストップされて、そして、この議論をやめてしまわれる。そういうあり方に関して、いい道路ができるのか……(「そうだ」と呼ぶ者あり)……、いいまちづくりができるのかということを問うているわけです。これは改めていただきたいと、執行部の方に強く申し上げておきたいと思います。

それから、上下水道部のほうで五反田雨水幹線の実施設計について、現在、執行できて

いないというその理由、大変丁寧に説明していただきました。まとめますと、いただいた財源は山崎ポンプ場の、すでに契約が行われているところに執行先がもう決まっている。従って、ほかの関戸裏1号の水路改良をはじめとして、五反田の雨水幹線の実施設計の分にも、国の財源が確保できていないという事実が明らかになりました。このことをなしにして、先に道路だけを造るということは非常に厳しいなというふうに思っています。

ただし等価交換を――後ほど一般会計の補正でも出てくるんですけども、それをするにあたり、道路認定をしておかなければならないというふうな部分はあると思う。非常に悩ましい問題なんですけれども、財源は大体4千万円で国費55%と。しかし、技術的な問題があるのですね。これは、もし万一、工事の過程で線路に影響があるようなことになれば、大変大きな問題になる。従って、この幅員でいいのかどうかというようなことも十分検討しなくてはいけないと思うんですが、車道かどうかということではなしに、この下水道の工法という点から、4mの幅員は適当と思っておられますか。質問いたします。ご答弁をお願いいたします。

繰り返しというか、詳しく言うことになりますけど、過去に体育館前の駐車場を教育委員会におかれて整備していただくときに、線路に隣接するということで、鉄道に関わる監視員の方を、専門職の方を配置して非常に高くかかった。他にも、楠公さんのところの樹木の伐採で、線路に関わるところは一枝たりとも線路に行ってはいけないということで、大変高い金額で樹木を剪定したという経過があります。そのことを思うと、この計画は大変慎重にしなければならないと思いますので、その辺りのことも含めて、ご答弁をお願いいたします。

上下水道部長 まず、私のほうからの質問でございますけども、4.5mの幅員で、今回の雨水整備をする計画が十分に施工ができるのか、ということでのお問いでございます。

今回、この路線認定いたします百山 12 号線の区間につきましては、基本設計を先ほども実施しておるということでご答弁申し上げました。その基本設計の中では、本来、これだけの規模の雨水の幹線でございますので、シールドとか推進とかいう工法が使われることが多いわけでございますが、この百山 12 号線の区間につきましては一番上流区間ということで、土かぶりも比較的浅い位置で埋設できるということで、上から掘って行う開削工法で実施できるような区間でございます。

そういうことで、鉄道への影響につきましては、全くないということではございませんが、比較的、JRとの協議も容易に進む区間ではないかなという具合には考えております。

以上でございます。

都市創造部長 今回、議員の皆様に事前説明ということで、一定事務を進めさせていただいたところでございますが、途中で、当初予定していた説明をいったん打ち切ったとい

う経過がございまして、その点については先ほどもご答弁申し上げましたが、すべての 皆さんに一定ご説明をする必要があったということは、今後、十分、その点については 今後に繋げていきたいなというふうに考えてございます。申しわけございません。

ただ、今回の車・歩道ということの整備については、一定、全員の皆様にご説明に回るときにも、再度、概略した内容については、すべての皆様にご説明をさせていただいてございます。その点については、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

戸田議員 説明を受けてないということだけ、怒っているのではないのです。やはり、いろいろな視点から様々な意見が反映されるということが、ほんとに大事だと思うんですね。私たちはただここに、議席に立っているわけではなく、それぞれに住民さんの信託を受けておりますので、その点は、今後、よろしくお願いしたいなと思います。はっきりご答弁いただいてますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、そのことを抜きにすれば、今回、事前に大変詳しい説明、そして意見交換をさせていただいております。私は、土木を担当してくださっている担当課長を大変信頼しています。説明も的確ですし、よく勉強されています。そのような説明の中で、このような疑義、それから新たな課題が自分の中に生まれてくるわけです。

特に下水のことに関しましては、少ない時間に勉強した中でも、大変心配に思っているところなんです。最後に訊くんですが、確認です。この4千万円という中には、JRとの協議、まだだとおっしゃいますけど、協議のうえで線路に影響がない工法を取らなければならないとかになった場合に、これがさらに大きく膨らむ可能性があると考えていいですか。あるいは、もう少し幅員をたくさん取れるように、等価交換だけではなくて――補正にちょっと関わってしまうけれど、もう少し拡げて道路を造る。自転車と歩行者だけというのは、私は正解だと思っているんですけど、その部分も含めて、もうちょっと幅員を取って、下水道工事を適確に行うという判断は可能ですか。

以上で、質問を終わります。

上下水道部長 まず、4千万ということですけども、今回、事業費は一応3,500万を、この五反田雨水幹線の整備の実施設計業務に予定させていただいておるものでございます。まだ今、十分なJRとの協議は行われておらないということで、当然、必要な協議の中で、鉄軌道への影響というのは、これは非常に一番大きな協議の中身のウェートになってまいります。そのための解析業務なども実施する必要がございますので、協議の内容によっては、その解析が広範囲にわたるとか、そういうことも起こることもございますので、この実施設計業務料につきましても、今以上に高くつくこともございます。

それと、今回、百山 12 号線を路線認定するうえで 4.5 mの幅員ということでございますけども、先ほど、 2 点目のほうでも若干ご説明させていただいたように、今回の路線認定区間につきましては、非常に土かぶりが浅い雨水管の整備となってまいりますので、

具体的に申し上げますと、浅いところで1メーター20ほどの土かぶりということで、それほど深い位置にはならないということです。ですから、影響についても、あまり、この区間に限っては大きくは考えておりませんので、この幅員を確保していただければ、下水道工事は実施できるものと考えております。

以上でございます。

- 佐藤議員 では、3回目。この町道百山12号線の整備事業工程表というのを、資料でいただきました。この中でJRとの関係で、JR西日本に委託をしなくてはならないような工事というのか、そういうものがございますでしょうか。その点は、どういうふうになる、JRとの関係を、ちょっと気にしております。
- **都市創造部長** 今後、予定しております自転車・歩行車道としての整備にあたりましては、 町のほうで施工ができるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

伊集院議長 町道認定ですので、よろしくお願いいたします。予算にもあがっております ので、その点の議案の区切りを、よろしくお願いいたします。

他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。
- 河野議員 当初は、ちょっと討論予定せずというところでありましたけども、本議案、第 43号議案 町道路線の認定について、日本共産党町会議員団を代表して討論と、少々、 要望も述べさせていただきたいと思います。

本日、質疑をさせていただきました。本来の議題に至る協議経過をいただいて、資料を追加請求をさせていただいたところ、平成27年4月3日午前10時に行われた関西電力株式会社との協議の要点録において、由々しき事態が判明したということであります。

担当部長におかれては、今後、このようなことのないようにという釈明、反省の弁を聞かせていただきました。この点は同様に町長、副町長におかれましても、この事案が、一事が万事ということがない、今まではなかったというふうに思いたいところですが、すでにそういうことが他の部局でもないのかということについては、やはり議会制民主主義、説明責任において、しっかりと目を光らせていただきたいと思いますし、一方では職員を守るという立場においても、そういう立場を取っていただきたいと思います。

「由々しき事態」というのは、説明が不足していたということもありますが、そういった、私たちの周辺では、すでに6人以上の議員が、聞いていない、ということを言って

おられました。そういう中で、一部の議員に説明している途中の段階で、正式に関西電力株式会社まで交渉の場にいってしまうということであります。そういったことを、仮に議員が求めたのであれば、これもさらに由々しき事態だというふうに考えておりますので、その点は、こういった正式な交渉に至るまでの説明の経過、議会制民主主義、そして14人の議員に対して、しっかりと公正にあたっていただきたいということを申し述べて賛成の討論といたしますが、工事の中身については、今後、しっかりと住民の皆さんに説明をしていただき、都市計画マスタープラン、それについて私たちはいろいろと意見を持っているところでありますが、適正に事務を執行されるように申し述べまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第43号議案 町道路線の認定について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして で替成の計論をさせていただきます。

情報提供のあり方、事前の協議のあり方については疑義がありましたが、そのことはおきまして、機を逃さず、そして協議を関西電力さんと丁寧に重ね、そして事前に道路を造るための手立てを打たれたということは、大変評価できることではないかと考えています。道路の中身については今後の議論を要するというふうに思っていますけれども、認定に関しては何ら疑義がございません。

また、すぐに道路を敷設することができなかったとしても、今回の認定は適正なものであったと考えます。

以上をもって、賛成の討論とさせていただきます。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第43号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第43号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時31分~午後3時45分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、第44号議案 工事請負契約の締結について(桜井跨線橋補修・補強工事そ

の3)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長(登壇) それでは、第44号議案 工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本契約の締結につきましては、桜井跨線橋補修・補強工事その3の契約で、契約業者 が確定いたしましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

本工事は、橋りょうの維持管理における予防保全の観点から、平成23年度に策定いたしました「島本町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき社会資本整備総合交付金――平成27年4月9日からは大規模修繕更新事業費補助金に移行――を活用し、平成25年度より平成31年度を目標に、計画的に補修工事などを実施しているものであり、桜井跨線橋の長寿命化に寄与するものでございます。あわせて、本年度より平成31年度を目標に計画的に補強工事を実施し、桜井跨線橋の耐震性能の向上を図ろうとするものでございます。

今回の契約にあたりまして業者の選定でありますが、島本町競争入札参加選定規程により、特別な技術を要する工事でありますことから、過去に橋りょうの補修工事または補強工事の実績のある業者を選定し、指名競争入札により請負業者の決定を行いました。

指名競争入札の執行につきましては、平成27年4月15日に8社に対しまして指名通知を行いましたが、3社から入札辞退の届出があり、平成27年5月1日に5社による指名競争入札を執行いたしております。入札結果につきましては、議案参考資料1ページの入札調書のとおり、3社が最低制限価格で、同額で入札されたことから、抽選により株式会社オカモト・コンストラクション・システム大阪支店を落札候補者とし、議案参考資料2ページのとおり、平成27年5月18日に6,585万6,240円で仮契約を締結したものでございます。

なお、株式会社オカモト・コンストラクション・システム大阪支店は、資本金7千万円で、従業員数52人で、本件と同様な工事の実績を多数有しております。

それでは工事内容につきまして、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

まず、議案参考資料の3ページでございます。議案参考資料(1)を、ご覧ください。

本図面は、今回、桜井跨線橋全体を含めました補修・補強工事等を行う工事対象範囲を示した平面図・側面図でございます。図面上で青で着色しております箇所が、今回、補修・補強を行います径間でございます。

次に、4ページの議案参考資料(2)を、ご覧ください。

本図面は、径間6の補修箇所及び工事内容を表示いたしております。本径間につきましては、緑で着色している箇所が埋設型伸縮工、水色で枠取りしている箇所が橋面防水工及び舗装工を行う箇所でございます。埋設型伸縮工につきましては、現在の伸縮装置は経年劣化により損傷が著しいため、埋設型の伸縮装置に取り替えをするものでございます。橋面防水工につきましては、橋りょうの床盤や桁に雨水等が浸透し、内部の鉄筋

が腐食することを防ぐため、塗膜系の防水剤を塗布するものでございます。舗装工につきましては、橋面防水工を実施するため、現在の舗装をいったん撤去し、防水工を実施した後、新たに舗装を行うものでございます。

次に5ページの、議案参考資料(3)をご覧ください。

本図面は、径間7の補修・補強箇所及び工事内容を表示いたしております。本径間につきましては、径間6と同様に、緑色で着色している箇所が埋設型伸縮工、青色で枠取りしている箇所が橋面防水工及び舗装工を行う箇所でございます。オレンジ色で着色している箇所につきましては、橋りょうの上部工及び下部工で補修工事を実施いたします。補修工事の内容といたしましては、橋りょうの破損している部分を補修する断面修復工、支承部分の腐食を防ぐための支承防錆工、塗装の剥離部分等を塗り替える塗装塗り替え工、橋りょうのひび割れ部分にシール剤を注入するひび割れ注入工、コンクリート内への劣化要因の侵入を防ぐための表面含浸工及び表面被覆工などの補修を実施するものでございます。また、本径間につきましては耐震性能の向上を図るため、地震による支承部分の破壊を防ぐための、水色で着色している部分にせん断ストッパーを両サイドに設置いたします。

次に6ページの、議案参考資料(4)をご覧いただきたいと思います。

本図面は、径間8の補修・補強箇所及び工事内容を表示いたしておりますが、工事内容につきましては、先ほどご説明いたしました議案参考資料(3)の径間7と同様でございます。

次に7ページの、議案参考資料(5)の工程計画表(案)をご覧ください。

工事工程につきましては、議会契約同意をいただけましたら、直ちに請負業者と協議 後に正式な工程表を作成する予定でございますが、現在の案といたしましては、まず、 補強材や伸縮装置の製作を含めた工事の準備作業を進める予定でございます。本現場で の本格的な工事開始は、8月下旬を予定いたしております。

なお、埋設型伸縮工、橋面防水工及び舗装工の工事期間中につきましては、町道東大寺 水無瀬鶴ヶ池幹線内におきまして、工事時間帯として午前9時から午後5時までの間、 片側交互通行による道路通行規制を予定しておりますが、交通誘導員を配置するなど、 通行の安全対策には万全を期し、施工いたす所存でございます。

以上、簡単ではございますが、第44号議案 工事請負契約の締結についてのご説明を 終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し 上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 1点、確認したいことがあるので、質疑いたします。

議案書に添付していただいた資料の5・6の図面の中に、ご説明していただいた耐震 補強化のせん断ストッパーというものがございます。私の認識に間違いがなければ、す でに工事か行われている径間には、このストッパーは付いていなかったと思うんですね。 今回、付けることになった経緯、そして今までの径間で、この9とかから11ですか、こ のところに付いていないとしたら、それはどのようにされるのか。説明をお願いしたい と思います。

都市整備課長 せん断ストッパーについてのお尋ねでございます。

ご指摘のとおり、昨年、実施させていただきました径間につきましては、そのせん断ストッパーについては付けてない状態であるということになっておりまして、東日本大震災後、そういった耐震の関係がいろいろ見直されまして、大阪府とも様々な協議を行ったうえで内容を確認しながら実施してまいりましたが、昨年やる工事の実施設計の際、そこまでの内容につきましても大阪府との協議が詰まっていなかったことから、昨年の工事では耐震補強の工事については対応できていなかったということで、ただ、今年度補修工事を行う分については、昨年実施設計をしておりますので、その中で、今回、合わせてせん断ストッパーを付けるということで進めさせていただいたものでございます。以上でございます。

- **戸田議員** ご説明、理解しました。そうすると、過去に行った径間のところは、当時の状況では必ずしも付けなければならなかったとか、付けることができなかった。今後、径間9~11に関しては、どのようにされますか。ここだけは補強できないのですか。
- **都市整備課長** ただいまのお尋ねでございますが、付けなくて良いということではなくて、 今年度、できてない部分につきましては実施設計を行い、来年度、付けてない箇所も設 置をして、来年度計画ある分につきましても、同様に長寿命化に向けた補修工事とあわ せて、耐震補強工事についても行ってまいりたい、このように考えております。 以上でございます。
- 田中議員 この工事を過去にやっているのは、このオカモト・コンストラクション、ここがやっているわけですね。それで当時の経歴書を見ると、島本町の桜井跨線橋維持・補修工事のその1・その2も、このオカモト・コンストラクションがやっているわけですけども。平成26年10月7日から平成26年の10月31日までに行われた箇所というのは、この参考資料の側面図・平面図を見ると、これは、どれに該当するんですか。A1からP5までですか、その1・その2は。あるいは反対にP8からA2か、どれに該当しますかね。
- 都市整備課長 ただいまのお尋ねでございます。

昨年に実施させていただきました、その1・その2につきましては、3ページでございますが、議案参考資料(1)の側面図で申しますと、P9からA2までの径間の10から径間の12、この3径間を、その1・その2で実施させていただいております。

以上でございます。

田中議員 それで見ますとね、その1・その2の工事費用は、その1が3,377万4千円、そ

れから、その2が2,122万3千円、これを合わせますと5,500万ぐらいになるわけですけれども、今回の工事と、過去にやった工事その1・その2の違いというのは、大きな違いがあれば、説明してください。

都市整備課長 金額の違いについてのお尋ねでございます。

昨年、その1・その2につきましては、先ほども少しご答弁申し上げましたが、長寿命化に向けた補修工事のみの工事の内容になっておりまして、ご指摘のあった金額となっております。今回につきましては耐震補強ということで、4ヵ所、せん断ストッパーを取り付ける工事がございますので、その差が、一応、耐震補強工事分が金額が高くなっている、こういった状況でございます。

以上でございます。

田中議員 そうしますとね、昨年やった工事のその1・その2は、ちょうどJR東海道本線の上に引っかかる部分ですよね。その中で…… (「違う」と呼ぶ者あり)……、P8とP9の間、もうすでに工事終わってるわけですよね。まだ、やってない、そうですか。わかりました。結構です。

以上です。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

外村議員 入札調書のページ1のところですね。ここでオカモト・コンストラクションが 落札業者ということで、あとハンシン建設と関西化工建設ですね。次点になっているん ですけども、このハンシンは次点者になっていて、次は次点者と書いてないんですけど、 次点ということは、何か、例えばオカモト・コンストラクションが倒産したら、その次 点のところが取るという意味の次点なのか、単なる抽選で2番になったのか。この2番、3番というか、関西化工というのは同じ次点なのか。この「次点」という扱いはどういう意味なのか、ご説明いただきたい。

それと、奇しくもオカモト・コンストラクションが、その1・その2も取っていると。今回も、抽選でありながら3回目もまた取られた。非常にラッキーな会社なのか。1・2は抽選でなかったのかわかりません、ちょっと記憶ないんですけども、この1・2も抽選だったのか、それを教えてください。

それと、今後、その3の次は、その幾つまでいけば終わるのか、予定を教えていただき たいということです。

以上です。

都市整備課長 数点、お尋ねをいただいておりますので、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「次点」の取り扱いでございますが、入札時点では、このオカモト・コンストラクション・システム大阪支店につきましては、一応、落札候補者ということで、あくまでも候補者の状態でございます。それから技術者の関係とか、そこら辺を審査させていただいて、適切な技術者が配置できるようであれば、「候補者」が取れて、

本契約に入るといった流れになりまして、そこで技術者等が配置できない場合とかにつきましては、次点の候補者とお話をさせていただくような流れになるということでございます。

それから、2点目のその1・その2、今回、その3でございますが、その1では抽選ではなかったというふうには記憶しておりますが、その2は抽選で当該業者、それから今回のその3につきましても当該業者ということで、2回、抽選で、この当該業者が契約をしているといった流れとなっております。

それから、3点目でございますが、その1・その2、今回その3で、その何までいくのかということでございますが、一応、今の計画では、その6までを予定いたしております。

以上でございます。

外村議員 ご答弁、ありがとうございました。そうするとね、落札業者が、技術者が揃えられなかったら次の次点者にいくということですけど、この次点者が2社あるわけですけど、この2社はどうやって決めるんでしょうか、というのが1点と、今、落札候補者が技術者が揃えられなかった場合ということですけど、倒産した場合も同じく次点者のほうにいくのか。どういった場合に次点者にいくのかという規定があるのかというのをお訊きしたい。

その3から、あと4、5、6とある。4、5、6はスパンでいくと、どれとどれなのか。いつ頃、毎年やっていくのか。その辺を教えてください。

都市整備課長 次点者についてのお尋ねでございますが、基本的には3社同額で、3社で抽選を行って、落札候補者として、オカモト・コンストラクション・システムが落札候補者になったわけですが、あくまでも入札時には3社同額ですので、番号札で、1番、2番、3番ということで抽選を行っておりますので、あくまでも次点者につきましては2番札を引いた、この株式会社ハンシン建設ということで、関西化工建設株式会社については3番手という取り扱いになります。

技術者の関係でございますが、倒産等、ご指摘のありました内容でございますが、その点につきましては「地方自治法施行令」の関係もございまして、随意契約できる場合とか、そのタイミング、タイミングで、適切に判断する必要がございますので、そういった状況に伴って判断していく必要がありますので、今ちょっと、はっきりとしたご答弁は申し上げられませんが、先ほど申し上げた点については、そういった内容で手続きを進めるといったことで考えております。

それから径間でございますが、先ほど申しましたその1・その2については径間10から12、今回、その3が径間6から径間8、その4が径間1・2でございます。それから、その5が径間3・4・5ですね。その6が一応径間9、最後のJR東海道本線の上ということで、現段階の計画といたしましては、そういう状況となっております。

以上でございます……(外村議員・自席から「スケジュール」と発言)……。

スケジュールでございますが、その3が本年度行いまして、その4につきましては28年度、その5につきましては29年度ですね。径間9のその6につきましては29年度から31年度、大阪府・JRとも協議を行いまして、3ヵ年をかけて協議と実施設計、補修工事、耐震補強工事、そういったことを進めていく、そういった計画となっております。以上でございます。

清水議員 ちょっと2点だけ、確認させてもらいます。

今回、落札予定者オカモト・コンストラクション、1・2の工事をやられて何かトラブル、それから工事を終わられているんで、業者の評価というのはどうだったのかというのが1点と、あとジョイント等の工事をするときに片側交通にすると思うんですが、1・2のときには、たぶん小野薬品も工事が入ってなかったと思うんですが、この期間中にフルトレイラー等通ると思うんですが、それの道路の確保はできるんでしょうか。その2点だけ、お願いします。

都市整備課長 ただいまのお尋ねでございます。

トラブルでございますが、トラブルについては、特段トラブルは、その1もその2もない状況でございます。

それから評価でございますが、設計内容を適切に実施していただいておりまして、手 直し工事等もなく、完了いたしているといった状況でございます。

それから、大型車両の通行の確保ということでございますが、片側通行実施の際、この道路につきましては8メーターの幅員がございますので、残り4メーターで大型車両につきましても十分通行可能な安全体制は図れるといった状況で考えております。 以上でございます。

- 清水議員 もう1点だけ。たぶんジョイント、8メーターで片側通行すると4メーター200 ぐらいの規制になるとは思うんですが、フルトレーラー、たぶん3メーター200ぐらいあるんで、あんまり余地がないので、その辺だけ、また工事の際に注意しとってください。
- **都市整備課長** ご指摘の内容につきましては、十分、交通整理員等を配置いたしまして、 大型車両、それから一般車両につきましても、交通に支障のない形で、工事については 慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

都市創造部長 小野薬品さんとの工事の関係につきましては、小野薬品さんの業者さんと も調整をしながら、工事中の通行の安全については確保してまいりたいなというふうに 考えております。

以上でございます。

河野議員 会派として資料要求させていただいて、先ほどの、その1からその6までのスケジュールをいただいております。最終年度が平成31年度ということで、その6が、ま

さに線路の上を通過する地点ですから、JR西日本に委託をしなければならない工事であるということでは、費用面も含めて高額になるということで間違いはありませんか。 そういう予定であるということで間違いはないのか、ということをお聞かせください。

それと、今さらの話なんですが、今回、こういうその1、その2を済ませて、その3の議案の際にお訊きするべきではなかったのかも知れませんが、本来、こういった工事をする際に――これは全く専門的知見ではございませんが、その6からやるというようなやり方があったのかどうか、一応、お尋ねしておきます。

それから、先ほど清水議員からもご指摘がありました。小野薬品工業株式会社の工事も続行されてますし、私たちとしては、先日、佐藤議員からも質問がありました。第二中学校の給食棟設置ですね、それと第二小学校の耐震化。この工事車両が、跨線橋しか通行できないのかどうかというのは、ちょっと定かでありませんが――それはまだ後の案件ですので、まだ議決をしておりませんが。ただ、今年度中にやらなければいけない工事であるという点では、時期的には重なるのではないかというふうに思っております。それを考えますと、その1・その2のときは、ちょうど役場に、水無瀬駅から見ると役場に差しかかるところであったと思います。私も自動車を運転して役場に、この道を使って相当回数通りました際に、やはり警備員さんですね、相当な技術を要するなということは感じました。

今、おっしゃったような、他の工事が今回は重なってくるということと大型車両の通行があるということでは、その1・その2に増して、この区間では警備員というかガードマン、その辺の技術と、人数の配置は要るのではないかというふうに思っております。この地点は、たぶんスピードを、水無瀬駅から来るという想定ですけども、上げている箇所かなというふうに思いますので、片側通行の際には、その1・その2以上の配慮が要るのではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。そういうことは、もう加味されているのであれば、答弁は結構です。

以上です。

都市整備課長 数点のお尋ねでございます。

まず、JR東海道本線の上を工事実施する際、ご指摘のとおり、JRさんとも協議を行って、JRさんのほうに委託をさせていただいて、その際、JRさんのほうから発注をしていただいて実施していただく形になりますので、そこら辺の委託料的な部分については、少しかかってくるのではないかなというふうには考えております。

それから、その当該箇所からということでの予定はなかったのか、ということのお尋ねでございますが、「長寿命化計画」を策定する際に、一応、そういった議論は十分踏まえながら計画のほうは立てさせていただいておりまして、先ほどからご答弁申し上げておりますけども、かなりの協議時間と、十分な調整が必要となってまいりますので、まず、下に通ってます町道百山3号線であるとか、あるいは府道西国街道、そういったと

ころも十分、早急にやる区間である。そういったことに基づいて計画をさせていただいて、その6の部分については最後のほうにはなりますけども、前倒しできるようであれば、交付金の関係がございますが、速やかに進めていきたいなというふうには考えております。

それから、片側交互通行の際の安全対策でございますが、ガードマンの配置等、ご指摘のとおり、その1・その2とは状況も異なっておりますので、そこら辺につきましては十分、交通整理員の配置等含めまして、人数、配置位置、そういったことも十分慎重に考えて、工事のほうは通行に支障のないように慎重に進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第44号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第44号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、第45号議案 工事請負契約の締結について(町立第一小学校耐震補強工事) から、第47号議案 工事請負契約の締結について(町立第四小学校耐震補強等工事)ま での3件を、一括議題といたします。

なお、本案3件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行い たいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

教育こども部長(登壇) それでは、第45号議案から第47号議案について、一括して、ご 説明を申し上げます。

まず、第45号議案 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本契約の締結につきましては、町立第一小学校耐震補強工事の契約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

今回の契約にあたりましては、当初、島本町競争入札参加者選定規程により、1億円以上5億円未満の工事請負でありますことから、B等級の業者のうち過去に耐震補強工事の経験のある業者を選定し、指名競争入札により請負業者の決定を行いました。

指名競争入札の執行につきましては、平成27年5月8日に13社に対しまして指名通知を行いましたが、1社から指名辞退、8社から入札辞退の申し出がありました。そのため、平成27年5月25日に4社による指名競争入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、株式会社榎並工務店と中川企画建設株式会社、栗本建設工業株式会社の3社が同額で入札され、抽選により、株式会社榎並工務店を落札候補者とし、1億7,643万9,600円で、平成27年6月8日に仮契約を締結いたしました。

しかしながら、平成27年6月10日付けで、弁護士の浜口卯一氏から、株式会社榎並工務店より債務整理について受任した旨の受任通知がありました。通知の内容は、株式会社榎並工務店の資金繰りが立ちゆかなくなり、経営を継続することが困難となったことにより迷惑をかけることになったことへの謝罪及び大阪地方裁判所に対して自己破産等の申し立てをする準備を進めているとの内容と、町立第一小学校耐震補強工事を辞退する旨の内容が記載されておりました。

そのため町関係部局で対応を協議するとともに、大阪府市町村課にも相談し、今回の 工事が学校の夏休み期間を中心に工事を進める必要があることから、再入札を行う暇が ないと判断し、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第9号「落札者が契約を締結し ないとき」の規定に基づき随意契約で事務を進めることとし、平成27年6月11日に当該 工事の入札時に抽選で漏れた中川企画建設株式会社、栗本建設工業株式会社の2社に対 しまして、見積もりを依頼いたしました。

同時に、株式会社榎並工務店の状況を確認するため、株式会社榎並工務店と連絡を取り、説明を求めたところ、平成27年6月12日に担当部長と次長が来庁され、経過説明がございました。説明の中では、謝罪とともに、資金繰りが立ちゆかなくなり、経営を継続することが困難となったことにより、6月10日にすべての手持ち事業の事業停止を行った旨の報告がありました。今後、事業再開に向けてあらゆる方策を、役員、社員、一丸となって取り組むとともに、「民事再生法」等の適用も視野に入れ、多方面と協議を行っているとの内容でした。会社としては、あくまで再建を目指す意向で、不測の事態に備えて自己破産の申し立ての準備も検討しているとの説明でございました。町立第一小学校耐震補強工事については、会社の再建の目処が明らかでない状況から、島本町に迷惑をかけられないと判断し、辞退したいとの意向を確認いたしました。

その後、平成27年6月16日に2社から見積もりを徴収し、見積もり金額を比較したところ、議案参考資料の1ページの見積調書のとおり、見積もり額の低かった栗本建設工業株

式会社を契約候補者とし、議案参考資料2ページのとおり、平成27年6月18日に1億7,636万4千円で仮契約を締結したものでございます。

なお、栗本建設工業株式会社は、資本金4億5千万円、従業員数142人で、過去に耐震 補強工事の経験がございます。

それでは工事内容について、ご説明を申し上げます。議案参考資料の3ページをお開きください。

議案参考資料(1)でございます。

赤色で着色している部分が、工事対象となる建物の範囲でございます。工事の主な内容は、ピタコラム工法による耐震補強工事と、コンクリート及び鉄骨による耐震補強工事でございます。

ピタコラム工法を簡単にご説明いたしますと、既存の建物の柱にアンカー鉄筋を打設し、これに鉄筋をループ状に巻き付けた鋼板を接合し、これで包み込むようにコンクリートを打設する工法で、基本的に建物の外部で作業ができるため、学校等の耐震補強工事では比較的多く用いられる工法でございます。また、防水工事に関しましては平成15年度に実施しているため、今回は耐震補強工事に関連して屋上に影響のある19棟以外は実施いたしません。同じく外壁改修につきましても、平成15年度に工事を行っておりますことから、今回、ピタコラムを設置する箇所は補修を行いますが、その他の箇所につきましては実施をいたしません。

次に、4ページの議案参考資料(2)をご覧ください。

上段は、校舎裏側から見た西側立面図で、赤で着色している部分がピタコラムを設置する箇所でございます。また、緑色で着色している部分がコンクリート補強する箇所でございます。中段の立面図は校舎東側から見たもので、ピタコラムの設置はなく、1階と2階の2ヵ所にコンクリート補強を行うものでございます。下段の19棟屋上にある塔屋につきましても、校舎裏側から見た西側に1ヵ所、壁や柱のコンクリート補強を行うものでございます。

次に、5ページの議案参考資料(3)をご覧ください。

下段が校舎1階、上段が2階部分の平面図でございます。赤で着色している部分がピタコラムを設置する箇所で、緑色で着色している部分がコンクリート補強をする箇所でございます。

次に、6ページの議案参考資料(4)をご覧ください。

下段が校舎3階、中段が4階、上段が屋上階の平面図でございます。赤で着色している部分がピタコラムを設置する箇所で、緑色で着色している部分がコンクリート補強をする箇所でございます。また、下段の3階部分の茶色で着色している部分は、19棟と2棟の接続部分を鉄骨で補強するものでございます。中段の紫色で着色しております19棟の屋上につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、耐震補強工事に伴い、屋上

に影響のある箇所を防水工事するものでございます。

次に、7ページの議案参考資料(5)をお開きください。

工事作業範囲でございます。青色の矢印は工事車両、赤色の矢印は職員及び児童の動線でございます。工事にあたりましては、学校の授業や生徒のクラブ活動に極力影響の出ないよう計画しておりますが、工事実施に伴い、資材搬入やクレーンの設置等のために一定のスペースが必要となりますことから、グラウンドの一部が工事範囲となっております。今後、学校及び請負業者と詳細について協議・検討のうえ、仮設計画や工事作業範囲を決定する予定でございます。

最後に、8ページの議案参考資料(6)をご覧ください。

工事工程でございます。工事工程につきましては、契約同意をいただきましたら、直 ちに本格的な工事の準備作業を進め、騒音や振動の出る工事は、極力、夏休み期間を中 心に実施いたしますが、土曜日・日曜日、祝祭日等に作業が発生する場合がございます。

なお、工期につきましては、議決いただきました日から平成28年2月15日までの工期で事業を進めてまいる予定でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第46号議案 工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

本契約の締結につきましては、町立第二小学校耐震補強等工事の契約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

今回の契約にあたりましては、島本町競争入札参加者選定規程により、1億円以上5億円未満の工事でありますことから、B等級の業者のうち過去に耐震補強工事の経験のある業者を選定し、指名競争入札により請負業者の決定を行いました。

指名競争入札の執行につきましては、平成27年5月8日に13社に対しまして指名通知を行いましたが、1社から指名辞退、7社から入札辞退の申し出があり、入札執行当日に見積もりの提出のなかった1社は失格となりました。そのため、平成27年5月25日に4社による指名競争入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、議案参考資料1ページの入札調書のとおり、株式会社中道組と中川企画建設株式会社が同額で入札されたことから、抽選により、株式会社中道組を落札候補者とし、議案参考資料2ページのとおり、2億3,500万8千円で仮契約を締結したものでございます。

なお、株式会社中道組は資本金9,998万1千円、従業員数99人で、過去に耐震補強工事 の経験がございます。

それでは工事内容について、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

今回の工事の主な内容は、大きく三つございます。一つ目は、ピタコラム工法及びコンクリート補強による耐震補強工事でございます。二つ目は、8棟の一部と11棟の屋上防水工事でございます。三つ目は、8棟と11棟の外壁改修工事でございます。

3ページの、議案参考資料(1)をご覧ください。

赤色で着色している部分が、工事対象となる建物の範囲でございます。

次に4ページの、議案参考資料(2)をご覧ください。

上段左は8棟を校舎北側から見た立面図で、中央が校舎南側から見た立面図でございます。赤色で着色している部分が耐震補強のためのピタコラムを設置する箇所でございます。下段の左は、11棟を校舎北側から見た立面図で、中央が校舎南側から見た立面図でございます。赤で着色している部分が、耐震補強のためのピタコラムを設置する箇所でございます。また、8棟、11棟ともに黄色で囲っております箇所は、校舎全体の外壁改修工事をあわせて実施するものでございます。

次に、5ページの議案参考資料(3)をご覧ください。

これは、8棟の平面図でございます。まず、赤色で着色している部分がピタコラムを設置する箇所で、緑色で着色している部分が柱をコンクリート補強する箇所でございます。2階部分につきましては、一部、南側に張り出しております1階の更衣室の屋根部分を防水工事するものでございます。また、3階・屋上階につきましては工事箇所はなく、外壁改修工事のみを実施いたしますが、屋上防水工事につきましては平成22年度に全面実施をしているため、今回は塔屋部分のみ、防水工事を実施いたします。

次に、6ページの議案参考資料(4)をご覧ください。

これは、11棟の平面図でございます。まず、赤色で着色している部分がピタコラムを設置する箇所で、緑色で着色している部分は、壁や柱のコンクリート補強をする箇所でございます。防水工事につきましては、先ほどご説明いたしました紫色で着色しております2階部分の一部南側に張り出しております箇所と、屋上階及び塔屋の全面を防水工事するものでございます。

次に、7ページの議案参考資料(5)をご覧ください。

工事作業範囲でございます。青色の矢印は工事車両、赤色の矢印は職員及び児童の動 線でございます。

なお、工事実施にあたりましては、学校の授業や生徒のクラブ活動に極力影響の出ないよう計画しておりますが、工事実施に伴い、資材搬入やクレーンの設置等のために一定のスペースが必要となりますことから、グラウンドの一部が工事範囲となっております。今後、学校及び請負業者と詳細について協議・検討のうえ、仮設計画や工事作業範囲を決定する予定でございます。

最後に、8ページの議案参考資料(6)をご覧ください。

工事工程でございます。工事工程につきましては、契約同意をいただきましたら直ちに本格的な工事の準備作業を進め、騒音や振動等の出る工事は、極力、夏休み期間を中心に実施いたしますが、土曜日・日曜日、祝祭日等に作業が発生する場合がございます。なお、工程につきましては、議決いただきました日から平成28年2月15日までの工期

で、工事を進めてまいる予定でございます。

続きまして、第47号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本契約につきましては、町立第四小学校耐震補強等工事の契約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

今回の契約にあたりましては、島本町競争入札参加者選定規程により、1億円以上5億円未満の工事請負でありますことから、B等級の業者のうち過去に耐震補強工事の経験のある業者を選定し、指名競争入札により請負業者の決定を行いました。

指名競争入札の執行につきましては、平成27年5月8日に13社に対しまして指名通知を行いましたが、1社から指名辞退、7社から入札辞退の申し出があり、入札執行当日に見積書の提出がなかった1社が失格となりました。そのための、平成27年5月25日に4社による指名競争入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、議案参考資料1ページの入札調書のとおり、共同建設株式会社及び栗本建設工業株式会社、中川企画建設株式会社の3社が同額で入札されたことから、抽選により共同建設株式会社を落札候補者とし、議案参考資料2ページのとおり、2億7,227万8,800円で仮契約を締結したものでございます。

なお、共同建設株式会社は資本金8千万円、従業員21人で、過去に耐震補強工事の経験がございます。

それでは工事内容について、議案参考資料に沿って、ご説明を申し上げます。

今回の工事の主な内容は、大きく四つございます。まず一つ目は、ピタコラム工法及 びコンクリート補強による耐震補強工事でございます。二つ目は、1棟と4棟の屋上防 水工事でございます。三つ目は、1棟と4棟の外壁改修工事でございます。四つ目は、 運動場整備工事でございます。

3ページの、議案参考資料(1)をご覧ください。

赤色で着色している部分が耐震補強等の工事対象となる建物の範囲で、水色で着色している部分が運動場整備工事の対象となる建物の範囲でございます。

次に4ページの、議案参考資料(2)をご覧ください。

上段左の立面図は、1棟及び4棟を校舎東側から見た立面図で、赤で着色している部分がピタコラムを設置する箇所でございます。また、中段左の4棟は校舎南側から見た立面図で、赤で着色している部分がピタコラムを設置する箇所で、緑色で着色している部分はコンクリート補強をする箇所でございます。また、下段の1棟につきましては校舎西側から見た立面図で、赤で着色している部分がピタコラムを設置する箇所で、緑色で着色している部分はコンクリート補強をする箇所でございます。

なお、4棟北側につきましては、ピタコラム及びコンクリート補強をする箇所はございません。1棟・4棟ともに、黄色で囲っている箇所につきましては、校舎全体の外壁 改修工事をあわせて実施するものでございます。

次に5ページの、議案参考資料(3)をご覧ください。

これは1棟及び4棟の、1階及び2階の平面図でございます。まず、赤で着色している部分がピタコラムを設置する箇所で、緑色で着色しております1棟の1階と4棟の1階部分は、コンクリート補強工事を行う箇所でございます。また、4棟の2階にもコンクリート補強工事を行う箇所がございます。

次に6ページの、議案参考資料(4)をご覧ください。

これは1棟及び4棟の、3階及び4階の平面図でございます。赤で着色している1棟の3階西側部分にピタコラムを設置する箇所がございますが、その他は特に工事箇所はございません。

次に7ページの、議案参考資料(5)をご覧ください。

紫色で着色している部分は、1棟及び4棟の屋上の平面図で、全面の防水工事を実施 するものでございます。また緑色で着色している部分は、屋上にある階段・塔屋部分の 西面をコンクリート補強するものでございます。

次に8ページの、議案参考資料(6)をご覧ください。

運動場の整備でございます。運動場の整備につきましては、工事に伴い資材搬入やクレーンの設置等のために一定のスペースが必要となり、グラウンドの一部が工事範囲となっておりますことから、運動場のトラックの位置を資料右の図面のように変更するとともに、雑草の除去も含めて整地を行うものでございます。このことにより、運動場のより有効な活用ができるものと考えております。

次に9ページの、議案参考資料(7)をご覧ください。

工事作業範囲でございます。青色の矢印は工事車両、赤色の矢印は職員及び児童の動線でございます。工事実施にあたりましては、学校の授業や生徒のクラブ活動に極力影響の出ないよう計画しており、今後、学校及び請負業者と詳細について協議・検討のうえ、仮設計画や工事作業範囲を決定する予定でございます。

最後に10ページの、議案参考資料(8)をご覧ください。

工事工程でございます。工事工程につきましては、契約同意をいただきましたら直ちに本格的な工事の準備作業を進め、騒音や振動の出る工事は夏休み期間を中心に実施いたしますが、土曜日・日曜日、祝祭日等に作業が発生する場合がございます。

なお、工期につきましては、議決いただきました日から平成28年2月15日までの工期 で工事を進めてまいる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、第45号議案から第47号議案の工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案3件に対する質疑を行います。

佐藤議員 質疑にあたって資料請求、いただきまして、仮契約書と各仕様書をいただいて おります。この各小学校の仕様書、非常に細かく安全に配慮し、警備員も常時2名を置く、 学童保育室に対する配慮など、書いていただいておりますが、朝の登校時は車両が通らないことになっておりますが、学校の下校途中、これの安全はどうでしょうか。

例えば、一小は工事車両と子ども達の出入り口が別ですが、下校時の道路での車両と子ども達との関係。狭い西国街道なんかを通る関係もあると思うのです。それに二小、四小は工事車両と子ども達の出入り口も一緒になっておりますし、特に四小などは周りに保育所や大きなマンションなどもあります。それに工事車両というような関係になります。この校内と校外の警備、これが常時警備員を2人置いていただくということで十分なのでしょうか。この点を、お訊きをいたします。

それと、それぞれ近くに民家もあります。この民家に対する影響も大きいと考えられますが、その民家、周りの建物、そういうところに対する説明、これはどのようにされているのか。その点もお訊きをいたします。

都市整備課長 児童の安全対策ということでのお尋ねでございます。

まず、下校時、学年によって様々、下校の時間帯が異なりますので、教育委員会と、 また学校と連携させていただいて、週単位で、なるべく短い単位で下校時間、各学年何 時に帰るかとか、そこら辺の把握を行って、児童の安全確保については進めてまいりた いというふうにも考えております。

それから、学校を出てからの道路上での安全対策ということで、交通整理員につきましては2名、一応、常駐をする予定をいたしております。その中で、常駐といいましても、貼り付いて、そこで旗を振っているといった状況ではなくて、児童が帰るときには、一定、安全なところまで誘導を行って、そのつど、そのタイミングで、安全の確保については行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育こども部長 近隣の住宅に対する説明ということでございますが、仮契約を締結をいたしまして、今回、議会のほうに同意の議案をあげさせていただきましたが、すでに、近隣に対しましては訪問をし、工事の説明、あるいは資料として平面図であったり立面図、工程表について、予定ということで回らせていただいております。どうしても、訪問してもお留守の方もいらっしゃいますので、3回訪問しておられない場合は、ポストに投函したというようなこともございます。

今後、自治会の会長さんも含め、どのようにさらに周知をしていくかということについては、ご相談をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。 現状では、そのような状況で、近隣には説明に回らせていただいております。

以上でございます。

佐藤議員 ありがとうございます。子ども達、誘導も行っていただくということですが、 ぜひとも、その点、お二人の警備員さんで十分なのかなという気はいたしますけれども、 十分な配慮をよろしくお願いをいたします。 それと近隣の説明ですが、今後、自治会さんとも相談をなさって、十分にやっていっていただくということです。説明会、求められたら開催とか、そういうことも含めて、十分な説明会、よろしくお願いをいたします。

- 伊集院議長 要望ですか、質疑ですか……(佐藤議員・自席から「結構です」と発言)……。 質疑をお願いいたします。
- 田中議員 これは45号議案から、今47号議案まで説明していただきましたけども、48・49、第一中学あるいは第二中学の給食棟のことまで及んで、この契約業者をずっと見ていきますとね、一小の契約が栗本建設、二小が中道組、四小が共同建設、一中が掛谷工務店、それから二中が中川企画建設、こんなふうに、うまくバラけているんです。意図的にバラけさせたのか、結果としてこういうふうに偶然なったのか。そんな辺りをちょっと、非常に興味があるところ……。
- 伊集院議長 すみません、日程第5は45号から47号の小学校の耐震補強なので。
- 田中議員 関連することですから、発言を許してください。
- **伊集院議長** すみません、会議規則に則っていただいて。第54条「発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたる又はその範囲を超えてはならない」という部分がありますので、何とか小学校、一・二・四、一括でやってますから、その部分でお訊きされて、中学校は中学校で、またお訊きいただくということで、よろしくお願いいたします。
- 田中議員 議長、それは抗議しますよ。関連して言っているんだから。
- **伊集院議長** 申しわけないんですけど、会議規則というのがございますので、議長に対して抗議をされるということであれば、会議規則をしっかりと読んでいただきたいと思います。日程第5におきましては小学校のすべての耐震工事、一小、二小、四小、その中でお訊きしてください。
- 田中議員 わかりました。それでは、倒産しそうだという榎並工務店ですか、そこがもう 建設できないということで、随意契約で栗本建設がやるということになりましたけども、 参考資料の見積調書を見ていただくと、栗本建設の見積金額が1億6,330万円、中川企画 建設株式会社1億6,337万円、この差、わずか7万円なんですよね。実際に、このときに 最低見積価格で栗本建設が辞退したとき、中川企画建設が請けるということになった場合、中川企画建設は請ける能力はあったんでしょうか。お答えください。
- **都市整備課長** 随意契約に伴うお尋ねでございますが、中川企画建設株式会社が取った場合に、やれる能力があったかというお尋ねでございますけども、基本的には見積もり依頼をさせていただいて、見積書を2社からいただいて、随意契約を巻いたわけなんですが、その時点で、入札もそうなんですが、技術者の配置といいますのは、各入札に参加される業者さんや、そういった見積もり依頼を受けられる請負業者の方。その中で技術者の配置については、各業者さんの判断で、できる・できないというのは当然判断をしていただいて、参加をしていただいている経過もございます。

その中で、当然、これぐらいの大きな金額になりますと、「建設業法」で言う適正な 技術者の配置が要りますことから、当然、町においても、そういったチェックはさせて いただいて本契約に移るといった流れになりますので、そういったことについては、今、 ご説明させていただきましたように各業者さんのほうで判断していただいて、ご参加い ただいているといった状況でございます。

以上でございます。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後4時54分~午後4時54分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

その前に、ちょっと会議時間の延長をさせていただきます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

- **田中議員** 議長、もっとうまくやれよ。ともかく、それでは、私が懸念しているのは、中川企画建設は中学校のほうも請けているわけですよ、実際に受注としては。二つやったときに、これはいっぺんにできるんですか。それについての町の見解をお聞かせください。
- **都市整備課長** ただいまのお尋ねでございますが、町の見解というよりは、ご参加いただいている状況ですので、基本的には技術者の配置等は、先ほどから申し上げておりますが、各業者さんのほうで、それは判断していただいているという状況ですので、ご理解賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 田中議員 最後の質問。この見積調書によると、1億6,330万が栗本建設で、1億6,337万が中川企画建設なんですよね。こんな偶然が、僕はあんまりないと思うんですけど。この2社について、相互に見積もりを調整したというような懸念はないですか。その辺りの見解は、お聞かせいただきたい。これは偶然の賜物だというふうにお考えでしょうか。質問を、終わります。
- **教育こども部長** 第一小学校の今回のこの契約にあたりましては、先ほどご説明をさせていただきましたが、株式会社榎並工務店が契約の辞退をされてきたということで、当初、株式会社榎並工務店との仮契約金額というのが1億7,643万9,600円ということで、この見積調書に書いております。その金額を予定価格として、今回、見積もりを依頼したわけです。

この金額というのは、もともと最低制限価格ということで設定をしておった金額ですので、通常、これをあまり下回るような金額では工事は難しい状況にあると思いますけども、その中で2社から見積もりを取る中で、栗本建設工業につきましては7万円安いわけですけども、その部分については会社としての努力の中で、どうしてもこの工事が取りたかったのだというふうに思いますけども、そういったことでの差が出てきたとい

うふうに考えておりますので。これを大きく下回る金額で見積もりが出てくるという予 想は、当初よりしてなかったのが実情でございます。

以上でございます。

伊集院議長 お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日6月25日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日 6 月 25 日午前 10 時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

(午後4時58分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一般質問

- 村上議員 1. 水無瀬駅前タクシー車庫跡地売却について
 - 2. し尿中間処理施設の広域連携について
- 平野議員 1. 個人情報漏えいの危険性のあるマイナンバー制度の延期を!
 - 2. 民間保育園について
 - 3. 「楠公680年祭」への補助金について
- 清水議員 1. 防犯灯について
 - 2. 通学路について
- 第 2 号報告 平成26年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第43号議案 町道路線の認定について
- 第44号議案 工事請負契約の締結について(桜井跨線橋補修・補強工事その3)
- 第45号議案 工事請負契約の締結について(町立第一小学校耐震補強工事)
- 第46号議案 工事請負契約の締結について(町立第二小学校耐震補強等工事)
- 第47号議案 工事請負契約の締結について (町立第四小学校耐震補強等工事)

平成 2 7 年

島本町議会6月定例会議会議録

第 3 号

平成27年 6月25日(木)

島本町議会6月定例会議 会議録(第3号)

年 月 日 平成27年6月25日(木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平 井 均	2番	関 重勝	3番	外 村	敏 一
4番	田 中 修	5番	村 上 毅	6番	清水	貞 治
7番	岡 田 初 惠	8番	川嶋 玲子	9番	戸田	靖 子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野村	行 良
13番	河野 恵子	14番	佐藤 和子			

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川口裕	副町長	乾 知範	教 育 長	岡本 克己
総 合 政 策 部 長	由 岐 英	総務部長	柴山 則文	健康福祉	岡本 泰三
都市創造部 長	水木 正也	上下水道部 長	今中 良昌	消防長	近藤 治彦
教育こども 部 長	北河 浩紀	会計管理者	妹藤 博美	消 防 本 部 次 長	三 浦 毅
総務部財政課長	中嶋 友典	総務部税務課長	森 泰昭	都市創造部 都 市 整 備 課 長	橋本 祐一
教育こども部 教 育 総 務 課 長	島村 博之	教育こども部 教育総務課 主 幹	宮里 孝弘	教育こども部 教育総務課 参 事	高島 且行

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 猪倉 悟 書 記 村田 健一 書 記 小東 義明

議事日程第3号

平成27年6月25日(木)午前10時開議

日程第1 第45号議案 工事請負契約の締結について

(町立第一小学校耐震補強工事)

第46号議案 工事請負契約の締結について

(町立第二小学校耐震補強等工事)

第47号議案 工事請負契約の締結について

(町立第四小学校耐震補強等工事)

日程第2 第48号議案 工事請負契約の締結について

(町立第一中学校耐震補強等工事(第1期))

日程第3 第49号議案 工事請負契約の締結について

(町立第二中学校給食棟増築工事)

日程第4 第50号議案 動産の買入れについて

日程第5 第51号議案 島本町税条例の一部改正について

日程第6 第52号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第1号)

(午前10時00分 開議)

伊集院議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第45号議案 工事請負契約の締結について(町立第一小学校耐震補強工事) から、第47号議案 工事請負契約の締結について(町立第四小学校耐震補強等工事) までの3件を一括議題とし、昨日の議事を継続いたします。

それでは、昨日に引き続き質疑を続行いたします。

質疑ございませんか。

河野議員 私が最後になるのかと思いますけども、質問させていただきます。

第 45 号から 47 号、一括議題ということで、私としましては工事の安全性はもちろんですけども、近隣への説明会に関わる関係です。

まず、初めにお尋ねしますけども、これは学校なり、こういった工事関係すべてに通じることですが、都市創造部にお尋ねいたします。この議案に関わっての開発上の指導内容ですね。特に近隣への説明、中高層の建築物ということで言えば、島本の今現時点での開発指導要綱に沿っての指導はどのようなものであったのか。簡潔でかまいません、お答えください。

それから、以前、これは高槻交通タクシー車庫跡地の土地を売却に向けて更地にされたときの私自身の痛恨の教訓なんですが、その一隅に島本の木であるクスノキ、樹齢は相当あったのではないかと言われておりますが、もう存在しませんのでわかりませんが、それをバッサリと根こそぎ切ってしまったということについて、そういったことに見識のある方からのご指摘をいただいております。今回の3ヵ所の工事には、そういったものは関わってはいないと思いますが、後にも控えております議案の中で、やはり学校の校庭などに、こういった天然記念物になるのかどうか、匹敵するものかどうか、まだ判断には困るようなもの、それでも樹齢や幹周りなどでも相当歴史的な価値のあるものがあるようにも聞いております。歴史のある学校であればあるほど、そういうものが多いということでありますけれども、そういうものについて、教育委員会で行われる工事ですので、なおさら歴史文化資料館や生涯学習課などとの連携はどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

先般、町立プールの廃止のときにも、こういったことを質疑させていただいて、確か 水無瀬神宮に土地を返還される前に、樹木を伐採される前に、一定の措置を取られたよ うに聞いておりますが、その点についても例としてご存じであれば、お答えください。

都市創造部長 おはようございます。河野議員のご質問のうち、開発指導要綱との兼ね合いということでございますが、本件3件につきましては、小学校の耐震補強工事に関わ

る内容ということでございますので、特に開発指導要綱との兼ね合いはございません。 以上でございます。

- **教育こども部長** 今回の工事に関わって樹木等でございますけども、当然、耐震補強をするうえで足場が必要になりますので、一部、木の伐採とか枝を払うというようなことは生じてまいります。ただ、天然記念物というようなものはございませんので。特に足場を組むところで支障が出てくる木ということで、桜の木であったり、あるわけですけども、その辺は学校のほうとも協議をしながら、できるだけ残す形で工事は進めていきたいというふうに考えております。
- 河野議員 そういうことであれば、この3議案については、近隣への説明についての開発 指導要綱上の指導はなかったということなので、近隣から説明会を求められた場合に、 そういった指導上の問題は起こらないということになるんですかね、答弁を求めます。 ただ、そういうことではありますけども、これはだから工事の種類が違うのかも知れ ませんが、私自身が学童保育室の保護者会であった時代に、第四小学校の屋内運動場の 壁面塗装、外壁塗装の工事がありました。そのときに、やはり工事用車両の搬入が夏期 に集中するということで、保護者会に対して夜間に、当時は民生部所管だったので、民 生部の職員が中心になって、保護者会に対して工事の内容や工期の説明、一定の保護者 からの疑問に答える、要望にも応えるという形で取っていただいたことを記憶しております。

今回は、そういったことまでは必要ないというふうに教育委員会のほうではお考えなのか。開発指導とは関わらず、やっぱり安全・安心という面では保護者の協力も求めなければいけませんので、そういった説明については、今回はお考えはないのかということについて、お尋ねさせていただきます。

それから、今の天然記念物はないということはわかっております。そんなものを根こそぎ切るというようなことはしないというのは当然ですけども、そういうものに匹敵するようなものが内在しているという、古い歴史のある学校であればあるほど、そういうものがあるということ、あるかも知れないということを、教育委員会の事務局はご存じなくても、やっぱり歴史文化資料館であるとか地域住民の方は、よくご存じだと思いますので、その点の歴史的なものについての検証とか、連携をしっかり取られているのか、ということを訊いております。ですので、こういったことに関して歴史文化資料館の職員の関与というのはあるのかないのか。水無瀬神宮の更地のときでも、町立プールは教育委員会としての解体工事でしたけれども、樹木についての一定の措置は取られたというふうに私は聞き及んでおります。答弁を求めます。

教育こども部長 説明につきましては、昨日も佐藤議員のご質問がございましたけども、 近隣につきましては戸別に訪問をさせていただいて、工事予定の内容をお知らせしてお ります。今後、児童生徒、保護者に対しましては、文書でもって、工事の工程であった り、どういったところにピタコラムが入るかとかいうような図面を付けた形で、全生徒にお配りをする予定にしております。また、工事の工程等は変わるかもわかりませんけども、変わるようなことがあれば、そのつど、お伝えをしていくということで考えております。

それから、樹木の件ですけども、歴史的なものということで、樹齢、結構経っている木も当然ございます。それについては、工事を設計する段階でいろいろと検討を進めてきております。ただ、歴史文化資料館の職員が行って、それを確認しているというとこら辺まではやっておりません。学校とは当然、協議はしておりますし、その中で残せるものはできるだけ残していきたいというふうに考えておりますが、どうしても、やはり支障になる部分がありますので、その点については致し方ない部分もありますので、伐採をするという部分もございます。

以上でございます。

都市創造部長 工事に伴う説明会、住民の皆さんへの説明ということでございますが、今回、第一小学校、それから第二小学校、第四小学校ということで、それぞれ校舎の形態等も違う中で、それぞれ影響があるというふうに見込まれるところにつきましては、個別にご説明にあがるケースと、工事のお知らせを配布させていただくケースということで、一定、直接影響のある住民の皆さんに対しましては、個々にご説明にあがっているということで、各小学校について対応させていただいております。

また、開発指導要綱の中でも、高さの2倍ということでの一定の基準もございますので、それも参考にしながら、今回の説明する範囲というのは決定をさせていただいているところはございます。

以上でございます。

平野議員 学校施設の耐震化ということで本格的に進められるということになりますが、 幾つか、お尋ねいたします。一小、二小、四小と、すべて関わるようなことを先に申し上 ばます

これは予算審議の内容なのかも知れませんけれども、今回の公共工事、一小・二小・四小で工事契約金額の総額は6億8千万円にもなるということですけれどね。耐震工事だけではなくて、屋上防水工事、外壁塗装工事と、これはもう早くこういうこともしなくてはいけないということで、この工事に含まれたというふうに思いますが、これだけの大きな工事ですし、一括することでコスト削減になるということは理解できますけども、これだけ大きな公共工事を発注するということについては、全く地元の公共工事に関わっている業者への還元というのは、地域経済への循環というか、そういう意味では回らないわけですけれども、屋上防水とか外壁改修工事とかいうのを分離発注するという検討は一定はなさったのかどうか。その点だけ、お聞かせいただきたいと思います。それから、一小・二小・四小とも、この耐震補強工事の工法としてはピタコラム工法

ということでお聞きしておりますし、この工法が適しているということについては一定、説明もいただきました。しかし、いろいろと日本建築防災協会というところの評価というのがありましたが、それを見ますと、70 工法ぐらいの工法があるということがわかりました。その中には、評価の視点としてね、工期とかコスト、それから居ながら施工という観点ですね。それから離間とか、騒音・振動、採光・通風とかいう評価点で特徴を示したものがありましたけれども、70 もある工法の中から、やっぱりピタコラム工法が最適ということだったと思うんですけれど、これだけある中から、これが良いということの理由というか、もう少しお示しいただきたいと思います。

この資料の中では、ピタコラム工法というのはコスト面、それから騒音・振動面、採 光・通風面では丸印が付いてなかったんですね。工期、それから居ながら施工、美観に ついて〇がついていたということから考えますと、他の工法でも可能であったのかどう か。ちょっと専門的にはわかりませんけど、どうだったでしょうか。

それから、工事監理業者というのが別途業務委託されていると思いますけど、これは それぞれ3校とも決定されて、この工事については監理をされるということだと思いま すけど、各業者名を教えてください。

それから、Is 値のことですけれど、国基準が Is 値 7 ということで、町基準としては それを上回る 7.5 という基準でするということで、少しは安心するというか、被災度が 小さくなるというふうに思いますけど、一小の場合は、2 棟のところで Is 値が 8 という のが示されています。 0.5、Is 値が上がることでね、どれほどのいわゆる事業費が上が るのかどうか、改めてお訊きしたいと思います。学校施設のいろいろな改修とか施設整備の拡充とかいうのは、いっぱい課題がありますから、少しでも、そういうところにも回すということも考えないと、総合的に考えないといけませんので、できるだけ、それは Is 値が高いということはいいですけれど、7.5 を8 にするということで、どれぐらいの 工事費の増加になるのかということ、わかれば教えてください。

それから、当然、学校施設の工事ですから、夏休み期間を中心に、限られた期間の中で実施されるということですし、いろいろ工法とか工期とかも考えながらされていますし、児童とかの配慮、生徒への配慮もされています。学童保育室は夏休み運用、実施されていますので、やっぱり学童保育室への配慮というのも大事だと思います。その点、学童保育室から要望されていること、指導員さん、もしくは保護者から要望されていることがあればお示しいただき、その検討はどのようにされているかということをお訊きしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

教育総務課長 5点、質問いただきました。 5点目から、学童保育室の点から答弁させて いただきます。

学童保育室につきましては、今、議員からございましたとおり、夏休みの期間中も児

童が来られますので、その点、一定配慮等、させていただく必要がございます。まず、 部屋なんですが、各一小・二小・四小とも、それぞれ耐震工事、影響、関わってくる部屋 がございます。特に第二小学校等は、もろに学童保育室のところにピタコラム工法の具 材を打ち付けますので、かなりの騒音になってきます。その点、現場の要望等もござい まして、別途、別室のほうで、空調が整っている部屋を用意して欲しいということがご ざいましたので、その点は各校とも現場と、また子育て支援課と我々と協議いたしまし て、それぞれ部屋の対処は、もうすでに話はさせていただいております。

以上でございます。

都市整備課長 それでは、残り4点について、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の屋上防水、それから外壁改修についての分離、それから一括、その際検討したのかどうかというお尋ねでございますが、当然、一定の検討はいたしております。ただ、今回、耐震補強工事を行うにあたりましては、校舎周りの全体的に仮足場を組みますので、当然、費用については別途発注するよりは安価になる。そういった判断から、今回、一括で発注させていただいたということでございます。

それから、工法検討についてのお尋ねでございますが、70 工法ということで、たくさん、様々な工法がございますが、その中から、やはり現場に見合った工法ということで3 工法に絞り込んで、今回、実施設計の段階で3 工法から経済比較であったり、工期の面であったり、内部の影響、そこら辺、トータル的に判断をさせていただいて、今回のピタコラム工法につきましては安価であり、かつ工期も短縮でき、内部への影響が極めて少ないといったことから、適切な工法であるということで判断させていただいて、この工法を選定いたしております。

それから、工事監理の件でございますが、業者名でございますが、第一小学校につきましては、一応、これから随意契約を結ぶといった形にはなりますが、実施設計を行った業者で随意契約を予定いたしておりますのが、第一小学校が株式会社大和建築事務所、それから第二小学校が株式会社板垣建築事務所、第四小学校が株式会社林設計事務所ということで、今後の契約にはなりますが、適正な審査をして、随意契約を巻いて、工事のほうは慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、残りの Is 値の関係でございますが、0.75 から 0.8 ということで、費用の差でございますが、基本的には今回のピタコラム工法で言いますと、工面当たりで行きますので、基本的には経費的には、そう上がるとか、そういったことはないという判断はいたしております。

以上でございます。

平野議員 学童保育室のほうから、お尋ねいたします。

学童保育室の現場からの話、また保護者からの要望なんですけれども、私のほうでお 聞きしているのは、プールがまず使えなくなる、ということをおっしゃっておりました、 夏のプールですね。ですから、何かの対応をしていただきたい。これは第四学童保育の保護者からなんですけれども、第三小学校のプールを使えないだろうかというご要望があるようです。ただ、これは学童保育室の指導員さんの、現場からのお話ではありませんので、いろいろな引率することの安全性とか、プール指導の安全性とか、指導員の配置とかいうことがちゃんとできるのかどうか。それも含めて考えないといけませんからね、そういうご要望があったとしても。だから、そういうご要望があるわけですけど、どのような検討がされているか、ということです。

二小についても、プールは使えないというふうにお聞きをしております。ですから、 学童保育室、長い夏休みの間、朝から晩まで保育室にいなくちゃいけないわけですし、 運動場とか体育館とか使えると思いますけど、水遊びがないというのは、ちょっと残念 かなと思いますので、その点、どうでしょうかということと、それから仕様書のほうに、 工事車両の7時半から8時半はしないんでしたかね、ちょうど通学の途中だから。です が、「学校休業日を除く」と書いてありましたのでね。これも学童保育室に関わって、 学童保育室は朝早くから子ども達が来ますので、そういうときに支障がないのか。その 辺は学童保育室とか学校との協議が要るのではないか、安全面での体制が必要ではない かというふうに思います。

それから、先ほどの分離発注のことですけれど、安価になるということは素人の考えでもわかるんですけれどね。ですけれども、安価になるということは非常に大事なことなんですよ、コストがあまりかからない、大事なことなんですけれども、地域への経済還元ということから考えますと、そういうことも検討はしたということですけど、具体的な検討をどのようにされたかということも、一定、お聞かせください。

過去には私は、指名をするときに町内業者だけでするのは競争性が働かないということも言っておりますが、やっぱり、これだけの公共工事がすべて町外の、もちろんBクラスというところが町内業者にはおられないということからかも知れませんけれども、発注されるというか、お金が外に行ってしまうということについては、少し残念な思いもあるんですけれどね。その辺、具体的な検討というのはどういったことだったでしょうか、ということです。

それから、ピタコラム工法、三つの工法の中から選んだ。安価であること、それから 工期が短縮できること、内部への影響が少ないということでしたけれど、三つの工法と いうか、他二つの工法の工法名を教えてください。

それから、工事監理の業者は実施設計の業者に随意契約するということですけれど、 それは、これまでもそういう方法だったということですか、ちょっと確認します。仕様書 にあります、監理員がこの工事監理をするということになっていますが、この監理員と いうのが、具体的にこの工事監理をする業者であるというふうに確認していいというこ とですね。 いっぺんに工事をするので、もちろん、そういう監理員に任せるということも重要ですけれど、やっぱり町の職員さんが各校をしょっちゅう見に行かないといけないんではないかなと思います。職員の態勢としてはどうなっていますか。工事監理は町の職員の責任でもあると思うんですけれど、業者に任すということももちろん必要ですし、町の職員さんがそういう工事現場との連絡を取ったりとか、随時、学校との連絡を取ったりとかいうことをしないといけないと思います。そういう体制はできていますでしょうか……(「説明のときに訊いておいたら」と呼ぶ者あり)……。大事なことですよ……(「何のために説明受けてるの」と呼ぶ者あり)……。議案ですから、質疑をしていますので。

伊集院議長 簡潔にお願いいたします。

平野議員 それから、0.5、Is 値が上がるということで特に費用の差はないということで、これは特に再質問はいたしません。

以上です。

(「聞こえないので勝手な発言をやめていただきたい」他、議場内私語多し)

教育こども部長 学童保育室のプールの件でございますが、これまでも、例えば第三小学校の学童保育室が四小、一緒にプールを利用するとかいうようなことは過去にはやってきておりますので、そういったことが可能かどうかということについては、今後、指導員のほうとも調整をして、可能であれば他の学校のプールを使うとか、合同でやるとか、そういったことは検討をやっていきたいというふうに思っております。

第二小学校の現行の学童保育室のクーラーが使えないということにつきましては、夏休み期間中、教室を別のところに設定をいたしまして、そちらのほうで学童保育室をやる予定にしておりますので、そちらのほうはクーラーが使えますので、場所の移動で多少……(平野議員・自席から「二小はプールが使えない」と発言、「議案説明のときに訊いておけば」他、議場内私語多し)……、クーラーはそういう対応で。

- **伊集院議長** 今、答弁中なので、ご静粛にお願いいたします。議場内の皆様、ご静粛にお願いします。今、答弁中ですので、しっかりと聞いてください。
- **教育こども部長** それと、第二小学校のプールにつきましても、先ほど第四小学校の部分 でご答弁しましたように、今後、指導員のほうと調整をしてまいりたいというふうに考 えております。

私のほうからは、以上でございます。

都市整備課長 残りの点について、ご答弁申し上げます。

まず、具体的な検討の内容ということで、当然、耐震補強を行う際には、先ほども申し上げましたが、仮足場を組むこととなります。一小を除く各残り2校については、経年劣化に伴いまして外壁改修、それから屋上防水が必要になってくる。この耐震補強を行うタイミングで、やはり重要視しているのは安価になるといったことがございますので、このタイミングで一括発注をさせていただいたという判断でございますので、ご理

解いただければありがたいと思っております。

それから、ピタコラム工法、三つの工法ということで、こちらの工法名については手元 に今、具体的な資料ございませんので、後ほどご答弁させていただきます。

それから、工事監理についてでございますが、これまでも、やはり実施設計を行った業者については現場を熟知しておりまして、その熟知した業者を工事監理者とすることで、やはり円滑に工事が進められるということで、これまでも行ってきております。ただ、工事監理でお任せするだけじゃなくて、当然、町の職員のほうも現場に足を運びまして、工事監理の方と一緒になって工事を円滑に進めていくということも、きっちり、その辺も踏まえまして、慎重に進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

教育こども部長 工事車両の件で、仕様書のほうに7時半から8時半は通らないということで、休日を除くということでございますけども、学童保育の関係もありますので、その点については、学童保育の開設日については、そのことについても十分考慮したうえで、今後、業者のほうと打ち合わせの中で、その時間帯は通らない、学童に支障が出ないように対応していきたいというふうに考えております。

都市整備課長 残り2工法ということでのお尋ねに、ご答弁申し上げます。

ピタコラム工法以外に、二つの工法といたしましては、アルミブレース耐震補強工法が一つ、それからハイブリッド工法、このピタコラムを合わす3工法で検討し、ピタコラム工法を選定いたしております。

以上でございます。

外村議員 まず、45・46・47、全般でお伺いします。

指名委員会が2回開かれてますけども、今回、対象業者が40社あり、同程度の規模の 実績がある業者の中から、さらにピタコラム工法に実績のある業者を選んだら13社になったということですけども、まず、この40社及び13社、これは全部大阪府下の業者なのか、これが知りたい。うちはもう京都に近いんですから、京都の業者もその中に入っているのか、それを教えてください。

それと、今回の指名の仕方、どういう方法で指名されたか、通知の仕方ですね。それを お聞かせください。

あと、この3議案見ますと、見事に13社、全部同じメンバーでされてるわけですね。 見事に全部、約9社が辞退なり指名辞退なりして、4社ずつが入札に参加している。何 かもうほんとに、話し合いが行われているんじゃないかと疑いたくなるような状況です。 私としては、これだけの工事があるわけですから、すべて同じ業者13社を三つとも指名 するのではなくて、少しずつ変えるという手がなかったのかと。そのために40社の中か ら13社以外に、大阪府以外の、京都なんかもなかったのかということを訊いてるわけで すけど、その辺のことをお聞かせください。 それと、45・46・47、全部、森長工務店というところは指名すら辞退しています。それは当然、抱えている仕事が多くて受けられないからなのかと思ったら48号、これは今回の議案と関係ないですけど、48号では名乗りをあげている。だから、この3校をなぜ断ったのか、ちょっとわからないので。本来私は、前にも訊いたと思うんですけども、入札指名もらいながら辞退するというのは、なんでかというのは、やっぱり訊くべきだというふうに前にも言ったんですけど、それは訊かないのが常識だと言われて、そうですかって、しゃあないんですけど。やはり指名辞退、入札辞退、訊くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それと、45 号議案は榎並工務店が失格になったということですけど、5月 25 日に三つやっていて、この45 号議案だけ入札に参加して、あと二つは失格になったということは、時間差があったのかという、その辺の事情を教えてください。

それと 45 号議案の決め方ですけども、45 号議案の説明では、榎並工務店と中川企画と栗本建設が3社同一の金額だったということで、その中で榎並が〇〇したので、中川企画と栗本建設で見積もり合わせをしたという話を聞きましたけども、本来ならば、次点が2社あったわけですね、中川企画と栗本建設。前の説明、44 号議案のときも、次点の中でも順番がある、同じ同点の次点でも2位と3位があるんだということだったので、このときに中川企画と栗本建設、どっちが2位でどっちが3位だったのか。2位だったところに、なぜしなかったのかという、改めて見積もり合わせしたというのが理解できないんですが、その事情を教えてください。

もう一つは、これだけの大きな工事が立て続けに発注されるわけですから、私としては、今はどうか知りませんけど、地元企業と必ずジョイント・ベンチャー組みなさいと、こういう指名の仕方もあると思うんですよね。だから、当然、島本町の町内業者でできる工事の範囲も、この中にもあるはずなんですよ。全然、全く、うちの町内業者にはできない工事ばかりの工事なのか。そうでなければ、そういうこともあるし、指名委員会でそういう議論もなぜされないのか。非常に淡々と指名委員会が終わって、何か知恵が全くないような気がするんですが、そういう議論はされなかったんでしょうか。

以上、教えてください。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 35 分~午前 10 時 35 分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁のほう、よろしくお願いいたします。

都市整備課長 数点、お尋ねいただいておりますので、ご答弁申し上げます。

まず、指名業者の中で大阪府以外、府外はあるかとのお尋ねでございますが、絞り込んだ13社の中にも、府外の業者さんはいてるということとなっております。

それから、指名の方法ということでございますが、まず、配付案内書という、指名す

る際にファックスで配付案内書、いついつ指名通知書を取りに来てくださいといった配付案内書をファックスで送信させていただきまして、今の流れで言いますと、次の日に指名通知書を各業者さんに取りに来ていただいて、指名通知を行っているといった状況となっております。

それから、3校とも13社、なぜ同じ業者を指名したのかといったお尋ねでございますが、あくまでも、先ほどから申し上げてございますが、実績の中から、今回のピタコラム工法の実績があるところから絞り込んで、今回、指名をさせていただいておりますので、3校とも同じピタコラム工法ということで、同じ13社を指名させていただいたということでございます。

それから、辞退の理由でございますが、今の現状では、入札辞退届を持ってこられた際には、そういったご事情はお聞きはしておりませんが、これは推測になるんですが、技術者の関係とか、請け負ってはるタイミングとか、そういったことから辞退される業者さんもおられるのではないかなと。これはあくまでも推測ではございますが、一定、そういった形で認識はいたしております。

それから、入札時の失格の内容ということでございますが、まず、榎並工務店につきましては一小の入札の際、当然、入札参加をする際に見積もりが必要になってまいりますので、見積書を提出していただいたうえで入札に参加していただいて、落札候補者に決定したということが、まず1点ございます。次、落札候補者に決定されたことから、二小・四小につきましては入札を辞退させていただきたい旨のご相談がございましたので、そこで入札辞退届を持ってきておられれば、入札辞退といった形で手続きはできるんですが、二小も四小も見積書、それから入札辞退届、その2点を持ってきておられなかったので、入札で参加していただくこともできなかったということで、入札辞退もできず、見積もりがないことから二小・四小の入札も参加していただけないといったことで、一応、失格の扱いということで判断させていただきました。

随契についてのお尋ねですが、まず、どちらが2位かというお尋ねでございますけども、昨日もちょっとご答弁させていただきましたが、同額になりますと、同額になった、例えば、これで言いますと3社同額になっておりますので、まず、1番、2番、3番といった棒で抽選を行います。1が落札候補者になる。あと2、3と引かれた業者さんで、2の札を引かれたところが一応次点といった形で、今回、中川企画建設株式会社が2番の次点ということで、3番札が栗本建設工業株式会社といったことで、そういった内容となっております。

それから、町内業者への指名ということでございますが、本町の一応規則で、予定価格によって指名できる業者のランクが変わってまいります。今回、予定価格が1億円以上ということから、Aランク・Bランクが対象となりまして、そのAランク・Bランクが40社あるうち、それが町外業者になるんですが、今回は1億円以上ということから、

町外業者の指名で、先ほどの13社で入札を執行させていただいた、といったこととなっております。

以上でございます。

- **教育こども部長** 先ほど都市整備課長のほうからご答弁させていただきましたが、随意契約に今回なったということで、今回、最初には指名競争入札ということで執行をいたしまして、仮契約まで締結をしました。従いまして、この入札については、この時点でいったん終わっておりますので、次、新たな契約をするには再度入札をするか、随意契約をするか、という選択になってくるわけですけども、夏休みにこれは工事を進めなければならないということで、1回目の入札のときに次点、それから3番目であった業者から見積もりを取って、今回、安価なほうと随意契約をするということになりましたので、1回目の入札の時点の業者さんだけをもって随意契約をするということはできませんので、その点、ご理解いただきたいと思います。
- **外村議員** ご答弁、ありがとうございました。先ほどお答えあった、町内業者を私、指名に入れると入ってませんよ。町内業者をジョイント・ベンチャーに組むことという条件を付けられなかったのかということを言っているわけですから、全然、質問に答えてない。ちゃんと答えてください。そういうことは世の中にいっぱいあるはずですから。

それと、40社の中に府内じゃないところがありますという話でしたけど、具体的に、 どこがどこなんでしょうか。それをお答えください。

それと、今の教育こども部長のご答弁では、45 号議案の場合は榎並と仮契約したから、 再度入札するか、見積もり合わせするしかなかったということで、仮契約してなかった ら、2番の中川企画になっていたということなんでしょうか。

都市整備課長 順不同にはなりますが、どこが大阪府外かというお尋ねから、ご答弁申し上げます。

先ほど、ちょっとご説明が悪かったとは思うんですけれども、今回の13社につきましては、すべて大阪府内ということでございます。残り、そういった検討する中で指名する際に選定した40社程度が、府外の業者さんもおられるといった状況でございます。 以上でございます。

総務部長 先ほど教育のほうの部長が申し上げました、仮契約をしたからという部分は、若干、補足をさせていただきたいんですが、指名競争入札は一定、落札者というのが決定して、その後、できないというふうな形で相手方と契約ができない状況になっております。そこで、いったん指名競争入札の事業といいますか、それ自身は終わって、今度、「地方自治法施行令」の第167条の2第1項の第9号の「落札者が契約を締結しないとき」という随契のほうに移行しますので、別物というふうに考えていただいたほうが結構かと思います。ですから、次点の方と随契をするというふうな選択肢はございません。これにつきましては文献のほうで、質疑応答で同様のものが出ておりまして、これも

大阪府のほうの市町村課にも確認をして、今回の対応というのは妥当であるというふう な確認をしております。

以上でございます。

都市整備課長 J V についてのお尋ねでございますが、そういった J V の方法も、ご指摘のとおり、ございます。ただ今回、耐震補強工事ということで、円滑に、速やかに実施していく工事でもありますことから、そういった J V を行いますと業者間調整とか、そういったことにも期間を要するといったこともございますので、そういったことをトータル的に判断させていただいて、今回は J V 等、そういった形態ではなく、今回の発注形態で発注させていただいたといったことでございます。

以上でございます。

外村議員 今、総務部長からお答えいただきました。そしたら昨日の話、44 号議案では、 次点という意味や価値が、何の価値があるのかというと、やっぱり次点は次にチャンス があるんだという説明があったんで私が訊いたんですけど、次点というのは、もう意味 がないということですね、全く。次点と書くこと自体も何の意味がないということです ね、数字見たら次点ってわかるんですから。次点には、何かアクシデントがあったら、 そこに回ってくるというふうに思うんで、その辺はちょっと、どう理解したらいいのか は教えていただきたい。

それと、先ほど府内・府外の話を盛んにしますけども、うちは、40 社の中に京都府の 業者は何社ぐらい入っているんでしょうか。

その2点、お願いします。

都市整備課長 府外、京都府の業者さんにつきましては、業者数については、申しわけご ざいませんが、把握いたしておりません。

以上でございます……(外村議員・自席から「後で教えてください」と発言)……。

総務部長 先ほどのご質問で、「次点」という部分でございますが、これは入札調書の中で出てきている表現でございますが、私どもが今回のケースでの対応、どういった処理が適当かという部分で文献を調べましたところ、先ほど私が申し上げましたとおり、指名競争入札というのはいったん、これでもう終わっている。相手方が契約をすることができないという事情で、最終的に随意契約を選んだ場合は別物として取り扱うと。

その中で、見積もりの提出を求める場合であっても、ここの指名業者の中から選ばないといけないということでも必ずしもないわけで、今回は最低制限価格に榎並工務店も含めて3社貼り付いておりましたけども、榎並工務店のほうが今回契約できない。そうしますと、あと2社というのが最低制限価格で1回目、応札をされておりますので、それ以下の見積もりという部分で、他の業者は1回目応札されてませんので、最終的には、この残った、最低制限価格を入れられた2社から見積もりを取ったという形の処理になりますので、ここで、おっしゃっている入札調書の次点というものの取り扱いというの

と、随契での取り扱いというのは、別扱いという形になってしまいます。 以上でございます。

関 議員 1点だけ、お伺いいたします。

夏休みを含む短期間で、小学校、中学校の工事が一斉に開始されて、多くの大型車両が島本町内に集中して入って走行されることが予想されるんですけども、住民ホール跡地の解体のときにもお訊きしましたけど、大型車両の待機場所はどこを想定されているんでしょうか。

それと、夏休みということで、本来ならば学校にいる子ども達が、逆に遊びなどで街中を自転車等で走り回っている状況を顧みて、交通事故防止等について大阪府警なり協議されているんでしょうか。あるいは具体的な指示、交通事故防止についての具体的な指示事項等は出てきているんでしょうか。

都市整備課長 2点のお尋ねに、ご答弁申し上げます。

大型車両の待機場所ということで、基本的には、やはり待機をさすのは良くないというふうに考えておりますので、随時、工程の中で搬入車両については調整して、工事のほうは実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、具体的な安全対策ということで、ご指摘のとおり、様々協議は必要になってくるかと思いますので、具体的に施工計画を立てる段階で、そういった安全対策にかかる部分についても、きっちりした形で整理して、慎重に工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 平井議員 工事完了後の教室の照度とか明るさが授業等に影響しないのかどうかと、あと 窓を開けたら、たぶん目の前に鉄骨なんかがあるんで、おそらく、それを使って降りたり することはないと思いますけども、その辺についての安全対策について、ちょっと考え 方をお聞かせいただきたいと思います。
- **教育こども部長** 教室の照度については、今よりも若干落ちることはあると思います。そ の辺で支障が出るようであれば、照明についても今後対応していく必要があるというふ うに思っております。

また、安全対策につきましては、一定、小学校のほうには窓際に柵もございます。当然、教師のほうも指導しながら、そういった危険なことはしないようには指導はしていくんですけども、一定、乗り越えて外に出られるような状況にない、柵が小学校には設置されておりますので、その辺も再度点検をしていきたいというふうに考えております。

戸田議員 学童保育に関しましては協議をされているということ、配慮していただけるということはわかりましたが、議案資料の図面9に基づいて、1点だけ、確認したいことがあります。

第四小学校の学童保育室と、それと現場事務所の間です。飼育小屋の前の三叉路の辺

りは、子ども達の動線を考えると、ここに工事の車両が行き来するということ、大変危険 ではないかと思うのですが、この点について、どのように配慮されるのか、確認してお きたいと思います。

そして、第一小学校です。天体ドームの部分は大変老朽化が進んでいます。ここの Is 値はどうなっているのか、懸念するところです。また、今回、耐震は必要なしと判断されている、大丈夫ですよ、という根拠をお示しいただきたいと思います。

そもそも第一小学校は、給食室に耐震工事が影響があるということでしたが、今回、耐震工事は給食室を壊すことなく可能だと。これはよろしかったのですが、結果的に給食室の改修が見送られることになっています。第一小学校については、ガス・コンベクションオーブンがない、メニューに制限がある。このことが、他の3校にも影響していると認識しています。食器並びに食器洗浄機の課題も残ったままです。これについては、どのように考えておられるのか、ご説明ください。

大きく、今後の課題として問います。指名業者の適性についてです。今回は先方から申し出がありました。しかしながら、そうではなかった場合、工事の途中で自己破産をされる、あるいは倒産してしまわれるということがあり得るということが、今回のことでわかりました。今後の課題として問うておきたいのですが、指名業者の適性について財政的な判断、これにより審査する術というものはないのでしょうか。

以上です。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 56 分~午前 11 時 05 分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

都市整備課長 まず、四小の安全対策についてのお尋ねでございますが、ご指摘のとおり、このグラウンドと飼育小屋の間につきましては、一応、工事の搬入口になっておりますし、工事車両と児童の一番交わるところであるというのは一定認識いたしておりますので、交通整理員は常駐しておりますが、その交通整理員で誘導等行って、工事車両が搬入する際には児童の安全確保に努めてまいりたい、このように考えております。

それから、一小の天体ドームの部分でございますが、今回の工事でも、その塔屋、天体ドームの塔屋自体の窓、窓が1ヵ所ついているんですが、今回の工事で、その窓を閉塞して、Is 値のほうは確保したいと思っております。また、閉塞することで規定のIs 値を確保できますので、今回、工事の中でIs 値については確保するように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育こども部長 次に、給食室の件でございますが、給食室も課題になっております。この耐震工事が終わりましたら、給食室につきましても整備に向けて取り組みは進めていきたいというふうに考えておりますが、まだ具体的にどういった形でというとこら辺ま

では定まっておりませんが、現状では校舎の中で整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務部長 それでは、先ほどご質問ございました工事中に倒産をするケースもあるだろう ということで、事前に財政的な状況、たぶんこれ、経営的なということだと思うんです が、そういう把握をするべきじゃないかということでございます。

まず、島本町競争入札参加者選定規程の中で、第2条で競争入札参加者資格審査申請書というのを、業者登録のときに出していただきます。その添付書類の中で、工事業者さんでありましたら、経営事項審査結果通知書というものを出していただきます。これは国土交通省の外郭団体が一定審査をしてるものでございますが、そこに一定、経営状況とか細かなものが書いておりまして、それによって経営状況、その時点の経営状況という部分が、ある程度わかる。この経営事項審査結果通知書に変更があれば出していただくというふうなシステムになっております。

以上でございます。

戸田議員 学童保育、子どもの動線、第四小学校については安全対策に人を配置されるということ、わかりました。

天体ドームについては老朽化が進んでいますので、懸念するところですが、耐震化によって一定の安全性は、高まりはするということだと思います。今後の課題だと思います。サークルができていまして、100人ぐらいの会員がいて、子ども達が夜に次々と天体ドームに上がるということが定期的に行われていますので、ここの安全対策は必須だと考えています。

一小の給食室についても、今後検討されるということで、ぜひともお願いしたいという か、必須だと思います。

指名業者の経営的な観点からの適性ですが、お示しいただいた点、理解はしたのですが、このような審査、今回は変更届が出されてはいなかったのだろうと。そして、これは定期的に行われるものなのですか。あんまり間が開くと、この審査の意味がありません。それだけ、確認しておきたいと思います。

総務部長 業者登録の更新は、申請は3年に1回でございまして、その間に追加の申請を していただくという形になっております。先ほど申し上げましたように、経営状況とか 営業所が変わるとか、変更があれば、随時出していただくという形になっております。 以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第45号議案 工事請負契約の締結について(町立第一小学校耐震補強工事) に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 45 号議案 工事請負契約の締結について (第一小学校耐震補強工事) について、賛成の討論を、人びとの新しい歩みを代表してさせていただきます。

Is 値が 0.07 しかないと判明した 19 棟を中心に、ピタコラム工法とコンクリート補強工事を行うものです。

当初の入札事業者であった株式会社榎並工務店様より、資金繰りが立ち行かないこと、自己破産の申し立て、再建への道筋を模索されているとの理由で辞退の申請がありました。ご説明にあったような経緯で、栗本建設工業株式会社との工事請負契約を締結するものです。耐震化工事が滞りなく行われた後には、見送られてきた給食棟の改修にも着手されるとのこと、重ねて要望しておきます。

そもそも、第一・第二、そして第四小学校、さらに第一中学校の耐震化工事を同時に行うことに対する教育現場、教師、児童生徒への負担、さらに担当職員の皆さんの精神的・物理的な負担を思うに、政策判断の遅れに対する町長並びに執行部幹部の責任は大きいと感じています。財政が厳しいと繰り返しおっしゃってきたわけですが、同時に工事を行うことで財政的削減がされるということはなく、財政の平準化という視点からも、今後に大きな課題を残すこととなりました。この点は、重ねて申し上げておきたい点です。しかしながら、今回の耐震工事、待ちに待った工事の締結については、賛成するものです。

以上をもって、賛成の討論とさせていただきます。

- **伊集院議長** 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。
- 佐藤議員 第45号議案 工事請負契約の締結について(町立第一小学校耐震補強工事)請 負契約について、日本共産党議員団を代表いたしまして賛成の討論をいたします。

この第一小学校の耐震化、これについては非常に待たれていた工事であることは確かです。けれど、今回、三つの小学校、中学校1校と耐震工事が同時に行われることになったという、そのことでグラウンドが使えないなど、様々な支障が出てきているという、このことも一方にございます。このような事態を招いた、このことについて、議会にも町政にも、省みて反省するところがあるものというふうに考えます。

今後、このようなことを起こさないように、お互いに心していきたいものと述べさせていただいたうえで、この工事が工期内に安全に終えられることを強く望みます。特に、期間中の子ども達への安全の配慮、これは十分にしていただいて、授業への影響も最小

限にしていただくようお願いするものです。

また、学童保育室の子ども達のことですが、学校のプールが使用できないという点では、学童保育室の子ども達が水に触れる機会がなくなるという、こういう事態が起こるということで、学童保育室の指導員ともよく相談をしていただいたうえで、例えば、前日申し上げましたマイクロバスを出すなど、様々な方法を考えていただきますように強くお願いをしておきます。

第一小学校については西国街道沿いでもあり、民家も近く、近隣への影響も大きいと 思われます。近隣住民への説明、十分にされることを求めて、賛成の討論といたします。 伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第45号議案 町立第一小学校の請負契約について、仮契約業者が突然破産手続き(の準備)を開始されました。担当者にとっては、学校の夏休みになんとしても耐震補強工事をと必死で動かれたこと、私たちにもしっかりと伝わってまいりました。担当者の皆さん、本当にご苦労様でございました。

内容に対しましては、担当者のほうから十分説明を受けておりました。学校は、子ども達の1日の大半を過ごす場所でもあり、また災害の際には、住民の皆さんの避難場所でもあります。

最後になりますが、工事におきましては、絶対無事故をしっかりと要望いたしまして、 賛成の討論といたします。本当に担当者の皆様、ご苦労様でございました。

伊集院議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第45号議案 工事請負契約の締結について、賛成の討論します。

今回、3校一括ということで、大変大きな工事の発注になったわけですが、ほんとに 私、先ほどの質問でも言いましたように、これだけの大きな工事がいっぺんに集中する というのも非常に問題だと思っております。やはり一つずつすれば、一つの工事で何か 問題点が発生したら、学習効果が生まれて次に活かせるとか、そういうことが起こるん ですけども、今回、いっぺんになったということは非常に残念だと思っています。

それと、大きな工事でありながら、指名メンバーがすべて一緒ということで、ほんとに、もう少し他の業者にチャンスを与えるとか、競争原理が働くという観点から、ちょっと、今後、考え直していただきたいなと。ひいては大きな工事があるわけですから、町内業者にも何か潤うような仕組みを考えていただけたらありがたいなということと、あとはいっぺんになるということで、町内にトラックやなんかの交通が、大変渋滞するんじゃないかと心配しておりますけども、その辺は十分に注意を払っていただいてやっていただくようお願いしまして、賛成といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第45号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第45号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第46号議案 工事請負契約の締結について(町立第二小学校耐震補強等工事)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 第46号議案 町立第二小学校耐震補強等工事請負契約について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成の討論をいたします。

学校施設の改修工事ということで、教育現場、また学童保育室への影響というのも大きくありますので、その点につきましては十分、現場との協議などを踏まえまして、安全対策をしていただきたいと思います。

また、近隣地域住民についてもですけれど、確かに隣接はしているところは少ないですけれどもね、やはり大きな工事車両が住宅内を通るということもありますので、必要な情報を提供して理解を得るということが必要だと思います。十分な説明をお願いしたいというふうに思います。

第二小学校につきましては、耐震の工事をする棟、校舎の棟が離れているということで、敷地全体に工事車両が通るということになりますので、私は、非常に大きな影響を与えることだなというふうに思っております。その点の協議を十分にしてください。それから学童保育室についても、現保育室を使えないということで、別の校舎に学童保育室を作って、そちらで運用をするということをお聞きしております。お聞きしますと、2階と3階というんですか、3階と4階でしたか、を使ってということですので、学童保育室が離れてしまいますので、その点につきましても、本当に指導員さんの皆さんと協議をしながら、安全な体制を取っていただきたいというふうに思っております。

それから、ピタコラム工法という工法について、他の二つのアルミブレース工法、ハイブリッド工法について、お示しいただいて、この三つの中から、このピタコラム工法が良いというふうにされました。私が先ほどご紹介しました日本建築防災協会の評定の中で三つを比べますと、確かに、この三つの中では一番ピタコラム工法が適している、すべてにおいて、工期やコストとかの評点からして良いということは確認できましたので、この工法は妥当だというふうに思います。

以上、賛成の討論です。

伊集院議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「議長」「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 すいません、議事がもう、「他に討論ありませんか」に入っておりましたので。 (河野議員・自席から「手をあげてたんですよ」と発言)

(「声を出して」「議事進行」他、議場内私語多し)

伊集院議長 「本案に賛成の方の発言を求めます」で挙手をしていただかないといけない んですけど、これは厳重注意とさせていただきますので……。

(河野議員・自席から「賛成かどうかもまだわからないうちに、挙手していたのをスルーして、確認していない」と発言、他議場内私語多し)

伊集院議長 以後、議長の発言に対してきっちりとしていただくように…… (河野議員・ 自席から「あなたは、他の発言で……」と発言) …… 厳重注意をしまして、河野議員、 静かにお願いします。今、佐藤議員と私と話をしておりますので、静かにしていただけ ますか。

次に行かさせていただきますよ、今、戻すつもりでいますので、厳重注意をして戻す つもりでいますので、河野議員、ちょっと黙っていただけますか。話しされたら、議事 進行できないんですよ。河野議員にも、厳重注意させていただきます。

戻りまして、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 日本共産党町会議員団を代表いたしまして、第46号議案 工事請負契約の締結 についての賛成討論をいたします。

第45号議案と同様の趣旨において、賛成をいたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第46号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第46号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第47号議案 工事請負契約の締結について(町立第四小学校耐震補強等工事)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 第47号議案 工事請負契約の締結について、日本共産党を代表いたしまして、 賛成の討論をいたします。

概ね、第45号議案と同様の趣旨において賛成ですが、この第四小学校の件につきましては、近くに保育所、大型マンションがある地域でもあり、特に期間中の子ども達への安全の配慮、これは十分に、よろしくお願いをしたい。

それから、大型マンション・保育所の出入りと、工事車両の出入りとで、この付近は 交通混雑することが予想をされます。近隣への説明は、特に丁寧にすることが必要だと いうふうに考えますので、十分な説明を求めて、賛成討論といたします。

伊集院議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第47号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第47号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

昨日も注意しましたように、挙手する際には「議長」と、必ず発してください。小さい声でも結構でございますので、よろしくお願いいたします…… (「大きい声ではないのか」と呼ぶ者あり)……。

大きい声がいいんですけど、喉の関係上というのはお聞きしておりますので、小さい 声でも結構ですので、あげていただくように、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第2、第48号議案 工事請負契約の締結について(町立第一中学校耐 震補強等工事(第1期))を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長(登壇) それでは第 48 号議案 工事請負契約の締結について、ご説明を 申し上げます。 本契約の締結につきましては、町立第一中学校耐震補強等工事(第1期)の契約で、 請負業者が確定いたしましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

今回の契約にあたりましては、島本町競争入札参加者選定規程により、請負予定金額が1億円以上5億円未満の工事請負でありますことから、B等級の業者のうち、過去に耐震補強工事の経験のある業者を選定し、指名競争入札により請負業者の決定を行いました。

指名競争入札の執行につきましては、平成27年5月21日に9社に対しまして指名通知を行いましたが、6社から入札辞退の申し出がございました。そのため、平成27年6月3日に3社による指名競争入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、議案参考資料1ページの入札調書のとおり、株式会社掛谷工務店を落札候補者とし、議案参考資料2ページのとおり、8,898 万1,200 円で仮契約を締結したものでございます。株式会社掛谷工務店は、資本金23億6,500万円、従業員数99人で、過去に耐震補強工事の経験があり、昨年度、町立第二中学校の耐震補強等工事の請負業者でございます。

それでは工事内容について、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

今回の工事の主な内容は、大きく三つございます。まず一つ目は、内付鉄骨ブレース 工法による耐震補強工事と、コンクリート耐震壁による耐震補強工事でございます。内 付鉄骨ブレース工法を簡単にご説明申し上げますと、既存の建物の建具を撤去し、柱や 梁にアンカー鉄筋を打設し、これに鋼板を接合し、その後、外面にアルミ製建具を取り 付け、内面に腰壁を設置する工法で、基本的に建物の外部で作業ができるため、学校等の 耐震補強工事では比較的多く用いられる工法でございます。

二つ目は屋上の防水工事で、既存の防水剤を撤去し、新たにシート防水にて全面防水 工事を行うものでございます。

三つ目は外壁改修で、既存の外壁のクラックやコンクリートの浮きを全面補修し、防水型の途料で仕上げるものでございます。

3ページの、議案参考資料(1)をご覧ください。

赤色で着色している部分が、工事対象となる建物の範囲でございます。

次に、4ページの議案参考資料(2)をご覧ください。

下段左は、校舎中庭から見た南立面図で、赤で着色している部分が内付鉄骨ブレースを設置する箇所でございます。また、緑色で着色している部分がコンクリート補強をする箇所でございます。その他の校舎北側及び西側と東側につきましては、外壁改修が主な工事内容となっております。

次に、5ページの議案参考資料(3)をご覧ください。

図面左側は、下段が1階、中段が2階、上段が3階部分の平面図でございます。赤で 着色している部分が内付鉄骨ブレースを設置する箇所で、緑色で着色している部分がコ ンクリート補強をする箇所でございます。また、図面右側が屋上と塔屋の平面図で、全面防水工事を行うものでございます。

次に、6ページの議案参考資料(4)をご覧ください。

工事作業範囲でございます。青色の矢印は工事車両、赤色の矢印は職員及び生徒の動線でございます。工事実施にあたりましては、学校の授業や生徒のクラブ活動に極力影響の出ないよう計画しておりますが、工事実施に伴い資材搬入やクレーンの設置等のために一定のスペースが必要となりますことから、グラウンドの一部が工事範囲となっております。また、グラウンドには仮設校舎を設置をいたします。

今後、学校及び請負業者と詳細について協議・検討のうえ、仮設計画や工事作業範囲 を決定する予定でございます。

最後に、7ページの議案参考資料(5)をご覧ください。

工事工程でございます。工事工程につきましては、契約同意をいただきましたら直ちに本格的な工事の準備作業を進め、騒音や振動等の出る工事は極力夏休み期間を中心に 実施しますが、土曜日・日曜日、祝祭日等に作業が発生する場合がございます。

なお、工期につきましては、議決いただきました日から平成27年12月21日までの工期で、工事を進めてまいる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、第 48 号議案 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。質疑、ございませんか。

清水議員 耐震補強、一中の件ということで、議案参考資料の4番のところで、ちょっと 2点だけ、確認させていただきます。

これは工事用通路、グラウンドを含めてテニス場もあるんですが、小学校とは関係ないんですが、あちらでは敷鉄板等、敷かれていたんですが、ここでは敷くようなことを考えているんですかね。

それが1点と、第一中学校工事用車両の出入り口が楠公道路、交通量が多いところだ と思うんですが、たぶんこれ、進入時も右折進入になると考えているんですが、その辺 の対策というのは特に取られているんですか。

教育こども部長 工事用通路等につきましては、鉄板を敷く予定をしております。

工事車両の進入の仕方でございますが、それにつきましては、今後、業者のほうとも調整をさせていただいて、一番安全な入り方ということで協議をしていきたいというふうに考えております。

平野議員 第一中学校の耐震化は2ヵ年に関わるということと、それから仮設校舎に移動 しての工事期間になりますということで、かなり大がかりだというふうに思いますけど、 周辺は住宅地が密集しているということ。先ほど清水議員がおっしゃったように、この 桜井幹線というんですか、この道路も非常に交通渋滞が激しいところで車両が出入りするということを考えますと、やはり近隣の住民への説明会、これは個々の説明会はしていますとおっしゃっているんですけど、やはり住民説明会をしていただきたいと思います。これは住民さんからのご要望もありますので、ぜひとも、お願いしたいと思います。それから、この耐震の工法のブレースというんです、ブレースの色のことですけれども、第二中学校のブレースの色というのがピンクということで、もちろん、学校の裁量というんですか、色を決めるのは学校の裁量だというふうにはお聞きしておりますし、それはそれで尊重しなければならないことだというふうに思いますが、できるだけ景観というか、周辺との景観に見合った形での色の選定というのを、少し配慮していただけるとありがたいと思いますので、そういう意見があったことを学校長さんにもお伝えいただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。それはちょっと越権行為になるのかどうかわかりませんけれど、目立ちますのでね、ぜひ、お願いしたいと思います。

教育総務課長 2点、ご質問を賜りました。

まず、説明会の件なんですが、議員のご指摘のとおり今回、近隣、特に住宅側の耐震補強工事ということで、耐震の音等、騒音等の近隣の対応というのが一つ、重要と認識しております。その中で、小学校と同じように仮契約させていただいた中で、近隣のほうの対応を個別に取っていきたいと考えております。また全体の住民説明会等は、自治会等の調整等踏まえまして、自治会等で要望がございましたら、個々に対応していきたいと考えております。

あと2点目の、鉄骨の色なんですが、議員がおっしゃるとおり、学校の建物の中で、 学校長を含め現場の方々、現場の職員等の意見も踏まえたうえで、現場と調整して色を決 めているというところなんですが、周りの景観等も含めて、今後、我々も入らせていた だいて、調整はしていきたいと考えております。

以上でございます。

田中議員 2点、質問させていただきます。参考資料6のところを見ますと、まず、工事 車両出入り口、その下に注意書きがありますが、「児童の登下校時は、工事車両出入り 禁止」というふうにありますが、これはまず、時間的には登校時・下校時、何時から何 時までなんでしょうか。

それから、ちょっと私の考えですけども、登校時はいいとして、下校時の「学校関係者、職員、生徒通用出入り口」、これは住宅側にあります裏門というんですかね、そちらのほうは安全なので、下校時に限っては、それを使えば児童、学校関係者、職員、それほど不便じゃないかと思うんですけども、そういう配慮はどうなんでしょうか。

その2点について、お聞かせください。

教育総務課長 児童の登下校の時間帯なんですが、まず登校につきましては、朝の8時半までは工事のほうは出入り禁止という形で、止めてございます。あと、こちらも下校時に

つきましては、生徒等、またクラブ等もございますので、下校時間がバラバラになるんですが、一定、この入口のところに交通整理員のほうを2名つけさせていただいて、対応させていただきたいと考えております。

あと、個々の学校の行事ございますので、それにつきましては各小学校も一緒なんですが、各週ごと等に施工業者と打ち合わせさせていただいて、対応を取らせていただきたいと考えております。

あと裏門の出入り口につきましては、今のところ、そこに特化した形で下校時に使う ということは、今現時点では考えておりませんので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

河野議員 第48号議案 第一中学校の工事について、質問させていただきます。

すでに他の議員の方々から多く出てますので、重複しないようにしたいんですけれども、第一中学に関しては私自身も自宅が直面している、前におりますので、住民の方のお声がリアルに入ってくる立場にあります。そういった声だけ紹介していきたいと思いますが、すでに先ほど近隣への説明会ということでは、いろいろと疑問や、あるいは今でもいろいろとお答えになったことで解消されることも多いとは思いますけど、具体的にいろいろと聞いたり、不安な内容について訊きたいとおっしゃってることですね。まずは騒音・振動、それは居住されている範囲にもよりますけれども、あとは先ほどおっしゃった車両の搬入、工事期間ということですね。

そういったことについて、すでに、この工事が2年にわたって行われるということを知られた住民の方から、個人からはお二人、自治会・管理組合等団体からは1団体からお尋ねがあったので、私としましては、この議場で言う前に、それぞれが町役場の担当課のほうにお問い合わせくださいというふうに申しあげたつもりですが、そういったお問い合わせはあったのかどうか、答弁を求めます。

それから、個別と全体説明会とおっしゃいましたけども、個別というのはあくまで1 軒、1軒、訪ねられる方法だというふうに認識しております。全体というのは自治会単位、あるいは周辺、近隣を一つの単位として説明会をされるという内容で認識しておりますが、間違いはないでしょうか。答弁を求めます。

それから、前回、ここでも議会の議論によって、住民ホールの解体工事のときに、やはり説明会は必要であろうと、アスベストの問題もありましたので、二度ほど開催をされています。その後、私たちの一般質問、会派の議員の一般質問で、2回の開催のあり方について、時間等の配慮などが必要だったのではないかという一般質問もしておりますけれども、ただ、人数が少ないから意味がないというわけではなく、開催されたことには大いに意義のあるものですし、それによって、その後、いろいろな紛争には繋がらないという効果もあろうかと思います。その点では、仮に団体においても人数が少ない、あるいは小規模であるということによって説明会をしない、そういうことには繋がらな

いように、それはやはり丁寧にやっていただきたいと思っております。その点について、 答弁を求めます。

教育総務課長 2点、ご質問をいただきました。

まず、1点目の議員が認識しておられる要望が、個人二つ、管理組合1団体あるということでございました。我々教育委員会におきましても、一中の工事に関しまして、個人の方から一人、あと管理組合から1団体の、説明をしていただきたいという要望は受けております。

それから、2点目の個別の説明と全体の説明会の認識につきましては、簡単に経緯を説明させていただきますと、今回の工事、夏休み期間中に主に集中してさせていただくということから、期間がかなり、今回の契約同意いただいてから、かなり短い期間で工事を始めさせていただいて、一定、メインのところは夏休み期間中に終わらないといけないという、そういう背景がございます。

その中で、何が一番住民の方々に理解していただけるかというところを関係各課と相談させていただいた結果、まず近隣、特に音の出る範囲のところは個別に回らせていただこう、より丁寧に説明させていただこう、という対応を取らせていただきました。それから議員がご指摘ございますように、自治会等、また管理組合等でご要望がございましたら、そのつど対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 工事車両の出入り口のところですけども、どの程度の大型車両が出入りするのかわかりませんけど、かなり出入り口というのは狭いというふうに感じているんですよね。それから言ったら、もう少し拡げるなりしたほうが出入りに、かなり視界も良くなるというふうに思いますので、その辺、安全確認もしやすいというふうには思っております。

それともう一つは、学校関係者、職員、生徒の通用口の出入り口を、仮に別ルートでフェンスを開けて通路を作ったほうが、より安全で、スムーズに工事車両も出入りできるん違うかなというふうには思っておるんですけども、そういった考え方がなかったのかどうか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

教育こども部長 工事車両につきましては、今回、第1期工事で鉄骨ブレースを付ける工事でございます。ものを潰すとか、そういう工事でありませんので、車両そのものは、そんなに普段、出入りを多くするものではございません。当初、工事を始めるにあたって資材であったり、クレーンを入れるときには集中するかもわかりませんけども、通常の工事を進めていくうえでは、それほど車両の数というのは出てこないということで、今回、出入り口を一つということでやらせていただきましたけども、今後、2期工事で13棟の工事をしていくときには、一部、校舎の減築というのが出てきますので、その廃材の処分とか、運び出すという部分では、一定車両が必要になってくると思いますので、

その時点で必要性があれば、通用口についても検討したいというふうに考えております。 以上でございます。

川嶋議員 1点だけ、お伺いします。

今、平井議員のほうがおっしゃいました、この通用口、出入り口ですね、工事車両の。この部分では、これも狭い部分でもあるので、それも対策が必要やと思うんですけれども、それ以上に楠公道路、両側に常に駐車している車が何台か、毎日ありますよね。その点においては、かなり通行の妨げになるんじゃないかなとも思いますし、また夏休み期間とかに入りますと、やはり子ども達も自転車で、例えば小学生の子たちも自転車で走ったりとか、いろんな意味で、ここの楠公道路に関しても人の通行量も多くなるんではないかと。ちょっとその辺、懸念するんですけれども、その点については対策はしないといけないんではないかと思うんですけれども、そういう点において、警察との話し合いとか、その点においてはされますか。

教育こども部長 先ほどご答弁しましたように、車両自体は集中する時期というのは、最初の工事にかかる時点が一番多いのかなと思いますけども、今、議員ご指摘のように駐車している車両が相当ありますので、その点については警察のほうにも取り締まりの要請とか、そういったことは今後やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議員 ここは、ちょっと知識があれなんですけど、駐車違反にはなっているところではなかったですよね、だから停められているんですよね、あそこはね。一応、2ヵ年にわたっての工事ということになりますので、ほんとに、そういう意味では、今からその辺の対策はしておかなければいけないんではないかと思っているんですけれども、しっかり、その点、していただけるように、事故があってはいけませんし。

それと、この工事車両の出入り口ですね。この付近には信号もあります。メゾンから 出てこられる車には反応して、信号は変わります。人が通られるときは押しボタンで通り ますけれども、そういう意味で、信号の変わり方も様々ですので、そういう点において も、いろいろ、この辺の部分には考えておかないといけないことがあるんではないかと 思っているんですけども、しっかり、その辺の対策、お願いしたいんですけども。

教育こども部長 楠公道路については、駐車違反の区域であったというふうに思っております。再度、それも確認をさせていただいて、警察のほうとも協力しあって、対応していきたいと思っております。

安全対策につきましては、ご指摘のように楠公道路、結構、交通量もあったり、歩道 も人が多い箇所でもございますので、安全対策については万全を期していきたいという ふうに考えております。

河野議員 何度も重ねるようですが、今の川嶋議員の指摘はね、ほんとに日々生活している住民からしても、今でもかなり危険ですし、そういった荷下ろしや、様々乗降に使わ

れるときに停められる。車の間から、また信号が、あれだけの短い区間でありながら、その間を縫って、住民が無理横断をされるということが日々ありますので。もちろん、そういった住民と車両についての警察関係の協議は必要なんですけれども、そうは言いましても、近隣商業地域ということで商店街が控えている中で、荷下ろしとか、実態としては、そういったことを必要とされている方もたくさんおられると思います。

一律に警察によってということ、もちろん、それが第一義ですけども、そういう意味も含めてね、本来は、そういった商業関係、商工団体などと、ちゃんと説明会をされるとか、一定の必要な配慮なり措置を講ずるとか。例えば、管理組合は管理組合で要望があるようですけれども、こういう近隣商業地域、商店街の周辺としての特殊性がありますので、その辺、やっぱり個別という中に、そういう営業についての必要な措置は講ずるということは、町の責任として考えなければいけないのではないか。

これはちょっと、私自身が直接聞いているわけではありませんが、一住民として感ずるところですので、その点、今のところ、そういう議論はなさっていないのであれば、こちらから積極的に説明に回るなど、あるいは商工団体に説明にあがるなど、そういうことをやったほうが、むしろ円満に、円滑に工事が進むのではないかと。逆に言えば、必要以上の停止とか停車とか、そういうことも、それはそれで住民も営業の方も協力をいただくという、両方の面があると思いますので、その点では町のほうから積極的に説明会を開く、あるいは体育館などを使って、1~2回、大がかりに行うということのほうが、かえって合理的ではないかと思っております。これは私の考えですが、いかがですか。

- **教育こども部長** 先ほどもご答弁をいたしましたが、車両自体が、頻繁に大型車両が連続して進入するという工事ではありませんので、1日に3台、あるいは5台程度の車両の通行ですので、その辺については、通常の――あちこちで工事もされてますけども―― 通る車両と比較しまして、そんなに多くないというふうに考えておりますので、現状の対応でいけるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- **河野議員** もう重ねませんが、そんなに多くないとおっしゃいますけど、8時半から工事を開始されることが、今、わかっているわけですから。その8時半から工事を始められるまでの車両の移動が集中したり、出入りが集中する時間帯を心配しております。

ですので、日常、一日中、出入りが激しくあるとは思っておりませんが、その時間の前後が、やはり営業や、住民の方の活動が頻繁に行われる時間だと思いますので、先ほど他の議員からもありました、待機という話もありましたが、そういったことは一番、当事者の方がご存じですし、その点はやはり心してかかっていただきたい。もう、要望に止めます。

以上です。

伊集院議長 他に質疑ありませんか。

平野議員 1問目に質問した答弁でね、この全体説明会については、自治会の要望があればします、というようなご答弁だったと思うんですけどね。すでに個人お一人から、また管理組合などからも要望があるわけですから。実際に要望があるんだったら、やはり全体の説明会はしなければならないのではないですか。答弁を履行するというか、答弁どおりにするとしたら、しなくてはいけないのではないですか。それは、ちょっと曖昧でしたからね。結局、最終的にどうするのかということについて、はっきりお答えなかったと思うんですけれど、要望があるわけですから、すべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

教育総務課長 全体の説明会についての追加のご質問でございます。

平野議員がおっしゃるように、全体の説明会をさせていただくタイミング等もいろいる検討させていただいたんですが、まず現場の、これから施工していく中で、7月に入りまして、すぐさせていただく中で、より早く近隣の方の要望とか、あと自治会長等を通して、いろいろなご意見を先に聞かせていただきたいという思いもございましたので、一定、着手は早く回らせていただいたということでございます。

それから、先ほど管理組合さんのほうから1団体、要望があるということでご答弁させていただきましたが、その内容等につきましても、全体の説明会を、大きく住民説明会をして欲しいという要望ではございませんでして、特に第一中学校の前の楠公道路を挟んでの辺りの交通量の出入りとかを心配されてましたので、その点を踏まえて、ご説明させていただきたいというやりとりをさせていただいております。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 日本共産党町会議員団を代表いたしまして、第48号議案 町立第一中学校の耐 震補強工事についての賛成の討論をいたします。

趣旨は、第45号議案と同様でございます。同様の趣旨において賛成をいたしますが、 ただ、この一中の工事につきましては2期にわたる長期間の工事でありますし、特に場 所的にも、今までの質疑の中でもありましたように駅の近くで交通量も多く、人家も商 店もあるという地域ですので、特に近隣に対する配慮、交通に対する配慮、これは強く 望まれるところですので、よろしくお願いをします。

また、何度も質疑がされました説明会について。これは個別の説明、あるいは自治会

からの要望に応えての説明会、こういうものは当然していただけるというふうに思います。今までの答弁でも、していただけるものと思いますが、それにも増して、やはり町主催で、全体に対する説明会をなさる。このことが、やはり必要だというふうにも思います。商店もあり人家もあり、そういう地域でもありますので、今後、様々、この工事に対して住民の方からいろいろ配慮をいただく、そういうこともあると思いますので、説明会をしておく、このことのほうが、より、この工事をスムーズに進めるためにも、効率的に進めるためにも良いことだというふうに考えますので、ぜひ、この点は強く要望しておきたいと思います。

以上を望みまして、賛成の討論といたします。

- **伊集院議長** 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。
- 川嶋議員 第 48 号議案 工事請負契約の締結について(町立第一中学校耐震補強等工事 (第1期))に対し、公明党を代表し討論を行います。

耐震診断結果において、校舎の一部に不具合が生じたことから、これまで工事の方法を協議・検討がなされ、ようやく今年度、小学校3校とともに工事に着手されることは、これまでの関係部局の皆様のご努力を鑑み、大いに評価するものであります。

今年度から2年にわたる工事となり、またグラウンドには仮設校舎もできることから、子ども達への授業や、特にクラブ活動に対する影響はかなり出るものと思われます。ぜひとも影響について最少限に留めていただき、混乱、事故のないよう努めていただけるようにと、そして工期に関しても計画どおりになるよう要望いたします。また、先ほども申し上げました。楠公道路におきましての安全対策も、あわせてお願いいたします。

また、外壁・屋上防水に関しまして、今回の工事の中で実施をされますが、二中において、外壁と屋上防水の耐震化工事の際にされた校舎がありますが、二中の保護者の方からも声を聞いております。特に、残された校舎に関しましての外壁に関して、二つしかない、この島本町の中学校です。一中同様にきれいにしていただけるよう、あわせまして要望いたしまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 第一中学校耐震補強工事の請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成の討論をいたします。

予定というか、公共施設の耐震工事の、特に学校施設に関わる計画においては、本来は、もう1年早く実施する予定だったというふうに思っております。1年遅れての、ようやくの工事着手ということで、待ち望まれていたことだと思います。この耐震補強工事は2ヵ年にわたる工事ですので、質疑の中でも述べましたように、やはり近隣住民への説明などは不可欠だというふうに思いますので、強く求めておきます。

また、学校行事や教育活動への影響、できるだけ少なくする、支障を生じないように

するということにつきましては、現場の職員の皆さん、学校関係者の皆さんとの事前協 議というのを徹底していただくということを要望いたします。

工期についてですけれど、中学校給食との関連もありますので、できるだけ早く整備をしていただくということも要望をしておきたいと思います。

伊集院議長 本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第48号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第48号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時05分~午後1時05分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、第49号議案 工事請負契約の締結について(町立第二中学校給食棟増築工事)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長(登壇) それでは第 49 号議案 工事請負契約の締結について、ご説明申 し上げます。

本契約の締結につきましては、町立第二中学校給食棟増築工事の契約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

今回の契約にあたりましては、島本町競争入札参加者選定規程により、1億円以上5億円未満の工事請負でありますことから、B等級の業者のうち、過去に公共建築工事の経験のある業者を選定し、指名競争入札により請負業者の決定を行いました。

なお、指名競争入札の執行にあたりましては、平成27年5月8日に10社に対しまして指名通知を行いましたが、7社から指名辞退の申し出がありました。そのため、平成27年5月26日に3社による指名競争入札を執行いたしました。その結果、中川企画建設株式会社と仮契約を締結したものでございます。

入札結果につきましては、議案参考資料1ページの入札調書のとおり、中川企画建設株式会社を落札候補者とし、議案参考資料2ページのとおり、3億8,344万8,600円で仮契約を締結したものでございます。中川企画建設株式会社は、資本金8千万円、従業員数92人で、過去に公共工事に関わる工事の経験がございます。

それでは工事内容について、ご説明を申し上げます。

今回の工事の主な内容は、大きく二つございます。まず、一つ目は給食棟の新設でございます。二つ目は、給食棟を新設することによる、既存校舎を現行の「建築基準法」等に適合したものに改修する工事でございます。

3ページの、議案参考資料(1)をご覧ください。

赤で着色している部分が、給食棟を設置する箇所でございます。

次に4ページの、議案参考資料(2)をご覧ください。

赤で着色している部分が給食棟内の調理室等の配置を示した図でございます。

次に5ページの、議案参考資料(3)をご覧ください。

これは、給食棟の立面図と断面図でございます。建物は、延べ床面積 622.34 $\rm m^2$ で、鉄骨造りの $\rm 1$ 階建てでございます。

次に6ページの、議案参考資料(4)をご覧ください。

給食棟を新設することによって、既存校舎を現行の「建築基準法」等に適合したものに改修する必要があることから、改修を行うものでございます。左下の既存不適格リストの表をご覧ください。大きく、11項目の改修が必要となっております。

1と2につきましては、火災の際の延焼を防ぐために既存の窓を撤去し、延焼を防ぐためのアルミサッシに取り替えるものでございます。3につきましては、屋内運動場におきまして、火災の際の延焼を防ぐためにアルミサッシガラスの取り替え及び一部床下の通気口を閉塞するものでございます。4につきましては、自転車置き場とごみ置き場連結部の木造屋根を撤去するものでございます。5につきましては、プール木造庇を撤去するものでございます。6につきましては、グラウンド木造倉庫を撤去のうえ、既製品の倉庫を新設するものでございます。7につきましては、プール木造倉庫撤去のうえ、既製品の倉庫を新設するものでございます。8につきましては、既製品倉庫の基礎を新設し、留め具などで結合するものでございます。9につきましては、屋外階段・1階石板屋根の一部を撤去するものでございます。10につきましては、ごみ置き場の木製扉を不燃材料であるメッシュフェンス扉に取り替えるものでございます。11につきましては、「大阪府福祉のまちづくり条例」に関連して、誘導ブロックや車いす用駐車場整備等でございます。

具体には、7ページから 10ページにかけまして、校舎内の改修箇所を青色で着色しております。

7ページの、議案参考資料(5)をご覧ください。

これは、校舎1階部分の平面図で、総合案内板や補助手すり、点字表示、誘導ブロックの設置を行うものでございます。

次に8ページの、議案参考資料(6)をご覧ください。

これは、校舎2階部分の平面図で、補助手すりや点字表示、誘導ブロック、簡易オス

トメイトを設置するものでございます。

次に9ページの、議案参考資料(7)をご覧ください。

校舎3階部分の平面図でございます。補助手すりの点字表示や、誘導ブロックを設置 するものでございます。

次に10ページの、議案参考資料(8)をご覧ください。

これは校舎4階部分の平面図で、補助手すり、点字表示や誘導ブロックの設置のほか、 コンピュータ室入口に段差解消のスロープを設置するものでございます。

次に11ページ、議案参考資料(9)をご覧ください。

工事作業範囲でございます。工事実施にあたりましては、学校の授業や生徒のクラブ活動に極力影響の出ないよう計画しており、今後、学校及び請負業者と詳細について協議・検討のうえ、仮設計画や工事範囲を決定する予定でございます。

最後に12ページの、議案参考資料(10)をご覧ください。

工事工程でございます。工事工程につきましては、契約同意をいただきましたら直ちに契約を締結し、本格的な工事の準備作業を進め、7月から基礎等の土工事を進め、躯体工事につきましては、8月中旬から11月中旬を予定しております。その後、仕上げ工事及び外構工事を平成28年2月末までに完了し、各種検査を経て、平成28年3月15日竣工の予定で工事を進めてまいります。

なお、工事と併行して、学校等との調整や調理業者の選定などの事務につきましては、 並行して進めてまいります。

以上、簡単ではございますが、第 49 号議案 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

村上議員 ちょっと2~3、質問させていただきます。

まず、1点目。図面を閲覧しましたが、屋上部に、手元にある図面には書いてないんですが、鳩小屋とか、そういったものが屋上にあったかと思いますが、なぜ、ああいう場所に鳩小屋を計画されているのか、ちょっと、その辺、まずお訊きしたいと思います。

- **教育総務課参事** 「鳩小屋」と申しますのは、屋上部分に設備の配管がありまして、エアコンの室外機等が置かれているかと思うんですけど、その建物内部、パイプスペースのところを通って出てる部分で、建築の専門用語で「鳩小屋」と申します……(笑い)。ちょっと誤解を招くような名前ですが、よろしくお願いします。
- **村上議員** 大変、失礼しました。いわゆる鳥獣類の鳩小屋というようなことで標示されて おったもので、なぜ、こういう場所に鳩小屋を設置されたのかなという、非常に疑問を 持ちましたので、質問させていただきました。失礼しました。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

- 清水議員 それでは、今回、仮契約で議会で同意ということで、入札等では場内の安全管理等、一部仕様書等で通行時間帯等も明記されていると思うんですが、具体的に契約をして、それから詳細の部分、安全については施工計画等で確認される、協議されると思うんですが、それに間違いないですか。
- **教育総務課長** 議員のご質問について、議員のご指摘どおり、施工業者が決まって、これ から契約させていただいてから協議させていただきます。 以上でございます。
- 清水議員 わかりました。思っていたとおりなんですが、今回の議会の中で44号議案から今の中学校の給食棟まで、工程を見る限り、8月頃に第一・第二・第四小学校、一中・二中、それと給食棟、それに桜井跨線橋、たぶん、その時期に車両等が町内を走ることになると思うんですが。また、小野薬品についても工事車両が入ってくると思うんですが、各現場での安全管理というのは今までの議案の説明の中でわかっているんですが、町内通行する車両、現場では管理はできるんですけど、部署をまたいだり、トータルで管理するような考えを持っておられるんですか。
- **教育こども部長** 今回、多くの工事が夏休みに集中をいたします。可能な限り調整はしていきたいというふうに思っておりますけども、ちょっと民間さんの工事のほうは、教育委員会のほうとしてはなかなか把握もできておりませんけども、少なくとも小学校の耐震工事、それから第一中学校の耐震工事、今回、ご提案させていただいております第二中学校の給食棟の工事に関連いたしましては、可能な限り、車両が重ならないような調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 清水議員 今回、耐震関係、給食関係、それはわかったんですが、町の工事としては、住 民ホールの解体も車両の出入りがあると思いますので、跨線橋も含めて、現場同士の調整 というのは考えてもらえますか。
- **都市創造部長** この27年度、大変、公共工事を含めてですが、民間の工事も含めて、町内におきまして大型車両の通行が頻繁になるということが予想されておるところでございます。その際における交通安全対策につきましては、今、教育委員会のほうからもご答弁ありましたとおり、工事間での調整、それから全体との調整ということをしっかりとやっていく中で、特に桜井跨線橋につきましても今年度、補修工事をやるという中でございますので、工事中の安全対策については万全を期していきたいということを思ってますし、各機関の調整をきっちりとして、安全対策に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

平井議員 給食棟の工事なんですけども、全然、給食棟に関係ないところを、かなり触ってますよね。プールの周辺とか、建物の周りのサッシの関係とか。そこまで、それによ

って触る必要があるのかどうか、ちょっとわからないんで、どういう理由でここまでしなければいけないのか、ちょっと教えていただけますか。

- **教育こども部長** 先ほど、ちょっと提案説明でも触れさせていただきましたように、現在 の第二中学校というのは建築当時の各法律に沿った形での建物となっております。今回、この給食棟を増築するということにつきまして、現行の法令に則った形での改修が必要 になると。「既存不適格」といっておりますけども、そういった部分で、第二中学校が 建設された当初の法律に比べまして、やっぱり火災に対する安全対策とか、「福祉のまちづくり」、大阪府の条例ですけども、そういったものに適合するような改修をしなければ開発行為ができないということがございまして、その点については大阪府と協議を しながら、必要な箇所について、今回、あわせて工事をする。これをしないと、新たな建物が建てられないということでございますので、ご理解いただきたく存じます。
- 平井議員 法によって、ここまで触らないといけないのかなというふうに疑問にも思うと ころですけども、給食棟って火の出ない建物にしたらどうなんですか。そこまでしない といけないんですか。
- **教育こども部長** 火を使う、使わないに限らず、増築するということで、新たなものを同一の敷地内に造るということについては、先ほどご説明しましたように改築が必要でありますので、その辺は全く火には関係がないということで、ご理解をいただきたいと思います。
- **戸田議員** お尋ねします。資料請求をさせていただきまして、機器の配置図等、見せていただきました。これにあたりましてね、調理の作業現場において様々に配慮された点、作業手順並びに安全衛生面について、どのような配慮をされましたか。ご説明ください。それから国庫補助金、学校施設整備費補助金、平成27年度の当初予算において一定の金額が出ています。また今回、府の学校施設整備費補助金も獲得されている。それとは別に、国からの交付税において、中学生1人当たり幾ばくかの中学校給食事業費が計上されていると思うんですけれども、これに間違いがないか。国からの補助金、当初予算であがってた補助金の再度の確認と、国からの交付税に中学生1人当たりどれぐらいの事業費が計上されるか、ご答弁をお願いいたします。

この中学校においては、市街化調整区域であると認識しています。従って、都市ガスが敷かれていません。そうするとプロパンガスでの調理になると思うのですが、生徒数、そして先生方も含めて、おそらく800、900の規模になると思うんですが、このガスについてはどのようになっているのか、ご説明ください。

もう一つは、浄化槽の問題です。合併浄化槽であると認識していますが、これについては、どのような工事がなされるのですか、確認いたします。

そして、提出された資料、資料請求した中にあったと思うんですけれども、ランチル ームというのを考えておられるのではないかなと思ったのですが、この第二中学校、ラ ンチルームというのを整備して食育にあたっていかれるのか。その点も、この際、確認 しておきたいと思います。

1回目の質問は、以上です。

教育総務課長 ただいま5点ほど、ご質問いただきました。

まず、1点目ですが、新しい給食棟の安全面等で、また現場の、実際動かしていただく際の配慮した点についてのご質問でございます。

今回、中学校給食棟を造らせていただく際に、既存の小学校の給食設備等、課題等、参考にさせていただいて、それをクリアできる形で予算等を勘案しながら造らせていただきました。その中で、まず1点目、安全衛生に関しましては、フルドライシステムという形で、完全に汚染と非汚染区域、あと水場が、水が飛び散って、そのままになることによって汚染物、細菌等が繁殖しないような形を、まず取らしていただこうという形で、そういうシステムを採用させていただいております。

それから、参考資料にもつけさせていただく図でいきますと、まず、小学校にはなかった荷受け室という物を作りまして、野菜とか食材が届いた際に、いったん、中の下処理室とか調理室に行くまでに汚染――土とか着いてますので、いったん、そこで置き場を作らせていただいて外部、もちろんドアを開けることによって虫とかが入ってきますので、その入口等にはエアカーテン等つけさせていただいて、そこで第1段階の安全対策を取らせていただいております。あと小学校にもあるんですが、下処理のところで、通常、下処理する際に、野菜も肉も魚も同じ形で下処理をさせていただいてたんですが、そこの区分けを2種類、分けさせていただいて、それぞれ野菜と、肉・魚は別でさせていただこうという形を取らせていただいております。

また、動線につきましても、いったん、調理員等が外から入って、中の調理現場に入った際に、元のところには戻らないように、いったん靴を履いて消毒をされれば、一方通行で外に出て行くというような形も取らさせていただいております。

調理器具におきましても、それぞれ小学校にはない調理器具も実際、つけさせていただいております。真空の冷却器等をつけさせていただくことによって、今までできなかった、酢の物とか和え物をさせていただけるような形の機材も置かしていただいております。

等々、今回、給食棟につきましては小学校の課題等をしっかり反映させていただいて、 よりよい給食を実現させていただくために設計させていただきました。

それから、順番がちょっと飛ぶんですが、5点目のランチルームにつきましては、資料請求いただいた中に、課題として、第二中学校の部屋の課題等を載せさせていただいているんですが、実際は第二中学校につきましては、いろいろ財政的な課題もございますので、今、ランチルームを設置してというところまでは――現場の要望等もあったんですが、そこは財政的なところで、今のところは課題としてあげさせていただいている

に止まってございます。

あと、プロパンと浄化槽につきましては、参事のほうから答弁させていただきます。

教育総務課参事 LPガスについては、ガスボンベでの交換であれば、かなりの頻度で入れ替えをしなければなりませんので、配送費用等も含めて、今回は980キロのバルクタンクを現場に設置する計画でございます。

それと、浄化槽の改修につきましては、建設当時の浄化槽の基準と、今現在の浄化槽の基準が変わっておりまして、今現在の浄化槽の基準に合うように、今回、例えば自動スクリーン装置ということで、ごみ除去の装置を取り付けたりする改修を行う予定でございます。

以上でございます。

総務部長 中学校給食にかかる交付税措置の部分でございますが、経常経費の部分で、これはバクッとした計算にしかならないんですが、需要額として生徒1人当たり2万円程度の需要額算入がございます。ただし、交付税といいますのは基準財政需要額と基準財政収入額の差で交付されますので、この需要額がそのまま入ってくるわけではございませんし、普通交付税は一般財源でございますので、特定財源ではございません。

以上でございます。

戸田議員 調理室の配置に関して、今、ご説明いただいて、栄養士の職員の方のプロの仕事が活かされているなと、小学校における課題をきっちり拾って設計していただいていると。また、それに財政のほうも応えていただいたのだなということが理解できました。繰り返しませんが、動線、調理、衛生安全、大変様々な点で配慮がされていると理解しました。

確認します。かねてより私は、米飯を中心とした献立にしていくことが望ましいのではないかと申し上げています。例えば、週5日、それが無理でも週4日を……(「そこまで行ったら」と呼ぶ者あり)……入れるということが担保されている炊飯釜の設置になっていますか。ここは確認しておきます。炊飯に関しても、かなり配慮がされているというふうに思いますので、米飯について炊飯釜の状況はどのようになっているか、確認したいと思います。

それから、ランチルームです。クラス数、生徒の人数からすると、ランチルームがあることが食育には望ましいのではないかと思います。直接、工事には関わりがないので、要望に止めておきます。

市街化調整区域における給食棟の設置ということで、ガスボンベは交換の頻度を考慮して980キロの、バルクタンクですか、というのを設置される。これは頻度としてはどれぐらいの補充になるのですか。それを確認しておきたいと思います。周辺には幼稚園もありますので、安全という意味で、どれぐらいの頻度でガスボンベに補充されるのか、お訊きしておきます。

浄化槽については、現在の基準でされるということで、わかりました。大きな工事になるのだなということが、改めてわかりました。

財政なんですけれども、ご答弁の中で数字がお示しされませんでした。国庫支出金として、当初予算では学校施設環境改善交付金というのがあったかと思います。お手元で数字がおわかりでしたら、2億6,400万ぐらい歳入があって、府からは、何度もお示しいただいているように2億1千万。それに加えて1人当たり、一般財源ではあるけれど2万円という金額が、中学校給食に充てられるということで間違いありませんか。確認いたします。

教育総務課長 数点、ご質問をいただきました。

まず、1点目につきまして、米飯給食の週5日を導入した際の機能がある炊飯器があるかどうかというご質問なんですが、今回、二中の給食棟が一中の分も作らせていただくということで、炊飯機能につきましては、各学校1クラス分を一つずつ炊くというような形の炊飯機能を持った炊飯器は置いてございます。ただ、週5日にさせていただいた際に、それを1回でまかなえるかどうかというのは、今、手元に資料ございませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

それから、2点目のランチルーム、これは要望ということで、また今後につきまして、 現場としっかり調整させていただきたいと思います。

あと3点目のバルクタンク以降につきましては、参事のほうから答弁させていただき ます。

- **教育総務課参事** ガスバルクタンクへの補給の頻度でございますが、1ヵ月に一度程度、 バルクローリー車が現場へ来て、バルクタンクにガスを補充するものでございます。今 のところ試算ですので、よろしくお願いします。
- **教育こども部長** 特定財源のご質問でございます。大阪府の補助金といたしましては、1 校当たり1億500万円を上限にということで、親子方式ですから2校分ということで2億1千万、これは大阪府のほうでの予算措置もされておりますので、その範囲内での歳入はあると見込んでおります。ただ、国の国庫補助金につきましては、他の耐震工事も含めて多くの公共工事がある中で、どれだけ割り当てられるかという点については、まだ不透明な点がございます。あまり期待ができない財源であるのは事実ではございますが、できるだけ特定財源が獲得できるように、それについては今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

平野議員 中学校給食棟増築工事について、お尋ねいたします。

この工事業者の履歴というのを資料で提出していただいております、工事経歴書です。 これを見ますと、今回の契約業者であります中川企画建設株式会社の官公庁と契約した 件数ですね、それが8件ということで、その8件の中に学校施設の耐震補強工事という のがありまして、1件だけなんですね。他は下水道工事とかいうことで、図書館、それから市営住宅の工事はありますが、学校施設については1件ということなので、他の小学校の耐震工事とか一中の工事とかに比べて、業者としては、ちょっと工事実績が少ないのではないかと思いますけど、その点は大丈夫なのでしょうか。

それから、大阪府の中学校給食導入促進事業補助金交付申請書並びに給食検討委員会の要点録なども見せていただきましたし、工事内訳書等を見て、一つ、課題があるというふうに思っております。食器のことなんですけどね、これは厨房器具というのが、工事内訳の中にも厨房機器というのが 6,050 万円入っておりますので、この中の備品として食器を、いわゆるPEN食器、ポリエチレンナフタレートという樹脂を使っているPEN食器というのを採用されるということでした。

小学校では、3校は強化磁器食器で、1校がアルマイト食器ということなんですけれ どね。当然、私は中学校の給食にあたっては強化磁器の食器を使われると思っておりま したので、ちょっと驚いているわけなんですけれど。このPEN食器を採用した理由に ついて、また、この樹脂の安全性は十分保障されているのかどうかということを、お聞か せいただきたいと思います。

それから、今回は工事費用としてあがっておりますけれど、中学校給食、非常に評価 しておりますけれども、建設費用だけじゃなくて、当然、ランニングコストがかかって くるわけですけど、そのランニングコストというのは、どの程度でしょうか。

また、大阪府への補助金の申請の中に、整備計画の中にね、運営形態は民間委託ということになっていて、委託内容は調理業務及び配送業務ということで書かれております。 直営方式が望ましいのですけれども、民間委託というふうになっております。民間委託 ということはもう決定しているということですか。お聞かせください。

それから、必ず栄養士の配置が必要だと思いますけれど、この規模、学校規模であれば、栄養教諭の配置は可能だと思いますけど、その点について確認させてください。 以上です。

教育総務課参事 中川企画建設株式会社の工事実績でありますが、指名願いのファイルには古い時期の部分しか載っておりませんで、最近の実績から調べた内容を申しますと、2014年3月に八尾市立図書館、それと平成6年4月に八尾市生涯学習センター、それと大阪府立八尾高校の建設に携わっておられます。

以上でございます。

教育総務課長 2点目以降のご質問に、ご回答させていただきます。

まず、食器につきましては議員が認識しておられる強化磁器を採用して、今回、二中で作らせていただいて第一中学に運びますので、その点、瀬戸物等ですと割れてしまったりしますので、今回はその安全性等も考えまして、樹脂製の食器のほうを使わせていただきます。

それから、3点目のランニングコストにつきましては、まだ推計値なんですが、小学校等のランニングコストを勘案させていただきまして、まず、調理業務と光熱水費が年間で約4,700万円ほど、それから、その他に消耗品とか、もちろん改修等、また人件費等も入ってきますので、それが別途かかってくるんですが、基本的に調理業務と光熱費につきましては、大体4,700万円程度を推計しております。

それから、4点目の調理業務と配送業務につきましては、現在、民間委託のほうで考えて、二中で作らせていただいて一中に配送させていただくんですが、その調理と配送をあわせた形で委託できるのかどうかという課題もございますが、随時、その課題をクリアできるべく進めていきたいと思います。

それから、5点目の栄養教諭の配置につきましては、食数の関係で、1名増員で配置できるという形に認識しております。

以上でございます。

平野議員 工事履歴につきましては、図書館はここに載っておりましたので、よろしいかと、もう1ヵ所、高校でしたか、高校の建設に携わられていたということで、学校施設としては2ヵ所、公共施設としては1ヵ所ということで3ヵ所になるんですか、ということですね。あまり学校と関連のないところでの工事の実績があるのかなと思いました。特に下水道工事とかいうことが、ずいぶん多かったのでね。その辺りは、工事監理業務の中で、しっかりと指示をしていただければというふうに思っております。再質問はしません。

ランニングコスト 4,700 万円ということです。了解しました。民間委託ということで 検討して、民間委託を導入するという前提での、このランニングコストということにな るかと思いますけど、直営での費用というのは計算しておられないですか。もし試算し ておられるようでしたら、教えていただきたいと思います。

栄養士さんについては配置されるということで、了解しました。

それから、食器のことですけれどね。確かに配送されるということで、重いし割れるしということがあるかと思いますけれども、それについて小学校においてはね、アルマイトから強化磁器に変わったときに、強化磁器の食品容器としての良さというか、その辺はずいぶん検討して、理解していただいているというふうに思っているのですけれど、全国的には給食センター方式でも、この強化磁器を使っておられますし、陶磁器も使っておられますので、そういう意味では、センターというのは各小学校に運搬していくわけですからね、何か、いろいろな工夫がなされていると思うんですよ、割れないようにとかいう工夫がされてると思うので、その辺を少し検討してもらって、中学校給食の食器も……(「議長、議案の整理」と呼ぶ者あり)……強化磁器でお願いしたいと思います。厨房機器に入ってますからね、厨房機器に入っているから訊いているんです。

それから、この食器の安全性というのはね、私はまだ十分に――私は、じゃないです、

客観的に。樹脂の安全性は保障されていないです。厚生労働省の「食品衛生法」の合成 樹脂製の器具または容器包装の個別規格を取得していないということですけど、その確 認はしていますか……(「議案と違う」と呼ぶ者あり)……。また、食品の影響調査、 安全の影響調査は終わっていますか。その点、確認いたします。

教育総務課長 食器についてのご質問でございます。ちょっと、私の答弁がはっきりしなかったので、議員のほうも誤解を招いているかも知れないんですが、今回の食器につきましては、工事費用に含まず、消耗品として購入させていただく予定をしてございます。それから、先ほど強化磁器ということで、耐性の強いものを使わせていただく意味で、私もちょっと強化という形で答弁させていただいたんですが、今のところ、配送で一番懸念されるのは、破損ということが一番懸念されますので、先ほどの樹脂製の食器で、安全に、確実に給食を配送するために、検討を今、進めている状況でございます。その中での安全性のチェックにつきましては、担当も含めてまして、しっかりチェックさせていただいておりますので、また現場等の意見を聞きまして、よりよい形で、この中学校給食、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育こども部長 あと、直営でやった場合との比較ということでございますが、ランニングコスト的には人件費の部分が変わってくるかというふうに思っておりますが、特段、直営で運営したときの人件費も含めて、今回は比較は特には行っておりません。当初より民間委託で実施をしていくという方向で進めておりました関係で、こういった状況でございます。

以上でございます。

平野議員 食器は備品に含まれていないということですけどね、食器に何を使うかによって厨房機器に関わってくるわけですね。どのような洗浄機械を使うかということも含まれますし、例えば食器を運ぶワゴンとか、そういうことも関わってきますし、人員配置にも関わってくることですから、あえてお訊きしております。

PEN食器を使うということですけれどね。先ほども申しましたように、センター方式でも配送しておられるわけですから、その辺、破損などがないようにいろいろな工夫がされていると思います。できない、ということはないと思いますので、十分調査・検討していただきたいと思いますし、私、先ほど容器包装の個別規格を取得しているかということについて、お答えがありませんでした。

残念ながら、まだ食品安全委員会の評価は、結論は出ていませんね。だから、そこのところは、やはりまだ樹脂の安全性が十分保障されていないと思っておりますので、安全性のあるものを使っていただきたいのと、もう1点、これはヨウ素デンプン反応というのが出るということで、結構、食品が食器につきやすいということなんですね。ですから、5年に1回、変えなきゃいけないということをおっしゃってます。そうなると、

結果的にコストが高くなるのではないかというふうに思っておりますので、食器の選定ということについても、やはり十分に保護者とかの意見を聞いていただきたい、私たちの意見も聞いていただきたいと思います。そういった点も、まだまだ慎重に、まだ備品を買わないということでしたら、検討していただきたいと思います。しかしながら、厨房機器と関わりますので、質問いたします。

それから、民間委託をします、調理業務に関しましては民間委託を導入します、ということですけれども、当然、業者の選定委員会など設置していただけるということですね。小学校と同じように、業者選定委員会を保護者も含めて設置するということですか、確認いたします。

(「議案と関係ないじゃないか」と呼ぶ者あり)

教育こども部長 食器の件に関しましては、先行して実施をされている自治体等でも使用されている状況をお聞きをしております。現状で、特に問題等は発生していないということもお聞きしておりますので、それらも含めて、今回、考えたものでございますので、今、懸念されることもお聞きをいたしましたので、その辺も再度、また確認をしていきたいというふうに思っております。

それから、調理業者を選定するにあたりましては、小学校と同様、業者の選定委員会 を開催をして、保護者も入っていただいた形で実施をしていきたいというふうに考えて おります。

以上です。

河野議員 第49号議案に対して、質疑させていただきます。

今、厨房機器と厨房内の食器の別については、初めはどうかなと思いましたけど、最終的にはわかりました。この工事には含まれておらず、厨房の食器類については今後ということですけれども、この工事はすべて完成された後の人の動線であるとか、人員配置とか、そういったことも加味して設計をされている。議論は栄養職員さん含めてされているものですから、当然、視野に入れておられるということでは、質問があってしかるべきだと思っております。

私自身、ちょっと今回、ようやく中学校給食が来年度実施ということで、間にあわせていただいて、府の補助金も採択できる目処が立っているということですが、当初、中学校給食に求めた要件としては、全員喫食ということでは、当然給食棟を造られて、自校炊飯をして、調理業務は民間委託ということではまだ課題はありますが、それと全員喫食ということによって、就学援助制度の対象になるということが見通しが持てたということで、非常に安堵しております。

それから、この地域的に言いましても、いざとなったら、この給食調理室は防災の拠点になるという意味では、たまたま地域的にプロバンガス、LPガスをご使用になるということで、災害の際に、他の要因がなければ、そこでの調理が可能になるというふう

に考えました。その点では、間違いはありませんか。

それと、それに関わって図面を見たときに、専門家ではありませんが、ちょっと違和感があったのですが、給食棟そのものの立面図でしかわからないんですけども、一切、地下埋設物の類は、今回、増築ということなんですけども、そういったライフライン系とか、様々な基礎とか、今さらの話ですが、今回の給食棟設置には一切必要がなかったと、この図面からは見て取れるんですけども、いかがでしょうか。答弁を求めます。

教育こども部長 まず、就学援助の件につきましては、小学校同様、対象になっていくということになります。

それから、災害時には当然、そういう調理施設が必要になりますので、公共施設のあらゆるところで、可能なものは最大限使用していくという形で考えております。

それから、あと地下の埋設物につきましては、参事のほうからご答弁申し上げます。

教育総務課参事 地下埋設物に関しては、第二中学校につきましては夜間照明の幹線、電気の幹線のケーブルが、今回、給食棟を建てる箇所に埋設されておりますので、その点につきましては移設を行い、支障のないように、今回の工事で移設を行います。 以上でございます。

河野議員 一部安心したわけですけど、以前、歴史資料館の関係のときに、地下の設備等について、ちょっと、いろいろあったという経緯がありまして、今、議場で思い出しまして質問させていただきましたので、他意はありません。ただ、移設をいたします、とおっしゃった工事そのものは、この工事のスケジュールには含まれているのかということを、再度、お尋ねいたします。

それから、今、ちょっと教育こども部長のほうからご答弁あったんですけど、一般的なご答弁だったのではないかと思いまして、この二中の給食棟というものが、ライフライン、様々災害の内容によりますけれども、ライフラインが途絶えたというときに、このプロパンガスというものがある場合は、一定の調理の行為ができるという意味では、水無瀬川右岸の防災の拠点にはなり得る。そのことを私たちは、中学校給食を始めるにあたって、ずいぶん昔ですけど、一般質問で求めてきた経緯がありますので、そういったことは可能なのでしょうかということをお訊きしております。二中の給食棟に限って、お答えいただきたいと思います。

あとは、配送業務の委託のいろんな契約のことは今後のことにはなりますけれども、 一応、それも見通しされて設計されているという点では、たぶん一昨年度だったと思い ますが、私たち、高槻市立の如是中学校の中学校給食を参考までに視察をさせていただ きました。会派と、議員の有志の方でということで行かせていただいたんですけども、 配膳室にもそれなりに人の配置が要る。中学生が取りに来られたときに、それを管理し たりとかいうことですね。また配送業者から受け取るということでも、職員の配置が必 要であったというふうに思っていますが、その点は視野に入れておられて、こういった 形になったのかということですね、答弁を求めます。

教育こども部長 災害時の点につきましては、議員ご指摘のように、プロパンガスでございますので、災害時には最大限、第二中学校が拠点となって対応できるというふうに考えております。

それから、地下埋設物の件につきましては、今回の工事の中で、工期の中で一緒にやっていくということになります。

あと、高槻市の如是中学を視察されてのことでございますが、配膳員の配置につきましても、一定、今、考慮に入れた形で検討しておりますし、教育委員会、あるいは学校も含めて、先日も高槻の中学校給食と言いますか、親子給食ですね、親子でやられておりますので、小学校と中学校、両方見学に行かせていただいて、そういう調査も順次進めているところでございます。

以上でございます。

外村議員 二つほど、訊きます。

まず入札調書、細かいことですけども、昨日から6件ほど、ずっと契約の入札調書があるんですけど、書き方が統一されてないので、入札日が入ってないのがほとんどで、48号は入っているのに他が入ってない。これ統一していただきたい、大事な調書ですので。それと落札業者のところでも、同列で、抽選で次点になっただとか、抽選と書いてるものと書いてないものがあったりとか。特に44号議案では次点、次点と、抽選と書いたり。おそらく、この49号議案だって、次点というのは抽選で次点だと思いますので、抽選なら抽選と書く、書かないなら書かない。それで44号議案に習えば、この49号議案の鍛治田工務店だって抽選で何か第3位みたいなこと、44号議案ではそんな説明がありましたけど、次点でも順位があるという説明がありましたが、これはないのか。この辺は全部、統一していただきたい、きちっと考え方も。その辺について、もう1回訊きます。

それと、48 号もそうですけど、49 号議案の榎並工務店というのは、もう5月の時点で自己破産の準備されてるということで辞退をされているのに、6月に入ってからの入札の案件にも指名をするということは、無神経でやっていらっしゃるからこういうことが起こるのか、あえて理由があって、こうしたんだというのがあったら説明していただきたい。おそらく指名から、私は抜くべきだと思う。それについての考え方を教えてください。

それと、今回の給食棟工事、どのぐらいの大型の車両が入るのか、小型なのかわかりませんけど、この車両の通るルートというのは、若山台のほうから来て入るのか、指手橋のほうから来て入るのか。これは業者まかせなのか、ある程度指導されるのか。この辺についての当局の思いはどうなっているのか、それをお聞かせください。

以上です。

教育こども部長 まず、1点目の入札調書の書き方の件でございます。教育委員会の中で も、これバラバラになっておりましたので、その点につきましては今後、統一できるよ うに関係部局とも調整をさせていただいて、やっていきたいというふうに思っておりま す。

それから、今回の入札に榎並工務店を指名していることについてでございます。榎並工務店が資金繰りがうまくいかなくなったというのが、6月10日の日に連絡があったわけです。今回、この入札執行にあたりましては、5月8日に指名通知を行いまして、5月26日に指名競争入札を実施したということで、この時点では全く、榎並工務店の財務状況というのがわからない状況でございましたので、そのまま執行したといいますか、通常どおりの事務を進めさせていただいたということでございます。

それから、あと車両の件でございますが、ルートにつきましては、現時点では若山台 のほうから来て進入するということで考えております。

以上でございます。

- **戸田議員** 請求させていただいた資料の中に、給食調理場等整備計画という、これは検討委員会の資料でしょうか。補助金申請に関わる、人 12 の資料の中でございます。第一中学校に関して、給食調理場等整備計画、その中に学校給食の開始予定時期が平成 29 年 1月 10日となっています。これは耐震に関わるものと考えられますが、これについてご説明をいただきたいということと、第一中学校の保護者並びに生徒にはどのように説明をされるか、お示しください。
- **教育こども部長** 第一中学校の給食の開始時期につきましては、現状では3学期ということで考えております。といいますのは、第一中学校の耐震工事、2年間かけてやる中で、13棟の工事にあわせましてエレベーターを付ける予定にしておりますが、その完成時期を待って、耐震が終わってからのスタートのほうが、衛生面、コストも含めてですけれど、安価であるということと、学校のほうとも協議をさせていただいて、現状ではこういう計画でおります。ただ、工事が早く終わるようであれば、できるだけ早くスタートできるようには準備は進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます……、あと保護者への説明ということでございますが、これにつきましても、当然、耐震工事と同様に実施時期、これまで4月1日というのを特に保護者に通知したことはないんですけども、第二中学校との差が出るという点については説明していく必要があると思いますので、今後、学校長とも協議をさせていただいて、どういった形でお知らせをしていくかということについては協議をしていきたいというふうに考えております。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第49号議案 町立第二中学校給食棟増築工事請負契約の締結について、人びと の新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。

大阪府中学校給食導入促進事業費補助金を活用して、全員喫食・親子方式で、おいしく、温かい学校給食を提供するという英断、本町の魅力を大きく高めるものと思っております。

実施設計には、栄養士並びに職員の皆さんの日々の課題から拾った、プロの仕事が十分に活かされていると感じております。安全衛生面、作業手順の効率等、細やかな配慮がされていることが確認できました。現場の声を活かすべく、予算計上における財政的な判断も大いに評価するところです。

既存の不適格部分の改修についても、バリアフリー化も含めて、すべて妥当である、 望ましいと判断しました。府との協議等、事務手続き、様々なことがあったと思います。 これについては耐震と同時進行ということで、本当にご苦労があったと思います。住民 を代表して、お礼を申し上げたいと思います。提示された実施設計に基づいて、安全に、 工事が滞りなく行われるよう望んでおります。

市街化調整区域での給食棟の設置ということで、若干の懸念もありますが、他の議員がおっしゃったように、万一の大災害時の折りには一定の役割を果たすものとして、公共施設として望ましいあり方である、そういう部分があるかと考えます。

さて、現在、策定中の地方総合戦略、若者の転入・定住促進が大変大きな課題になるかと思うんですが、地下水90%、水のおいしさを最大限活かした自校・クラスごとのガス炊飯によるご飯の提供、こういったことを可能にするものと評価しています。日本と日本人の伝統的な食生活を伝えて行くべく、特色ある給食を一つの戦略的な柱にすることは可能ではないかと、今回の実施設計を拝見して思ったところです。

加えて、献立だけではなく、器や盛りつけも含めて「食文化」と言われています。食器についても、すでに実績がある強化磁器の使用を強く求めて、総合的に魅力ある給食というふうに鋭意努力していただきたいなと求めておきます。

また、提供食数を考えますと、ランチルームの整備は大変重要になると考えます。思 春期の生徒が、狭いクラスの中で、毎日、給食をいただく。さらに、各クラスにおいては 配膳スペースの課題もあり、これは大変重いことと思います。スムーズな学校運営に必 須であろうランチルームの設置、予算配分におかれましても十分に検討いただきますよ う要望しておきたいと思います。

以上をもちまして、人びとの新しい歩みの賛成討論とさせていただきます。

伊集院議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 自民無所属の会を代表しまして、第49号議案について賛成の討論を行います。 本件は、平成28年度から開始される中学校給食を実施するため、第二中学校に給食棟 を建設し、第一中学校との親子方式による完全給食を実施するため、工事を発注された ものであります。

第一中学校については少し遅れるものの、学校給食の利点は、成長期の子どもに、栄養に配慮された食事を提供でき、また家庭においては弁当を作らなくてもすむ、子どもにおいては好き嫌いがなくなるなどがあげられており、バランスの取れた料理の給食となります。また、弁当を作らなくても良いとなれば、保護者においても他のことをする時間が有効的に使うことができ、歓迎すべきものと考え、賛成の討論とします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 日本共産党町会議員団を代表いたしまして、第49号議案 町立第二中学校給食 棟増築工事の請負契約の締結について、賛成の討論をいたします。

今回の中学校給食棟、これは自校調理・親子方式、全員喫食という非常に内容の素晴らしいもので、待たれていた中学校給食ということでは、非常に歓迎すべき工事だという ふうに考えております。

他の工事と同じく、完全に工期内に工事を安全に終わらせられること、それから、子 ども達の通学及び校内での安全、それと授業への配慮、これを強く望んでおきます。

給食を始められる時期が一中と二中とで差ができる予定になるという、少し、これについては残念なこととは思いますが、給食を始めるにあたっては、やはり教職員の皆さん、十分協議をなさって、二中の給食を始められる時期、一中の給食を始められる時期、できるだけ早いに越したことはありませんが、十分検討なさったうえで始められたら良いというふうにも思います。

以上をもって、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第49号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第49号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時17分~午後2時30分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、第50号議案 動産の買い入れについてを議題といたします。 執行部の説明を求めます。

消 防 長(登壇) それでは、第50号議案 動産の買い入れにつきまして、ご説明申し上げます。

現在、消防本部に設置しております自家発電機設備につきましては、平成5年度に設置後、21年が経過し、老朽化により長時間の稼働に支障が出る可能性があるため、大規模災害時や停電時における通信指令装置等のバックアップ電源として更新するものでございます。

大規模災害等により長時間の停電が発生した場合におきましても、燃料タンクにおいて常置しております燃料により、概ね3日間稼働し、また自家発電機設備を停止することなく燃料補給ができ、トータルで7日間の連続稼働が可能な設備となっております。 災害時における初動体制の、さらなる整備充実を図るものでございます。

指名競争入札を実施した結果、買い入れ先が確定したため、「議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定に基づき提案するものでご ざいます。

第50号議案資料をご覧ください。

- 1の「動産の内容」でございますが、自家発電機設備といたしまして、自家発電装置、 変圧器盤、油庫でございます。
 - 2の「買い入れ金額」は、自家発電設備1,058万4千円でございます。
- 3の「契約方法」でございますが、指名競争入札でございます。本町の競争入札参加 資格者名簿に登載している業者から、消防通信機器に精通する取り扱いの可能な業者 6 社による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者である協和テクノロジィズ 株式会社と契約をいたしたいものでございます。

次に、4の「参考資料」といたしまして、入札調書、自家発電機設備仕様書、概要を 添付いたしております。

以上、簡単ではございますが、動産の買い入れについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

田中議員 ちょっと 2 点、質問します。今まで学校の設備のやはり表現の仕方で、落札価格については消費税を除いて書かれてたんですけども、今回は消費税を含めた形で落札価格が書かれていますね。これは議案の統一性という意味におきまして、一定方向に改めてもらったほうがいいかと思うんですけど、それが 1 点。

それから、先ほど消防長から説明がありました入札調書について、落札した協和テクノロジィズ株式会社と、木内ポンプ株式会社、これは金額を比較しますとね、協和テクノロジィズが 980 万円、木内ポンプが 1,240 万円、率にして 27%の大きな差があるんですよ。この入札調書については、その明細は示されていませんけども、どこにおいて、これだけの差が生じたのか。ちょっと、その辺りを説明してください。

消防長 まず、1点目の金額でございますけども、議案書につきましては、これは消費税を含んだ額で提示をさせていただいておりまして、今、ご指摘ございました入札調書につきましても、1回目の入札の金額につきましては、これは消費税抜きの金額で、上段の予定価格・落札価格につきましても、左側は消費税込み、括弧書きは消費税を抜いた額という形で、ご提示をさせていただいております。

2点目につきましては、次長のほうからご答弁申し上げます。

消防本部次長 本契約につきましては物品の契約でありますことから、内訳につきましては明細等はいただいておりません。本件につきましては、通信指令システム等の関連性もございますことから、いろんなことが検討されますが、明確な理由というのは、こちらでは判断ができない状況でございます。

以上です。

平井議員 保守運転について、ちょっとお訊きしたいんですけども、ここには「1週間または2週間毎に3分間、任意の時刻に自動的に無負荷運転を行い、発電設備の自己診断を行うことができること」となってます。「自動的に無負荷運転を行い」ということは、これは1週間または2週間ごとに、そういう設定ができるようになっているのかどうか。それと、この文章を読む限り、別にしなくてもいいというふうにも読み取れるんですけども、しなくても大丈夫なのか。その辺、お聞かせをいただきたいと思います。

それと油の倉庫、油庫ですけども、これは常時入った状態で、常に運転できる状態を保っているんだろうと思いますけども、これについては、油も劣化したり気化したりするというふうに思っております。この定期的な入れ替えをどのように考えているのか。その辺、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

消防長 まず、1点目の保守運転でございますけども、これにつきましては既存の設備につきましては、職員によりまして月1回、保守運転を行っております。ご質問ございました今回更新いたします設備につきましては、任意に自動制御盤で自動運転を行いまして、これは自己診断ができるということを付加させていただいております。この理由につきましては、より適切な維持管理に努めるという機能として、今回、付加をさせていただいております。別にできなくてもよろしいんですけども、今回、新たにこういう形で、維持管理をよりするという形で付加をさせていただいております。

それから、2点目の軽油の保管でございますけども、現状につきましては、燃料の補給につきましては、概ね3年に1回程度、入れ替えをさせていただいております。新た

な設備につきましても同様な形で、燃料の入れ替えという形で考えております。 以上でございます。

平井議員 保守運転、維持管理のために実施をするということですけども、どの程度の頻度でやる予定をしているのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

3年に1回、この油を入れ替えるということですけども、その入れ替えた油というのは、もう廃油と言いますか、ほかされるのか。その辺はどういうふうにされようとしているのか。できたら、再利用ができるんであれば、ディーゼル車に給油ができるのが可能なのかどうか。その辺をお示しをいただきたいというふうに思います。

それと、この自家発電設備は法的な保守点検の必要はないのかどうか。その辺、あわせてお願いをしたいと思います。

消 防 長 まず、1点目の保守点検の期間でございますけども、これにつきましては、1 週間または2週間ごとに3分程度——この時刻につきましては自動的に設定が可能でございます、というかたちで運転をさせて、日常的な管理に努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の軽油でございます。先ほど3年ごとに1回、入れ替えを行っておりますが、この入れ替えた軽油につきましては、消防車両のうち軽油を使っているものに補充をいたしまして、運転をしております。これにつきましては給油所のほうにも確認をさせていただきまして、その程度だったら利用ができるということですので、捨てることなく、有効活用を図らせていただいております。

それから、3点目の保守点検が法令点検ですか、というご質問やったと思うんですけども、今回、設置いたします機器につきましては、法律で設置の中で、法的に点検義務というのは生じない機器でございます。ただ、設備の維持管理に努めるという目的で、保守点検につきましては、これからもやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

- 平井議員 わかりました。入れ替えた軽油については、有効利用を図っているということです。最後に、その軽油を再利用して車両のエンジン等に影響出ないのかどうか。その辺、ちょっと最後にお聞かせをいただきたいと思います。
- 消防本部次長 先ほど答弁させていただきましたが、ガソリンスタンド等で、品質の管理 というものについて確認をいたしております。過去から、3ヵ年ごとに燃料等を車両に 供給しておりますが、別段、異常等は見受けられておりません。

以上でございます。

関 議員 1点だけ、お伺いします。

現行のものは、確か平成5年に設置されているというふうにお聞きしているんですけども、現行のものと新しく導入されるものと対比して、どれぐらい性能が上がるんでしょうか。それと、連続で7日間使用可能ということですけども、この「7日間」という

線引きは何か根拠があるんでしょうか。 7日で十分であるというふうな判断をされた何かあったら、お願いします。

消防長 まず、1点目の現行と新しい機械との性能の差でございますけども、細かく申しますと、現行の発電機につきましては、稼働時間が燃料満タンで8時間の稼働になっております。今回のやつは66時間ということで、概ね3日間の稼働になります。先ほど私、提案説明の中でトータル7日間と申し上げましたが、油庫の燃料で概ね3日稼働して、今の機械でしたら、いったん停めなければならないんですけども、今回の新しい機械は連続運転という形で、燃料をそのまままた給油すれば7日間、トータルで稼働ができるという部分が、大きく飛躍をいたしております。今、申し上げました連続時間につきましても、そういう形になっております。

あと、油庫のタンクでございますけども、現行は 2000 になっておりますけども、新しい機械につきましては 9900 入ります。それから燃費につきましては、現行1時間当たり 25 リッターの消費になりますけども、新しい機械は1時間当たり 15 リッターの消費になっております。先ほど申しました燃料補給方法が、現行は停止しなければなりませんが、今回は稼働中に給油が可能という形です。

2点目の7日間の判断ということでございますが、基本的には3日間、島本町の「防 災計画」の初動体制という部分で、概ね3日程度を目処に災害対策本部の各般の事務事 業に沿った組織体制に移行する、という部分の3日間、必ず発電ができるという機器を 選定をさせていただいております。

以上でございます。

外村議員 今回の自家発電機設備、自家発電というのはディーゼルエンジンと発電機を組み合わせるんですけども、メーカーはヤンマーと書いてます。ヤンマーというのはエンジンのほうだと思うんですけども、発電機はどこのメーカーか、わかったら教えてください。それと、今回の耐用年数は何年保つと、法定耐用年数と、実際何年ぐらい保つというふうにお考えなのか。

その2点、お願いします。

消 防 長 今回、購入させていただく予定でございます3点の大きな機器につきましては、 すべてヤンマー製という形になってございます。

それから、2点目の耐用年数でございますけども、法定で何年というのはございませんけども、概ね現行と同じような形で、日常整備をして、20年程度という形になってございます。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第50号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第50号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、第51号議案 島本町税条例の一部改正についてを議題といたします。 執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは第51号議案 島本町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の51の1ページをお開き願います。

提案理由でございますが、第 189 回通常国会におきまして、「地方税法等の一部を改正する法律」が本年 3 月 31 日に可決成立し、同日に公布されたことに伴いまして、「島本町税条例」の一部を改正するものでございます。

それでは改正内容につきまして、議案書の次に別途「第51号議案 参考資料」として 添付させていただいております「島本町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表」に 基づきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、1ページの第13条(町民税の納税義務者等)でございます。

これにつきましては、「恒久的施設」の定義について、「地方税法」におきまして新た に定義されたことから、所要の整備を行うものでございます。内容につきましては、変 更はございません。

次に、第16条(所得割の課税標準)でございます。

個人町民税の所得金額は、「所得税法」に規定する所得金額の計算の例により算定されますが、平成27年度税制改正で創設されました国外転出時課税の対象となる譲渡所得につきましては、所得税のみに適用されるため、個人町民税の所得金額の算定から除外するものでございます。

次に、第24条の3(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)でございます。

これにつきましては、引用先の「所得税法」の規定に項ずれが生じたため、所要の整備を行うものでございます。内容については、変更はございません。

次に、2ページの附則第10条の(納期限の延長に係る延滞金の特例)でございます。 これにつきましても、引用先の「法人税法」の規定に条ずれが生じたため、所要の整備を行うものでございます。内容については、変更はございません。

次に、2ページ下段から3ページの附則第25条(たばこ税の税率の特例)でございます。

これにつきましては、専売納付金制度下におきまして、3級品とされていた紙巻きたばこであるエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるまの6銘柄につきましては、税率の特例が段階的に縮減・廃止されることとなりました。このため町税条例におきまして、紙巻きたばこ旧3級品にかかる特例税率の廃止に伴いまして、規定を削除するものでございます。

なお、特例税率につきましては、改正条例附則第3条に経過措置を設けており、平成28年4月1日から平成31年4月1日にかけて、段階的に縮減・廃止されるものでございます。また、旧税率で仕入れた紙巻きたばこ旧3級品を新税率で販売することによる不当な利得を防止するため、旧税率と新税率の差に相当する税額を課税する、いわゆる手持ち品課税につきましても、改正条例附則第3条に規定しております。

以上、簡単ではございますが、島本町税条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

河野議員 第 51 号議案について、質疑をいたします。

私の手元に、議案とともにいただいている議案資料、今、総務部長のほうから説明のありました「議案の概要」の(2)にあたるものと、今、議場においても認識しているんですが、一定の内容に変更のあるものについて、特に(1)から(4)の間で内容に変更のあるものについて、現実的に前年度の決算、あるいは今年度の決算見込みなどにおいて、島本町民の中での影響額などは試算されておられますでしょうか。されておられるものがありましたら、お示しください。

総務部長 内容については変更はございませんので、現在のところは、まだ個別の試算というところまではいっておりません。

以上でございます。

- 河野議員 では、議案の概要(1)から(4)においては、今の現時点において、この議会で示せるような住民への増税・減税への影響額というのは、一定ないものと見なしてかまわないんですか。答弁を求めます。
- **総務部長** 前年対比の部分でも、いわゆる影響というのはいろんな個別要因がたくさんあ り過ぎますので、まだ、そういう分析まではいってないということでございまして、影

響がある・なしというのは、その分析の結果によると思います。 以上でございます。

- 外村議員 資料の4ページですね、6品目が28年4月1日から徐々に4年かけて段階的に 税率が上がるということですけど、これ1千本当たりの税率、円とか書いてますけど、 具体的に言うと、エコーというのは今幾らか知りませんけども、エコー、わかば、それ ぞれ今幾らのが、28年4月1日から幾らになるかということを訊いたら、お答えできますか。教えてください。各それぞれについて。
- **総務部長** この6銘柄につきましては、ちょっと、今の現在の価格というのは、私は承知しておりません。最終的に税率は今回の部分で上がりますが、一定、端数調整とかそういうものがございますので、最終的に幾らになるかというのは、まだ我々も知らされてない状況でございます。

以上です。

- **外村議員** いやいや、ここに上がる率、ちゃんと書いてるわけですから、幾らぐらい上が るかはわかるんじゃないですか。1本当たりでもいいですよ。全然、わからへんという のはないでしょう。
- 総務部長 1年目につきましては、1千本当たり430円の税率が……。

(「1箱で幾ら」「四捨五入して」「市町村たばこ税の税率」他、議場内私語多し)

伊集院議長 静粛にお願いします。

総務部長 市町村たばこ税でございますが、今回の部分では市町村たばこ税の税率でお答えをさせていただいているんですが……、国と地方とあわせて約130円の増税額になる、20本入り1箱でございますが、130円の増税になるということになっております。現行は、エコー・しんせい・バイオレットが250円、1箱当たり20本入りで250円が380円……(「1箱当たりで130円」他、議場内私語多し)……、最終年度、平成31年には380円になるというふうに、一応、試算されております。

さらに細かく申し上げます、来年の4月には国・地方をあわせて20円の増額、それから再来年がさらに20円、その次が30円、最終年度は約59円の4段階で税額が、国・地方あわせてトータル130円上がるというふうな仕組みになっております。

以上でございます。

- **外村議員** よくわかりました、ありがとうございました。来年4月からということですけども、島本町で何人かがこれを吸うていらっしゃると思いますので、広報にはいつ頃、載せられるんでしょうか。
- **総務部長** できるだけ、速やかに載せさせていただきたいと思っております。 以上でございます。
- **伊集院議長** 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 51 号議案 島本町税条例の一部改正について、日本共産党町会議員団を代表 し、賛成の討論を行います。

先ほど質疑をさせていただきました。第51号議案資料、議案の概要(1)から(4)における島本町民に対する増税・減税への影響額について問いましたが、現時点では個別の様々な状況によるものとして、明らかにはなっておりません。一定、国の専決事項ということで賛成をするものでありますが、こういった影響額が明らかになった場合には速やかに私たちに報告をしていただきたい、これを求めておきます。

(5)の紙巻きたばこ旧3級品に係る特例税率の廃止に伴う文言の削除ということであり、結果的には、たばこ3級品の増税だと認識しております。一定、こういったものについては、私たちはかねてから庶民増税の範囲だということも申し上げたことがあるかも知れませんが、今の現状においては賛成するものです。

ただ、この増税分をいかに活用するのかという点では申し上げたいことがございます。2012年9月の参議院の場において、これが福島原発事故で放射能に対する国民の関心が高まっている昨今において、日本共産党紙智子参議院議員によって、たばこに含まれる放射性物質ポロニウムの危険性とともに早急な対応を質したということが記録されています。政府は答弁書、これは質問主意書によって対応を質しているということと聞いております。対する政府は答弁書で、たばこ成分の分析と医学的知見を踏まえた結果の公表を約束しておられます。現在、この影響についての研究や、様々な発表は進められておりますが、こういったたばこ税への増税をする場合には、当然、たばこの被害に苦しんでいる人たちへの対策や医学研究、予防対策などの予算措置を明らかにし、増税分をその財源に充てるということなど、結果として国民の健康に資するということを明確にすることを、国にもこの際、島本町においても、そして私たちも議員の責任においてしっかり求めることが肝要であるということを申し添えまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。 これより、採決を行います。 第51号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第51号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、第52号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第52号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

議案書の、52の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、道路新設にかかる事務経費、新たに採択を受けて実施する事業などについて予算措置が必要となりましたことから、ご提案させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,169万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億1,169万2千円とするもので、款項別の内容は、52の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第2条の「地方債の補正」につきましては、52の5ページの「第2表 地方債補正」 にお示ししておりますとおり、桜井跨線橋補強工事の財源であります公共事業等債の限 度額を補正するものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。 52の9ページ、「歳入」でございます。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第4目 土木費国庫補助金674万円の減額についてでございます。桜井跨線橋補強工事の財源である国庫補助金につきましては、当初予算では社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金で予算計上しておりましたが、平成27年度から、新たな補助金として「道路更新防災等対策事業費補助金」が創設され、今回の事業は新らたな補助金の対象事業となったため、主に歳入の組み替え補正を行うものでございます。

第15 款 府支出金、第3項 府委託金、第5目 教育費府委託金40万円の増額についてでございます。これにつきましては、大阪府からの委託事業として各中学校区での道徳教育に関する公開講座及び道徳の事業づくりに関する研修会等を実施するための特定財源として、増額させていただくものでございます。

第 18 款 繰入金、第 2 項 基金繰入金、第 3 目 財政調整基金繰入金 1,523 万 2 千円 の増額についてでございます。これにつきましては、歳出における財源補てんとして繰り入れさせていただくものでございます。

第20款 町債、第1項 町債、第2目 土木債280万円の増額についてでございます。 国庫支出金でご説明させていただきました桜井跨線橋補強工事の補助金のメニューが変 更となったことに伴いまして、財源の一部でございます町債について増額するものでご ざいます。

続きまして、52の10ページの「歳出」でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、第7節 賃金40万1千円の増額についてでございます。これにつきましては、事務補助として臨時職員1名を新たに雇用させていただくものでございます。

第2目 財産管理費、229 万円の増額についてでございます。町の公用車につきまし ては老朽化が進んでおりますことから、毎年度、更新車両を精査し、予算措置をさせて いただいておるところでございます。本年度におきましても、当初予算で乗用車タイプ の車両1台の購入費用をご可決いただいているところでございますが、次年度以降更新 予定であった8人乗り車両について老朽化が著しく運行に支障があることから、前倒し をさせていただき、購入させていただくものでございます。第 11 節 需用費3万円の減 額についてでございます。これにつきましては、現有車両が本年度車検の年度でござい ますが、廃車することから、車検費用の全額を減額するものでございます。第12節 役 務費6万1千円の増額についてでございます。今回の車両の買い替えに伴いまして、保 険料を精査したものでございます。第 18 節 備品購入費 230 万円の増額についてでござ います。今回、購入予定の車両につきましては約250万円を予定しておりますが、すで に当初予算で措置させていただきました乗用車タイプの車両について、入札により金額 が確定しており、約20万円の不用額が発生しておりますことから、現計予算額の不足額 のみを増額させていただくものでございます。また購入車両につきましては、環境に配 慮した低公害車を予定しております。第27節 公課費4万1千円の減額についてでござ いますが、今回の車両の買い替えに伴いまして、自動車重量税を精査したものでござい ます。

第5目 財務会計費、第7節 賃金60万1千円の増額についてでございます。これにつきましても、事務補助として臨時職員1名を新たに雇用させていただくものでございます。

第7款 土木費、第1項 土木管理費、第2目 美化推進費、第13節 委託料250万円の増額についてでございます。これにつきましては、水無瀬神宮からの借地である児童公園用地について原状回復による返還が必要となるため、樹木の伐採処分を行うものでございます。

第2項 道路橋りょう費、第2目 道路新設改良費、第13節 委託料550万円の増額 についてでございます。昨日、町道路線の認定におきまして、ご審議いただきました(仮 称)町道百山12号線整備にかかる測量・実施設計業務及び分筆登記委託について、増額 をお願いするものでございます。

52 の 11 ページでございます。第 9 款 教育費、第 1 項 教育総務費、第 2 目 事務 局費 40 万円の増額のうち、第 8 節 報償費 22 万 5 千円、第 11 節 需用費 17 万 5 千円 についてでございます。歳入の府支出金でご説明させていただきましたとおり、大阪府からの委託事業として、各中学校区での道徳教育に関する公開講座及び道徳の事業づくりに関する研修会の実施にかかる事業費を増額させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 27 年度島本町一般会計補正予算 (第1号) の説明 を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し 上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

佐藤議員 「豊かな人間性を育む取り組み推進事業」という、この事業に対する各中学校 20 万円ですね。この 20 万円の使い方について、具体的に決まっておりましたら、教え ていただきたいと思います。

教育こども部長 本事業につきましては、文部科学省からの事業委託を受けて、大阪府教育委員会が改めて実施をするということで、島本町のほうにさらに委託をされるという 事業でございます。内容につきましては、第一中学校区、第二中学校区、それぞれ中学校区ごとで取り組みをするということでございます。

具体的な事業内容といたしましては、道徳に関する現状の課題ということで、児童生徒、それぞれ課題がございます。情報化社会の中で、社会変動も非常に激しい状況にございます。そういった中で、いじめの問題であったり、また携帯等の使用の問題もございます。そういったことへの指導方法について、各中学校区で研修会等を開いて、今後の指導に繋げていくというのが大きな取り組みです。

また、これまでも「こころの再生府民運動」ということで、挨拶運動であったり地域での清掃活動等ございましたが、そういったものも、これまで実際にやってきた事業も一部、中には入っておりますけども、そういったことも含めて、それぞれの中学校区でやっていくということで、中身につきましては、中学校と小学校がそれぞれ内容を検討して、事業計画を立てて実施をしていくということで、まだ具体的に、どういった講師を呼ぶというとこら辺までは決まってない部分がございますけども、今後、特に夏休みを中心に、こういった事業が進められることになります。

以上でございます。

河野議員 一般会計補正予算について、質疑をいたします。

いろいろと資料をお願いしまして、今、質疑のあった「豊かな人間性を育む取り組み 推進事業」ということでは、概ね、今、部長の答弁された、今までやってこられている、 すでにそういった取り組みは、「豊かな人間性を育む」というそのものが、教育現場の 大きな目標として日頃からやっておられることについて、今年度が最終年度ということ で、こういった補助金を採択して、既存の事業であっても一定の目的を達するものについては充てていかれるというふうに私は説明を受けて、理解をしておりますので、間違いはないと思いますが、いかがでしょうか。

そのうえで、今言った道徳、福祉関係の講演会というものが新たに取り組まれるということでもありますが、こういったことについても従前から、地域懇談会とか教職員の内外の講演会、そういったことですね。ただ、はっきりしているのは、主催は中学校単位であるということで、その中学校単位で何をするかを決めるのは、教職員の皆さんと、それを統括されている校長先生の中でプログラムは決めていかれるということなのか。あるいは、そういったことについて地域や、そういった人たちの意見を盛り込むような要素があるのか。私は、それは求めているものではありませんが、いかがでしょうか。説明を求めたいと思います。

それから、他の議員の方からも資料要求がされているので、重ならなければいいんですが、緑化樹高木伐採処分 250 万の委託料ということで、実際には資料の中は「一式」ということでしか示されていなかったんですが、先ほど別の議案でもお尋ねしました。水無瀬神宮からの借地としての町立プールを解体される際にも、相当、こういった高木があって、伐採されておられます。この内訳にもあるように、根元から取り除くということをされているわけですが、一定の措置をされているのではないか。歴史的な、あるいはそういった樹木としての様々な地域の方からの親しみとか、樹齢も含めて、やはり不十分さのないようにということでは、一定の措置をされたのではないかと思いますが、その点について、改めてお訊きしたいと思います。今回も、そういったことを配慮されるのかどうか、答弁を求めます。

教育こども部長 「豊かな人間性を育む取り組み推進事業」についてでございます。議員 からもございましたように、既存事業も含めて、今回実施をしていくということでござ います。毎年、いろんな研修会というのは実施をされておりますけども、やはり予算に 限りがございます。こういった補助金がつくということで、これまで呼べなかったよう な講師の先生も呼べるということでの、研修の充実に繋がる事業であるというふうに認識をしております。

また、地域の意見ということでございますが、学校では学校協議会の中で、これまでも地域のご意見をいただきながら学校運営をしてきております。そこでいただいた意見の中で、子ども達の様々な課題というものもありますので、そういったことを含めて、学校現場、あるいは学校長が中心になって、今回の研修会で取り組みを進めていくということになりますので、地域のご意見も、一部には反映をされているというふうに理解をいたしております。

以上です。

都市創造部長 補正予算書の52の10の緑化推進費で、委託料として緑化樹高木伐採処分と

いうことで、250万円を計上させていただいております。

今回は、先ほども総務部長のほうから提案説明のほうでも説明をさせていただいたところでございますが、水無瀬神宮さんの用地の一部をお借りして、児童公園として、これまで利用してきました。それに伴いまして、児童公園の廃止ということの中で原状に復すという条件がございます。その点につきましては、これまでに水無瀬神宮と鋭意協議をさせていただく中で、高木でございますけども、5本、今回、伐採をするということで、それに伴う経費ということで250万円を計上させていただいてございます。樹木の伐採と、それから除根ということで根から撤去する。それから、それに対する処分と、それに関わる作業経費等を計上させていただく中で250万円ということで、今回、予算として計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

平野議員 補正予算のほうですけど、町道百山 12 号線用地取得等業務について、(仮称)というのが付いています。道路認定のときも議論がありましたけれど、この道路の概算費用は4千万ということでしたか、間違ってなければ、そのように確認します。この4千万円の費用を使って道路整備する。歩行者と自転車が通行できるという、自転車・歩行者道路ということですけれど、「改正道路交通法」に基づいて、もともと自転車は車両ということですので、自転車の通行するところ、それから歩行者が通行するところを明確に区別するということが必要だということですので、今後、新しい道路を造るときはそのような整備が必要だと思いますけど、その点については、どのように考えておられるかということです。

それから、サントリーの観測井というんですか、井戸があるということで、撤去していただくよう協議しているということですけど、これについては島本町の負担とかサントリーの負担とか、何かあるのかどうか。協議内容はどのようになっているかということを、お示しいただきたいと思います。

それから、「豊かな人間性を育む取り組み推進事業」ですね。文科省から事業委託を受けて、大阪府からの委託を受けた事業ということで、「豊かな人間性を育む」ということはとても大事なことだし、いいことだと思うのですけれど、文科省としては、今後、道徳の教科化――平成30年ですか、ということになっていると思うんですけど、それに向けて、準備段階で進められているのかなというふうに私は思っているんですけれど、事業内容を見ると、そうというふうに判断するよりは、今までの島本町が大事にしてきた、いろいろな人権的な教育とかいうことを基本にしているのかなと思って、そんなに心配する必要はないのかなというふうには、ちょっと思いましたけれども、この公開講座とか道徳の校内研修、それからソーシャルスキル講習ということですけど、具体的には講師の方は決まっていないというふうにおっしゃっているんですけれどね。

できれば、このソーシャルスキル講習などについては、一つはスクール・ソーシャル

ワーカー、こういう方々の講演というんですか、お話を聞くというのも、とても大事なことかと思っております。やはり子ども達の、今、いじめ防止とかいうことが主要に、この道徳の教科化ということについては契機になったということでもありますので、家庭とか地域とか、その背景にある家庭の経済的な問題とか、いろんな問題があると思うんです。その中で、子ども達がどういう状況になっているかというのを、スクール・ソーシャルワーカーの方が良く存じておられますし、実態を知っておられると思いますので、一つはスクール・ソーシャルワーカーの方のお話を聞くというのは、ソーシャルスキル講習としては非常にいいかと思いますし、もう一つは、子どもの人権とかに非常に実践的になさっていますCAPという、子ども暴力防止プログラムとかを実践しておられるCAP活動ですね。そういう方々をお呼びして、実際に講習を受けるということが必要だというふうに思っております。子どもの自尊感情や、自分の権利だけじゃなくて、相手の子どもの権利を尊重するというのはどういうことかというのを、実践的に、体験的に学ぶことができると思いますし、そういったことの採用というのはどうでしょうか。提案させていただきたいと思います。

都市創造部長 それでは平野議員のご質問のうち、議案書の52の10ページの、目 道路 新設改良費の委託料、(仮称)町道百山12号線用地取得等業務についてでございます 今回、(仮称)町道百山12号線につきましては、自転車・歩行者道ということで整備を予定しております。その概算費用といたしまして、4千万円程度を現在見込んでおるという状況でございます。

それと、今回、予定しております町道百山 12 号線の区域内には、サントリーホールディングスさんが保有しています観測井が 1 井ございます。その観測井については、今後廃止をしたいということでご相談を受けておりまして、今後、詳細な協議をするという段階でございます。

それと、今回の自転車・歩行車道を整備するにあたりましては、歩行者や自転車利用者、加えて車利用者の安全を確保することが第一義であると認識をしております。「道路交通法」の改正に伴いまして、自転車利用者への罰則規定が強化されている社会的な状況においては、増加する自転車事故を抑止する必要があるというふうに考えておりまして、それへの対策が必要であるというふうに認識をしております。そのような中、(仮称)町道百山12号線の整備につきましては、カラー舗装による視覚的分離や、路面標示による自転車通行部分の表示などの安全対策を講じて、自転車事故を防止し、歩行者や自転車利用者にとって安全・安心かつ快適な道路空間になるよう、十分留意してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育こども部長 「豊かな人間性を育む取り組み推進事業」に関しまして、講師の件でご ざいますが、先ほども河野議員のほうにご答弁申し上げましたように、本事業は補助金 で 100%賄うということで、これまでの限られた予算の中で、プラス・アルファーで実施ができる研修でございますので、その辺については各中学校区で、これまでなかなか呼べなかったような講師の選定をされるものというふうに考えておりますので、今、ご紹介のございましたようなスクール・ソーシャルワーカー等の講師についても、ご紹介があったという点については、お伝えはしたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 委託料、(仮称) 町道百山12号線用地取得等業務について、お尋ねします。

これは、等価交換の測量分筆に 150 万円、それから道路の実施設計に 400 万円と認識 していますが、まず初めに、前の町道認定のときに私、幅員 4 m というふうに発言して ますけれども、後ほど 4.5 m というふうにも言い直していただいて、認識が間違ってい たということは、ここで申し上げておきます。すみませんでした。

この道路なんですけども、実施設計、大変慎重に行っていただきたいと思っています。前の町道認定のときも申し上げました。JRの線路に隣接しているところでの下水道工事、五反田雨水幹線の工事が先に行われて、それから道路が敷設されるという、順序となればこうなると。しかしながら、五反田の雨水幹線の実施設計業務が国の社会資本整備交付金の内示額が十分ではなかったために、現在行われていない。そうしますと、その雨水幹線の実施設計を見て、どういう工事を行っていくかというのをしっかり把握したうえでないと、この(仮称)町道百山12号線、この道路の実施設計はできないのではないかなと思うのですが、ここのところはいかがなのでしょうかというのが、1点。

もう一つは、この社会資本整備交付金なんですが、府や国とどのような協議をされているんでしょうか。このまま、今年度は下りないなということになるのか、いやいや、そうではなく、ちゃんと手立てをして、今、その返事を待っているからこそ、百山 12 号線の実施設計をあげるのだということになっているのか。その辺り、詳しくご説明いただきたいと思います。

都市創造部長 それでは、戸田議員のご質問にご答弁申し上げます。

(仮称) 町道百山 12 号線の整備にあたりまして、今回、委託料ということで実施設計の補正をお願いするわけでございますが、道路整備にあたりましては、一定、国の社会資本整備総合交付金を活用いたすわけでございますけども、それにあたりましては、一応 28 年度実施に向けて、今現在、概算要望ということで府のほうからも調査依頼が来ておりますので、現在、町としても 28 年度に整備する予定で、概算要望のほうは手続きを進めさせていただいてございます。 仮に 28 年度にできなければ、また 29 年度ということで、引き続き整備費については、特定財源の確保に向けて手続きを進めてまいりたいなというふうに考えております。

それと、具体的な実施設計の内容でございますけども、この新設道路の下には町の雨 水幹線が今後整備されるということもございますので、そこら辺の雨水幹線の埋設高さ 等を十分精査しながら、道路の表面の高さ、それとかJRさんとの離隔等々、そこら辺については十分精査しながら、実施設計については反映をして、遺漏のないように今後の整備に向けて、きっちりと実施設計のほうは計画的に検討していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

上下水道部長 昨日、百山 12 号線の路線認定の際に詳しくご説明させていただいておりますので、その点については省かせていただきますが、現在、その内示額から、この五反田雨水幹線の実施設計業務についての費用がまだ認められていないということで、これも昨日申し上げましたように、追加要望について、大阪府を通じまして国に対して要望しているところでございます。この結果如何によっては、今年度の執行が非常に難しいことも出てまいりますので、実施時期についても、また見直しが必要になってくるんではないかという具合には考えております。

ただ、先ほど都市創造部長からございましたように、この道路整備の実施設計が、雨水幹線の整備の実施設計が終わらないとできないというものではございませんので、それぞれお互いに連携しながら、実施設計のほうは進めてまいりたいという具合に考えております。

以上でございます。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後3時33分~午後3時50分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

- 外村議員 1点だけ、補正予算の土木費の美化推進で緑化樹高木伐採ですか、これは田中議員が資料請求していただきまして、250 万という見積もりですけども、これは内訳も詳細がわかるものということで請求されたのに250万、1本50万円で、何か、エイヤッで決めたような値段ですけど、これで、この見積もりを受けられて、はい、わかりましたという納得されたというのが、ちょっと信じがたいんですが。少なくとも我々には、この250万、なるほど、それはそれぐらいかかるわ、というような説明ができる資料が欲しかったんですけども、これは詳細がなかったんでしょうか。これはどこに依頼されるのか、何社か見積もり取られたのか。その辺のちょっと、250万に決定されたいきさつ、教えてください。
- **都市創造部長** 今回の委託料ということで、250 万円を計上させていただいております。 それにあたってということでございますが、一応、町の職員のほうでも概算でございますけども、積算等はさせていただいております。それと見積もりということで、一定、 森林組合のほうにもお声がけをさせていただいて、一定の額については把握をさせていただきました。その中で250 万ということで、積算をさせていただいてございます。

内訳ということで、一式ということで計上させていただいておりますが、先ほども若干ご答弁をさせていただいたところもございますけども、樹木の伐採、それから根を掘り起こして、それも含めて処分をするということで、その手間とか処分費。それから高木ということなので、クレーン等も使う。それから高所作業所ということで、一定の高所の作業のための機材等も使うということの中で、トータル的に積算をさせていただいて、250万ということで計上させていただいておるものでございます。

以上でございます。

- **外村議員** ということは、まだ、これから何社かに声かけて精査したら、これがもっと下になるであろうということで、エイヤッで概算予算を組まれたということの認識でよろしいんでしょうか。
- **都市創造部長** エイヤッで積算したわけではなく、一定、町のほうで積算をさせていただいております。それと見積もり等も確認させていただく中で、250 万ということは一定適正な価格であるというふうには認識をしてございます。今後は、委託料ということでございますけども、指名競争入札によりまして、業者のほうについては選定をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 それでは1点だけ、質問させていただきます。

財産管理の備品購入ということで、車両を買い換えるということなんですけど、議案 説明で詳細、幾らか聞いているんですが、改めて、車両買い換えのときにリース等を考 えられたのかというのが一つと、あと買い換えられる車両については、どう、今処理す るようになっていますか。

総務部長 今回の車両の更新にあたりましては、一定、リースにした場合と、それから購入にした場合とのシミュレーションをやりました。その結果、6年以上保有する場合は、購入したほうが得であるというふうに結果が出ております。

それから、今回の車両の購入にあたりまして、現在、乗っておる部分は廃車という形で、今回の更新は入札で行いますが、その仕様の中で、車両の廃車も含めて仕様の中で 予定をしております。

以上でございます。

- 清水議員 リースの件、わかりました。今回、今、保有の車両、更新される車両について は廃車ということなんですが、我が会派の伊集院も過去に、消防車両について更新時に、 更新される側の車両を有用に中古車として売るというか、そういう形のことを言ったみ たいなんですが、そのときはNOx規制でそういうことはできなかったみたいなんですが、今回の車両について、そういうことを考えられたことはありますか。
- **総務部長** 今回の車両につきましては、購入をするときに仕様の中で現有車両の廃車も含めて、一応、予定をさせていただいております。

その根拠は、まず、事前に購入希望の車両の業者さん何社かにちょっとヒアリングをさせていただいたときに、今現在、使用している車両そのものが 18 年経過している。それと、今回、買い換え理由としては3連シートになっているんですが、シートの真ん中の部分が破損をしている。その破損部分を修理しようと思えば、大体 40 万から 50 万かかるということで、あまり価値がないということで、いわゆる現有車両は価値としてはゼロだというふうなことを一応聞いておりましたので、今回、購入するときに、そのプラス部分と言いますか、資産の部分というのはないという形の前提でございます。以上でございます。

- 清水議員 今回、そういう形で考えられたというのはわかるんですが、当町にとっては運行に支障、人員を運搬するうえで椅子も悪いということで、当町にとっては有用じゃなくて無用になっているとは思うんですが、買う側の目線に立ったら、例えばシートを全部取って運搬だけに使うとか、そういうことも、買う側の目線というのはまた違うと思うんで、今後についてはどういう形ということないですけど、更新時に廃車というか、こっちが処分する車両、買い入れについては買い入れというような形のことを検討して行かれますか。
- **総務部長** ご指摘の趣旨は、もっともというふうに考えております。今回は、歳出の部分で購入だけをあげております。ご指摘のように、いわゆる現有の車両の価値、もし価値があれば、それを売却して歳入にあげて、歳出の部分では新車を購入するというパターンもあろうかと思いますので、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。
- **戸田議員** (仮称) 町道百山 12 号線、この実施設計について、引き続き質疑したいと思います。

決して否定しているのではなくて、想定によるポジティブな指摘と受け取っていただけるとありがたいんですけれども、五反田雨水幹線の実施設計が平成27年度中に仮にかなわなかった場合、(仮称)町道百山12号線の実施設計、先行することに異議があるんです。予算措置をされることは妥当だとしても、疑義があると。その理由は、過去にNTTのケーブルの問題がありました。大丈夫だろうということで、試掘することなく工事を進めれば、実はケーブルが引っかかってしまったと、そういうふうなヒヤッとすることがございました。

そこで問うのですけれども、実施設計は五反田の雨水幹線の実施設計が出て、JRとの協議がされてからというふうに思うんですが、現在、JRとの協議はまだではないかと思うのですが、この点、いかがなのでしょうか。工事は、ボックスで高さ1m60センチにあたるような管を埋める下水工事になると思います。これがJRの線路にどのような影響を及ぼすのかは、協議が済んでいない限り、未定なわけです。そうすると、JRの協議の中で、仮に線路から少なくとも3.5mを離して欲しいんだというようなことが明

らかになった場合、4.5mの幅員で大丈夫なのですか。こういうことが起こり得るのではないですか、ということを確認したい。

さらに、もし、仮に 50 センチ拡幅したほうが良いという判断をした場合、新たな実施 設計がまた必要になると。それだけではなくて、現在、計画があるわけではないですが、 公表はされていないが関電がどこかに売却された場合、そことの相手交渉が必要になる と思うんですね。そういったことも想定して、この実施設計について考えておられるか。 そこのところを確認しておきたいと思います。

都市創造部長 戸田議員から、実施設計についての再度のお尋ねでございますけども、関電さんとの用地につきましては、等積等価ということで、一定、交換する予定でございますが、実施設計をしないと、その面積が確定しないという現状もございます。

その中で、今現在、4.5 メーターということで一定有効幅員を確保するということで計画をしようと考えておりますが、若干、それよりも面積的に取れる可能性もございますし。ただ、JRとの近接ということで、今後、下水道の雨水幹線を埋設するにあたっては協議によって、一定、埋設位置というのは影響範囲ということもあるんですけども、最大限、今のところ確保できる用地については道路のほうでも確保しようというふうには考えておりますので、あとはそこと雨水幹線を埋設するにあたっての埋設位置ということについては、連携しながら検討する必要があるとは思います。

そういうことを見越したうえで、今後、新たに用地の確保が必要になるのではないかというご疑念、懸念されている点もあろうかと思いますけども、その点については、一定、今回、関電さんの用地交換で確保できる有効幅員として、今、4.5 メーターを計画しておりますので、その範囲の中で雨水幹線が埋設できる位置というのも、ある程度限られてくると思いますけども、今後、JRさんと協議をする中で、最終的な埋設位置については上下水道部のほうで決定されるというふうに認識をしております。

以上でございます。

戸田議員 等価交換されることに関しては全く疑義がなく、町道認定のときも申し上げま したけど、極めて妥当、良き判断だと思っています。

では、今のお話を聞いていると、等価交換をするための測量分筆の条件として、道路 の計画がなければならない、従って実施設計が必要であると、こういうストーリーにな るということになりますか、間違いありませんか、ご答弁、お願いいたします。

都市創造部長 今回、用地測量もあわせて、それと実施設計ということで、あわせて予算を 計上させていただいております。

用地そのものは分筆登記等の事務も発生する中で、最終的に道路用地ということになりますと、道路施設、街路灯等もあると思いますけども、そういう施設も今回、設置が必要になってくると思います。そういう設置にあたっては、やはり実施設計をする中で場所等も正確に決めて、一定の道路幅として必要な幅が、今後、この実施設計の中で決

まってくる部分だと思いますし、特に交差点部分なんかについても、実施設計の中できっちりと詳細部分検討しないと、どこまで要るかというのは最終的に決まらないというふうに認識をしておりますので、その点はやはり実施設計の中で、きっちりと整合性を図る必要があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

河野議員 今の質疑を聞いておりまして、ちょっと、私たちのいただいた資料では思いが至らなかった部分があって聞かせていただいておりましたが、今の部長の答弁であれば、(仮称)町道百山 12 号線整備事業に関わる事業費用について、実施設計を、これは等価交換ということが先に見えているわけですけども、島本町がやる部分というのと、関西電力がおやりになるべき部分というのの分担とか、その辺のところですね。改めて、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。そういったところで等価交換ですし、交換をするわけですから、その先のことは別として、その点、関西電力のほうとしてはどのような措置を等価交換までにおやりになる予定なのかということを、ちょっと訊くのを忘れておりました。その点をお示しください。

それから、実施設計の分の答弁が、ちょっと私は十分に理解しづらい状況です。実施設計をして道路の構造上のことを明らかにしたうえでないと等価交換に至れないということでしたが、それは島本町として協議や交渉の中で必要だと認めたということであるのか、あるいは「道路法」とか様々な協議、今後の契約締結にあたって必要不可欠な手続きであるのか。この二つが両方とも必要なのか、島本町としての判断なのか、その点について、ここも専門的知見を持ち合わせていませんので、お示しいただきたい、ご説明いただきたいと思います。

あとは、先ほどの「豊かな人間性を育む取り組み推進事業」の取り組みですけども、 私たちは住民代表でもありますけれども、政治家でもあり、この内容についてあれこれ と、私たち会派としては踏み込むつもりは毛頭ありません。申し上げたとおり、教職員 の皆さんが従前から考えておられる中で内容を決めていかれて、それが十分に議論があ って、この申請行為は教育委員会、教育こども部がされるだろうと思いますけども、そ ういったものを受けて決めていかれるという経過が非常に大切だと思っておりますの で、その点は先ほどの答弁で、一定、そういう方向で進めていられるであろうと理解を いたしましたので、間違いがなければ、ご答弁は結構です。

ただし、国・府から示されている内容であるとか要綱であるとか、そういった内容や 今後の動向については、議員としては注視をしていかなければならないというふうに思 っておりますので、そこは申し添えます。

以上です。

都市創造部長 それでは、河野議員のご質問にご答弁申し上げます。

基本としては、それぞれが用地の測量、それから分筆等行うということで考えており

ますが、今後、それはまた関電さんとの協議の中で、一定のコスト縮減が図れる方法があれば、お互いに協力をして事務のほうは進めたいと思っておりますけども、原則、町道部分の用地の測量と分筆についてということで、予算のほうは計上させていただいてございます。

それから、実施設計ということで、今回、あわせて実施をさせていただきます。それにあたりましては、先ほども申し上げましたが、今回、(仮称)町道百山12号線の起終点ということで、既設の道路との取り付け関係につきましては、一定、実施設計等する中で、きっちりと精査をする必要がある。そこで道路用地についても決まってくるということで、最終的に道路形態等々も、それである程度確定しますことから、実施設計をする中で精査をしていきたいなというふうに考えておるものでございます。

以上でございます。

河野議員 3問目ですので。関西電力さんといっても、すみません、ちょっと先ほどの質問が十分ではなかったんですけども、道路を造るという点については島本町の仕事であるということでは、実施設計は町道認定の範囲全般に及ぶものとして予定をされているということですね。そのことについて、再確認をいたします。

しかしながら、先方の土地の等価交換をするということについては、もちろん先方の 事務も、そういうことはやっておられると思いますけども、等価交換なり道路としての 整備をするまでの間におやりになる事務ですね。そういったものはどういうものを予定 されているのかというのは、当然、島本町としても先方から説明を受け把握しておくべ きことだと思いますので、その点を、説明をいただきたいと申し上げてますので、お答 えください。そのことは何もない、ということはないと思います。

その点ですね、こちらの今、スケジュールを議会にお示しになっているわけですから、このスケジュールどおり進められるにあたっては、先方としてはどのような事務を控えておられるのか、ということですね。もう一度、お答えください。端的にお答えください。3問目ですので、よろしくお願いいたします。

次回の関西電力との協議・交渉の予定は、いつ頃をご予定されておられますか。答弁を 求めます。

都市創造部長 今回の関電さんとの用地の交換にあたって、関電さんとしての事務ということでございますが、関西電力さんにおかれましても、用地の測量とか登記という部分での業務は、もう進められている分もありますけど、そういう業務が発生しております。それから、今後、関西電力さんとの協議についてということでございますが、本議案が可決いただきましたら、速やかにまた協議のほうは再開していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第52号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第1号)、自由民主党クラブを代表し、討論を行います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,169 万 2 千円を追加し、総額を 117 億 1,169 万 2 千円とするものです。

歳入では、道路橋りょう費補助金や、豊かな人間性を育む取り組み推進事業委託金等が計上されております。

歳出においては、公用車の購入費や緑化樹高木伐採処分費等に、特に(仮称)町道百山12号線道路を新設するにあたり、第43号議案にて路線の認定が行われました。新路線は、東大寺三丁目はもとより東大寺、山崎、広瀬地区等の住民の皆様方には長年にわたり望んでおられ、我々も長年要望していたところで、JR東海道線に沿って西側を歩行者等が利用する道路の整備をすることにより、安全に通勤や通学等に利用でき、また雨水災害対策等にも期待でき、道路取得等の業務に550万円計上されております。

また、大阪府の支援(補助金)による「豊かな人間性を育む取り組み推進事業」では、いじめの認知件数の増加や、熱意を持って勉強している子どもが全国に比べて少ない傾向にあることなどの課題を解決すべく、道徳教育の充実により、思いやりや規範意識など育むことや、子どもの多様な頑張りが認められる場を設定し意欲を高めるなどで推進して、中学校区ごとに事業実施計画書を作成、小・中学校や地域社会と連携するなど、道徳教育の育成を図る取り組みの事業費です。

今回の補正予算は、本町の住民の皆様方にとって大切な課題が多く計上されています。 補助金などを有効に活用していただき、速やかに実施されますよう要望し、賛成いたします。

- **伊集院議長** 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。
- 平井議員 第52号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第1号)に対して、賛成の討論を行います。

今回の補正内容については、概ね妥当な補正予算が計上されているものと理解をして おります。

その中で1点、(仮称) 町道百山12号線用地取得等業務については、JR島本駅が開業する前に、JR東海道線に沿ってJR島本駅まで通勤・通学の利便性を確保して欲しい

との要望が出ていたものと記憶をしております。そういったことから、ようやく道路整備をするための用地取得をされることは大変喜ばしいことだというふうに思っておりますが、歩道から車道への出入り口のところ、JRガード下の通行する車両のところでございますけども、そこは大変見通しが悪く、特に広瀬一丁目から百山側に走行してくる車両は大変視界が悪く、危険性があるものというふうに思っておりますので、その辺、もし整備されるときは十分な安全対策を講じていただくよう要望しまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 52 号議案 2015 年度島本町一般会計補正予算(第1号)に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

概ね、全般にわたり事務事業として必要と認め、賛成するものでありますが、特に以後に示す事業については、実施にあたっては細心の注意と、随時の議会へのご報告が必要とされ、課題があるものと考えております。

一つは、前後いたしますけれども、委託料ですね。土木費道路新設改良費の委託料、 (仮称) 町道百山 12 号線用地取得等業務 550 万に際しましては、種々質疑をさせていた だきました。他の議員の質疑の答弁でも、まだまだ十分でない部分はたくさんあります が、こういったことで先行的に土地を取得され、島本町の道路整備を計画的に進められ るという方向性については、一定、認めるものです。また、都市計画マスタープランに従 って、限界のある様々な道路の課題について解決を図られるということについては賛成 をするものですが、町道認定の議案の中でも申し上げましたように、先方の企業との協 議・交渉の中で、やはり不自然なといいますか、協議をする順番というものを踏まえて いただいて、つど、そういったことは議会にもご報告をしていただく。できれば、議員 全員協議会などということの場所を使って、同時発信という形でやっていただくほうが、 今後、事務を進めていただく中でも、執行部におかれましても有意義であるのではないか と思っておりますので、申し添えます。

また、様々な公共下水道の計画との整合ということもあります。そういったことも含めて、随時のご報告を求め、必要であれば是正を求めるということもあろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

二つ目は、土木費美化推進費、委託料、緑化樹高木伐採処分 250 万です。見積書内訳についての答弁は不十分でした。見積書も、このように一式と示されているのかと、一定の疑問は生じますが、この処分をすることそのものについて否定するものでありません。ただし、過日の議会、本日でも繰り返し申し上げましたとおり、この地域周辺においての高木というのは、それなりの樹齢を持ち、一定の史跡のような周辺地域として住民の皆さんから親しまれた地域であるというふうに考えますので、こういったものの伐採を行う場合に、やはり今後、歴史文化資料館の職員配置・充実を図られて、天然記念

物などへの事務事業について十分な検証がされるというようなことも、同時に行われる ことが望ましいのではないかというふうに考えておりますので、これも申し上げておき ます。

最後に、教育費の報償金、「豊かな人間性を育む取り組み推進事業」講師謝礼及び歳入における委託金について申し上げますが、質疑はもう十分にさせていただきました。現場において議論がなされ、学校として独立した形で様々判断されて、内容を決めていかれるということが大切だと思います。一方では、教職員の皆さんの今現状では、文部科学省の調査でも明らかなように、日々の授業、子ども達一人ひとりがわかる授業、一人ひとりが伸びる、成長する授業をするために費やす時間があまりにも少ない。中心業務に費やす時間があまりにも少ないという教職員の実態は、すでに国の調査でも明らかですし、その中で、日々、豊かな人間性を育む教育の実践に粉骨砕身取り組まれている教職員の方から、内部から湧き出るような形の要望や、様々な取り組みを期待しております。そのための環境整備として、議員が様々、今後、環境整備の改善を図るということでは、やはり少人数学級であるとか、先ほどの中学校の給食で貧困と格差を是正していくような、そういったことの取り組みを、私たちは心していかなければならないというふうに思っております。

そのことを申し述べまして、全体としては、このまま事業を進めていただくということにおいて賛成といたします。

伊集院議長 本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第52号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第52号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、6月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。 お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成27年島本町議会6月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は9月3日、午前10時から会議を開きます。 本日は長時間にわたり、大変お疲れ様でございました。

(午後4時22分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第45号議案 工事請負契約の締結について(町立第一小学校耐震補強工事)
- 第46号議案 工事請負契約の締結について(町立第二小学校耐震補強等工事)
- 第47号議案 工事請負契約の締結について (町立第四小学校耐震補強等工事)
- 第48号議案 工事請負契約の締結について(町立第一中学校耐震補強等工事 (第1期))
- 第49号議案 工事請負契約の締結について(町立第二中学校給食棟増築工事)
- 第50号議案 動産の買入れについて
- 第51号議案 島本町税条例の一部改正について
- 第52号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第1号)

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 6 月25日

島本町議会議長

署名議員(5番)

署名議員(13番)

平成27年島本町議会6月定例会議の結果は次のとおりである。

事件番号	本町議会も月足例会議の結果は次のとおりである。 件 名		結	果	<u>I</u>
	議長の常任委員辞任について	6 許	月 2		日 可
一般質	1. AEDの設置、運用に対する町の考え方について 2. 税金の滞納状況とその取組みについて	関	II Ē	義	員
	少子高齢化社会における島本町の取組みについて	田	!" 中:	議	員
	「空き家」対策について	平	# #	議	員
	1.「空き家対策」について 2.「住宅扶助」について	野	// 村	議	員
	1. 自転車交通政策について問う	戸	" 田 ;	議	員
	1.「空き家対策特別措置法」施行によりどう変わるのか本町の空き家対策 2. 国保運営を町から大阪府に移すことが決定したが町の対応策はどうか	外	" 村 「	議	員
	1. 〜第三小学校(第四保育所)整備基本構想〜 現場・保護者の意見を聞いて決定を 2. 知的・精神障がい者の雇用促進について 島本町での直接雇用の検討、実施を急げ	河	" 野	議	員
	1.「18歳選挙権」について 2. 自転車安全利用について	Ш	# 場	議	員
	1. 子ども達の放課後、夏休み等の生活を豊かに するために2. 町道の安全について3. 公務員の憲法順守義務について	佐	藤 [議	員
	1. 水無瀬駅前タクシー車庫跡地売却について 2. し尿中間処理施設の広域連携について	6 村		4 議	日員
	 個人情報漏えいの危険性のあるマイナンバー制度の延期を! 民間保育園について 「楠公680年祭」への補助金について 	平	" 野 į	議	員
	1. 防犯灯について 2. 通学路について	清	" 水 :	議	員
第 2 号報告	平成26年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越 計算書の報告について	報	ッ 告 を	承	る

事件番号	件 名	結果
第43号議案	町道路線の認定について	6月24日原案可決
第44号議案	工事請負契約の締結について (桜井跨線橋補修・補強工事その3)	原案可決
第45号議案	工事請負契約の締結について (町立第一小学校耐震補強工事)	6 月 2 5 日原 案 可 決
第46号議案	工事請負契約の締結について (町立第二小学校耐震補強等工事)	" 原 案 可 決
第47号議案	工事請負契約の締結について (町立第四小学校耐震補強等工事)	" 原 案 可 決
第48号議案	工事請負契約の締結について (町立第一中学校耐震補強等工事(第1期))	原案可決
第49号議案	工事請負契約の締結について (町立第二中学校給食棟増築工事)	原 案 可 決
第50号議案	動産の買入れについて	原 案 可 決
第51号議案	島本町税条例の一部改正について	原 案 可 決
第52号議案	平成27年度島本町一般会計補正予算(第1号)	原 案 可 決